SELECTED JAPANESE TEXTS
FOR UNIVERSITY STUDENTS

(Encyclopedias, Dictionaries and Newspapers)

VOLUME II

COMPILED BY
SERGE ELISSÉEFF
AND
EDWIN O. REISCHAUER

THIRD PRINTING

PUBLISHED FOR THE
HARVARD-YENCHING INSTITUTE
HARVARD UNIVERSITY PRESS: CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS
1948

SELECTED JAPANESE TEXTS

FOR UNIVERSITY STUDENTS

(Encyclopaedias, Dictionaries and Newspapers)

VOLUME II

COMPILED BY

SERGE ELISSÉEFF

AND

EDWIN O. REISCHAUER

A-610962-PB - 3 vol [2 PA] [1 PB]

PUBLISHED FOR THE

HARVARD-YENCHING INSTITUTE

HARVARD UNIVERSITY PRESS: CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS

1948

THIRD PRINTING

PHOTOLITHOGRAPHED BY
THE MURRAY PRINTING COMPANY
WAKEFIELD, MASSACHUSETTS

日本文拔萃

卷二

TABLE OF CONTENTS

Reference Works 1

1. *Dai hyakka jiten* (Encyclopaedia) 1
   - *a. Rikugun* (Army) 1
   - *b. Kaigun* (Navy) 7
   - *c. Mariyana guntō* (Marianas or Ladrone Islands) 17
   - *d. Rajio* (Radio) 19
   - *e. Rakkasan* (Parachute) 23
   - *f. Chirigaku* (Geography) 23

2. *Shinsen dai jimmei jiten* (New Biographical Dictionary) . . . 25

3. *Nihon chimei daijiten* (Dictionary of Japanese Geography) . . . 27

4. *Dai Nihon chimei jisho* (Dictionary of Japanese Geography) . . 28

5. *Nihon shakai jii* (Dictionary of Japanese Life and Customs) . . . 29

6. *Nihon keizai-shi jiten* (Dictionary of Japanese Economic History) . 30

7. *Kokushi daijiten* (Dictionary of Japanese History) 33

8. *Shiseki kaidai* (Critical Bibliography of Historical Works) . . . 34

9. *Nihon bungaku daijiten* (Dictionary of Japanese Literature) . . 36

10. *Kokusho kaidai* (Critical Bibliography of Japanese Books) . . . 37

11. *Tōyō rekishi daijiten* (Dictionary of Oriental History) 38

12. *Bukkyō daijiten* (Dictionary of Buddhism) 44

13. *Bukkyō daijii* (Dictionary of Buddhism) 45

14. Japanese Dictionaries 49
   - *a. Kotoba no izumi* 49
   - *b. Daijiten (Heibonsha)* 50
   - *c. Jien* 52
   - *d. Daijiten (Ueda Mannen)* 53
   - *e. Jigen* 54

15. *Shin Shina daijiten* (New Chinese Dictionary) 55

Newspapers (*Tōkyō Asahi Shimbun*, January and February, 1941) . 56

1. War and Foreign Affairs 56

2. Politics 76

3. Editorials 88

4. Economics 97

5. Miscellaneous 111

大百科事典

平凡社版

昭和八年

リクグン　陸軍　海軍及び空軍と相俟つて陸上に於て國家を防衛する軍備をいふ。我國の空軍は獨立せずして、陸軍及び海軍の一部として存在する。國軍の總兵力、陸軍及び海軍兩兵力の按排は、國家の政策、國防方針及び作戰計畫、地理的關係、列國の情勢就中假想敵國の情勢、人員及び馬匹の質と量、財政及び資源等の國防的諸要素に基づいて決定されるものであるが、敵國武力の中心を破壞し、戰爭に最終の決を與へるは、專ら陸軍の力に俟たざるべからざることに留意しなければならぬ。しかし戰爭に要する陸軍兵力を平時より維持することは、假令富力大なる國家と雖も到底財政の許すところでないので、平時に於ては有事の際速かに戰時の編制に移り得ると共に、戰時所要の兵力を準備することを目途とし、併せて國家威信の保持、海外居留民の保護、國內靜謐の維持等常備のため必要なる最小限度の兵力竝に編制を以て滿足するを一般とする。これを平時編制とし、戰時動員によつて膨脹擴大する戰時編制と區別する。この點海軍と著しく趣を異にするところである。

【編制】現在我が陸軍の平時編制は、軍隊、官衙、學校及び特務機關より成り、現役軍人及び軍屬を以てこれを編成するを原則とし、必要に應じ豫備役、後備役の軍人を編入することがある。軍隊と稱するものは、朝鮮軍司令部（一）、臺灣軍司令部（一）、關東軍司令部（一）、師團（一七）、臺灣守備隊（歩兵二箇聯隊及び山砲兵大隊）、獨立守備隊（未發表）、臺灣及び滿洲に在る重砲兵大隊、憲兵隊、支那駐屯軍（歩兵二隊）にして、各地に配置す。これを各兵部隊に區分すれば歩兵七十聯隊、戰車二聯隊、騎兵二十五聯隊、砲兵三十一聯隊と九大隊、高射砲兵一聯隊、航空兵二十八中隊（飛行機二十六中隊、氣球二中隊）、鐵道二聯隊、電信二聯隊、工兵十七大隊、輜重兵十五大隊であつて、將士總計約二十三萬人とする（右の部隊は獨立守備隊、支那駐屯軍、各學校教導隊を除く）。

【沿革】（一）上古　神武天皇の中洲を平定給ふや、文武一途海內皆兵にして、兵權は總て皇室にあり、征討ある毎に天皇躬ら元帥となり、時として皇后、皇太子の代らせ給ふことはあつても、これを臣下に委ね給ふことはなかつた。この間に仲哀天皇の親征、日本武尊の東征、神功皇后の遠征等があつた。垂仁天皇の朝屯倉を創めしより漸次これを增加して、殆ど國郡に遍きに至り、各地に部曲を置き、これをして屯田を耕し糧食を積ましめ、各部は皆臣、連、伴造、國造を以てこれを總領し、その最も貴い者を大臣、大連とした。

（二）中古　大化中興の新政は、屯倉を廢し臣、連の領するところの各部を罷め、以て盡く公民となし、兵權全く朝廷に歸し、兵部省を置いて軍事を掌らしめ、文武初めて職を分つに至つた。持統天皇三年勅して、全國の人民四分の一を徵して兵をなし、武事を演習せしめられるや、擧國皆兵の制一變して徵兵となり、ついで文武天皇大寶令を制定せらるるや、軍制大いに備はり、諸國に軍團を設け、

兵馬の權は平時は兵部省これを執り、事ある時は臨時任命する將帥これを握り、また六衞の官常にその所屬の兵を握つて宮闕を護り、大宰府は防人司を指揮して外寇に備へ、諸國軍團は管下壯丁の三分の一を徵收して兵となし、これを訓練して衞士、防人に供し、且つ地方の警備に任じ軍團數約百三十にして兵士十萬人に餘つた。然るに爾後天下太平にして士氣漸く衰へ、聖武天皇の時特に壯者を募り、健兒と稱してこれを諸國に配備し、光仁天皇の朝地方の豪民弓馬に堪へるものを點して番上せしめ、贏弱の兵士を農に赴かしめ、兵農分離の端を開き、爾後軍團は漸次その實を失ひ、朝廷及び國衙また兵力を有せざるに至り、地方豪族の勢漸次增大して遂に武士となり、兵農全く分離するに至つた。（三）近古　建久三年頼朝征夷大將軍に任ぜらるるに及び、兵馬の權は政權と共に全く武門に歸した。足利氏の衰ふるに及び、群雄割據互にその領域を攻略せしが、織田氏について豐臣氏天下を統一し、やがて德川氏に及び、封建の制全く成つた。然るに爾後太平約三百年兵備頗る緩み、軍制漸く虛文に流れて、これを實地に用ふべからず、その末期に至り兵器の進歩は銃陣、砲隊の編成となり、城壘、砲臺の構築を促したりと雖も、到底宇内の形勢に伴はず、動もすれば外侮を受けんとするの危機を招來した。明治維新となり、政權の朝廷に歸すると共に封建の制を改め、兵制また古に復した。（五）近代　明治元年軍務官を設け兵制を統轄せしむ。二年軍務官を廢し兵部省を置く。三年常備兵員を定め、洋式を斟酌して兵制を一定し、始めて徵兵規則を設く。四年東京、大阪、東北、鎭西の四鎭臺を設く。五年兵部省を廢し陸、海軍の二省を置いて、陸海軍の事務を分掌せしめ、徵兵令を公布して全國徵兵の制を確立し、帝國臣民一般に兵役に服する義務を負擔せしむるに至り、またこの年近衞兵を新設す。六年初めて徵兵を召集して諸兵種を設け、團隊を編成す。卽ち全國を六軍管に分ち、各軍管に鎭臺を置き、歩兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十八中隊、工兵十小隊、輜重兵六隊、海岸砲兵九隊を編成す。別に近衞の部隊あり。七年近衞部隊を歩兵二聯隊基幹のものに編成し、且つ軍旗を制定授與した。十一年陸軍軍務を三大別し陸軍省、參謀本部及び監軍本部を置き、十二年全國を七軍管、十四師管に分ち、各軍管に鎭臺を置く。十五年一月勅諭を陸海軍軍人に賜ひ、我が建軍の本義を闡明し、且つ軍人の遵由すべき大道を諭し給ふ。この年更に軍備擴張の計畫を立て、十八年より左の兵力を整備することに決した。歩兵二十八聯隊、聯隊は三大隊編成とす。騎兵七大隊、大隊は三中隊編成とす。野戰砲兵七聯隊、聯隊は三大隊とし二大隊を野砲、一大隊を山砲とす。工兵七大隊、大隊は二中隊編成とす。輜重兵七大隊、大隊は二中隊編成とす。屯田兵は歩兵四大隊、騎砲、工各一隊とした。七月朝鮮に亂あり、歩兵二中隊を派遣し、我が公使を護衞せしむ、また東京鎭臺の一部を福岡に派し、熊本鎭臺の兵と共に混成旅團を編成し、これに備へしが出征に至らずして事止む。十七年朝鮮に亂あり、歩兵二大隊を京城に派遣す。二十年監軍部及び軍事參議官を置く。二十一年參軍官制を定め、參軍の下に陸海軍の各參謀本部を置く。また新たに師團司令部條例を公布し在來の軍隊を近衞以下七師團に編成した。二十二年參軍官制を廢し、新たに陸海軍參謀本部條例を發布す。二十三年要塞砲兵を創設し、漸次要塞所在地に配備す。二十六年戰時大本營の制を定む。二十七八年戰役前には、十五年の陸軍擴張計畫の大部完成し、且つ軍制就中行李、輜重、兵站竝に動員業務及び帥兵術もまた面目を一新して該戰役に臨み、大いに清軍を擊破して國威を發揚した。二十九年第七乃至第十二師團及び騎兵二旅團、砲兵二旅團の增設を定む。而して新設諸隊は翌三年十二月初めてその一部を設置し、概ね三年の後に於て平時編制を完了した。三十一年元帥府を置き、監軍部を廢して、教育總監部を置く。三十七八年戰役は我が陸海軍共に曠古の偉勳を奏し、能く交戰の目的を達したが、該戰役に於ける我軍の編制は、二十七八年戰役後改正の編制によりしものなるも、作戰の進捗に伴ひ、兵力を要すること愈〻多く、臨時に數多の部隊を編成した。その主なるものを擧ぐれば、野戰師團四箇、後備師團二箇、後備混成旅團七箇、後備歩兵旅團六箇、及び獨立重砲兵旅團一箇等にして、これより小なる部隊の臨時に編成したものに至つては殆ど枚擧に遑ない。この役後平時の陸軍を擴張して十九師團となし、なほ騎兵二旅團、野砲兵一旅團、山砲兵三大隊、交通兵一旅團を增設し、要塞砲兵を重砲兵と改稱して、その二旅團を新設した。大正三年世界大戰起り、帝國はドイツに對し宣戰し、第十八師團を基幹とする攻城軍を派遣して青島を攻略した。五年新たに二師團增設に著手し、これを朝鮮に置き、九年完成した。十一年世界大戰の結果、我が陸軍も整理の必要を生じ、諸般の編制を改むると同時に、野砲兵三旅團司令部、野砲兵六聯隊、山砲兵一聯隊、重砲兵一大隊を廢し、新たに野戰砲兵二旅團司令部、野戰重砲兵二聯隊、騎砲兵一大隊及び飛行二大隊を設く。十四年再び軍備整理の必要に迫られ、四師團司令部竝にこれに伴ふ部隊その他若干を廢し、戰車一隊、高射砲一聯隊、飛行二聯隊、臺灣山砲兵一大隊等を新設し、軍備の大整理を行ひ内容の充實に力む。昭和二年徵兵令を改正し、兵役法を制定して今日に及んでゐる。（松下）

リクグンウンユブ　陸軍運輸部　陸軍に屬する人馬、物件の船舶輸送及びこれと聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有または使用する汽船を管理し、船舶輸送用補助物件を整備保管し、且つ必要に應じその管理する船舶及び搭載の人馬物件に對し檢疫消毒を施行する所であつて、部長は陸軍大臣に隷する。本部を宇品に置き、出張所を神戸、門司、釜山、大連、塘沽、基隆に置く。（松下）

リクグンカガクケンキュージョ　陸軍科學研究所　陸軍の兵器及び兵器材料に關する科學を調査研究する所であるが、分類すれば化學兵器（毒瓦斯關係の兵器及び材料）の研究調査、未來戰兵器の研究創案、その他科學一般の調査研究である。東京市淀橋區大久保にあつて、所長は陸軍技術本部長に隷してゐる。本所は元陸軍火藥研究所と稱し、火藥及び鑛山の煙筒より毒物の如きを調査してゐたのであつたが、大正八年四月に新たに科學の研究機關を設けて改稱されたのである。なほ最近まで火藥の研究に當つてゐたが、その事項は陸軍造兵廠に移管された。（松下）

リクグンカンゴク　陸軍監獄　軍法會議所在地に置き、監獄長は師團長、臺灣軍司令官、朝鮮軍司令官、または關東軍司令官に隷屬す。陸軍監獄を分ちて衞戍刑務所及び拘禁所の二種とし、前者には懲役監、禁錮監を置き、後者には拘留場及び拘留監を置く。（松下）

リクグンギジュツホンブ　陸軍技術本部　陸軍所要の兵器（陸軍航空本部管掌器材を除く）及び兵器材料の考案、審査及び制式統一をなし、これ等兵器及び兵器材料の檢査を統理し、陸軍技術の調査及び研究竝に試驗を行

ひ、その改良進歩を圖る所であつて、東京市淀橋區大久保にある。本部長は陸軍大臣に隷し、部務を總理し、陸軍技術將校（編制の定むるところにより服務し、陸軍技術を掌る者をいふ）、陸軍工科學校を卒業したる砲工兵科將校及び兵器技術を掌る陸軍技師を管轄し、陸軍科學研究所及び陸軍工科學校を統轄する。官廳または民間より兵器及び兵器材料に關する技術につき指導の依頼あるときは、これに應ずることが出來る。（松下）

リクグンキネンビ　陸軍記念日　日露戰役に於ける陸軍戰勝の偉績を永久に國民の記憶に留めんがため、陸戰に最後の決を與へたる奉天會戰中、戰況最も有利に進展して遂に奉天を占領したる三月十日を以て陸軍記念日と定め、毎年陸軍諸部隊は勿論民間の諸團體等にても何等かの記念の催しの行はれるのが例となつてゐる。（松下）

リクグンキョーイク　陸軍教育　陸軍の教育は軍隊教育を基礎とし、特殊のものに對しては學校教育によつてこれを補備し、兩者相俟つてその完璧を期するものである。

【軍隊教育】軍隊教育の目的は軍人及び軍隊を訓練して戰爭の任に當らしむるにある。而して戰爭のため緊要缺くべからざる要素は、堅確なる軍人精神竝に嚴肅なる軍紀である。故に軍隊教育はこの要素を涵養するを以て主眼とする。軍隊教育令に於て示す教育は次の如くである。（一）一般教育　本教育の目的は、兵及び各級幹部を訓練し、以て精鋭にして且つ堅實なる軍隊を練成するにある。これがため教育年度を若干期に分け、その區分及び各期に於て實施すべき課目の標準は、教育順次表を以て示される。（二）特業教育　本教育の目的は、所要の下士、兵に一般教育のほか戰鬪のため必要なる特別の技能を修得せしめ、以て精練なる特業者を養成するにある。特業と稱するは、通信手、鍛工手、觀測手、高射砲手、照射手、自動車手、喇叭手の如きものをいふ。（三）將校教育　本教育の目的は、將校をしてその性格、德操を涵養し、學識、技能を練磨し、統御の道を體得し、以てその職責を完全に遂行せしむると共に、陸軍將校團の目的を達成するに必要なる教育を施すにある。（四）士官候補生在隊間の教育　本教育の要は、軍隊の實情を明かにし、階級に相當する勤務を實習し、且つ陸軍士官學校教育に連繫し、その學術を練習せしめ、益〻堅確なる志操を涵養し、高潔なる品性を陶冶し、もつて他日將校となり、國家の干城たるに恥ぢざる性格、技能を具備せしむるにある。（五）少尉候補者教育　本教育は概ね見習士官の教育に準じ、その素養と經歷とに鑑み、適切に實施するを要する。（六）准士官、下士教育　本教育の目的は、幹部たるに必要なる性格、德操を涵養し、且つ實務に關する學識、技能を練磨し、以てその職責を完全に遂行せしめ、併せて將來に於ける向上發達の素地を付與するにある。（七）下士候補者教育　本教育の目的は、幹部たるべき性格、德操を涵養し、下士たるに必要なる學識、技能を具備せしめ、且つこれに將來の發達に資すべき素地を與ふるにある。（八）上等兵候補者教育　本教育の目的は、兵卒の優秀なる者に對し、一般兵の模範となり、上等兵の職務をとり、且つ所要に應じ簡單なる實務につき、下士を代理し得るの技能を具備せしむるにある。（九）幹部候補生教育　本教育の目的は、堅確なる志操と高潔なる品性とを陶冶し、以て將校たるべき人格を養成し、且つ戰時初級士官たるに必要なる能力を具備せしむるにある。（一〇）短期現役兵教育　本教育の目的は、堅確なる軍人精神を涵養し、嚴肅なる軍紀に慣熟し、克く軍隊の眞情を理解せしむると共に、概ね下士に必要なる學術竝に汎く軍事に關する一般的知識を修得せしめ、以て國民教育と軍隊教育との連繫を適切ならしむるの識量を養成するにある。（一一）補充兵教育　本教育の目的は、特に軍人精神を涵養し、一般教育を受けたる兵卒に伍して、戰鬪及び戰時の諸勤務に從事し得るの技能を養成するにある。（一二）勤務演習教育　本教育は復習のため行ふ教育と、豫、後備役將校、下士進級のため行ふ教育とに分ける。前者の目的は專ら戰鬪及び戰時の諸勤務に堪へ得べき能力を保持增進せしむるにあり、後者の目的は特に進級のため必要なる技能を修得せしむるにある。

【學校教育】學校は幹部たるべき軍人を養成補充し、またはこれを練成すべき教育機關である。陸軍の學校は三長官にそれぞれ分管せしめられる。（甲）教育總監の管轄に屬する學校は次の如くである。（一）陸軍幼年學校　陸軍將校たることを志願する者のうちより適任者を選拔して生徒となし、陸軍士官學校豫科生徒たるに必要なる素養を與ふるため、軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し、軍人精神を涵養するところである（東京）。生徒の修業期間は三年とする。（二）陸軍士官學校　陸軍各兵科（憲兵科を除く）士官となすべき生徒及び學生を教育するところである（東京）。生徒を分ちて豫科生徒及び本科生徒とする。豫科生徒は陸軍幼年學校を卒業したる者、または陸軍將校たることを志願し、召募試驗に合格したる者を以てこれに充てる（修業期間二年）。本科生徒は士官候補生にして所定の隊附勤務を修得したる者を以てこれに充てる（修業期間一年十月）。學生は陸軍各兵科（憲兵科を除く）少尉候補者たる特務曹長、曹長または軍曹を以てこれに充てる（修業期間一年）。（三）陸軍砲工學校　砲工兵科の少尉を以て學生となし、砲工兵各科の勤務に必要なる學術を敎授するところである（東京）。學生の修學期は概ね一年（普通科）とし、その修學を終りたる學生中より各兵科ごとに三分の一以内を選拔し、更に一年間在學せしめ（高等科）、なほ須要の學術を修めしめる。高等科卒業者または各兵科（憲兵科を除く）尉官中、技術將校として適任なる見込ある者を選び員外學生とし、必要なる學科を研究せしめる。その修學期間は高等科卒業者にありては三年三月、步、騎、航空、輜重兵科尉官にありては五年三月を通常とし、員外學生は砲工學校に於て約三月乃至二年三月修學の後帝國大學に派遣し、更に必要なる學術を研究せしめる。但し若干名を外國駐在員として海外に派遣修學せしめることがある。（四）陸軍教導學校　步、騎、砲兵科現役下士官となすべき學生を教育する所であつて、仙臺、熊本（以上二校は步兵科のみ）、豐橋の三校がある。學生は下士官候補者たる步、騎、砲兵科現役兵にして、所定の期間在營したる者を以てこれに充てる（修業期間一年）。（五）陸軍步兵學校　學生に射擊、戰術及び通信術を修得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸學術の調査研究を行ひ、以て步兵教育の進步を圖り、竝に携帶火兵、機關銃、戰車その他步兵用兵器、器具材料等の研究試驗を行ふ所である。なほ本校に軍用犬の育成訓練を行ふため軍犬育成所を置く（千葉）。（六）陸軍騎兵學校　學生に馬術、戰術、射擊及び通信術等を習得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸學術の調査研究を行ひ、以て騎兵教育の進步を圖り、竝

に騎兵用兵器、器具材料等の研究試驗を行ふ所であつて、校長は騎兵監に隷す（習志野）。（七）陸軍野戰砲兵學校　學生に射撃、戰術、觀測通信術竝に駄法等を修得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸學術の調査研究を行ひ、以て野戰砲兵及び高射砲兵（重砲兵にあつては高射砲）の教育の進歩を圖り、竝に野戰砲兵及び高射砲兵用兵器、器具、材料等の研究試驗を行ふ所であつて、校長は砲兵監に隷す（下志津）。なほ右の外特定の聯隊の下士官候補者に砲兵科現役下士官たるに必要なる教育を行ふ。（八）陸軍重砲兵學校　學生に工兵技術、戰術及び交通術を修得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸學術の調査研究を行ひ、工兵教育の進歩を圖り、また上等工長に必要なる學術を教育し、竝に工兵用兵器、器具材料等の研究試驗を行ふ所であつて、校長は工兵監に隷す（松戸）。（一〇）陸軍戸山學校　學生に體操、劍術及び喇叭譜等の訓練をなし、且つ體操、劍術及び喇叭譜等に關する調査、研究及び試驗を行ひ、竝に軍樂生徒に樂手補たるに必要なる教育をなし、且つ軍樂に關する調査、研究及び試驗を行ふ所である（東京）。（一一）陸軍通信學校　學生に通信に關する學理及び技術を修得せしめ、且つ通信に關する學術の調査、研究を行ひ、以て通信技術の統一進歩を圖り、竝に通信器材の研究、試驗、無線通信器材の審査檢査及び固定無線所の建設、補修等を行ふ所である（東京）。なほ無線電信を掌る工兵科現役下士官となすべき生徒を教育する。（一二）陸軍自動車學校　學生及び兵に自動車に關する學術を修得せしめ、且つ自動車に關する學術の調査研究を行ひ、以て自動車に關する學術の進歩を圖り、竝に自動車及びこれに關する器材の研究及び試驗を行ふ所である。（一三）陸軍習志野學校　軍事に關する科學の教育竝に調査研究を行ふ所である（習志野）。本校は最近化學戰の趨勢に伴ひ、昭和八年八月に新設され、翌九年より學生を入校せしめる豫定である。（乙）陸軍大臣の管轄に屬する學校は次の如くである。（一）陸軍飛行學校　學生に航空に關する諸般の學術を修得せしめ、これを各部隊に普及し、常にこれ等諸學術の調査研究を行ひ、以て航空兵教育の進歩を圖り、且つ航空に關する兵器器材の研究試驗を行ふ所であつて、校長は陸軍航空本部長に隷す。飛行學校は學校によりその教育及び調査研究竝に試驗の科目を異にする（所澤、下志津、明野、濱松）。（二）陸軍工科學校　陸軍砲工兵工長となすべき生徒及び兵器技術を掌る砲工兵科士官となすべき學生を教育し、砲、工兵工長たる學生に陸軍技術に關する學術を修得せしめ、且つこれ等學術の調査研究及び試驗を行ふ所であつて、校長は陸軍技術本部長に隷す（東京）。（三）陸軍經理學校　學生をして經理部に必要なる學術を修得せしめ、且つ陸軍經理に關する學術の調査及び研究を行ひ、併せて陸軍經理に關する業務に從事する者の教育に要する圖書の編纂をなす所である（東京）。（四）陸軍軍醫學校　學生をして衞生部に必要なる學術を修得せしめ、且つ軍陣醫學及び軍陣藥學を研究し、軍事衞生に關する試驗を行ひ、併せて陸軍衞生に關する業務に從事する者の教育に要する圖書の編纂をなす所である（東京）。（五）陸軍獸醫學校　學生をして獸醫部に必要なる學術を修得せしめ、蹄鐵工長候補者に對し必要なる教育を施し、獸醫部に必要なる學術及び材料を研究調査し、軍用動物の衞生に關する試驗を行ひ、細菌學豫防品及び治療品の製造をなし、併せて軍用動物衞生に關する業務に從事する者の教育に要する圖書の編纂をなす所である（東京）。（六）憲兵練習所　憲兵科士官となすべき學生を教育し、憲兵科下士官及び上等兵たる學生に憲兵の本務に關する學術を修得せしめる所であつて、所長は憲兵司令官に隷す（東京）。（丙）參謀總長の管轄に屬する學校は次の一校である。（一）陸軍大學校　將校をして高等用兵に關する學術を修得し、併せて軍事研究に須要なる學識を增進せしめ且つ高等用兵に關する學術の研究を行ふ所である（東京）。（松下）

リクグンキョーカダイ　陸軍教化隊　陸軍兵にして屢〻刑罰または懲罰に處せらるるも容易に改悛の狀なき者を收容し、これを教導感化するところであつて、これを姫路市に置き、第十師團長の管理に屬す。（松下）

リクグンケイホー　陸軍刑法　陸軍軍人に適用する刑法。軍の鞏固なる成立は、軍紀の嚴肅を以てその最大要件となし、軍紀の嚴肅は軍人に課するに特別なる服從義務を以てしなければならぬ。從つて常に峻嚴なる紀律の下に立たしむるの要ある軍人に對しては、普通の刑罰法の外更に軍刑法が制定される。即ち常人にあつては罪とならざる行爲も、軍人にあつては特にこれを罪となし、また等しく罪となるべき行爲も、軍人に對しては更にこれを嚴にせざるを得ないものがある。陸軍刑法はこの必要に基づける刑法であつて、普通刑法に對し特別刑法たる關係を有するものである。陸軍刑法は陸軍の害をなすものを懲すものなるを以て、陸軍軍人、陸軍所屬の學生生徒、軍屬及び陸軍の勤務に服する海軍軍人に適用するは勿論、これ等の者の身分が構成要件たるべき犯罪行爲に共犯したる場合（逃亡、抗命の如き犯罪に加擔せる等）、及び特種の事項（哨兵に對する暴行、軍用物の損壞、戰地に於ける掠奪、召集の遲刻等）に關しては、常人にもまたこれを通用する。刑は主として罪の種類によりその輕重を定めるものであつて、主刑（懲役、禁錮）及び附加刑（沒收）とし、叛亂、擅權、辱職の罪の如きは概ね死刑に處し、その他の罪と雖も敵前に於ては殊に重くして、多くは死刑に處する。死刑は陸軍法務を管理する長官の定める場所に於て銃殺し、懲役は無期及び有期とし、監獄に拘置し定役に服せしめる。禁錮は無期及び有期とし監獄に拘置し、沒收は犯罪行爲を組成したる物、または該行爲に供せんとしたる物、または該行爲より生じ、またはこれにより得たる物を官に沒收する。多衆共同の暴行を鎭壓するため、または敵前に在る部隊の急迫に臨み軍紀を保持するため、已むを得ざるに出でたる行爲はこれを罰しない。但しその必要の程度を超えたる行爲は、情狀によりその刑を減輕または免除することがある。普通刑法または他の法令の罪となるべき行爲についてもまた然りである。陸軍刑法の罪は行爲の性質に應じ、これを叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、違令及び俘虜に關する十一に分ける。（松下）

リクグンコークーホンブ　陸軍航空本部　陸軍航空に關する事項の調査、研究試驗及び

立案、航空兵諸部隊の航空兵科專門教育の齊一進歩、航空に關する器材の審査及びその制式の統一、竝に器材の修理、購買、貯藏、補給及び檢査を掌るところであつて、東京市麹町區隼町に在る。本部長は陸軍大臣に隷し、陸軍飛行學校を管轄する。また陸軍士官學校を巡閲し、當該兵科學生生徒の教育につき意見あるときは、これを教育總監に通報する。（松下）

リクグンショー　陸軍省　内閣の一省。陸軍に關する軍政を掌る所であつて、陸軍大臣（陸軍大、中將を以てこれに任ず）は内閣員中に列し、陸軍軍政を管理し、陸軍軍人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する。陸軍大臣はその主任の事務につき法律勅令の制定、廢止及び改正を要することがある時は案を具へて閣議に提出する。またその職權若しくは特別の委任により省令を發し、警視總監、北海道廳長官、府縣知事に指令または訓令を下すことが出來る。而して所部奏任官の進退、及び所部官吏の敍位敍勳は内閣總理大臣を經てこれを上奏し、判任官以下の進退はこれを專行することが出來る。但し事の軍機軍令にかかり奏上するものは、天皇の旨によつてこれを内閣に下付せらるるの件を除く外、陸軍大臣より内閣總理大臣に報告をする。政務次官及び參與官は、一般行政に關し陸軍大臣を補佐するけれども、軍機軍令に關する事項には及ばないのである。陸軍省には大臣官房及び人事、軍務、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局を置く。陸海軍省は、明治元年正月に海陸軍務總督を設置したことをその創始とする。それが同年二月に軍防事務局となり、更に軍務官となり、翌二年には兵部省となり、五年にこれを廢して陸軍省及び海軍省が置かれ、ここに初めて陸海軍省が分離した。（松下）

リクグンソーコ　陸軍倉庫　龍山及び大連に置き、朝鮮及び滿洲陸軍部隊所要の糧秣、被服、陣營品、衞生材料、獸醫材料及び蹄鐵の貯藏、調辨、製造、補給を掌るところであつて、倉庫長は朝鮮軍司令官または關東軍司令官に隷する。（松下）

リクグンソーサイ　陸軍總裁　德川幕府の職名。陸軍奉行の上にあつて同じく歩、騎、砲三兵の統轄をなした。席は若年寄の次、文久二年幕府の陸軍改革により新設され、德島藩主蜂須賀齊裕これに任じ、慶應元年老中松前宗廣代り、同三年老中兼任の新令によつて松平乘謨任命され、翌明治元年正月勝義邦代つたが、同四月辭職し、ついで廢止された。

リクグンソーヘイショー　陸軍造兵廠　陸軍所要の兵器（陸軍航空本部管掌器材を除く）の考案及び設計をなし、陸軍所要の兵器その他の軍需品、海軍所要の火藥及び一般火藥類の製造及び修理をなし、これ等製品及び兵器材料の檢査をなし、且つ軍用火藥に關する調査、研究を行ふ所であつて、長官は陸軍大臣に隷してゐる。本廠は小倉市に、工廠は東京、名古屋、大阪及び小倉に、直轄製造所は平壤にこれを置く。（松下）

リクグンチクジョーブ　陸軍築城部　陸軍所轄の防禦營造物の建築及び檢査、要塞の備砲工事竝に築城技術に關する調査及び研究を掌り、工事中の防禦營造物及び國防用の土地を管轄するところであつて、本部は東京市麹町區代官町に、支部は防禦營造物の建築上必要の場所にこれを設置する。本部長は陸軍大臣に隷してゐる。（松下）

リクグンチョーバツレイ　陸軍懲罰令　陸軍軍人のなしたる犯行に對し、統帥權に基づき科するところの制裁、即ち懲罰を律せる軍令をいふ。從つて本令に於ける懲罰は、國家の司法權に基づき犯罪に科する制裁たる刑罰とは、その性質を異にする。懲罰令にいふところの犯行とは、陸軍軍人たるの本旨に背き、または軍事の定制に違ひ、その他軍紀を害し、風紀を素る行爲にして陸軍刑法の罪に該らざるものをいふ。而して懲罰と刑とはその性質を異にするを以て、同一の行爲に對して二種の制裁を併科するを妨げずと雖も、この兩者は共に軍秩保持の必要上科せられる制裁なるが故に、陸軍刑法の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては、懲罰を併科するを許さない。これに反して陸軍刑法以外の法令の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては、軍事の必要によつては、更に懲罰を科することが出來るのである。（松下）

リクグンハジメ　陸軍始　毎年一月八日に各衞戍地で行はれる陸軍の儀式であつて、その衞戍地所在の陸軍軍隊が觀兵式を行ふことになつてゐる。東京に於ては大元帥陛下親しく臨御あらせられて閲兵遊ばされる。この陸軍始めの濫觴は、明治三年正月十七日明治天皇親しく宮城内舊本丸跡で軍神を祭り、國運の長久と武威の宣揚とを祈らせられ、祭典後軍隊の閲兵を行はせられたに始まる。（松下）

リクグンヒフクショー　陸軍被服廠　陸軍被服品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、陸軍縫工長及び靴工長の養成に任じ、且つ被服に關する試驗を行ふ所であつて、本廠（東京）及び支廠（大阪、廣島）より成る。本廠長は陸軍大臣に隷する。（松下）

リクグンブカン　陸軍武官　陸軍將校、同相當官、准士官、下士官を總稱する。武官はこれを各兵各部に分け、また各階級に區分すること次頁表の如し、その服役、進級、分限に關してはそれぞれの項にあり。※武官進級令・服役・將校の分限・現役定限年（松下）

リクグンブギョー　陸軍奉行　德川幕府の職名。歩、騎、砲三兵の總帥、老中支配、高五千石、席は駿府城代の上であつた。嘉永年間外警の事起りし以來、幕府は軍制國防の改進を企て、種々の施設を實行したが、なほその徹底を期し、文久元年五月、勘定、講武所、軍艦各奉行及び大小目附等を軍制掛となしてその調査を命じた。二年六月軍制掛より歩、騎、砲三兵の制を設けて洋式の編成法に倣はんとの請願があつたのでこれに從ひ、同十二月始めて三兵を設置し、歩兵は歩兵奉行、騎兵は騎兵奉行、砲兵は大砲組之頭（後、砲兵頭）各〻これを率ゐ、而して陸軍奉行がこれらを統轄した。最初の奉行は講武所奉行大關忠裕、ついで土井利善、竹中重固、神保相德、松平乘謨、溝口勝如、稻葉正巳、石川總管、淺野氏裕等を經て慶應三年十月竹中重固再任し、翌明治元年二月免官となり、ついで廢止された。（大塚）

リクグンフクセイ　陸軍服制　陸軍の服制は正裝、禮裝、通常禮裝、軍裝、略裝の五種に區別せられ、近衞騎兵聯隊附下士官兵及び軍樂部下士官兵は、禮裝及び通常禮裝を缺き、自餘の下士官兵は軍裝及び略裝のみとする。正裝及び禮裝は正衣袴正帽及びこれに相應する裝具、軍裝及び略裝は軍衣袴（夏衣袴）軍帽及びこれに相應する裝具を附け、各兵科、各部、階級、特技はそれぞれ定色、衿部徽章、肩章、徽章、飾緒等を以て區別する。正裝は四大節、特に拜謁のため參内するとき、勳章親（奉）授式のとき、一般大禮服著用のとき等に用ひ、禮裝は宮中若しくは皇族の晩餐に陪するとき、任官補職の令書拜受のため參内する時、一般通常禮服著用のとき等に用ひ、通常禮裝は宮中若しくは皇族の午餐に陪する時、御座所に於て拜謁のため參内する時、命課布

陸軍武官官等竝に兵等級表

官等	區分	憲兵	步兵	騎兵	砲兵	工兵	航空兵	輜重兵	經理部	衛生部	獸醫部	軍樂部
勅任官	將官	陸軍大將										
勅任官	將官	陸軍中將							經理部將官相當官：陸軍主計總監	衛生部將官相當官：陸軍軍醫總監、陸軍藥劑總監	獸醫部將官相當官：陸軍獸醫總監	
勅任官	將官	陸軍少將							陸軍主計監	陸軍軍醫監、陸軍藥劑監	陸軍獸醫監	
奏任官	各兵科佐官（上長官）	陸軍憲兵大佐	陸軍步兵大佐	陸軍騎兵大佐	陸軍砲兵大佐	陸軍工兵大佐	陸軍航空兵大佐	陸軍輜重兵大佐	經理部上長官：陸軍一等主計正	衛生部上長官：陸軍一等軍醫正、陸軍一等藥劑正	獸醫部上長官：陸軍一等獸醫正	
奏任官	各兵科佐官（上長官）	陸軍憲兵中佐	陸軍步兵中佐	陸軍騎兵中佐	陸軍砲兵中佐	陸軍工兵中佐	陸軍航空兵中佐	陸軍輜重兵中佐	陸軍二等主計正	陸軍二等軍醫正、陸軍二等藥劑正	陸軍二等獸醫正	
奏任官	各兵科佐官（上長官）	陸軍憲兵少佐	陸軍步兵少佐	陸軍騎兵少佐	陸軍砲兵少佐	陸軍工兵少佐	陸軍航空兵少佐	陸軍輜重兵少佐	陸軍三等主計正	陸軍三等軍醫正、陸軍三等藥劑正	陸軍三等獸醫正	
奏任官	各兵科尉官（士官）	陸軍憲兵大尉	陸軍步兵大尉	陸軍騎兵大尉	陸軍砲兵大尉	陸軍工兵大尉	陸軍航空兵大尉	陸軍輜重兵大尉	經理部士官：陸軍一等主計	衛生部士官：陸軍一等軍醫、陸軍一等藥劑官、陸軍一等看護官	獸醫部士官：陸軍一等獸醫	軍樂部士官：陸軍一等樂長
奏任官	各兵科尉官（士官）	陸軍憲兵中尉	陸軍步兵中尉	陸軍騎兵中尉	陸軍砲兵中尉	陸軍工兵中尉	陸軍航空兵中尉	陸軍輜重兵中尉	陸軍二等主計	陸軍二等軍醫、陸軍二等藥劑官、陸軍二等看護官	陸軍二等獸醫	陸軍二等樂長
奏任官	各兵科尉官（士官）	陸軍憲兵少尉	陸軍步兵少尉	陸軍騎兵少尉	陸軍砲兵少尉	陸軍工兵少尉	陸軍航空兵少尉	陸軍輜重兵少尉	陸軍三等主計	陸軍三等軍醫、陸軍三等藥劑官、陸軍三等看護官	陸軍三等獸醫	陸軍三等樂長
判任官	各兵科准士官	陸軍憲兵特務曹長	陸軍步兵特務曹長	陸軍騎兵特務曹長	陸軍砲兵特務曹長、陸軍砲兵上等工長	陸軍工兵特務曹長、陸軍工兵上等工長	陸軍航空兵特務曹長	陸軍輜重兵特務曹長	經理部准士官：陸軍上等計手、陸軍上等縫工長、陸軍上等靴工長	衛生部准士官：陸軍上等看護長、陸軍上等磨工長	獸醫部准士官：陸軍上等蹄鐵工長	軍樂部准士官：陸軍樂長補
判任官	各兵科下士官	陸軍憲兵曹長	陸軍步兵曹長	陸軍騎兵曹長	陸軍砲兵曹長、陸軍砲兵一等火工長、陸軍砲兵一等鞍工長、陸軍砲兵一等銃工長、陸軍砲兵一等鍛工長	陸軍工兵曹長、陸軍工兵一等木工長、陸軍工兵一等機工長、陸軍工兵一等電工長	陸軍航空兵曹長	陸軍輜重兵曹長	經理部下士官：陸軍一等計手、陸軍一等縫工長、陸軍一等靴工長	衛生部下士官：陸軍一等看護長、陸軍一等磨工長	獸醫部下士官：陸軍一等蹄鐵工長	軍樂部下士官：陸軍一等樂手
判任官	各兵科下士官	陸軍憲兵軍曹	陸軍步兵軍曹	陸軍騎兵軍曹	陸軍砲兵軍曹、陸軍砲兵二等火工長、陸軍砲兵二等鞍工長、陸軍砲兵二等銃工長、陸軍砲兵二等鍛工長	陸軍工兵軍曹、陸軍工兵二等木工長、陸軍工兵二等機工長、陸軍工兵二等電工長	陸軍航空兵軍曹	陸軍輜重兵軍曹	陸軍二等計手、陸軍二等縫工長、陸軍二等靴工長	陸軍二等看護長、陸軍二等磨工長	陸軍二等蹄鐵工長	陸軍二等樂手
判任官	各兵科下士官	陸軍憲兵伍長	陸軍步兵伍長	陸軍騎兵伍長	陸軍砲兵伍長、陸軍砲兵三等火工長、陸軍砲兵三等鞍工長、陸軍砲兵三等銃工長、陸軍砲兵三等鍛工長	陸軍工兵伍長、陸軍工兵三等木工長、陸軍工兵三等機工長、陸軍工兵三等電工長	陸軍航空兵伍長	陸軍輜重兵伍長	陸軍三等計手、陸軍三等縫工長、陸軍三等靴工長	陸軍三等看護長、陸軍三等磨工長	陸軍三等蹄鐵工長	陸軍三等樂手

備考　一、元帥府に列せらるる陸軍大將には特に元帥の稱號を賜ふ

達式の時、伺候式の時、一般通常服著用の時に用ひ、軍裝は秋季演習及び廠ある演習の時、衛戍勤務に服する時、命課布達式、宣誓式、入隊式または除隊式の時等に用ひ、略裝は右の諸場合に該當せざる場合に用ひる。（松下）

リクグンブンカン　陸軍文官　陸軍に於て公務に服する文官をいふ。普通文官、教官、技術官、法官、監獄官及び通譯官に分け、一般文官と同じく親任官、勅任官、奏任官、判任官に區別する。陸軍大臣、陸軍次官は現役武官であつても在職中は官制上文官である。また政務次官、參與官も文官である。（松下）

リクグンヘイ　陸軍兵　陸軍上等兵、一等兵及び二等兵の階級にあるものをいふ。卽ち昭和六年十一月十日現在に於て次表の如し。

各兵科兵							衛生部兵	軍樂部兵
陸軍憲兵上等兵	陸軍步兵上等兵	陸軍騎兵上等兵	陸軍砲兵上等兵	陸軍工兵上等兵	陸軍航空兵上等兵	陸軍輜重兵上等兵	陸軍上等看護兵、陸軍上等磨工兵	樂手補
	陸軍步兵一等兵	陸軍騎兵一等兵	陸軍砲兵一等兵	陸軍工兵一等兵	陸軍航空兵一等兵	陸軍輜重兵一等兵	陸軍一等看護兵、陸軍一等磨工兵	
	陸軍步兵二等兵	陸軍騎兵二等兵	陸軍砲兵二等兵	陸軍工兵二等兵	陸軍航空兵二等兵	陸軍輜重兵二等兵、陸軍輜重兵特務兵	陸軍二等看護兵、陸軍二等磨工兵、補助看護兵	

縫工卒、靴工卒たるものは、その後備役を終るまで現に有する等級の縫、靴工卒たることになつてゐる。＊兵卒・服役（松下）

リクグンリョーマツショー　陸軍糧秣廠　陸軍糧秣品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、且つ糧秣に關する試驗を行ふところであつて、本廠（東京）及び支廠（大阪、宇品）より成り、本廠長は陸軍大臣に隷する。本糧秣廠は明治三十年三月十三日に創設されたものである。（松下）

リクグンレイシキ　陸軍禮式　陸軍軍人、軍隊の敬禮及び陸軍の儀式を定めたる軍令である。軍人と稱するは、陸軍の制服を著用したる將校、同相當官、准士官、下士官及び兵をいふ。儀式には儀仗、堵列、伺候式、觀兵式、禮砲式、軍旗迎送式の六種がある。（松下）

カイグン　海軍　陸軍及び空軍と相俟つて海上面より國家を防護する軍備をいふ。現代の海軍は海上に於ける作戰の目的を以て、特に建造せられたる艦船と、特に訓練せられたる軍隊とを基本兵力とし、これに關係ある特殊の陸上の設備とを以て、組織編成せられてゐる。【任務】戰時にあつては敵の海上兵力を掃蕩して海上權を掌握し、一にはわが沿海の地を敵の攻撃より保護し、二にはわが海上航路を確保し、三には敵の海面を封鎖する。また或は我が陸軍の輸送揚陸を掩護し、或は敵の策源地を攻撃する等、敵をして屈伏せしむるにある。平時にあつては海賊に對する海上の治安、海難に對する海上の保安等、海上諸般の警備に任じ、戰時事變に際しては、在外邦人の保護救援に當り、國際紛議に對する外交の後援をなし、軍艦の外國派遣による國交の親善と國威の發揚に益し、また水路の測量、海上氣象の觀測、潮流の調査、海圖及び水路誌等の調製により海運竝に水產業の發達に資する。【構成】現代の海軍は軍事的には海上部隊と陸上部隊とよりなり、政治的には軍政機關と軍令機關とに分れてゐる。海上部隊は軍艦その他の海軍艦船をいひ、これを代表するものが艦隊である。陸上部隊は鎭守府、要港部その他海軍諸官衙をいひ、艦隊その他海上部隊活動の策源をなすものである。次に軍政機關は軍事行政を掌り、軍令機關は軍の統帥を行ふものである。イギリス、アメリカその他責任政府の國に於ては、主權の下に海軍の首長たる海軍大臣が軍政、軍令を一元的に統轄するが、ひとり我國はその制度を異にし、軍政機關の首部を海軍省といひ、これに長として海軍大臣を置き、軍令機關の首部を海軍軍令部と稱し、その長に海軍軍令部長を置き、いづれも天皇に直隷して獨立の權能を有し、條規法令に從ひ區處を分つてそれぞれ行政と統帥とを二元的に分掌してゐる。これを統帥權の獨立といふのである。故に艦隊若しくは鎭守府等の長は軍政に關しては海軍大臣の區處を受け、軍令に關しては海軍軍令部より傳達を受けることになつてゐる。【起原】世界に於ける海軍の起原は明かでないが、地中海方面にあつてはギリシャ時代に於て、既に海戰の用に供する目的を以て軍艦が建造せられ、罪人或は敵國の俘虜を橈手として峻嚴なる訓練が行はれ、ついでローマ時代に於ては造船の術大いに進歩し、衝角及び船樓を有せる二段橈、三段橈の軍艦が製造せられ、ローマ及びカルタゴの間には激烈なる海上の爭覇戰が行はれた。また北海方面のイギリスに於ては、九世紀の後半、アルフレッド大王がデンマーク人の侵襲を防ぐため、治下の船舶を召集して艦隊を組織し、且つ海岸要地に軍港を設置したのを以てイギリス海軍の起原と稱してゐる。東洋方面にあつては、地理的關係及び政策上の理由により、海軍の創設は西洋に比して甚だ遲く、初めて海軍を設けたのは歐米と交通を開始したる十八世紀以來のことに屬する。支那はその歷史の古くして國內攻戰の多かつたに拘らず、海防に關する施設は全然閑却せられ、その長き海岸線は上下三千年を通じて殆ど無防禦のままに放置せられたがため、一たび倭寇の侵掠を受くるや渤海より安南に至るまで全國海岸を擧げて忽ちその蹂躙するところとなつたのである。またわが國にあつては神武天皇船師を率ゐて東征せられて以來、三韓交通時代に於ては、海上の設營大いに整備したが、天智天皇の御代、三韓を拋棄して退嬰的鎖國の政策を執るに至つてから、海上の經營防備全く萎靡弛廢し、沿海の地は內外海賊の跳梁に委し、蒙古來襲の時の如きは、海上にむかへ擊つべき一隻の兵船すらなき有樣であつた。ついで足利時代から戰國時代にかけて鮮支の海岸を劫掠した倭寇は、その勢ひ猖獗を極めたが、素より烏合の海賊團であつて國防のために備へた海軍ではない。また豐臣秀吉が征韓の役に用ひた水軍なるものも、ただ單に普通の船舶に陸戰の軍士を乘せたに過ぎず、海軍として特殊の施設と訓練とを有せるものではなかつた。これに反し當時朝鮮に於ては、多年倭寇の劫掠に惱んだ結果、沿岸要港に水師營を設けて艦船を常備し、水軍節度使を置いて海防のことを掌らしめ、海軍としては我國よりも一日の長があつた。これわが水軍が遂に志を得なかつた所以である。その後德川幕府の鎖國政策は大艦の建造禁止と相俟つて我國の海防施設は全くその跡を絕ち、幕府及び諸藩の船奉行なるものは、將軍の遊覽船や諸大名の渡海船を管理するに過ぎず、國を擧げてただ一隻の國防の任に當る軍艦もなく、一八五三年（嘉永六年）アメリカ艦隊の浦賀來航を見るに至つたのである。【我國海軍の創設】十八世紀に入つて以來、歐米諸國の船舶頻に我國に來航するに及び、德川幕府に於ても漸く海防の必要を認めて、西洋式海軍の創設を決し、まづ國內に於ける大船建造の禁令を解き、沿海諸藩に軍艦の建造を奬勵すると同時に軍艦購入をオランダ政府に依頼した。然るに時恰もクリミヤ戰爭中で、軍艦の賣買不可能なりしため、オランダ政府は一八五五年（安政二年）自國軍艦スムービング（長さ二十九間、幅六間、砲五門）をわが國に寄贈し來り、幕府はこれを觀光丸と命名したが、これわが海軍に於ける最初の汽走軍艦である。然るに我國人中これが操縱運轉の術を知る者なきため、オランダの忠告に基づき長崎に初めて海軍傳習所を設け、オランダ海軍軍人を聘して幕府及び諸藩から選派せる生徒に對し海軍諸術科を修得せしめることとなつた。後年我國海軍の建設者となつた勝麟太郎（安芳）、榎本釜次郎（武揚）等はこの時の傳習生である。かくて我國人の海軍技能は大いに進み、一八六〇年（萬延元年）には邦人のみの手によつて軍艦咸臨丸をアメリカのサンフランシスコに回航せしむるに至つた。爾來幕府は或は軍艦の建造を外國に依賴し、或は外國の軍艦を購入し、また軍港を橫須賀に開き、造船所及び修理工場を東京、橫須賀、橫濱、神戶、長崎等に設け、海軍操練所を東京に移す等、銳意熱心海軍の整備充實につとめ、明治維新の際幕府の所有した艦船は、軍艦九隻、汽船二十五隻に達し、この外、沿海の諸藩また各自の海軍を有したのである。然るに幕府の海軍總督たりし榎本釜次郎は明治政府に屈するを肯ぜず、幕府の

艦船八隻を率ゐて函館に走り、官軍に抗したが、屢〻暴風に遭つて艦船の破損するもの多く、戰また利あらずして軍艦のすべてを失ひ、遂に官軍に降服するに至つた。この戰爭のため幕府が十餘年間苦心經營になれる軍艦の大部分を喪失し、有能の乘員また多く死歿し、我國海軍の發達に一大頓挫を來たしたのである。【我が國海軍の發達】幕府倒れて明治新政府成るに及び、幕府の殘艦及び諸藩の艦船を中央政府に收めて全國の海軍を統一し、軍防事務局（のち兵部省と改む）を置いて海陸の軍備を統督せしが、明治五年、兵部省を廢して新たに海軍省が設けられた。その時に於けるわが海軍は、軍艦十四隻、運送船三隻で、その總排水量約一萬四千噸に過ぎなかつた。これよりさき明治三年兵部省に於ては、軍艦二百隻、運送船二十隻を二十年間に建造し、爾後毎年十隻づつを補助する海軍大擴張案を立ててこれを政府に建議し、ついで明治六年には計畫を改め十八年間に、甲鐵艦二十六隻、大艦十四隻、木艦三十二隻、小艦十六隻その他雜船を加へて合計百四隻となしたが、いづれも財政の關係上實施するに至らなかつた。とはいへ、當局者の抱負の大なりしを窺ふに足る。かかる間にわが海軍は專ら範をイギリス海軍にとつて、海陸に於ける諸施設の充備につとめ、明治三年には東京築地の海軍操練所を海軍兵學寮と改めて、海軍將校の養成所となし、同六年には横須賀造船所竣成して、軍艦二隻（淸輝、迅鯨）の建造に著手し、同八年には品川提督府を廢して横濱に東海鎭守府を開き、同十七年、これを横須賀に移して横須賀鎭守府と改稱し、同十九年には、吳及び佐世保鎭守府を設置し、同二十三年には新たに軍艦旗を制定し、またこの間に多數の軍艦を外國に於て建造し、或は外國から購入し、わが海軍の基礎は漸く確立するに至つた。しかして一方國内にあつては明治七年佐賀の亂あり、同九年には萩の變あり、同十年には西南の役あり、また對外的には明治七年臺灣征討の擧あり、同八年には朝鮮江華島事件あり、同十五年及び十七年にもまた朝鮮の事變あり。これら内外の兵亂に際し、わが海軍は事毎に軍事的に作動して機宜の對策を誤らず、大いにその威力を發揚することを得た。かくて明治二十七年日清戰爭開始當時に於けるわが國海軍の勢力は木艦及び小軍艦までも加へて二十八隻五萬七千六百噸であつた。しかしてこの戰爭に於て、わが海軍は一隻の軍艦をも失ふことなく、敵の軍艦一萬六千餘噸を捕獲し、大いにわが海軍力の増加を來したのである。日清戰爭後に於ける三國干渉は、いたくわが國民の國防觀念を刺戟し、ロシヤを對照として海陸軍備の大擴張を行ふこととなり、海軍に於ては戰前の計畫を改め十年繼續を以て、戰艦六隻、一等巡洋艦六隻を基準とする一大艦隊を建造することとなつた。然るに當時わが國の造船技術は未だ歐米に及ばなかつたため、これ等艦艇の全部は英米獨佛の諸國に建造を依頼したが、明治三十六年を以て全部の完成を告げ、翌三十七年、日露の開戰を見るに至つたのである。その時に於けるわが海軍の勢力は、戰艦六隻、裝甲巡洋艦八隻、快速巡洋艦四隻、その他の軍艦二十隻、驅逐艦十九隻、水雷艇八十餘隻、これが總排水量二十七萬餘噸であつた。この戰爭に於ても、わが海軍はロシヤの全海軍を旅順口及び日本海に完全に擊滅し、捕獲敵艦はわが喪失艦艇よりも多くまたも戰爭のため却つて勢力を増加するに至つた。支那海軍及びロシヤ海軍を滅ぼし、東洋の海上權を獨占したるわが海軍は、自らアメリカ海軍と競爭するの勢ひを馴致し、兩國共に擴張また擴張殆ど勢ひの底止するところを知らず、しかも時恰も歐洲戰爭による財界の好況に惠まれて、わが海軍は多年の懸案であつた八八艦隊の計畫を實施するに至り、その完成期たる大正二十年（一九三一）に於ける我が海軍勢力は、その排水量

第一表

國別＼艦種	主力艦 隻數	主力艦 排水量	補助艦 大巡洋艦 隻數	補助艦 大巡洋艦 排水量	補助艦 輕巡洋艦 排水量	補助艦 驅逐艦 排水量	補助艦 潛水艦 排水量	航空母艦 排水量	特種艦 排水量
英	一五	四二七、八五〇	一五	一四六、八〇〇	一九二、二〇〇	一五〇、〇〇〇	五二、七〇〇	一三五、〇〇〇	九一、四九〇
米	一五	四五六、二〇〇	一八	一八〇、〇〇〇	一四三、五〇〇	一五〇、〇〇〇	五二、七〇〇	一三五、〇〇〇	四九、五六一
日	九	二六六、五〇〇	一二	一〇八、四〇〇	一〇〇、四五〇	一〇五、五〇〇	五二、七〇〇	八一、〇〇〇	六一、四三〇
佛		一七五、〇〇〇	協定未成					六〇、〇〇〇	二八、六四四
伊		一七五、〇〇〇	協定未成					六〇、〇〇〇	七、一八〇

考備
一、本表の數字は可能保有量の最大限を示す
二、大巡洋艦とは口徑六・一吋以上の備砲を有する巡洋艦をいふ
三、本協定の有效期限は一九三六年とす

第二表

	主力艦 隻	主力艦 排水量	大巡洋艦 隻	大巡洋艦 排水量	輕巡洋艦 隻	輕巡洋艦 排水量	驅逐艦 隻	驅逐艦 排水量	潛水艦 隻	潛水艦 排水量	航空母艦 隻	航空母艦 排水量
日	一〇	二九八、四〇〇	八	六八、四〇〇	一九	九〇、二五五	一〇八	一二六、九六五	六七	七〇、九七三	三	六一、二七〇
英	一五	四七三、六五〇	一五	一四六、八〇〇	三九	一九四、一六五	一五一	一六七、〇〇一	五九	五六、六二九	六	一一五、三五〇
米	一八	四六八、〇七〇	一一	一一一、八〇〇	一一	五七、六八〇	二四四	二五九、〇六六	一一六	七六、八八〇	七	一二八、五五〇
佛	九	一九五、〇四一	五	五〇、〇〇〇	一四	一二八、一九六	六一	七九、二八二	五四	四二、三三八	一	二二、一四六
伊	四	八六、五二七	四	四〇、〇〇〇	三	五九、八六五	七四	七四、七四八	四二	四九、三三四	一	四、八八二

考備
一、本表は昭和六年（一九三一年）九月三十日日本海軍軍令部の調査による
二、本表は艦齡に關係なく既成艦全部につき統計す
三、日英米の主力艦はロンドン條約效力發生後三十箇月以内に條約規定量に減少す
四、米國航空母艦中には補助航空母艦を含む

第三表

國別＼艦種	戰艦 隻	戰艦 排水量	巡洋艦 隻	巡洋艦 排水量	海防艦 隻	驅逐艦 隻	潛水艦 隻	雜種艦 隻
ドイツ	八	一〇一、一二〇	一〇	四四、四一六	｜	二三	｜	｜
ロシヤ	五	一二四、六〇〇	七	四五、三八〇	｜	五八	二	｜
アルゼンチン	二	五五、八八〇	六	四〇、二八三	二	九	四	一七
ブラジル	二	三六、四〇〇	三	九、八〇〇	一	一三	四	二
チリー	一	二八、〇〇〇	五	二七、八九〇	一	五	六	一
支那	｜	｜	六	一八、五〇〇	｜	一四	｜	三四
キューバ	｜	｜	二	三、二五五	六	｜	｜	一
デンマーク	｜	｜		｜	四	一三	一六	｜
ギリシャ	三	四五、〇五〇	二	一二、五五六	四	一七	二	｜
オランダ	｜	｜	二	一四、一〇〇	四	二四	二三	一〇
メキシコ	｜	｜		｜	三	｜	｜	
ノルウェー	｜	｜		｜	四	二九	八	九
ペルー	｜	｜	二	六、四〇〇	｜	一	二	一
ポーランド	｜	｜		｜	｜	五	｜	一三
ポルトガル	｜	｜	四	七、一六一	｜	一〇	四	
ルーマニヤ	｜	｜	二	二、七三六	四	八	一	
シャム	｜	｜		｜	六	六	｜	
スペイン	二	二〇、九〇四	九	六一、〇八〇	七	三五	一六	八
スウェーデン	｜	｜	一	五、〇〇〇	一〇	二九	一八	
トルコ	二	二三、九〇〇	四	三、六二〇	｜	一二	四	
ユーゴスラビヤ	｜	｜	二	五、〇〇〇	｜	一三	四	
ウルガイ	｜	｜	一	三、二五五	｜	一		

一、戰艦の中には巡洋戰艦を、驅逐艦の中には驅逐隊嚮導艦及び水雷艇を、海防艦の中には砲艦を含む
二、雜種艦の中には練習艦、母艦、水雷敷設艦、掃海艇、河用砲艦等を含む
三、本表の外なほ海軍兵備を有する國若干あるもいづれも兵力微弱なるを以てこれを略す
四、本表は國際軍備年鑑、英國ブラッセー海軍年鑑、日本海軍軍令部參考用圖表を參照作製した、各調査時期等を異にせるを以て多少の相違あるを免れず

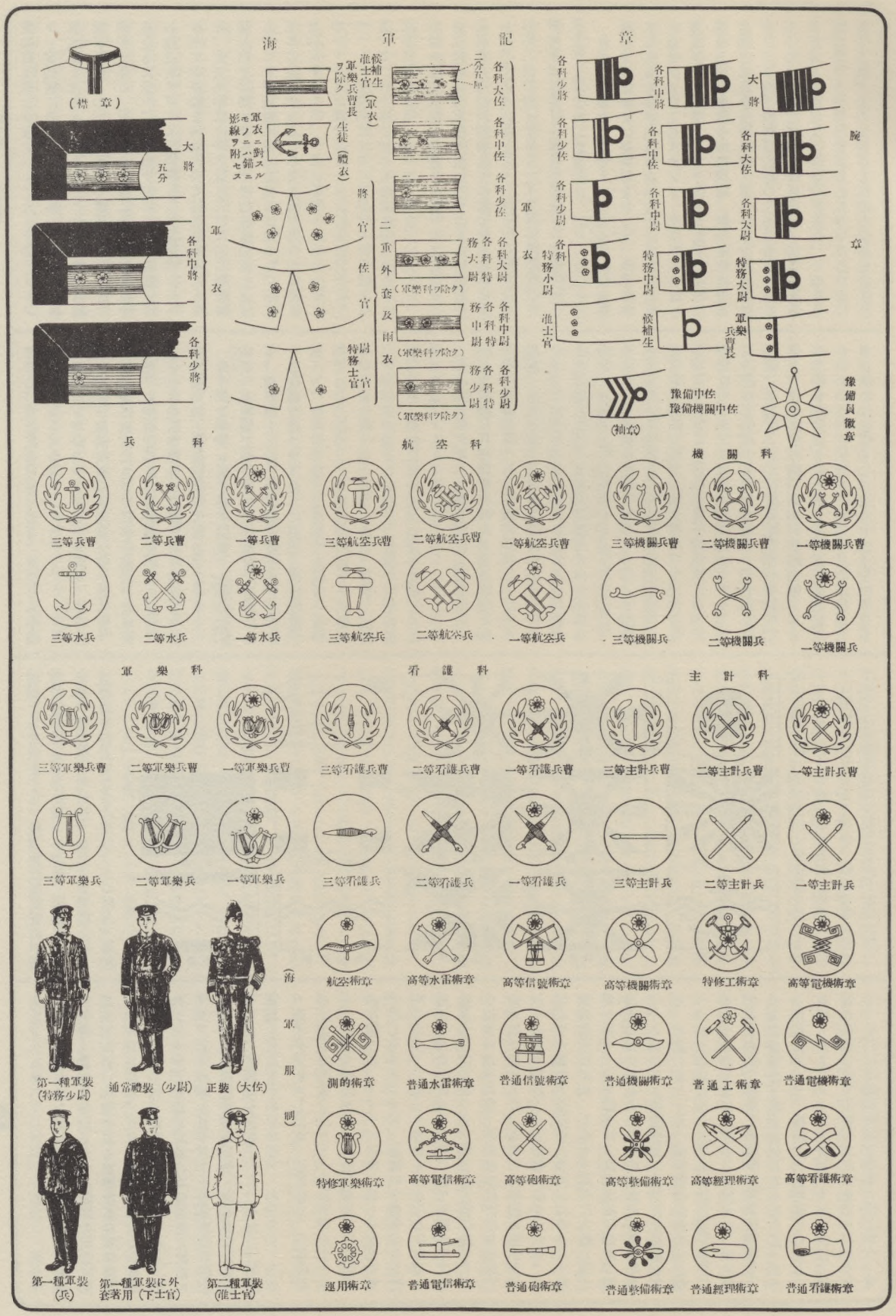
海軍記章
（襟章）
大將
五分
各科中將
各科少將
軍衣
軍衣ニ對スルモノニハ錨ニ影線ヲ附セス
候補生
准士官（軍衣）
軍樂兵曹長ヲ除ク
生徒（禮衣）
將官
佐官
尉官
特務士官
軍衣
二重外套及雨衣
各科大尉
各科特務大尉
各科中尉
各科特務中尉
各科少尉
各科特務少尉
（軍樂科ノ除ク）
各科大將
各科中將
各科少將
各科大佐
各科中佐
各科少佐
各科大尉
各科中尉
各科少尉
各科特務大尉
各科特務中尉
各科特務少尉
准士官
候補生
軍樂兵曹長
豫備中佐
豫備機關中佐
（袖章）
豫備員徽章
兵科
航空科
機關科
三等兵曹
二等兵曹
一等兵曹
三等航空兵曹
二等航空兵曹
一等航空兵曹
三等機關兵曹
二等機關兵曹
一等機關兵曹
三等水兵
二等水兵
一等水兵
三等航空兵
二等航空兵
一等航空兵
三等機關兵
二等機關兵
一等機關兵
軍樂科
看護科
主計科
三等軍樂兵曹
二等軍樂兵曹
一等軍樂兵曹
三等看護兵曹
二等看護兵曹
一等看護兵曹
三等主計兵曹
二等主計兵曹
一等主計兵曹
三等軍樂兵
二等軍樂兵
一等軍樂兵
三等看護兵
二等看護兵
一等看護兵
三等主計兵
二等主計兵
一等主計兵
第一種軍裝（特務少尉）
通常禮裝（少尉）
正裝（大佐）
（海軍服制）
航空術章
高等水雷術章
高等信號術章
高等機關術章
特修工術章
高等電機術章
測的術章
普通水雷術章
普通信號術章
普通機關術章
普通工術章
普通電機術章
特修軍樂術章
高等電信術章
高等砲術章
高等整備術章
高等經理術章
高等看護術章
運用術章
普通電信術章
普通砲術章
普通整備術章
普通經理術章
普通看護術章
第一種軍裝（兵）
第一種軍裝に外套著用（下士官）
第二種軍裝（准士官）

實に百萬噸を突破すべく、大正十年、ワシントン會議前に於てすらも、英、米に次ぎ世界第三位を占めたのである。これより先、日露戰爭以來、わが國の造船、造兵の術は長足の進歩を遂げ、最早歐米諸國に比して何等の遜色なきに至り、明治四十四年、巡洋戰艦金剛の建造をイギリスに依頼したのを最後として、すべての軍艦を內地に於て建造することとなり、大正九年には排水量三三、八〇〇噸の戰艦長門を、同十年にはその姉妹艦陸奥を完成し、ここに造艦の獨立を見るに至つた。かくてこの底止するところなき國際間の海軍競爭を防止するため、一九二二年（大正十一年）のワシントン條約及び一九三〇年（昭和五年）のロンドン條約により、世界五大海軍國たる英、米、日、佛、伊の五國間に海軍勢力竝に比率に關して第一表の如き協定が成立した。右は一九三六年（昭和十一年）十二月三十一日に於ける保有最大量にして、これに超過せる現有兵力は同期日までに漸次減少せねばならぬのである。而して五大海軍國の現有兵力は第二表の如くであり、五大海軍國以外の劣勢海軍國に於ける現有海軍兵力の大要は第三表の如くである。（水野）

カイグンカヤクショ　海軍火藥廠　火藥類の製造審査及び研究等を掌る所。海軍艦政本部に屬し神奈川縣中郡平塚町にある。（大宅）

カイグンカンセイホンブ　海軍艦政本部　海軍艦船の船體、兵器、機關及び軍需品等に關する事項を掌る中央機關。艦政本部は海軍省構內にありて總務部、第一部乃至第五部に分れ、船體、機關、兵器の計畫、造修、海軍工作廳の設備、軍需品竝に造船、造機、造兵士官以下の教育及び海軍共濟組合、その他勞働に關する事項等を掌るところで、各軍港にある工廠、その他海軍工作廳の全部を統轄してゐる。なほ技術會議を置き、重要なる事項を研究調査してゐる。（大宅）

カイグンギジュツケンキュージョ　海軍技術研究所　海軍技術の研究調査等を掌る所。本研究所は東京にあり、科學研究部、電氣研究部、航空研究部及び造船研究部等に分れ、主として最新科學兵器機關を研究調査し、海軍技術の向上發展を圖つてゐる。（大宅）

カイグンギシュヨーセイジョ　海軍技手養成所　海軍職工の教育所。吳海軍工廠內にあり、海軍職工に對し將來海軍技手として必要なる造船造機、及び造兵に關する學術技能を教へる。修學中の職工は練習工といひ、修學期間は各三年にして卒業後は引續き十年間海軍の業務に服するの義務がある。練習工は滿二十歲以上の者より選拔し、試驗は中學校第三學年修了程度にて國語英語及び數學の三課目である。（大宅）

カイグンキショー　海軍旗章　海軍旗章令により定められた旗章の制式。天皇旗は天皇艦隊に乘御の際、その檣頭に揭揚し、太皇太后旗、皇太后旗、皇后旗、攝政旗はこれに準ずる。皇太子その他の皇族旗は公式の場合のほか揭揚しない。海軍大臣旗は大臣が公務を帶びて乘艦する時に揭揚する。將旗は大將旗、中將旗、少將旗の總稱であつて、海上では司令長官及び司令官たる將官坐乘の軍艦に揭げ、當該艦を旗艦と稱す。陸上にあつては司令長官または司令官の官廳の旗竿に揭揚する。代將旗は司令官たる海軍大佐の旗章であり、長旒は艦船を指揮する將校の旗章、司令旗は驅逐隊、潛水隊、または掃海隊の司令の旗章である。司令坐乘の艦、艇を司令驅逐艦、司令潛水艦または司令艇と稱する。軍艦旗は艦艇の碇泊中は毎日午前八時後部の旗竿に揭揚して日沒これを降下し、航海中は晝夜の別なく揭揚するを例とする。艦首旗は艦艇碇泊中艦首の旗竿に揭ぐる旗章、その他、滿艦飾は紀元節、天長節、明治節、及び天皇皇族に對し禮砲を行ふ場合等に用ひ、この場合、潛水艦は艦船を指揮する將校の旗章、司令旗は驅逐隊、潛水隊、または掃海隊の司令の旗章である。司令坐乘の艦、艇を司令驅逐艦、司令潛水艦または司令艇と稱する。軍艦旗は艦艇の碇泊中は毎日午前八時後部の旗竿に揭揚して日沒これを降下し、航海中は晝夜の別なく艦は艦飾と稱して各檣頭に軍艦旗を揭ぐるのみである。また帝國海軍の艦艇と外國の艦艇が同所に碇泊してゐる場合、祝祭日等に於ては相互に滿艦飾を行ひ敬意を表するのが例である。（大宅）

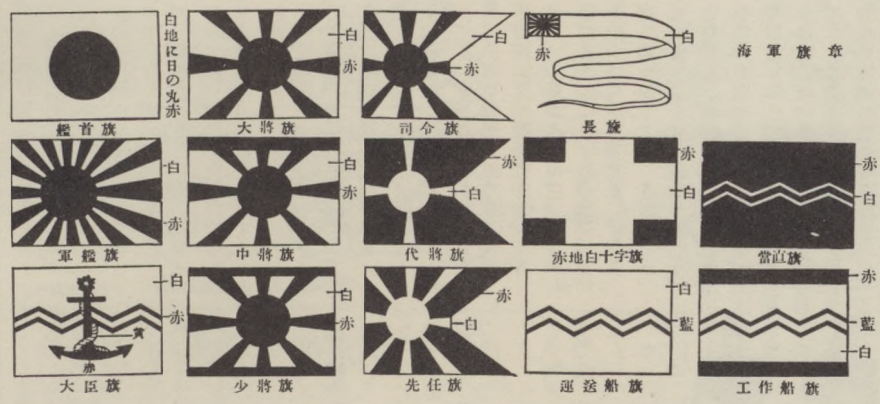

カイグンキネンビ　海軍記念日　日露戰役に於ける戰勝の偉蹟を永久に國民の記憶に留めんがため、海戰中最も重要なる日本海海戰の第一日を取り、五月二十七日を以て海軍記念日と定められ、爾來毎年行はれてゐる。またアメリカでも海軍建設の功勞者故大統領ルーズヴェルトの誕生日十月二十七日を海軍記念日と定め、國民に軍事知識と海軍の重責を知らしめ、愛國心を鼓吹すべく、一九二二年來實施してゐる。（大宅）

カイグンキュージツ　海軍休日　海軍艦船の建造を國際協定により一定期間休止すること。世界大戰前英獨間に激烈な海軍建艦競爭が展開され、ドイツの追擊に對して恐怖の極に達したイギリスは、建艦の十箇年休日を提唱したが、ドイツの容れるところとならず、遂にこの競爭は世界大戰に於て兩國が干戈に見える一因となつた。然るに大戰に於てドイツ海軍の沒落以後、建艦競爭は再び日英米三國の間に擡頭した。新興の海軍國米國が世界第一主義を標榜して大建艦に著手すれば、日本もまた戰艦八隻巡戰八隻のいはゆる八々艦隊の整備に努め、しかも三國共に大艦巨砲主義を採り、主力艦型は三萬噸を遙に越え、四萬噸の域に達せんとしその底止する所を知らず、これに伴ふ建艦費及び維持費は膨脹を極め、我國に於てすら、海軍費は歲出の三分の一、約五億圓に達し、益〻增大の傾向を見た。而してこのままに放置するに於ては、軍備競爭が必然的に誘致する國際的憎惡は高潮して、大戰の轍を踏まぬとも限らなくなつた。かかる情勢にあつて、國民の負擔輕減を口約して就任したアメリカ大統領ハーヂングは、經費の節減には軍事費に大斧鉞を加へねばならず、それには國際的協定を第一義と考へ、率

先して海軍休日に關する國際會議の開催を列國に提唱した。列國もまた經費の荷重に苦しめる折とて直にこれに贊同し、一九二一年一月ワシントン會議が開かれた。さうして建造中または計畫中の巨艦及び、老朽艦を廢棄し、各種の制限を定め、主力艦の建造を向ふ十箇年休止する協定を結び、さしもの競爭も一時終熄を見るに至つた。その後十箇年の休日も漸く終らんとしたので、ロンドン條約によつて、更に五箇年を延長し一九三六年までを海軍休日と定めた。（川原）

カイグンキョーイク　海軍教育　艦團隊及び學校に於て行ふ軍隊教育。海軍に於ける教育は、士官教育、特務士官教育、准士官教育及び下士官兵教育に區別し、これに精神教育、技能教育及び體育を施してゐる。卽ち海兵團及び學校に於て基礎教育を施し、更に各部隊及び諸學校にて專門的技能を修めしめ、最後に戰闘能力發揮に必要なる艦上の教育訓練を行使してゐる。

（一）下士官兵教育　海兵團教育、練習生教育、及び艦上教育に大別する。（イ）海兵團教育。志願兵或は徵兵として海兵團に入團したる海軍兵に對し、軍隊教育の初步卽ち基礎教育を施すをいふ。↓海兵團　（ロ）練習生教育。船體、兵器、機關その他精巧なる機械を有する現代海軍に於ては、准士官以上は勿論、下士官に對しても、諸學校に於て長期間特種の技能教育を施し、所謂練習生教育と稱して、海軍下級幹部を養成してゐる。卽ち特修兵たるべき專門の教育を施すところは、海軍砲術學校、水雷學校、潛水學校、工機學校、經理學校、運用術練習艦、航空隊、海兵團及び海軍病院等にして、練習生の種類は次の如し。普通科及び高等科砲術練習生（水兵より採用）普通科及び高等科水雷術練習生（同右）。普通科及び高等科信號術練習生（同右）。普通科及び整備術練習生（水兵及び機關兵より採用）。普通科及び高等科機關術練習生（機關兵より採用）。普通科及び高等科電機術練習生（同右）。普通科及び高等科看護術練習生（看護兵より採用）。普通科及び高等科經理術練習生（普通科經理術練習生は各兵種より採用）。工術練習生、特修科工術練習生（機關兵より採用）。測的術練習生（水兵より採用）。運用術練習生（同右）航空術（偵察、操縱）練習生（航空兵及び各兵種より採用）。特修科軍樂術練習生（軍樂兵より採用）。掌厨術練習生（主計兵より採用）。普通科練習生は一、二等兵及び進級資格を有する三等兵より選拔し、修業期間は六箇月—九箇月にして、教程卒業者はこれを特修兵と稱し、電信兵は海兵團教育を經て通信學校に入り、約一箇年半專門の教育を受け、航空兵としての入團者は航空隊に入り、豫科練習生として約三箇年の特種教育を受ける。高等科練習生は普通科練習生の教程卒業後、一年以上の海上勤務を經たる下士官及び一等兵より再び選拔し、修業期は六箇月—九箇月にして、なほ練習生卒業後は海上勤務に復歸し重要職務に配置され、また練習生教程を修了したる下士官兵の服裝には階級識別の外、特技章を左腕に著けることになつてゐる。

（ハ）艦上教育　海軍艦船に於ける精神教育及び體育は、實施の手段方法に多少異なるところあるも、その目的に至つては海兵團及び學校等と同一である。海兵團に於ける技能教育は基礎的であり、學校教育は專門的にしていづれも各自の固有配置はないが、艦船に於ては艦長より兵に至るまで戰闘配置が定められてある。これ艦船にとり最も重要なる戰闘の場合に於ける各自の任務にして、平素の教育訓練及び諸作業は殆ど總てこれを基準として行使せられるものである。技能教育は特定の配置に從ひ、その任務を完全に遂行すべき知識と伎倆とを修得せしめ、戰闘に際し艦の全能發揮に遺算なきを最終の目的としてゐる。なほ艦船に於ては、學理と實驗を應用したる種々の教練が行はれ、常に實力の向上を圖つてゐる。例へば戰闘に關する教練には、臨戰準備、合戰準備、陸戰隊、敵艦捕獲、商船臨檢、拿捕教練等があり、艦の保安に關しては曳船、被曳船、錨搬出教練等があり、その他航海及び諸作業には、出入港、載炭、總短艇教練等がある。（二）准士官教育　兵科、航空科、機關科、主計科及び看護科准士官の優秀者には、選修學生として海軍兵學校、機關學校、經理學校及び軍醫學校に入校せしめ、約一箇年半特務士官として必要なる教育を施してゐる。（三）士官教育　海軍兵學校、機關學校、經理學校に於ける海軍生徒は、各三年八箇月の教程を經て各〻科候補生に任命、練習艦隊及び艦隊に於て各八箇月間の實務練習と、兵科は砲術學校、水雷學校、通信學校及び航空隊に於ける短期間の術科講習を經て各科少尉に任官、士官としての實務に從事し、爾後諸學校等に於て各專門的高等の學術を攻究する。（四）學校教育　德川幕府時代には、未だ海軍の創設なく、その教育は幕府及び各藩に於て隨意これを行つてゐたが、安政の初めに當り海軍創立の議起り、またオランダ政府は頻に海軍創立を勸告して海軍傳習の必要を說き、安政二年オランダ國王の快遊汽船「スームビング」を幕府に贈呈した。幕府はこれを觀光と命名し、その乘員を聘して幕臣及び諸藩の選拔者に長崎海軍傳習生を命じ、航海、砲術、運用、操練、造船、測量、機關及び數學等を教へしめたが、我が海軍教育の嚆矢である。幕臣の勝海舟及び函館海戰に於て有名なる榎本武揚、中牟田倉之助は當時の傳習生であつた。これより先、安政元年、鍋島藩にては藩士若干名をオランダ汽船に乘船、運用及び銃の用法を傳習せしめてゐた。これ長崎傳習の起原である。安政四年には江戸築地に軍艦操練所を設け、オランダ及びイギリスより購入の軍艦を以て、江戸及び長崎に於ける傳習を續けたが、傳習生の成業に伴ひ外人教師の必要なきに至りたるを以て、安政六年長崎傳習を中止してオランダ教師を解職し、海軍士官養成法を改め、門閥を廢して普く人材を登用することとし、文久元年（一八六一年）軍艦の外國建造に際し、留學生を海外に派遣する等、舊來の面目を一新するに至つた。明治政府に於ては、陸軍はフランス式を、海軍はイギリス式を採用し、明治二年海軍操練所を東京築地に設け、翌三年海軍兵學寮と改め、同九年海軍兵學校と改稱、江田島に移し、專ら兵科將校の養成に努め、また從來兵學校に屬せし海軍機關學校を同十四年橫須賀に設け、同十九年海軍主計學校（明治四十年設置の海軍經理學校の前身）を東京に置き、その後幾多の改正を經て、現今に於ける諸學校の設立を見るに至つた。卽ち最高學府の海軍大學校、士官を養成する海軍兵學校、機關學校、經理學校の外、准士官以上及び下士官兵に各專門の教育を施す海軍砲術學校、水雷學校、通信學校、潛水學校、工機學校、軍醫學校等があつて、その概要は次の通りである。

【海軍大學校】海軍最高の學府、東京市にあり、海軍士官に高等學術を教へ且つ專門的研究を行はしむ。學生に甲種學生、機關學生、選科學生の三種がある。甲種學生は海軍少佐及び同大尉より、機關學生は機關大尉及び同中尉より、それぞれ試驗の上選拔し、選科學

生は專門の學科を研究せしむるため各科士官より選拔する。修業期間は選科學生は一年乃至三年その他は二年。【海軍兵學校】海軍兵科將校となる生徒を養成する所。學校は廣島縣江田島にある。もと海軍操練所と稱し、明治二年に東京築地に創設せられ、翌三年海軍兵學寮と改稱、同九年更に海軍兵學校と改められ、同二十一年いまの江田島に移轉した。修業期間は三年八箇月。生徒の外、兵科及び航空科特務士官となるべき兵曹長及び航空兵曹長に對し選修學生を命じ、約一箇年間必要なる教育を施してゐる。生徒は卒業と同時に海軍少尉候補生となり、實務練習のため練習艦隊に配乘せられ、約九箇月間遠洋航海に從事し、更に海軍砲術學校、同水雷學校及び海軍航空隊に於て約七箇月間の術科講習を修得した後、海軍少尉に任官される。なほ海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校生徒を海軍生徒と稱す。【海軍機關學校】海軍機關科將校となるべき生徒を養成する所。學校は京都府舞鶴にありて生徒の外、選修學生たる海軍機關兵曹長に對し、將來機關科特務士官に必要なる教育を施してゐる。生徒は年齡十六年以上十九年以下の志願者より毎年所要の人員を檢査の上採用する。修業期間及び生徒志願者心得等は海軍兵學校と同一である。【海軍經理學校】海軍主計科士官たるべき生徒を養成する所。學校は東京築地にありて、生徒の外、海軍主計科士官、主計兵曹長及び下士官兵に對し必要なる教育を施し、且つ會計經理の研究及び調査等を行つてゐる。生徒は年齡十六年以上二十一年以下の志願者より檢査の上、毎年所要の人員を採用する。その他生徒の修業期間、志願者心得等はほぼ海軍兵學校と同一である。同校の學生は軍醫學校と同じく、普通科及び高等科學生、選科學生、選修學生の四種に區別し、その修業期間は八箇月乃至三箇年である。【海軍砲術學校】砲術を教へ且つその研究調査を行ふ所。海軍戰鬪力の主要素たる攻擊力に於て、最も重きをなしてゐるものは大砲である。最新知識を集中せる現代海軍に於ける砲術教育は、海軍兵學校、海兵團及び艦船の教育のみにては未だ十分でない。故に海軍兵科准士官以上及び下士官兵に對しても、更に砲術學校において學理と實地の研究を積み、修業の上はそれぞれ專門の部署に配して艦隊實力の向上と兵器の改良進歩を圖り、所謂百發百中の戰士の養成に努めてゐる。本校は橫須賀軍港楠ヶ浦にあつて、その修學する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と呼び、學生は高等科、普通科、特修科、專攻科の四種に、練習生は普通科及び高等科砲術練習生、測的術練習生の三種に區別する。右のほか高等商船學校生徒及び海軍豫備員に對し、約六箇月間必要なる教育を施してをる。なほ同校には臨時講習科を設けて海軍士官、候補生或は特務士官、准士官、下士官兵に對し砲術の講習を施してゐる。【海軍水雷學校】水雷術を教へ且つその研究調査を行ふ所。魚雷は大砲と共に攻擊力の重要なる要素であるので海軍砲術學校と同じく、その向上發展を圖り戰士の養成に努めてゐる。本校は橫須賀軍港田浦にあり、その修學する海軍兵科將校特務士官及び准士官を海軍水雷學校學生といひ、下士官兵を同練習生と稱する。學生は高等科、普通科、特修科、專攻科の四種に、練習生は普通科、高等科、水雷術魚雷練習生及び水雷術機雷練習生の三種に區別する。【海軍通信學校】通信術を教へ且つその研究調査を行ふ所。通信力は攻擊力、防禦力、運動力と相俟つて、海軍戰鬪力に於ける四大要素の一にして、確實迅速なる通信力の活用は、作戰上最も重視せらるべき事項である。本學校は橫須賀軍港田浦に在り、兵科將校、特務士官、准士官及び下士官兵に對し必要なる通信術を教授する。本校で修得する兵科准士官以上を海軍通信學校學生、下士官兵を同練習生と稱し、學生は普通科、高等科、特修科、專攻科の四種にして、練習生は普通科及び高等科の二種である。右のほか海軍豫備員に對し必要なる通信術を授け、また臨時講習科を設けて准士官以上及び下士官兵に必要なる通信術を教へてゐる。【海軍潛水學校】潛水艦に關する實務及び學術を教へる所。吳軍港にあり、海軍將校、兵科及び機關科特務士官、准士官、下士官兵に潛水艦に關する實務の練習及び學術を教へ、且つその研究調査を行つてゐる。本校で修得する海軍准士官以上を海軍潛水學校學生、下士官兵を海軍潛水學校練習生と稱す。學生は甲種學生、乙種學生、機關學生、特修科學生、專攻科學生の五種に分けて三箇月乃至一箇年間修習せしめ、練習生は水雷術、電信術、機關術、電機術或は工術の特修兵たる者より選拔し、修業期間は概ね六箇月以內である。【海軍工機學校】海軍機關術、船匠術及び工術等を教へる所。橫須賀軍港にあり、機關科將校、特務士官、准士官及び下士官兵に必要なる機關術及び船匠術を授け且つその研究調査を行つてゐる。本校で修得する准士官以上を海軍工機學校學生、下士官兵を同練習生と稱す。學生は普通科學生、特修科學生、專攻科學生の三種に、練習生は普通科及び高等科、機關術練習生、普通科及び高等科、電機術練習生、工術練習生、特修科工術練習生、船匠術練習生の七種に分ち、修業期間は六箇月乃至一箇年である。右のほか海軍豫備員に對して必要なる學術を授け、また臨時講習科を設けて准士官以上、或は下士官兵に學術の講習を行つてゐる。【海軍軍醫學校】海軍軍醫科、同藥劑科士官に必要なる學術を教へる所。學校は東京築地にあり、軍醫科、藥劑科士官及び看護兵曹長に對し必要なる教育を施してゐる。本校に於て修學する准士官以上を海軍軍醫學校學生と稱し、普通科學生、高等科學生、選科學生、選修學生の四種に分ち、修業期間は六箇月乃至二箇年である。なほ海軍に必要なる醫學の研究及び衞生試驗等を行ひ、その他教育及び研究に資するため一般患者の診療を施してゐる。（大宅）

カイグンキョーカイ　海軍協會　海軍知識の普及を掌る所。本會は大正六年の設立にかかる財團法人で、本部を東京に、支部を內外重要の地に置き、海軍當局とは直接の關係はないが、海軍軍備完成の貢獻に努むるほか、內外海事一般の調査研究等を主要の事業としてゐる。（大宅）

カイグンク　海軍區　海軍行政上の區劃。我國の海岸及び海面を左の如く三海軍區に分ち、各海軍區に軍港を設け、各軍港に鎭守府を置き、その海軍區を管せしめてゐる。關東州の海岸海面は關東州海軍區、南洋群島委任統治區域の海岸海面は、南洋海軍區と稱す。【第一海軍區】橫須賀鎭守府　東京府、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、靜岡、愛知、三重諸縣、北海道、及び樺太の海岸海面。【第二海軍區】吳鎭守府　京都府、大阪府、和歌山、兵庫、岡山、廣島、山口、島根、鳥取、福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、德島、高知、愛媛、香川、大分、及び宮崎の諸縣の海岸海面竝に福岡縣遠賀宗像郡界より以東の海岸海面。【第三海軍區】佐世保鎭守府　第二海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸海面竝に佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、

沖繩、臺灣及び朝鮮の海岸海面。（大宅）

カイグングンヨーツーシンショ　海軍軍用通信所　海軍通信連絡を掌る所。作戰上に必要なる地點或は艦船内にこれを設け、その所在の地名または第一、第二等の名を冠する。海軍軍用通信所は、海軍軍用電信所、海軍軍用郵便所の二種に分ち、前者は主として軍用電信に關することを、後者は軍事郵便に關することを掌る所であり、その所在海軍區を管する鎭守府またはその設置艦船の屬する鎭守府に從屬する。（大宅）

カイグングンレイブ　海軍軍令部　海軍に關する國防用兵を掌る所。軍令部長は親補職にして天皇に直隷し、帷幄の機務に參し、國防用兵に關することに參畫し、親裁の後これを海軍大臣に移すものである。また在外帝國大公使館附の海軍將校は軍令部長に從屬する。部内には次長、副官の外、參謀を置いて出師及び作戰の計畫、艦船の配備竝に艦隊の編制、運輸、通信、演習、檢閱、軍港、要港その他軍事上必要なる地點の選定及びその防禦計畫、諜報等に關することを掌らしめ、海軍省と關係を有する事項に關しては互に商議の上これを實施する。（大宅）

カイグンケイホー　海軍刑法　海軍軍人及びこれに準ずる者に適用する刑法。本法にて海軍軍人と稱するは、海軍高等武官、候補生、准士官、下士官及び兵であつて、現役にある者（召集中にあらざる歸休兵を除く）、豫備役、後備役にして召集中の者、そのほか海軍制服著用中の者をいふ。海軍軍人に準ずる者とは海軍所屬の學生、生徒、海軍文官、同待遇者及び宣誓して海軍の勤務に從ふ陸軍軍人等である。（大宅）

カイグンコークーホンブ　海軍航空本部　航空に關する一般事項を掌る中央機關。航空本部は海軍省構内にあつて、總務部、教育部、技術部の三部に分ち、總務部は航空機、航空隊の設備及び艦船の航空機搭載設備、航空兵器工場に關する事項。教育部は航空術の教育竝に教育資料及び材料に關する事項。技術部は航空兵器の計畫、航空兵器及び材料の檢査、研究等を掌る所にして、職員には本部長、部長、部員等を置き、海軍航空本部令は昭和二年四月公布せられたるものである。（大宅）

カイグンコーサクチョー　海軍工作廳　海軍工廠、海軍技術研究所、要港部工作部、竝に海軍艦政本部及び海軍航空本部に屬する製圖工場の總稱。海軍工作廳の工場に使役する職工は、定期職工、通常職工、見習職工の三種である。（大宅）

カイグンコーショー　海軍工廠　艦船、兵器、機關の製造修理及び艤裝等を掌る所。各軍港及び廣島縣賀茂郡廣村等にあつて、その所在の地名を冠稱する。軍港の工廠は艦船、兵器の製造、修理及び艤裝、竝に兵器の購買、實驗等に關する事項を、廣島工廠は主として航空機及び機關の製造及び修理等を掌る。また吳工廠には海軍技手養成所を置き、海軍技手に必要な造船、造機、造兵に關する學術及び技能を、海軍職工に教授する。（大宅）

カイグンコンキョチ　海軍根據地　海軍の戰略要點。戰時に於て艦船が修理、休養及び補給等の便を得るための策源地である。故に遠く本國を離れて敵地近く作戰する艦船は、防禦交通その他補給に便なる地點の選定を必要とする。（大宅）

カイグンシャクド　海軍尺度　Naval Yardstick　海軍艦船の戰鬪力を比較する標準。海軍制限に際して、各國の軍艦の戰鬪力を比較する正確な標準がなければ、その制限は完全を期し難い。現在は艦船の排水量卽ち噸數を以て比較の主なる標準としてゐる。元來艦船の戰鬪力構成の要素は大體に於て攻擊力、防禦力及び速力による。これ等の三者は互に相容れない性質にあるから、まづ排水量を一定すれば戰鬪力が評價し得るといふ趣旨による。例へば同じ三萬噸の軍艦ならば、砲力や鋼鈑を大にすれば速力を犧牲にせねばならず、速力を增大すれば備砲を多く搭載し得ず、鋼鈑も厚くし得ないから、綜合的の戰鬪力は噸數によつてほゞ評價し得るといふにある。しかしこの方法が完全でないことは、備砲口徑の相異、艦齡の老若、航續力の大小その他の諸要素を度外視してゐることで解る。老朽艦と新鋭の艦船とでは如何に同噸數でも、これを一對一とは見做し得ない。故にかかる諸要素を加算した完全なる尺度を得ることは技術的な各種の障礙に會つて、實際上、却つて軍縮實行の妨げとなる虞がある。卽ち理論上よりも、實際上よりも、最も完全に近い尺度を決定することが、現在の海軍制限に殘された問題である。（川原）

カイグンショー　海軍省　內閣の一省。海軍省は海軍大臣を主班とし、海軍一般の行政事務を掌る最高機關である。省內には海軍次官、副官の外、主として帝國議會との交涉事務を掌る政務次官及び參與官を置き、また大臣官房（海軍文庫、電信課を含む）の外、軍務局、人事局、教育局、軍需局、醫務局、經理局、法務局、建築局の八局に分ち、各局には局長を、課には課長（醫務局、建築局、法務局を除く）を置き、その主務を管掌せしめてゐる。明治維新當時に於ける我が海軍は、海陸軍務課、軍防事務局等に屬し、明治二年以降兵部省の所管に移り、同五年二月海軍省の設置と共に海軍卿をその長とし、太政官の統轄に屬することになつたが、同十八年十二月、制度を改めて新たに海軍大臣を置き、爾來幾多の沿革を經て現代の官制となつた。（大宅）

カイグンシンゴー　海軍信號　通信連絡に用ひるもの。海軍に於ける通信は、旗旒その他形象、燈火等による視覺信號と、號砲、汽笛等を使用する聽覺信號に大別するが、艦船にては、これを艦內用及び艦外用に區別してゐる。艦內用としては、メガフォン、傳聲管、高聲電話等がある。メガフォンは喇叭形のもので普通陸上にも使用する。傳聲管は艦橋と機關室、射擊指揮所と砲側等、艦內各要所を連絡する六糎乃至一〇糎位の細管にして、メガフォンと同じく肉聲をそのまま傳へるものである。高聲電話は傳聲管と同じ目的に用ひる。その他射擊及び水雷發射用として特殊の艦內通信裝置がある。艦船と艦船及び陸上との間に使用する艦外通信としては、手旗、信號旗、信號燈、信號用探照燈、無線電信、電話及び汽笛、汽角、號砲、號火、火箭等があつて、手旗及び信號旗は晝間用、信號燈は夜間用であり、探照燈、無線電信、電話その他は晝夜共通である。信號燈及び探照燈を以てする信號は、モールス符號を燈火の點滅により表示する方法で、汽笛、汽角、號砲、號火、火箭は海上衝突豫防、霧中航行その他警戒、呼集等に使用する。また信號旗を以てする信號には、萬國信號旗と海軍信號書とを併用するもので、信號書には信號旗一箇乃至數箇宛の各種の排列に對し、これに相當する意味が記載されてある。例へば、旗艦から部下の艦船に對し「直ちに出港準備をなせ」と信號しようと思へば、信號書にてこれに該當する信號旗の綴り方を調べてから旗を揭揚し、他の艦船ではこれを信號書に對照してその意味を諒知するのである。トラファルガーの海戰に於て、イギリスの名將ネルソンがその旗艦に揭げた

England expects that every man will do his duty の信號及び一九〇五年五月二十七日の日本海海戰に際し東鄕聯合艦隊司令長官旗艦三笠の檣頭に揭げられた「皇國の興廢この一戰にあり、各員一層奮勵努力せよ」との信號なども、この方法によつたものである。無線電信は、一九〇二年我が海軍に採用以來、遠近各種の通信に使用してゐるが、日本海海戰の直前、哨艦信濃丸が傳へた「敵艦見ゆ」との警電が海戰に應用した嚆矢である。（大宅）

カイグンセイゲンジョーヤク　海軍制限條約　海軍戰鬪艦船を國際的に制限したのは決して新しいことではなく、嚴格な意味に於て一八一七年のグレート・レーキに關する英米の協定、クリミヤ戰爭後の黑海に於ける露國艦船制限條約等も擧げらるべきである。また世界大戰の對獨講和條約もその制限を規律してゐるが、最も典型的なものはワシントン及びロンドン兩海軍條約である。【ヴェルサイユ條約】對獨講和條約第五編軍縮條項中にはドイツの艦船制限を片務的に強制し、戰艦（ドイッチランドまたはロートリンゲン型）六隻、輕巡洋艦六隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻とし、かつ潛水艦の保有を禁止し、海軍人員を一萬五千に制限してゐる。【ワシントン條約】大戰後各海軍國間に建艦競爭が激しくなつたので、アメリカの主唱により一九二一年十一月ワシントンに於て日英米佛伊の主要海軍國間に海軍制限會議が開かれ、各國代表の熱心なる努力によつて翌年二月條約の成立を見た。條約の焦點は主力艦（戰艦及び巡洋戰艦）の縮小制限にして、軍艦の排水量を三萬五千噸備砲口徑を一六吋に最大限界を定め、各國の保有量は、英—二十隻、米—十八隻各各五二・五萬噸、日—十隻、三一・五萬噸、佛伊各〻一七・五萬噸に制限して、所謂五、五、三、一・七五の比率主義に成功し、既成主力艦四十五隻竝に數多の建造中の巨艦を世界の海上から葬り去つた。次に航空母艦の艦型を二・七萬噸に限り、英米各〻五隻、二三・五萬噸、日—三隻、八・一萬噸、佛伊各〻小型五隻、六萬噸に定め、かつ補助艦の最大排水量を一萬噸、備砲口徑を八吋とした。この條約は佛國の反對に會つて巡洋艦以下の補助艦の保有量制限に失敗したが、海上の王者主力艦の縮小制限に成功したのであるから、何といつても劃時代的の大業たるの價値を失はない。加ふるに太平洋に於ける領土及び屬地の要塞及び海軍根據地の增大を防止し、かつ軍縮の第一義たる安全保障として四國條約を同時に締結してゐるから、軍備制限條約としては當時の國際政情に於て最も完備したものと見做される。然るに同條約に取殘された補助艦に關する各國の建艦競爭は漸く擡頭したので、一九二七年再び米國主唱の下に日英米三國會議がジュネーヴに開かれ、制限に努力したが、アメリカの大艦主義と、イギリスの小艦多數主義が根本的に相容るるところとならず、遂に決裂して軍縮の前途暗澹たるを思はしめた。【ロンドン條約】その後、英佛海軍協定は失敗し、國際聯盟の軍縮事業も遲々として進まず、ワシントン條約による代艦建造期も近く迫つたので、世界的不況に困惑した各國間には制限會議の開催を促進すべき空氣が醸つて來た。そこで、イギリスの主催によつて、一九三〇年一月ロンドンに於て日英米佛伊の五國會議が催され、三箇月の努力の後、實質的には佛伊の脫退による日英米三國間に補助艦制限を核心とする五年間の暫定的條約が締結された。その內容は、まづワシントン條約による主力艦の建造休日を五箇年延長して一九三六年までとし、現有隻數より日は一、英は五、米は三隻を廢棄、一萬噸以下の航空母艦も制限內に包含することと定め、次に議題の中心であつた八吋砲巡洋艦を、英—十五隻、一六・八萬噸、米—十八隻、一八萬噸、日—十二隻、一〇・〇八四萬噸、但しアメリカは一九三五年までは十五隻に制限することとし、輕巡洋艦は英—一九・二二萬噸、米—一四・三五萬噸、日—一〇・〇四五萬噸、驅逐艦は英米各〻一五萬噸、日本は一〇・五五萬噸、その單艦は〇・一八五萬噸、備砲口徑五・一吋に限定した。また問題の潛水艦は〇・二萬噸、備砲口徑五・一吋以上のものを建造することを禁じ、日英米三國とも五・二七萬噸に合計噸數を制限した。かくの如く同條約に於てはワシントン條約以來の懸案であつた巡洋艦以下の補助艦制限を解決し、海軍制限はここに一先づその內容を整備し得たわけである。（川原）

カイグンソーサイ　海軍總裁　慶應二年、德川慶喜就職後、幕政改革を行つた時に設けた職名。いまの海軍大臣に相當する。十二月二十八日老中格稻葉兵部大輔正已初めて任官した。明治元年正月矢田堀讃岐守これに代り同四月辭任した。（藤井）

カイグンソーレンジョ　海軍操練所　德川幕府の神戶に設置した衙營。軍艦操縱を教授し、兼ねて攝津警備の中心機關となつてゐた。幕府は安政四年軍艦教授所を江戶築地講武所內に設置したが、文久三年四月海軍擴張のため勝麟太郎等に命じ、神戶に海軍所、造艦所（のち操練所、造艦局と改稱）の設置を命じ、翌元治元年五月開所、大阪御船手を廢してこれに附屬せしめ、また長崎製鐵所をその所管とした。近畿在役の陪下士子弟及び、關西、四國、九州諸藩の有志を募りて軍艦操縱術を修めしめた。明治二年政府は舊幕府の築地軍艦操練所跡に海軍操練所を設け翌三年海軍兵學寮と改稱し、九年また海軍兵學校となした。（大塚）

カイグンネンリョーショー　海軍燃料廠　海軍に要する燃料の生產研究及び調查等を掌る處。山口縣都濃郡德山にあり。煉炭部、製油部、採炭部、研究部等の外、平壤鑛業部がある。平壤及び新原（福岡縣）炭坑は共に燃料廠の附屬である。（大宅）

カイグンビョーイン　海軍病院　海軍軍人軍屬及びその家族患者の診療その他衞生に關することを掌る所。各軍港の外、靜岡縣賀茂郡竹麻村大字湊及び大分縣速見郡鮎川町の二箇所にあり、所在の地名を冠稱する。軍港所在の海軍病院は、當該鎭守府に、湊海軍病院は橫須賀鎭守府に、鮎川海軍病院は吳鎭守府に屬し、患者診療の外諸般の衞生的檢查及び傳染病消毒に關することを掌り、軍港の病院は右の外、治療品の準備供給に關することを掌つてゐる。また軍港の病院には練習部を置き、海軍看護科下士官兵及び海軍四等看護兵を教育し、前者を練習生、後者を新兵と稱し、練習生は普通科及び高等科看護術練習生の二種である。（大宅）

カイグンブカン　海軍武官　海軍將校、同相等官及び海軍准士官、海軍下士官の總稱。海軍將校、同相當官を海軍高等武官といふ。海軍武官の階級は各科毎に定まり、これを大別すれば、士官、特務士官、准士官、下士官である。また士官は兵科、機關科、軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科、造兵科、水路科に、特務士官以下は兵科、航空科、機關科、軍樂科、看護科、主計科に分れ、武官の階級別を海軍武官官階、兵の階級別を海軍兵職階と稱してゐる。また海軍武官は、特別の場合の外、ある一定の實役停年を經てその官階が歷進する。中將より大將へは特選、各

科少將三年、大、中、少佐二年、大尉四年、中尉一年半、特務中尉三年、少尉一年、特務少尉二年、一等下士官二年四箇月、二、三等下士官一年四箇月。海軍兵の進級は、一等兵一年四箇月、二、三等兵八箇月。但しこれは單に進級資格の標準で、定員の關係上これを延長または短縮することあるは勿論である。下士官以上の海軍武官及び海軍兵の概要を列記すれば左の通りである。（一）海軍士官　海軍將校及び同相當官をいふ。將校には兵科將校、機關科將校の二種あり。兵科將校は海軍兵學校出身者、機關科將校は海軍機關學校出身者より任用し、共に少尉乃至大將の階級がある。但し機關科將校は大佐までは機關少尉乃至機關大佐と呼稱するも、少將以上は兵科同様、單に少、中、大將と稱する。（二）海軍將校相當官　將校相當官を參照。（三）海軍特務士官　准士官より任用するもので、特務少尉、同中尉及び同大尉の三階級に分れ、兵科、機關科及び主計科の特務大尉は特選によりその科の少佐に任用されるものがある。（四）海軍准士官　海軍各科の兵曹長にして、士官と下士官との中間に伍し、一等下士より任命される。また兵科、航空科、機關科、看護科、主計科の優秀なる准士官は選修學生として、海軍兵學校、同機關學校、同經理學校及び同軍醫學校に入學し、約一年半の教育を受け、卒業後特務士官に任用される。（五）海軍下士官兵　海軍下士官及び海軍兵の總稱。（イ）海軍下士官は海軍兵から任用された兵曹で、各科を通じ一等乃至三等の三階級に分れてゐる。職務の概要を述ぶれば、兵曹は戰鬪、信號及び電信、航空兵曹は航空、機關兵曹は機關、船匠及び工業、軍樂兵曹は軍樂、看護兵曹は傷病者看護、主計兵曹は會計經理及び調理等に關する軍務に從事するものである。（ロ）海軍兵は志願兵と徵兵とに大別されるが、その等級は各科を通じ、一等兵乃至四等兵に分れ、職務は兵種により各科兵曹とほぼ同樣で、例へば水兵は兵曹と同じく、主として戰鬪に關する作業に從事する。海軍志願兵令及び兵役法により採用された海軍兵は、四等兵として各徵募區の海兵團に入り、爾後それぞれ規定の順序を經て進級試驗合格者は下士に任用される。その他服役等に關しては兵役法に規定してある。

カイグンブキョー　海軍奉行　德川幕府の職名。海軍の事務を統轄す。元治元年七月松前藩主松前伊豆守崇廣初めて海軍總奉行に任ぜられたが、翌慶應元年七月海軍奉行を置き黑羽藩主大關肥後守忠裕をこれに任じた。役高五千石陸軍奉行の上に班した。翌二年八月更に海軍奉行竝を設け勘定奉行小栗上野介忠順等に兼ねしめた。役高三千石、のち五千石となし、同時に軍艦奉行支配組頭を海軍奉行竝支配組頭と改めてこれに附屬せしめ、役料三百俵を給した。（大塚）

カイグンフクセイ　海軍服制　海軍の服裝は、士官、特務士官、准士官は正裝、禮裝、通常禮裝及び軍裝の四種、候補生、生徒は通常禮裝と軍裝、下士官兵は禮裝と軍裝の二種に區別せらる。（一）正裝　參內參拜の場合、天皇陛下臨御の觀艦式、觀兵式に參列或は陪觀の場合、四大節の場合等の外、自己の婚儀及び父母祖父母の葬儀にも著用することが出來る。（二）禮裝　禮裝は任官補職の辭令書を受くるため參內する時、天長節等に於ける夜會等の際著用する。通常禮裝は艦船部隊、學校等に於て、普通祭日の遙拜式或は分隊點檢、觀櫻、觀菊の御宴に陪する時に著用する。但し戰時には正裝、禮裝、通常禮裝は著用せぬのが例である。（三）軍裝　右の外一般勤務の時に使用し、第一種軍裝は黑服、第二種軍裝は白服である。服制の沿革は德川幕府の末葉、歐洲の軍事に接觸するに及び、古來使用し來つた甲冑の制は全く廢れ、幕府及び諸藩に於て漸く洋裝を採用し、武士は多く陣羽織を、兵は陣笠、鞋を用ひたが、維新後、明治政府に於て軍人の服裝を定むるに際し、陸軍はフランス式（後ドイツ式に改む）、海軍はイギリス式を採用することとなり、爾來

海軍軍士官同相當官

科別		將官 海軍大將	將官 海軍中將	將官 海軍少將	佐官 海軍大佐	佐官 海軍中佐	佐官 海軍少佐	尉官 海軍大尉	尉官 海軍中尉	尉官 海軍少尉
將校	兵科									
	機關科				海軍機關大佐	海軍機關中佐	海軍機關少佐	海軍機關大尉	海軍機關中尉	海軍機關少尉
將校相當官	軍醫科		海軍醫務中將	海軍醫務少將	海軍軍醫大佐	海軍軍醫中佐	海軍軍醫少佐	海軍軍醫大尉	海軍軍醫中尉	海軍軍醫少尉
	藥劑科			海軍藥劑少將	海軍藥劑大佐	海軍藥劑中佐	海軍藥劑少佐	海軍藥劑大尉	海軍藥劑中尉	海軍藥劑少尉
	主計科		海軍主計中將	海軍主計少將	海軍主計大佐	海軍主計中佐	海軍主計少佐	海軍主計大尉	海軍主計中尉	海軍主計少尉
	造船科		海軍造船中將	海軍造船少將	海軍造船大佐	海軍造船中佐	海軍造船少佐	海軍造船大尉	海軍造船中尉	海軍造船少尉
	造機科		海軍造機中將	海軍造機少將	海軍造機大佐	海軍造機中佐	海軍造機少佐	海軍造機大尉	海軍造機中尉	海軍造機少尉
	造兵科		海軍造兵中將	海軍造兵少將	海軍造兵大佐	海軍造兵中佐	海軍造兵少佐	海軍造兵大尉	海軍造兵中尉	海軍造兵少尉
	水路科				海軍水路大佐	海軍水路中佐	海軍水路少佐	海軍水路大尉	海軍水路中尉	海軍水路少尉

豫備士官（高等商船學校出身者）

豫備將校	豫備士官
兵科	豫備士官
海軍豫備大佐	海軍豫備中佐
海軍豫備中佐	海軍豫備少佐
海軍豫備少佐	海軍豫備大尉
海軍豫備大尉	海軍豫備中尉
海軍豫備中尉	海軍豫備少尉
海軍豫備少尉	
機關科	
海軍豫備機關大佐	海軍豫備機關中佐
海軍豫備機關中佐	海軍豫備機關少佐
海軍豫備機關少佐	海軍豫備機關大尉
海軍豫備機關大尉	海軍豫備機關中尉
海軍豫備機關中尉	海軍豫備機關少尉
海軍豫備機關少尉	

豫備特務士官・准士官・下士官

豫備特務士官	豫備准士官	豫備下士官
兵科		
海軍豫備特務少尉	海軍豫備兵曹長	豫備一等下士官 海軍豫備一等兵曹
		豫備二等下士官 海軍豫備二等兵曹
		豫備三等下士官 海軍豫備三等兵曹
航空科		
海軍豫備航空特務少尉	海軍豫備航空兵曹長	豫備一等航空下士官 海軍豫備一等航空兵曹
		豫備二等航空下士官 海軍豫備二等航空兵曹
		豫備三等航空下士官 海軍豫備三等航空兵曹
機關科		
海軍豫備機關特務少尉	海軍豫備機關兵曹長	豫備一等機關下士官 海軍豫備一等機關兵曹
		豫備二等機關下士官 海軍豫備二等機關兵曹
		豫備三等機關下士官 海軍豫備三等機關兵曹

海軍兵職階表

科別	一等兵	二等兵	三等兵	四等兵
兵科	海軍一等水兵	海軍二等水兵	海軍三等水兵	海軍四等水兵
航空科	海軍一等航空兵	海軍二等航空兵	海軍三等航空兵	海軍四等航空兵
機關科	海軍一等機關兵	海軍二等機關兵	海軍三等機關兵	海軍四等機關兵
軍樂科	海軍一等軍樂兵	海軍二等軍樂兵	海軍三等軍樂兵	海軍四等軍樂兵
看護科	海軍一等看護兵	海軍二等看護兵	海軍三等看護兵	海軍四等看護兵
主計科	海軍一等主計兵	海軍二等主計兵	海軍三等主計兵	海軍四等主計兵

特務士官　准士官　下士官

科別	特務士官	准士官	下士官
兵科	海軍特務大尉 海軍特務中尉 海軍特務少尉	海軍兵曹長	海軍一等兵曹 海軍二等兵曹 海軍三等兵曹
航空科	海軍航空特務大尉 海軍航空特務中尉 海軍航空特務少尉	海軍航空兵曹長	海軍一等航空兵曹 海軍二等航空兵曹 海軍三等航空兵曹
機關科	海軍機關特務大尉 海軍機關特務中尉 海軍機關特務少尉	海軍機關兵曹長	海軍一等機關兵曹 海軍二等機關兵曹 海軍三等機關兵曹
軍樂科	海軍軍樂特務大尉 海軍軍樂特務中尉 海軍軍樂特務少尉	海軍軍樂兵曹長	海軍一等軍樂兵曹 海軍二等軍樂兵曹 海軍三等軍樂兵曹
看護科	海軍看護特務大尉 海軍看護特務中尉 海軍看護特務少尉	海軍看護兵曹長	海軍一等看護兵曹 海軍二等看護兵曹 海軍三等看護兵曹
主計科	海軍主計特務大尉 海軍主計特務中尉 海軍主計特務少尉	海軍主計兵曹長	海軍一等主計兵曹 海軍二等主計兵曹 海軍三等主計兵曹

幾多の改正を經て、現今の如き服制の統一を見るに至つたのである。（大宅）

カイグンブンカン　海軍文官　海軍軍務に服する文官。一般文官と同じく親任官、勅任官、判任官に區別する。海軍大臣、海軍次官は現役武官であつても在職中は官制上文官である。海軍文官の主なる種類は、大臣次官の外、政務次官、參與官、書記官その他法務官（高等軍法會議法務官等）、司法事務官（法務局員、各鎮守府法務長等）、海軍諸學校の教授、海軍官衙の技師、通譯官、編修官等にして、判任官は屬、書記、軍法會議の錄事、技手等である。（大宅）

カイグンヘイエキ　海軍兵役　海軍軍務に服する義務。昭和二年改正公布せられたる兵役法により服務する國民一般の義務で、海軍兵の服役は現役、豫備役及び後備兵役に區別せらる。志願兵は現役五年、豫備役四年にして、後備兵役に服せず直ちに國民兵役に服する。徴兵は現役三年、豫備役四年、後備兵役五年である。その他現役期間終了後引續き服務を希望する者は、二年を一期として再現役を許され、また師範學校卒業者にして兵役法により海軍兵籍に入りたる者は、五箇月にて現役を終る短期現役兵の制度がある。また義務服役と稱して、現役中海軍諸學校に入り、練習生教程を修了し、特修兵となりたる者は、卒業後一定の期間だけ現役に服する義務がある。卽ち工術練習生、普通科經理術練習生、掌廚術練習生、運用術練習生は二年。高等科（砲術、水雷術、信號術、電信術、整備術、機關術、電機術、看護術、經理術）練習生、特修科工術練習生、測的術練習生、普通科（砲術、水雷術、整備術、機關術、電機術、看護術）練習生は三年。航空術練習生、特修科軍樂術練習生は四年である。なほ志願兵の現役は三十五歳までにして四十歳を以て服役の全部を終り、また下士官にして服役中四十五歳に達する者は、服役の期間に拘らず服役を免ぜらる。（大宅）

カイグンホー　海軍砲　Naval guns　軍艦に搭載する砲の總稱。艦砲ともいふ。目標は軍艦や要塞等抵抗力の大きいものであるから、この大砲は威力の大きい加農砲で、大抵砲身は四〇口徑以上五〇口徑のものである。

【主砲】同一軍艦でも、目標の遠近强弱等によつて各種口徑の砲を裝備してゐるが、その內、威力の最も大きいものを主砲と稱へ、他を副砲といふ。主砲の口徑は軍艦の大小によつて異なる。古來軍艦の排水量が增加するにつれ、主砲の口徑は次第に增し、將に一八吋卽ち四五・七糎が採用されようとするとき、ワシントン會議（一九二一）が開かれて、主砲は一六吋（四〇・六糎）以下たるべきことに制限せられた。今各種の軍艦と、その主砲とを表示すれば左の通りである。

艦種			等級	計畫排水量	主砲口徑（吋）（糎）
艦	軍艦	戰艦			一六吋（四〇・六糎以下）
		巡洋戰艦			同　右
		巡洋艦	一等	七千噸以上	八―一〇吋（二〇・三―二五・四糎）
			二等	七千噸未滿	六―八吋（一五―二〇・三糎）
		海防艦	一等	七千噸以上	一〇―一二吋（二五・四―三〇・五糎）
			二等	七千噸未滿	六―八吋（一五―二〇・三糎）
	砲艦		一等	八百噸以上	四・七吋（一二糎）
			二等	八百噸未滿	三吋（七・六糎）
	驅逐艦		一等	千噸以上	四吋（一〇糎）
			二等	千噸未滿六百噸以上	三吋（七・六糎）
			三等	六百噸未滿	三吋（七・六糎）
	潛水艦		一等	水上千噸以上	三―四・七吋（七・六―一二糎）
			二等	水上千噸未滿五百噸以上	
			三等	五百噸未滿	

【海軍砲の發射速度と命中率】砲の發射速度は口徑の大小、機構の良否によつて異なる。またその命中率は距離測定機、照準機の良否、砲手の熟練等によつて異なり、平時と戰時とでは精神狀態が全く異なるため、その成績も一概にはいはれないが、次表はその大體を示してゐる。

各種海軍砲の命中率（一九三一年英海軍實彈射擊）

口徑（吋）	三・五	一二	一〇	九・二	七・六	六	四・七
總發射彈	一七一	三三七	一三七	一〇五	八二九	六八一	
命中率（%）	六六・七	四四・九	四〇	五〇	四四・五	四七	三八・四

各種海軍砲の發射速度

口徑（吋）	一四	一二	一〇	八	六	四・七	四	三
砲身長（口徑）	四〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
每分の發射彈數	二	二	三	五	六	一二	一五	二〇

右表の示す通り、口徑の大きい砲ほど命中率が良い。それは大口徑砲ほど初速が均一になり、また飛行中の安定も彈丸が大きいほどよいからである。

【海軍砲の射距離】砲の射距離は初速と仰角との大小によることは勿論であるが、同一初速同一仰角ならば、重い彈丸の方が遠距離に屆くので、左表は海軍砲の各種寸度性能等を示してゐる。

英米海軍砲諸元

國名	口徑（吋）	砲身長（口徑）	仰角（度）	射距離（粁）	砲身重量（瓲）	彈丸の重量（瓲）	初速（米秒）	砲口活力（米瓲）	裝藥量（瓲）
英	一六	四〇・六	三〇	三七	五〇	一〇五〇	八四〇	二四、〇〇〇	二八四
米	一六	四〇・六	三〇	三三	五三	一二八	九五三	一	二八四
英	一五	三八	三〇	三八	四二	九九	八七一	二六、〇〇〇	一九四
米	一四・五	五〇	一五	二	五〇	八二	八三五	二六、五〇〇	一
英	一三・五	四四・三	二〇	二	四五	七七	八三五	一九、六〇〇	一三三
英	一三	三〇・五	一五	一八	五〇	六七	三八六	一六、五〇〇	一三八
米	八	二〇・三	三〇	三〇	五一	?	?	八五三	一
英	六	五	四〇	一六	四五	八	四五	九四五	一
英	四・七	二	三〇	一五	四五	三	二	九六七	五

【上陸砲】海上權の確保は海軍の主要任務であるが、時として陸軍に先んじて、所謂陸戰隊を上陸させ、植民地の防禦、自國民居留地の保護をせねばならないことがある。そのために軍艦に上陸砲を備へてゐる。口徑は七六粍卽ち六吋で、陸軍の野砲と類似してゐる。このほか上陸用として機關銃はつきものである。

【高角砲】敵の航空機に備へるために高角砲を艦上に裝備してゐる。陸軍ではこれを高射砲と呼ぶ。その口徑は一一糎、一〇糎、七糎半、四糎等大小區々である。（青木）

カイグンボーロー　海軍望樓　沿岸の要所に置き、その所在地名を冠稱し、所管鎭守府または當該要港部に屬する。望樓には下士官兵を置き、必要に應じ海軍望樓長として兵科士官、特務士官或は准士官を配し、戰時事變等には、臨時海軍軍屬を置くこともある。主として海上の見張、附近通過艦船との通信、氣象の觀測、通報、天氣豫報及び暴風警報、海難報告等に關することを掌る。（大宅）

カイグンムセンデンシンショ　海軍無線電信所　專ら無線電信による通信を掌る處。無線電信は、明治二十八年（一八九五）マルコニーが約一浬の通信に成功したるに濫觴し、わが海軍では明治三十三年（一九〇〇）近距離の陸上試驗に成功し、初めて軍艦武藏に無線機を裝備した。これを軍艦全部に裝備するに至つたのは明治三十六年（一九〇三）、卽ち日露戰役の前年で、同三十八年五月二十七日、日本海々戰の當日の早曉、哨艦信濃丸が

「敵艦見ゆ」との警報を傳へたのが海戰上無線通信を實用に供した嚆矢である。爾後長足の進歩をなして今日の如く世界の隅々まで通信し得るやうになつた。海軍無線電信所は軍港要港その他必要な處にあり、その所在地の名を冠稱し、准士官以上、下士官兵及び技手等が配置されてゐる。（大宅）

カイグンヨビイン　海軍豫備員　海軍軍人として豫備役に服する商船學校出身者。海軍豫備員には士官、特務士官、准士官及び下士官があり、その兵籍は海軍省にある。豫備少尉、同機關少尉は高等商船學校、豫備一等兵曹、同一等機關兵曹は公私立商船學校卒業者より、また豫備三等航空兵曹は航空免狀を有する者、或は遞信省の委託により海軍航空隊で規定の航空術を修めた者で、豫備員を志願する者より採用せらる。海軍豫備特務少尉、同機關特務少尉は甲種二等運轉士以上或は一等機關士以上の免狀を有する海軍豫備兵曹長、同豫備機關兵曹より選抜し、海軍省にて詮衡の上、級を追うて豫備少佐に歷進し、特選により豫備中佐に進級せしめらる。また高等商船學校生徒は、入校の日より海軍兵籍に編入せられ、海軍豫備生徒と稱し、その身分は海軍生徒に準ずる。海軍に於ては豫備員たるに必要な教育を施すため、海軍豫備練習生なるものを置き、航海科、機關科及び航空科の三種に分ち、航海科、機關科豫備練習生は公私立商船學校卒業者より、航空科豫備練習生は航空免狀を有する志願者より採用し、その兵籍は鎭守府にあり、身分は海軍一等兵に準ずる。（大宅）

カイグンレイシキ　海軍禮式　海軍軍人及び艦船部隊の禮儀。海軍軍人艦船及び軍隊の敬禮と儀式には軍艦及び短艇の敬禮、觀兵式觀艦式等種々あるが、その概要は次の通りである。（一）軍艦の敬禮　（イ）軍艦旗に對する敬禮。（ロ）軍艦が天皇乘御の艦船に遇つた場合には幹部及び當直將校は艦橋に集まりその他の乘員は上甲板及び舷側に整列して敬禮を行ひ、衞兵隊及び番兵は捧銃し喇叭「君が代」を吹奏し、副長の令にて祝聲（萬歲三唱）を唱へて敬意を表する。（ハ）軍艦が相遇ふ時、將旗或は代將旗を掲げた軍艦または短艇に遇ふ時は、喇叭を吹奏して敬禮し、外國軍艦に相遇うた時にも互に敬意を表する。（ニ）船舶燈臺等より軍艦に對しその國旗を降下して敬禮する時は、軍艦は軍艦旗を半ば降下して答禮する。外國の商船もまた軍艦に對しては、その國旗を降下して敬意を表する。（ホ）艦船にはその他登舷禮式と稱し、天皇に對する敬禮を行ふ場合、及び戰時、事變或は遠洋航海等のため出入港する艦船を送迎する時、總員が舷側に整列して敬禮を表するのがある。（ヘ）軍艦の敬禮の中に號笛を吹いて敬意を表する敬禮がある。（號笛とは細長い海軍特有の小笛で、制規の服裝をなして軍艦に出入する副長以上或は大公使等が乘艦退艦の際、舷門にて行ふものである）（二）その他短艇の敬禮觀兵式（鎭守府、艦隊等に於て聯合陸戰隊を編成し陸上にて施行する儀式）、觀艦式及び我國祝祭日等に行ふ遙拜式等がある。→觀艦式。（大宅）

カイグンロードークミアイレンメイ　海軍勞働組合聯盟　海軍諸工廠に於ける關係勞働組合の同盟である。大正十三年第六回國際勞働會議の勞働代表選定を機緣として、同年三月二十一日に結成された。當時の所屬組合は橫廠工友會、吳官業勞働海工會、廣廠工僚會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會の五組合であつたが、そののち德山燃工會、平塚總愛會、の二組合が加盟するに至り、所屬組合員數、約四二、〇〇〇（昭和六年）。本部、吳市本通十二丁目十五、機關紙「海聯時報」。その政黨關係は準社會民衆黨系である。（赤松）

マリヤナグントー　——群島　Mariana(Marianne) Isls.　我が南洋委任統治地域の一部。【位置、面積】東經一四四—一四六度、北緯一四—二二度の範圍に橫たはり、北から南に一列に點在し、南に至るに隨つて南西に彎曲し遂にカロリン群島に續く。主なる島は北から數へてウラカス、マウダ、アッソンソン、アグリガン、パガン、アラマガン、ググアン、サリガン、アナタハン、サイパン、チニアン、ロタ等の諸島で、ロタ島の南には北米合衆國の支配に屬するグアム島がある。島數は一四で面積は合して六三八・八九方粁に過ぎない最大島はサイパン島であるが面積は一八五方粁で佐渡島の三分の一位で、チニアン島、ロタ島がそれについでゐる。【沿革、行政】一五二一年マゼランの世界週航に際し發見されたもので、マゼランは土人が船具を盜み去つたのでラドローン（盜賊島）Las Islas de los Ladrones (The Islands of the Thieves) と命名した。一五六五年に至りイスパニヤ領と確認され、その後當地敎化のために宣敎師が派遣されたが、特にイスパニヤ王フィリップ四世

の皇后マリー・アンナは御手許金を以て教化事業を奬勵したので、皇后の御德を稱へたるため爾來マリアンナ諸島と呼ぶことになつた。一八九九年米西戰爭の結果フィリッピン群島と共にこの群島中のグアム島を米國に與へ、敗戰後の自國の疲弊と統治上の困難とからドイツの提議に應じて、一八九九年六月カロリン諸島と合して、僅に二五〇〇ペセタ（九六〇萬圓）を以てドイツに賣却した。然るに一九一四年（大正三年）歐洲大戰の勃發するや、我國もドイツと戰端を開き我が海軍南遣支隊の占領する所となり、一九二一年四月（大正十年）パリーの平和條約その他の規約によつて我が委任統治地となり、南洋廳の下に統治されて、サイパン支廳が置かれ、支廳舍はサイパン島のガラパン街に設けられてゐる。【地形、地質】マリヤナ群島の東側には深度八〇〇〇米以上のマリヤナ海溝がほぼ島列と並行して存在し、殊にグアム島の東には九六〇〇米を越す深部がある。從つてこの諸島はマリヤナ海溝の西に急に聳り立つた部分の僅に海面に現はれたもので、諸島の北半と南半とは地形地質に大分異なつた趣を見せてゐる。即ち北部の島々は火山島で、現にウラカス、パガン、ググアンの島々は盛んに噴煙をあげて活動を續けてをり、アッソンソン、アラマガンは極めて若い火山島で、島形も美しいコニーデを示して、侵蝕の度は著しくない。またアグリガン、アナタハンの兩島は熔岩臺地から成つてゐる。これ等火山島を構成する主要な岩石が輝石安山岩であることは、富士火山脈と連絡のあることを暗示してゐる。島の高度もその面積に比して大きくアグリガン島の如きは九〇〇米に達してゐる。これに對して南方の諸島は隆起珊瑚礁から成り、殊にサイパン、チニアン、ロタは典型的のものとされてゐる。基盤は北部の諸島よりは更に舊期の噴出と見られる紫蘇輝石安山岩で、同一の火山脈の連續と見ることが出來る。これ等の島島には堡礁を繞らせるものがあり、母岩の現はれてラテライトと化せるものがあり、また海蝕臺地の見事に發達せるもの等興味深いものが尠なくない。【氣候】全島が熱帶圈内にあるが、四週に海を巡らす小島であること、北赤道海流に洗はれてゐること、貿易風帶にあること等によつて、著しく海洋性氣候を呈し、氣溫の年變化も極めて少なく、從つて四季の變化も殆どなく、晝夜に於ける氣溫の差も甚だ少ない。サイパンに於ける年平均氣溫は二五・五度、最も低溫を示す二月が二四・四度、高溫を示す六月と十月が各〻二六・二度を示す狀態である。降水量は二四一三・九粍で内地を遙に凌駕してゐるが、終日の晴天も終日の降雨も極めて稀である。概して夏季に多く冬季に少ない。所謂スコールは當地の特色で沛然として盆を覆すが如く、これが炎熱を一掃して清々しさをもたらしてくれる。夏から初秋にかけて低氣壓が發生し被害を及ぼすことがある。【産業、交通】農業上先づ擧げねばならぬのは甘蔗である。元來我が南洋諸島の生産物の大半は甘蔗であるが、その産額の凡そ九九%はサイパン、チニアン兩島に栽培せられ、南洋興發會社の經營にかかる大規模の製糖工場がこの兩島に設けられ、我國への移出額も多く、我國からこの島に移住或は出稼する人々の殆ど全部が、工場で働くか甘蔗の栽培に從事してゐる。その他の農産物には里芋、タロ芋、タピオカ、バナナ、甘藷、木瓜等を擧げることが出來る。製糖に附帶して酒精、糖酎も製造されて我國へ送られるものが少なくない。海岸低地には椰子が繁つて食料飲料を供給し、コプラも重要移出品である。家畜には牛、豚、山羊、雞等があり、殊に牛が多く二千數百頭に達して殆ど全部が役牛である。漁業はあまり發達してゐないが、鰹、鮪、貝類等が得られ、將來の發達を期待するものである。サイパンとチニアンには軌道が設けられてゐるが、糖業會社の經營に屬し、甘蔗の運搬を目的とするが、一般交通にも利用され、各島と沿海の交通は專ら島民のカヌーによつてゐる。日本内地との交通は日本郵船會社東廻、西廻、サイパン線の三航路があり、サイパン、チニヤンには無線電信の裝置のある郵便局が設けられてゐる。【住民】昭和四年に於ける人口は一六、五九六人で、土人はチャモロとカナカで淡褐色のミクロネシヤ人に屬する。チャモロはイスパニヤ人の血を受けたもので、早く歐洲文明を取入れ、上流のものは歐風の文化生活を營んでゐる。性質溫和で勤勉、衣服を纏ひ、その全人口凡そ三〇〇〇人の中マリヤナ諸島に住むものは二七八六人を數へ、殊にサイパン島に多い。カナカはチャモロに反して生活程度低く、多くは裸體跣足、怠惰である。その數凡そ四五、七〇〇人の中マリヤナ群島には一〇〇四人を算する。我が内地人は凡そ一三、〇〇〇人で沖繩縣からの者が大多數を占め、主として甘蔗栽培に從事し、外國人は極めて僅かの宣教師だけである。（淺井）

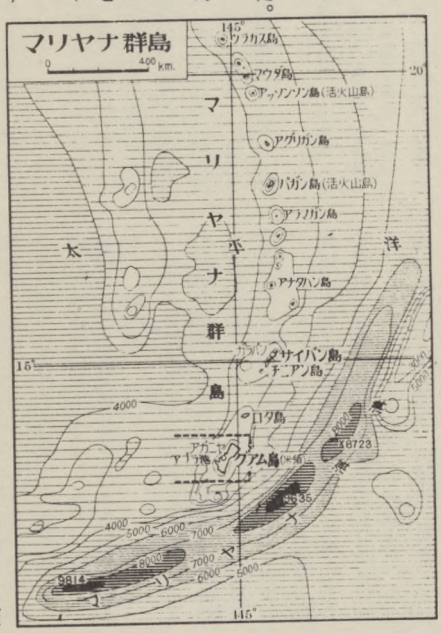

ラヂオ　Radio　ラテン語のRadioからきた語で、放射輻射等の字義から出た語であるが、今日では多くの場合放送無線電話（或は單に放送）を意味してゐる。しかし廣義には電波の媒介による通信、卽ち無線電信竝に無線電話を總稱してゐる。

【放送設備】放送に關する技術的設備のうち主なるものは、音聲を電氣にかへるためのマイクロフォン及び音聲電流を增幅するための增幅器竝に電波を輻射するための放送機の三部分である。（イ）マイクロフォン　普通の電話機の送話器と同樣、音のエネルギーを電氣にかへる裝置である。しかし放送に使用するマイクロフォンは、音聲のみならず音樂等をも傳へる場合が多く、しかも出來る限り原音通りに傳へることが必要なので、これには特殊の構造のものが使用される。最もよく使用されるものにライツ型マイクロフォンとコンデンサー型マイクロフォンとがある。ライツ型マイクロフォンは加熱處理を施せる炭素微粒子と薄い振動板から出來てゐて、音波によつて振動板が振動し、續いて炭素微粒子が振動してその抵抗の變化により音波と同じ型の電流を生ずる。またコンデンサー型マイクロフォンは薄いジュラルミン製振動板と、それに極く接近して配置された金屬板とから出來てゐて、振動により兩板間の靜電容量が變化して音聲電流に變化を與へる構造のものである。（ロ）音聲增幅器　音波がマイクロフォンに當つて生ずる音聲電壓は、約〇・〇〇五ヴォルト程度の極めて微弱のものであるから、音聲增幅器を使用してこの電壓を擴大する。この裝置は三球乃至四球の眞空管を使用する增幅器であり、抵抗結合方式と稱する增幅方式を採用してゐる。この方式は最初の眞空管のプレート回路に高抵抗を插入し、この高抵抗の一端からコンデンサーを經て次の眞空管のグリッドに結合し、音聲電流の歪を防ぐやうに考慮せられてゐる。第一圖は音聲增幅裝置の寫眞であり、增幅裝置のほかに切換裝置、音量調節裝置等が含まれてゐる。（ハ）スタヂオ　實際に放送を行ふ場合、マイクロフォンを普通の部屋に設置したのでは種々の障害が起るので、演奏室（スタヂオ）を設けて、その內で放送を行ふ。スタヂオを設ける理由は（一）室外の音響、卽ち隣室の談話や道路の騷音を防止すること、（二）普通の部屋では反響が強くて音聲を不明瞭にすること、（三）音樂の場合は適度の反響を要するため反響の調節を必要とすること等である。東京、大阪、名古屋等の大電力放送局は、日々多數の演奏者が出入する關係から、演奏所を都市の中央に設け、そこに大小幾つかのスタヂオと、マイクロフォン及び增幅裝置を設け、別に放送所を郊外の廣い地域に建ててここに放送機を設備してゐる。從つて演奏所と放送所との間は電話線を以て連絡し、演奏所の音聲增幅器の出力はこの電話線を通じて放送所に送られ、放送機に加へられる。（ニ）放送機　放送所の設備は、放送機とその電源とが主たるものである。放送機には種々の方式のものがあるが、多くは水晶板制御增幅方式と稱するものである。第二圖はこの方式の系統圖である。先づ水晶板發振器で、水晶板の振動を利用して高周波電流を發生させる。例へばJOAK第一放送では、八七〇、〇〇〇サイクルの周波數の交流を發生させる。次にこの電流を中間增幅器に加へて增幅する。一方演奏所から送られた音聲電流は、放送機附屬の音聲增幅器で再度增幅され、先の中間增幅器から送り出される高周波電流と一緒にして變調增幅器に加へる。變調增幅器は、高周波電流の強さが音聲電流の強さに比例して變化するやうな特殊の作用、所謂變調作用を行ふ。ついで音聲電流を含んだ高周波電流は、更に最終增幅器に加へられて增大された後アンテナに加へられる。かくしてアンテナに高周波電流を通ずれば、その電流の作用でアンテナより電波を發射するに至る。第三圖は放送機を示す。次に一〇キロワット放送といひ、五〇〇ワット放送といふのは、アンテナに加へられる電力が一〇キロワットであり、五〇〇ワットであるの意味である。しかし放送機全體に使用する全電力は、このアンテナ電力の約十倍を必要とする。從つて一〇キロワット放送の場合は、一〇〇キロワットの電力を要するのである。またその電壓も低きは數ヴォルトのフィラメント電源より、高きは一〇、〇〇〇ヴォルトのプレート電源までであり、その裝置は大規模である。

【ラヂオ受信機】ラヂオ受信機は、大體鑛石式と眞空管式の二つに分けることが出來る。（イ）鑛石式受信機　鑛石式受信機は最も簡單にして安價な受信機ではあるが、感度が惡く、放送局の近くでないと利用することは出來ない。しかも受話器で聽かねばならぬ不便があるため、現在では使用者も極く少なく、全聽取者の七パーセント位である。その構造は極く簡單で、第四圖の如くコイルと鑛石檢波器から出來てゐる。檢波器は普通は方鉛鑛（ガレナ）の上にニッケルの細い線を輕く接觸させたものである。（ロ）眞空管式受信機　眞空管式受信機は、その電源に電池を使用する電池式と、電燈線の電流を利用するエリミネーター式とに分けることが出來る。また眞空管の數によつて一球式とか三球式或は十球式等に分類することもある。電池式についていへば第五圖の如く種々の接續方式がある。第五圖Aは一球式であつて、丁度鑛石式受信機の鑛石の代りに、眞空管を檢波器として使用するもので、鑛石式受信機同樣受話器で聽取する。更に高聲器を用ひる場合は、同圖BCの如き二球式または三球式を使用する。この方式は最初の眞空管で檢波して音聲電流にしたものを、次の眞空管で增大するものである。また特に放送局から遠く離れた電波の弱い地域で聽取するには、BCの如きものではなほ不十分で、四球式または五球式等を使用する。第五圖Dは四球式であり、三球式の前に高周波增幅管を附け加へ、先づこの眞空管で高周波電流を擴大し檢波管に加へるのである。次にエリミネーター式受信機の一球式から四球式までの接續圖を示せば、第六圖の如くである。而して第五圖と第六圖とを比較すれば、電池式とエリミネーター式との區別は明瞭になる。電池式では眞空管のフィラメントを點火するためにA電池を使用するが、エリミネーター式ではA電池の代りに變壓器を用ひて一〇〇ヴォルト以下の低電壓にして使用してゐる。なほ眞空管も、傍熱型と稱するエリミネーター專用眞空管を使用してゐる。またエリミネーター式ではB電池の代りに整流眞空管と平滑器とを使用し、整流眞空管で電燈線の交流を直流に直すとともに平滑器で直流中に含まれてゐる微弱なる交流の混入を除去するのである。從つてエリミネーター式では、電池式よりもこの整流眞空管が餘分に附加されてゐるわけである。第七圖は三球式エリミネーター受信機の外觀である。この外受信機には、スーパー・ヘテロ

ダイン、レフレックス等特殊の方式のものもあるが、これらは一般に利用されてゐるもの少なく、二球式または三球式のものが最も多く利用されてゐる。

【放送】（イ）放送の開始　放送が開始されたのは、一九二〇年北米合衆國に於てであるが、次いで一九二二年にはイギリスに、一九二三年にはドイツに起り、その後急速に世界各國に普及發達した。我國にては大正十二年十二月二十日遞信省令第九十八號を以て放送用私設無線電話規則が公布されるや、同十三年から十四年にかけて東京、大阪、名古屋にそれぞれ社團法人組織の三放送局が設立され、大正十四年（一九二五）三月二十日東京放送局が先づ放送を開始し、續いて同年六月には大阪放送局が、七月には名古屋放送局がそれぞれ放送を開始した。（ロ）經營　各國に於ける放送事業の經營は大別してこれを次の五種に分つことが出來る。（一）國營とするもの　デンマルク、ハンガリー、エストランド等である。（二）公益法人の經營とするもの　日本、イギリス、ベルギーがその例である。（三）官營と私營と併立するもの　フランスが唯一の例である。（四）政府と民間との分擔經營によるもの　ドイツ、スウェーデン。（五）私營とするもの　オーストリー、イタリー、オランダ、アメリカ合衆國、カナダ、スペイン等であるが、等しく私營とする國に於ても配當に制限を加へてゐるものと、何等これに制限を加へてゐないものとある。アメリカ合衆國は後者に屬してゐるが、多くの國は前者に屬してゐる。但し今日各國を通じて事業の經營は、利益を目的とせず公益を主眼とする方針に著しく傾いてゐる。我國の放送事業は、大正十四年の放送開始より十箇年の許可を得てゐ、現在では社團法人日本放送協會が獨占的にこれを行つてゐるが、大正十三年より十四年にかけて設立せられた東京、大阪、名古屋の三放送局は、それぞれ社團法人として獨立して別箇に事業を經營してゐたのであつた。ところが當時既にこれ等三法人の經營を統一組織の經營に移し、以て全國に亙る放送網の建設を急ぐと共に文化享受の機會均等を實現し、我國放送事業の普及發達を計るべしといふ機運が動き出してゐたので、遞信當局もこの機運を察して斡旋し、大正十五年八月六日附を以て遞信大臣の認可を得てここに社團法人日本放送協會の成立を見るに至つたのである。かくて前記東京、大阪、名古屋の三放送局は同年八月二十日解散手續の終了とともに、新たに日本放送協會の關東支部、關西支部、東海支部としてそれぞれ事業を繼續すると共に、他方協會に於てはこれら三支部のほかに更に仙臺、札幌、廣島、熊本の四箇所にそれぞれ支部を設置したのである。（ハ）放送波長　現在放送に當割てられてゐる周波數帶（或は波長帶）は、一九二七年ワシントンに於て開催された國際無線通信會議で定められた五五〇—一五〇〇キロサイクルで、歐洲ではこのほかに一九四—二二四キロサイクルの周波數帶が許可せられてゐる。我國は昭和四年十二月五日遞信省令第五十五號を以て、放送用周波數帶を前記五五〇—一五〇〇キロサイクルの範圍に限つたのである。しかし各國とも制限された放送波長帶に於て多數の放送局を設置するため、國内放送局相互間或は國際間に放送電波の混信を招く結果、放送波長帶の問題はこれまでも國際無線會議に於て屢〻問題になり、昭和七年スペインのマドリッドに開かれた國際無線通信會議に於ても、現行放送用周波數帶の擴張が問題になつたのであるが、遂に具體的決定を見るに至らなかつた。（ニ）短波放送局　我國に於ては有線及び無線電信電話による通信權は總て政府の專掌に屬する故、その施設については遞信省の特許を要する。特に學術研究用または實驗用として政府の許可を得てゐるものに對しても、「學術の研究または機器に關する實驗」に就いての通信以外は一切の通信が禁じられてゐる。また日本に於てこそ毎日定時放送を實施してゐる短波放送局はないが、歐米諸國に於てはかやうな短波放送局も尠なくない。現在我國に於て實驗用に許されてゐる短波は、一六九米以下のもので、許可されてゐる短波局は約三百箇所、その中所謂アマチュアーの短波局が九十箇所、他は學校、研究所、その他の研究團體の短波局である。一體短波長の電波は、遠距離に對して放送せんとする時、特に國際的の放送を行ふ場合等に近來盛んに利用されるのであつて、我國で行つた國際放送の場合に於ても、例へば日米交驩放送、マルコニー・デー祝賀國際放送、オリンピック放送等に際しては、多くの場合日本側は遞信省の檢見川送信所、岩槻受信所の兩短波設備を、またアメリカ側はボリナス送信所、ポイントレー受信所の兩短波設備を使用したのである。（ホ）放送局數　現在全世界の放送局數は、約一千二百局餘あるが、このうちアメリカ合衆國最も多く、六百七局を有してゐる。またイギリスは二十一局、ドイツは二十七局、フランスは二十三局、ロシヤ五十三局、カナダ六十八局、イタリー七局、オーストラリヤ三十五局、スウェエー

第八圖　日本放送協會放送網（昭和八年九月現在）

デン二十六局、アルゼンチン二十八局を有してゐる。而してこの一、二年間歐米各國は競つて大電力局設置計畫を進め、アメリカに於ては現に五〇キロワット以上の大電力局十三箇所を有するほか、更に四〇〇キロワットの大電力局を建設中であり、イギリスに於ては五〇キロワット局六箇所を有するほか、更に五〇キロワット局に增力中のもの二局と、一五〇キロワットに增力中のもの二局あり、ドイツもまた六〇キロワット局六箇所を有するほか、目下六〇キロワット局に增力中のもの二局竝に一二〇キロワット局に增力中のもの一箇所といふ現狀である。またロシヤに於ては一〇〇キロワット局が五箇所、ポーランドに於てもワルソーに一二〇キロワット局、オーストリーに於てもウィーン郊外に一〇〇キロワット局があり、フランスは現在ラヂオ・パリーを一二〇キロワットに增力中である。けだし、歐米に於ける大電力局設置競爭は、(一)各國の國境が相隣接し、一國の放送が他の隣接國に容易に聽取出來るため、隣接國はこれに對抗し得るだけの大電力局を必要とすること、(二)歐洲各國に於ては一國に對する放送波長の割當が僅少であるため、放送局數を增加することが困難なることがその主たる理由である。我國は大正十五年八月日本放送協會の設立後、同協會の擴張計畫に從つてそれまで一キロワット放送を行つてゐた東京、大阪、名古屋の三放送局をそれぞれ一〇キロワットに增力するとともに、新たに設けられた仙臺、札幌、廣島、熊本の四支部にもそれぞれ一〇キロワットの放送施設を裝備し、更に國內主要都市に五〇〇ワット乃至三キロワットの小電力局を多數增設し、今日では內地に於ける放送局數は、一〇キロワット放送局が七局、五〇〇ワット乃至三キロワット放送局が十八局、合計二十五局に達してゐる。第八圖は我國放送網を示す。なほ日本放送協會では今後更に五〇〇ワット程度の小電力局十四、五局と、ほかに東京、大阪、九州に一〇〇キロワット程度の大電力局を設置する計畫を進めてゐる。(へ)二重放送　同一放送局より二種の電波長を以て二樣の放送を同時に行ふことをいふのであつて、例へば一方の電波長ではニュース、氣象通報、演藝、講演等を放送すると同時に、他の電波長では補習教育、成人教育、語學講座、職業教育等の放送を行ふのである。我國では既設一〇キロワット放送局中、東京放送局に於ては昭和六年より、また大阪、名古屋の兩放送局は昭和八年よりそれぞれ二重放送を開始したが、これ等三放送局の二重施設は共に電力一〇キロワットで、第一放送は一般的のもの、第二放送は主として教育的放送を専門に行つてゐる。(ト)聽取者數　放送開始當初は、各國とも僅か數千の聽取者を有するに過ぎなかつたが、十年餘を經た一九三三年末に於ては全世界の聽取者數は四千萬に達し、毎日實際にラヂオを聽く者に至つては恐らく一億六千萬に達するであらうといはれてゐる。而もなほ各國に於ける聽取者は增加する一方である。今日世界主要國に於ける聽取者狀況は別表の如くである。我國は放送開始當初に於ては僅か五千餘の聽取者に過ぎなかつたが、その後一年經つか經たない間に聽取者は一躍二十萬となり、以來每年增加の一路を辿つて來た。殊に一九二九年以降は世界的の經濟不況にも拘はらず却つて聽取者は激增し、昭和八年六月を以て全國の聽取者は百五十萬を突破し、米、英、獨、露に次ぐ世界第五位のラヂオ國となつた。現に東京市の如きは、平均百世帶當り四十一世帶の普及狀態を示し、市の中央商業地區內に於ては、百軒に六十軒の普及率を有する區域も數箇所ある。我國の聽取者增加狀態を見れば、次の如くである。

支部名	局名	呼出符號	空中線電力キロワット	周波數キロサイクル	放送開始年月日
關東支部	東京中央放送局	JOAK	第一 10.0	870	大正14. 7. 12
			第二 10.0	590	昭和 6. 4. 6
	長野放送局	JONK	0.5	940	昭和 6. 3. 8
	靜岡放送局	JOPK	0.5	780	昭和 6. 3. 21
	新潟放送局	JOQK	0.5	920	昭和 6. 1. 11
	前橋放送局	JOBG	0.5	970	昭和 8. 6. 23
關西支部	大阪中央放送局	JOBK	第一 10.0	750	大正15. 12. 1
			第二 10.0	1,085	昭和 8. 6. 26
	岡山放送局	JOKK	0.5	700	昭和 6. 2. 1
	京都放送局	JOOK	0.3	960	昭和 7. 6. 24
	德島放送局	JOXK	0.5	980	昭和 8. 7. 23
東海支部	名古屋中央放送局	JOCK	第一 10.0	810	大正14. 7. 15
			第二 10.0	1.175	昭和 8. 6. 26
	金澤放送局	JOJK	3.0	710	昭和 5. 4. 15
	濱松放送局	JODG	0.5	635	昭和 8. 7. 19
	福井放送局	JOFG	0.3	990	昭和 8. 7. 13
中國支部	廣島放送局	JOFK	10.0	850	昭和 3. 7. 6
	松江放送局	JOTK	0.5	625	昭和 7. 3. 7
	高知放送局	JORK	0.5	720	昭和 7. 3. 22
九州支部	熊本放送局	JOGK	10.0	790	昭和 3. 6. 16
	福岡放送局	JOLK	0.5	680	昭和 5. 12. 6
	小倉放送局	JOSK	1.0	735	昭和 6. 12. 21
	長崎放送局	JOAG	0.5	930	昭和 8. 9. 20
東北支部	仙臺放送局	JOHK	10.0	770	昭和 3. 6. 16
	秋田放送局	JOUK	0.3	645	昭和 7. 2. 26
北海道支部	札幌放送局	JOIK	10.0	830	昭和 3. 6. 5
	函館放送局	JOVK	0.5	680	昭和 7. 2. 6
	旭川放送局	JOCG	0.3	655	昭和 8. 9. 4

世界主要國聽取者數竝に普及程度（※印は推定數）

國名	聽取者	百世帶當聽取者數	調査年月
アメリカ合衆國	※一六、八〇〇、〇〇〇	五四	一九三二年七月一日
イギリス	五、五三六、四四五	四八	一九三三年四月末
ドイツ	四、五三三、三八〇	二九	一九三三年六月一日
ロシヤ	※二、七〇〇、〇〇〇	七	一九三二年
日本	一、五五五、二四四	一二	一九三三年八月九日
フランス	※一、〇〇〇、〇〇〇	九	―
カナダ	七二五、〇〇〇	二八	一九三三年一月末
スウェーデン	六三二、八四〇	四一	一九三三年三月末
オランダ	五七二、三三八	二九	一九三三年四月末
デンマルク	五一四、二七三	五九	一九三三年三月末
オーストリー	四八一、七二一	二九	一九三三年四月末
チェッコ・スロヴァキヤ	四六〇、〇〇〇	一二	一九三三年三月
オーストラリヤ	四一九、一八〇	二六	一九三二年十二月末

我國聽取者數

年次	聽取者數	一箇年間增加數
大正十四年三月開始	五、四五五	―
大正十四年末	一四四、五三三	一三九、〇七八
昭和元年末	三〇八、九六五	一六四、四三二
昭和二年末	三三七、一九七	二八、二三二
昭和三年末	五四〇、〇五五	二〇二、八五八
昭和四年末	六二一、七四〇	八一、六八五
昭和五年末	七二四、五五五	一〇三、七五五
昭和六年末	九〇八、八二三	二二四、二六七
昭和七年末	一、三二〇、二二八	四一一、四〇五
昭和八年八月九日	一、五五五、二四四	(八箇月間) 二三五、〇一六

(チ)聽取料金　アメリカ合衆國、フランス、ロシヤ等の如く、聽取料金を徵收してゐない國もあるが(このうちフランスは一九三三年より聽取料制度を實施し、またロシヤも近く實施の豫定である)、多くの國々は聽取料制度を實施してゐる。而して聽取料金を徵收してゐない國必ずしも放送事業の繁榮を示さず、

寧ろ有料制度の國の方が概して堅實の發展を見せてゐる。我國の聽取料金は、昭和七年四月一日より月額七十五錢(それまでは月額一圓)に値下げせられたが、貧困な盲人、學校等に於ける受信施設に對しては、聽取料を免除してゐる。なほ遞信省の許可なくして盜聽してゐる者は、一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられる。

主要國に於ける聽取料金

國名	年額聽取料金
イギリス	一〇シリング
ドイツ	二四マーク
デンマルク	一〇クローネ
オーストリヤ	二四シリング
イタリー	七五リラ
スウェーデン	一〇クローネ
日本	九圓

(リ)放送プログラム　各國の放送事業が僅か十年前後の短日月間に於て、かくも急速に發達したのは、何といつても時間及び場所を超越したラヂオが、教養、報道、慰安の各方面に於て我々の國民生活上必須の文化機關たる特性を有してゐるからである。而して放送プログラムは、各國の國情によりそれぞれ趣を異にするが、大體慰安、報道、教養の三大分野に分けることが出來る。東京中央放送局の放送プログラム割合を見れば下表の如くである。

東京中央放送局第一放送種目別放送時間(昭和七年度)

種目	放送時間	百分比
報道	一、一五二・三八(時・分)	三八
教養	九六六・四二	三二
慰安	七二三・二四	二四
子供の時間	一七三・〇三	六
計	三、〇一四・四七	100
一日平均放送時間	八・二六	—

他方放送時間は逐年增加し、全國一日平均の一局放送時間は放送開始當時に比べて三時間を增加して昭和七年度に於て九時間十三分に達してゐる。更に東京放送局のみについて見れば、同局の一日平均放送時間は第一放送が八時間餘、第二放送が三時間十分で、合計一日平均十一時間餘を放送してゐる。報道放送に含まれる種目は氣象通報、時報、經濟市況、日用品直段、產業ニュース、カレント・トピックス、時事ニュース(全國的ニュースと地方的ニュースの二種)等に分れ、このうち時事ニュースは每日四回放送してゐる。教養放送には家庭婦人講座、家庭大學講座、趣味講座、語學講座、補習講座等の定期的講座のほかに時事問題解說その他各種の講演講座が隨時放送される。このほか子供のためには特に「子供の時間」を設けて、每夕子供のための慰安教養に關する放送を行つてゐる。慰安放送に於ては、我國は特殊の樣相を示してゐる。例へば音樂に於ては、成年者乃至老人はより多く日本古來の古典音樂を好むに對し、若い人は新しい音樂、洋樂等をより多く好む。演藝、演劇に於ても同樣であつて、ラヂオ・ドラマやラヂオ風景の如きラヂオ獨得の技術と演出による放送が行はれるとともに、他方では屢〻劇場からの演技中繼放送も行はれるといつた風である。(ヌ)國際放送　各國に於ける放送內容の發展上、一異彩を放つものは國際放送の發達である。國際放送の歷史は比較的まだ淺く、一九二五年オーストリーの首府ウィーンから同國ザルツブルグ市の祝祭放送を歐洲中部及びドイツの各放送局に中繼放送したのが最初であるが、國際放送が漸く盛んとなつたのは一九二八—九年頃からである。その後各國中繼網の急速な完成に伴つて、歐洲各國間は勿論歐米兩大陸間にも完全な國際放送が交換されるに至つた。一方我國は、歐米各國に比べて國際放送の技術上著しく困難な地理的環境に置かれてゐるにも拘はらず、昭和五年十月濱口、フーヴァー、マクドナルドによる日、英、米軍縮條約成立祝賀交換放送に成功して以來、引續き翌年には日米定期交換放送が開始され、また同年十二月にはマルコニの大西洋橫斷無線通信の三十周年記念國際放送にも參加し多大の成功を收めたのである。更に昭和七年八月には、アメリカ、ロスアンゼルスより同地に行はれたオリンピック競技の成績を中繼放送し、また十一月には國際聯盟理事會に出席せる我が帝國全權の演說をジュネーヴより中繼放送し、共に我が國際放送史上に劃期的歷史を創つたのである。(ル)植民地に於ける放送事業　朝鮮の放送事業は、昭和二年社團法人京城放送局の一キロワット放送に始まる。以來六箇年を經て未だ內地放送事業の如き隆盛を見るに至らないが、昭和八年よりは一〇キロワット二重放送を開始し、內鮮兩語による放送を行ひつつあり、聽取者も最近增加の傾向を呈してゐる。臺灣の放送事業は、朝鮮より一年遲れて昭和三年、總督府交通局經營の下に臺北に於て開始された。放送電力は朝鮮に於けると同樣最初は一キロワットであつたが、昭和六年社團法人臺灣放送協會の手に事業が移されるや、同協會では新たに一〇キロワット放送を開始すると共に、翌年臺南に一キロワット放送局を設置して今日に及んでゐる。關東州に於ては關東廳遞信局の經營の下に大正十四年八月大連放送局が五〇〇ワットの電力を以て放送を開始し今日に及んでゐる。(中山)

ラヂオタイソー　——體操　國民の體育向上を目的として每朝ラヂオによつて行はれる徒手體操。運動は十一種類よりなる。これは昭和三年今上陛下御卽位の御大典を記念するため、遞信省簡易保險局、日本放送協會及び生命保險會社協會の發案で、文部省援助の下に我國體育界の權威者が創案し、同年十一月一日から實施された。ついで昭和七年七月からは青年及び壯年者のための第二ラヂオ體操(十一種類の運動より成る)が案出され、第一ラヂオ體操と相竝んで每早朝全國的に行はれてゐる。

【ラヂオ體操の會】　昭和六年七、八兩月東京市及び隣接町村の各小學校校庭竝に公園、神社、佛閣の境內その他各處の廣場に、一般民衆が參集して集團的にこれを行ひ、保健上著しい效果を擧げた。大阪市でも同年秋小學校校庭及び公園その他で盛大なラヂオ體操の會を開催し、顯著な實績を擧げた。以來過去三箇年間にラヂオ體操の會は急速に普及し、各地の小學校校庭、公園、神社佛閣の境內、工場、鑛山、海岸その他の廣場に開催され、また本土だけでなく臺灣、朝鮮、樺太、滿洲にまで普及した。試みに過去三箇年每夏の實施情況を見れば、昭和六年度の實施區域は舊東京市竝に隣接郡部で會場數三〇五箇所、參加延人員三百五十萬人。昭和七年には全國主要都市一九三三箇所で二五、九三一、〇七八人、昭和八年には全國都市町村三三三六箇所で四四、〇七三、八九二人參加した。なほ夏だけでなく四季を通じて永續的に體操を行ふ會場

小學生のラヂオ體操

も各地に現はれた。ラヂオ體操の特色は、老若男女ともに特別の練習を要せず體力を過度に浪費することなく、平易に愉快に健康を增進し得る點にある。またラヂオ體操の會は國民保健上のみならず、國民の團體的精神の發揚と向上とにも有意義で、今後益々國民の間に普及すべき特性がある。なほラヂオ體操は我國以外ドイツ、アメリカ、フランス、デンマルク、スウェーデン等の各國でも盛んに行はれてゐる。（中山龍）

ラヂオメーター　Radiometer　輻射計ともいふ。光の熱作用を檢する裝置。圖はその外觀である。内部の空氣を稀薄にした硝子球内に、一面は磨き一面は煤で黑くした四枚のアルミニウムの翼を有する車がある。これを光に曝せば黑い面は

ラヂオメーター

多量に光を吸收して光壓を受けるから、車は黑い面より白い面の方向へ囘轉する。この器械は光を受けてゐる間は絶えず囘轉するから、平常保存するには箱に入れて置くか黑い布で包んで置く。（片山）

ラツェ　拉孜　Latse　→章拉孜

ラッカサン　落下傘　Parachute　落下傘は、高所から人員乃至物質を緩速度で比較的安全に地上に降下させるための救命具の一種。一七七七年フランス人ユースト・ベラジオが自己設計製作の木枠に布を張つた落下傘で塔から安全に降下したのが實用した嚆矢である。爾來氣球の發明はこの實驗を容易に、科學者や冒險家が各種の落下傘で實驗を行ひ、漸次改良はされたが、なほ當時は單に冒險的興行物に過ぎなかつた。それが世界大戰中に航空機使用の激增に伴つて、航空機事故の際の救命用として研究され、その目的に使用され始めてからは、氣球や飛行船では裝備も使用法も簡單なため一般に使用されたが、飛行機には裝備使用上に困難不安の點があつたので、大戰中はドイツ以外には一般に裝備使用されるに至らなかつた。ドイツでは休戰約六箇月前に使用し始めたが非常な好成績で、各國とも十分その價値を認め、現在ではどこでも航空機搭乘者は必ずこれを使用する。【種類と使用法】種類は多いが落下傘自體卽ち人體と共に落下する部分の構造は大同小異で、傘は木綿か絹で製り、中央に漏氣孔を設け落下速度の調節をする。また傘の周緣からは綵目が出てゐて、その下端は集合し中間索に接續され、その下方に人員を固縛保持する著帶が取

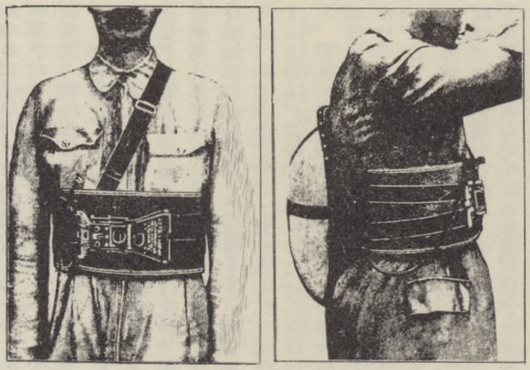
落下傘携帶圖

りつけてある。飛行機への裝備法も各種あり、大別すれば繋止式と背嚢型とになる。その中背嚢型は種類も最も多く、いづれも背嚢型に包裝されてゐて人體が跳出すると共に、傘は機體に縛著された帶によつて引き出されるか、または全然帶がなく跳出後に背嚢を急速に開放するための特別裝置により、傘を放出してこれを開く。この式のは繋止式よりは危險の度が幾分大きいが實用に適する。これは裝備が迅速容易な上に、そのための特別の裝備を要せず、且つ機上からどの方向にも跳出すことが出來、また飛行機に絡む機會が少ないから墜落中の飛行機から使用して奏效の機會が最も多い。これに屬する優良なのはハインネッケ、ホッケン、ハーベリーウィン、メヤース、ホルト、アーヴィング等の諸式であり、

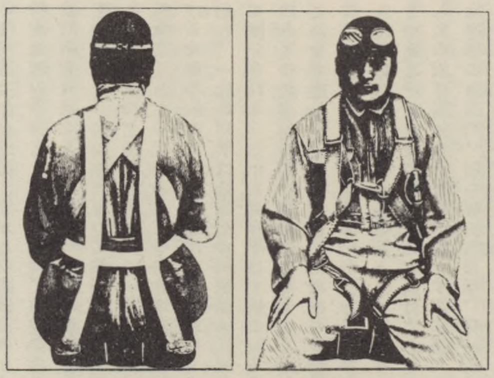
アーヴィング式落下傘裝著圖

我が陸軍ではアーヴィングを使用してゐる。なほ海軍では純國產の落下傘を使用してゐるが、これも外國製品に遜色がないといふ。人體が機體を離れてから落下傘全開までの落下狀態を「自由落下」といひ、全開後少時にして一定の下降速力となる。かうして全開までは極めて大速度で降下するから、降下高度には各種類に對し各々限界があり、それ以下の所から落下すると危險である。空中に懸垂してゐる落下傘は下降運動を續けながら風に流されるから、風力強く高度の高い時は跳出し

アーヴィング式落下傘

た點よりも遙かに遠隔の地點に著陸する。故に降下實施の際は場所の選定と跳出時機の判斷は最緊要事である。また風力が強いと著陸

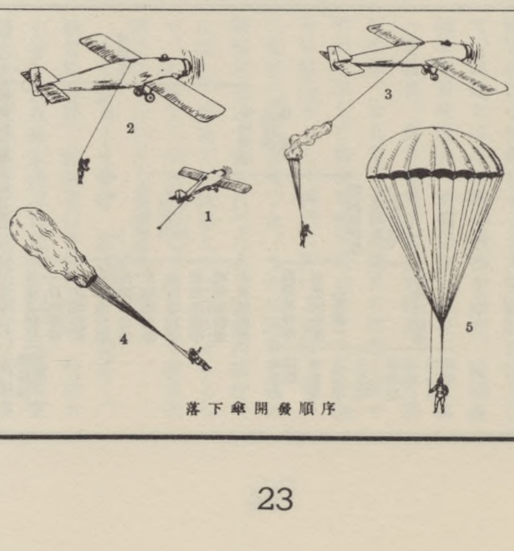

落下傘開發順序

後に落下傘が帆と同様の作用をし、強い力で身體を曳き摺るから、著陸と同時に落下傘から身體を絶緣することが必要である。（岩本）

チリガク　地理學　Geography　ヨーロッパの語原はギリシャ語の Geographia（土地の

記述）から出てゐる。今日の地理學は地表及びその住民に關する科學であるが、地表を構成する各要素それ自體を孤立抽象して考察するのではなく、構成要素の自然や人文の各事象の相互關係を地域（地球、邦國、地方）に即して現實的に把握することである。この目的を果すために地理學は單にその語原通り土地を記述するに留まらず、地表に生起する種種雜多の相異なる現象間の因果的相互關係を研究する必要がある。これに反し地表形態は地表形態だけ、生物現象はまたそれだけ、人類は人類だけとして取扱ふのは地形學、生物學、人類學等の諸科學である。地理學はそれ等諸科學の取扱ふ現象を構成要素として實現した地域につき、集團的全體的に綜合考察するのが特色で、構成要素の現象を單獨に考察する諸科學の領域よりは高度に位する。從つて現實に示された地表現象中から、或は人間及び人間の作り出した文化現象を排除して自然現象のみを、或は自然の制約性を無視して人文現象のみを考察するのは地理學的ではない。從來地表に起る諸現象を單純に考察する今日の宇宙物理學、地球物理學、地形學、地質學、氣象學、海洋學、植物學、動物學、人類學等の單なる集團的名辭の意味に地理學や地理學通論といふ語が使用されたが、これ等諸科學が各獨立科學として十分な領域を開拓した今日、箇別科學の成果を蒐集するだけでは地理學は成立しない。たとひ今なほこの意味で一部に地理學なる語が使用されてゐても、それはただ便宜上か乃至は教育的因襲に過ぎない。また地理學では地表上に於ける空間的擴がりが重要視され、地理學は分布の學とさへいはれるが、單に生物、人種、經濟、政治現象等の分布だけを研究するのは地理學の職能でなく、たとひこれを生物地理、人種地理、經濟地理、政治地理とは呼んでも、それは各事象の分布誌に過ぎない。地理學では土地との交渉を不可缺の要素とすると共に、自然及び人文の現象を集團的全體として把握するを要する。故に從來某々地理と呼ばれたのは寧ろ地理學の基礎學乃至補助知識である。殊に從來地理學の本幹と思はれてゐたいはゆる自然地理學は、それ自身では地理學とはならず、その上に建設された人文現象との相制關係を考へた時、始めて地理學の意味を獲得する。同樣なことは人文現象についてもいはれ、人文現象だけ乃至はその單なる分布を研究するのは地理學の補助科學たるに留まり、その地盤としての自然を考慮に入れて始めて地理學的となり得る。地理學そのものには二元性はなく、從來の自然地理と人文要素との綜合的、地域的觀點こそ地理學に求むべきであつて、今日の人文地理學は大體この概念を代表する。かうして地理學は地球表面を人類の棲家と考へ、自然人文の諸相が構成要素としてこれに結びついた地域を認識し、その地域でなくては實現されざる特殊性を全體として把握することを任務とする。その際、文化現象は人間の意志的所産たると共に一面自然的形態及び性質によつて制約されるから、地理學では人間意識及び文化活動を支配する諸法則を認め、これに自然現象に現はれる法則を應用して地域性を法則的に理解すべきである。なほその記述には分析的に考察すると共に、またこれ全體を綜合する意圖をも要する。

【分類】地理學は全體としては一科學であるが、研究の便宜上これを幾つかの部門に區分する。地球表面の研究は地球表面を全體としても、または箇々の地域の直接觀察によつても行はれる。この兩者に應じて「一般地理學」と「特殊地理學」が成立し、一般に前者を「地理學通論」と呼び、後者を「地誌」といふ。地誌は單なる觀察現象の記述でもなく、また地表の一部を孤立的に描寫するものでもなくて却つて全地球表面の現象と相通ずる普遍性（廣義の法則）を媒介として始めてその特殊性が明かになるやうに構成される。なほ地理學通論は地誌よりの單なる抽象綜合でなく、地誌を部分として含む全體であつて、地誌を擴大してゆけば到達し得られ、兩者は本質的には同樣でただ全體と部分との關係にあり、特定地域の考察としての地誌は、地理學の分肢的研究領域である。また一般地理學即ち地理學通論は、全地球に亙つて地理學的に重要な現象を分布上の相互關係について說明し、組織立てるものである。この場合地表上に於ける地理學的に重要な現象は多岐多端に亙るから、一般地理學は通常その現象領域に應じて區分される。しかし地理學は上述の如く自然人文の諸事象の依存關係に基礎を置くから、これを考慮しない從來の自然地理學の各部門は、本質的には地理學の部門ではなく、寧ろ地理學の補助科學乃至基礎論として評價すべきである。なほ地理學通論の本體はこの自然人文の依存關係の考察を主眼とする所謂人文地理學の諸部門、即ち經濟地理學、交通地理學、政治地理學等がそれである。但し地理學のやうな廣汎な學問では上述の補助科學或は基礎論も地理學の範疇の大部分と交涉するから、便宜上これをも地理學と呼んでゐる。この意味で地理學を區分すると、次の通りである。まづ地球を一天體として考察する「數理地理學」があり、天文學（宇宙物理學）、測地學、地圖學と交涉があり、地球上の位置決定及び地圖製作に資する。次に地表を構成する無機界に關しては「狹義の自然地理學」が成立し、陸、水、氣圏に應じ、地球物理學、地形學、海洋學、氣候學に分派する。更に同じく地表の有機界に關しては「生物地理學」があり、植物地理學、動物地理學がこれに屬する。人類を生物の一員として考察する時、人類の考察もこの範疇に屬する。また人類を文化創造者と考へる時「人文地理學」が成立し、その現象領域に應じ、居住、人口、民族、文化、經濟、交通、政治、歷史、戰爭、先史等の地理學に區分される。別表はこれを示す。

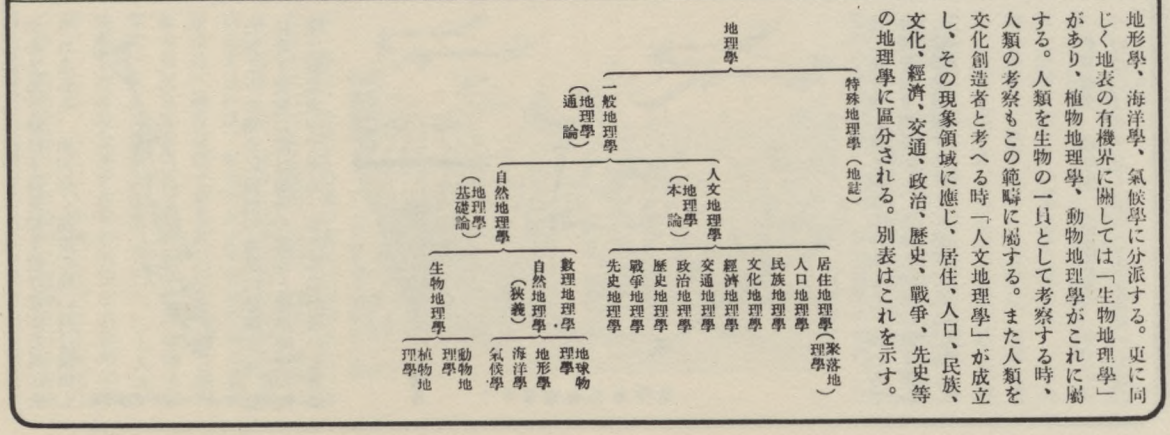

テンマサ 田昌（でんまさ）（一五三八—） 滿洲油化工業理事長。明治十一年六月生る、兵庫縣の人、田艇吉の長子。明治三十七年東京帝大法科政治科を卒業して大藏省に入り、大藏書記官、同參事官、海外駐箚財務官（米國駐在）、大藏省主計局長に歷任、大正十三年八月濱口藏相のもとに大藏次官となり、昭和二年四月退官す。同三年同五年の兩度、衆議院議員に當選し、同六年第二次若槻內閣に大藏政務次官に就任、同年十二月辭し、のち滿洲油化工業會社理事長に擧げられた。正四位勳二等。

ト

ドーケセイイチロー 道家齊一郎（どうけせいいちろう）（一五四八—） 衆議院議員。明治二十一年六月東京麴町に生る。齊の長男。父は貴族院議員。大正四年京都帝大政治科を卒業して直ちに久原鑛業會社に入り參事に拔擢され、歐洲大戰後勃發せる勞働爭議の矢面に立つた。同十三年退職し震災後の帝都復興院參事となり、のち東京市新設の統計課長に就任、ついで文書課長に進み、歐米各國へ出張、歸朝後市電氣局に新設の勞働課長に就任した。統計學及び經濟學、社會學に造詣あり、現に專修大學常務理事、經濟學部長、東亞經濟調査局理事である。昭和十二年の東京市會議員選擧には市政革新同盟より立候補して當選、同年の衆議院議員選擧に東京第一區より當選した。著書に參考統計學、財界の統計的觀測、經濟學、賣春婦論考、歐米見物その他及びムンローの繙譯がある。

トーゴーセイジ 東郷青兒（とうごうせいじ）（一五五七—） 洋畫家、二科會會員。本名鐵春。明治三十年十二月鹿兒島に生る。青山學院卒業。印象派全盛の畫壇に新繪畫を標榜して立つた最初の人である。二科會に出品二科賞を受け、無鑑査となり、大正九年から十年間パリーに留學、歸朝後滯歐作品によつて第一回昭和美術賞を受け、二科會會員、審査員に推された。主要作品に「バラソルさせる女」「プロフィール」があり、その他ジャン・コクトー、デコブラなどの繙譯、手袋、カルバドスの唇、お嬢さんは宿なしなど小說、隨筆の著作も多い。

トーゴーヒョー 東郷彪（とうごうひょう）（一五四五—） 侯爵、貴族院議員、內匠寮御用掛。明治十八年二月二十八日生る。故元帥東郷平八郎の長男。學習院、熊本濟々黌を經て明治四十四年高等農學校を卒業す。初め農商務省に入つて興津園藝試驗場に勤務し、大正二年英國に遊び、歸朝の後宮內省に出仕、式部官兼主獵官となり次いで內匠寮御用掛となる。正四位勳六等。

トーゴーミノル 東郷實（とうごうみのる）（一五三一—） 衆議院議員、農學博士。明治十四年十一月十二日鹿兒島縣財部町に生る。實彥の長男。同三十八年札幌農學校本科を卒業し翌三十九年二月渡臺、地方廳技師を經て、臺灣總督府に入り技師となり、在職十八年衆議院議員立候補のため退官す。其間獨逸留學を命ぜられ伯林大學に學ぶこと二年、また歐米各國竝に南洋各地を視察し、大正八年植民政策により農學博士の學位を受けた。鹿兒島縣第二區より選ばれて代議士となること六回、政友會に屬し、遞信參與官を經て昭和七年六月齋藤內閣の文部政務次官に任ぜられ、同九年七月內閣總辭職と共に退官した。現在同黨政務調査會長たり。著書に日本植民論、臺灣農業植民論、植民政策と民族心理、人口問題と海外發展、植民夜話、隨筆三等に乘りてがある。

トーゴーヤスシ 東郷安（とうごうやすし）（一五四二—） 男爵、貴族院議員。明治十五年七月生る。海軍中將東郷正路の長男。三十九年家督を相續し、同四十年父の勳功により特に華族に列し男爵を授けられた。同年東京帝大法科大學を卒業し大學院に學ぶ。同四十四年より貴族院議員にあげらるること四回、現に其任にあり、公正會に屬してゐる。橫河電機、第一機罐保險、橫河橋梁その他の重役を兼ね、なほ關稅調査會、貿易審議會、教科書調査會、中央統計委員會等の委員である。從三位勳三等。

トージョーサダ 東條貞（とうじょうさだ）（一五四五—） 衆議院議員。明治十八年二月、愛媛縣溫泉郡雄群村に生る。松本眞盛の三男にしてのち東條氏を冒す。明治四十年渡道して室蘭タイムス、北海中央新聞記者となり、のち自ら日刊網走新聞社を起して社長となる。北邊不業地の開拓に盡して功あり、網走町會、北海道會議員に擧げられ、北海道第五區より推されて引續き衆議院議員に三回當選、政友會に屬し幹事たり。

トージョーヒデミチ 東條英機（とうじょうひでみち）（一五四四—） 陸軍中將、陸軍次官。明治十七年十二月東京に生る。岩手縣の人、故陸軍中將東條英敎の三男。明治三十八年陸軍士官學校を卒業して陸軍步兵少尉に任官、同期生には陸軍士官學校長篠塚義男中將、前軍務局長後宮淳中將などがある。陸軍大學校を優等を以て卒業しドイツ大使館附武官として、同國を中心に歐洲情勢を研究、歸朝後陸軍省軍務課員、整備局動員課長、步兵第一聯隊長、陸軍省軍事調査委員長、士官學校幹事、步兵第二十四旅團長の要職を經て昭和十年九月關東軍憲兵司令官、次いで關東軍參謀長として滿洲に於ける軍政、軍令に縱橫の手腕を揮つた。また我陸軍部內の戰略家を以て知られてゐる。近衛內閣改造に際し、板垣大將陸軍大臣に親任せらるるや、昭和十三年五月三十日附を以て陸軍次官に任ぜられた。從四位勳二等。

トージョーミサオ 東條操（とうじょうみさお）（一五四四—） 學習院敎授、國語及び方言研究家。明治十七年十二月東京淺草に生る。四十三年東京帝大文科大學卒業、靜岡高等學校、廣島高等師範學校敎授を歷任し、昭和四年現職に任じ、傍ら東京帝大文學部講師たり。曩に文部省國語調査會委員を拜命したことがある。夙に方言の研究に造詣深く、方言採集手帖はその考案に成り、我國に於ける方言の蒐集及び研究に貢獻するところが多い。著書に南島方言資料、方言と方言學、國語學新講その他數種がある。正五位勳四等。

オーシマヨーゾー　大島要三（一三五九―一三九三）　明治―昭和時代の實業家。安政六年二月十五日庄太郎の長男として埼玉縣北埼玉郡大桑村に生る。十七歳の時上京して土工の群に投じ、のち土木請負業者となり、東海道線、日本鐵道、岩越線などの工事に從事し、明治二十七年奥羽線板谷峠トンネルの工事を完成して以來土木請負業大島組として獨立し、諸種の鐵道工事を完成した。また電氣事業に力を用ひ、東北地方の電力會社にして彼の關與しないものは殆どないといはれる。また東北地方實業界に重きをなし、大正十三年以來衆議院議員に選ばるること二回に及び政界にも活躍した。昭和七年三月二十三日歿、年七十四。

オーシマヨシノリ　大島義矩（一三六六―一四四四）　德川末期明治時代の國學者。文化三年上野新田郡大島村に生る。幼名幸吉、通稱伴作。父は伴助、代々名主を勤む。生田萬につき國學を修め、名主役を襲うて江戸に往來し、橘冬照の門に入り和歌を學ぶ。のち京都の高松保實に師事し、上野國和歌說諭取締兼幹事を命ぜられた。明治七年新田神社を創建して社掌となる。明治十七年歿、年七十九。その著に新田首首、雅俗雜記、上洛紀行などがある。（上野人物志）

オーシマヨシマサ　大島義政（一九六六―一〇〇四）　吉野朝時代の勤王家。德治元年上野新田庄大島に生る。讃岐守と稱す。新田族にして里見の分流、里見義俊の孫義綱、新田庄大島を領し、因つて氏とした。元弘の役、宗家新田義貞に從ひ、鎌倉攻のとき神將軍として巨福呂坂に向ひ、高時を誅し、建武元年從五位下兵庫頭に敍任し、武者所に列した。延元二年從五位上に進み興國五年歿、年三十九。義高はその子。元弘、建武の役に父と義貞に從ひ、延元元年正六位下左馬助となり、四年三河守護となり、興國元年從五位下遠江守に進み、正平七年更に功をもつて從四位下左衞門佐に陞る。義世は義高の長子。正平七年從五位下左兵衞尉となり、同十年兵庫頭に任じ、同十四年新田義興と倶に鎌倉を攻めんとして矢口渡において戰歿す。年十七。（上野人物志）

大島義昌

オーシマヨシマサ　大島義昌（一三一〇―一三六六）　陸軍大將。子爵。嘉永三年八月十五日山口藩士慶三郎の長男に生る。明治二年大阪兵學寮に入り、同四年陸軍少尉心得に任ぜらる。爾來累進して同三十八年陸軍大將となる。この間西南、日清兩戰役に從軍して偉功をたて、勳二等功三級に敍せられ男爵を賜はる。日露戰役には第三師團を率ゐて出征し武勳をたつ。その功により勳一等功二級に進められ子爵に陞さる。戰後關東都督となり、同四十五年軍事參議官となる。のち間もなく豫備役に入る。大正十五年四月十日歿、年七十七。（松下）

オーシマリョータ　大島蓼太（一三六六―一四四七）　德川中期の俳人。大島陽喬。本姓谷川氏、通稱平助。雪中庵、宜來、豐來、里席、老鳥、老鶯巢、空摩などの號あり。信州伊那郡大島の人（出身地數說あり、蓼太門の月巢著『十三條』の說、最も正しきが如し）。江戸に出で萬屋平助と稱し幕府の御用縫物師であつた。雪中庵二世吏登の門に入り師弟の約を結んだのは元文五年三月五日、同五月には剃髮して空摩と號し、寬延三年には三十三歳で雪中庵の名跡を繼ぎその第三世となつた。才人であつた上に俳諧が達者で、作法を敎へるに巧みであつた。その上雪中庵の名跡を繼ぎ且つ長命であつたから、業俳として海內無雙の名を博し、俳人で豪奢な生活をした者といへば直ちに淡々と蓼太が屈指される。終焉記『藤衣』に「東西南北に吟行五十餘度に及び、集を編む事二百有餘部、文臺を許す輩四十餘人、門人三千に餘れり」とある。本宅を深川に置き、根岸には老鶯巢、仙臺には嘉定庵、駿河には時雨窓、遠江には七竈庵、その他に月弓庵、大唐窟といふ庵あり、各〻一番人を置きて時々遊行し、會を開き我が門の發展を圖る。松平不奪、松平天府、安藤婆心、眞田菊貫らの諸侯方へは、三間棒の駕籠に乘つて指南に廻る。東海道を往復すること十九度、遊行には駕籠に乘り數人の供をつれ、各宿々の棒端の茶屋へは門人が出迎へるといふ有樣であつた。寶曆十三年に深川要津寺に佛塚を築いて芭蕉を供養す。この時諸國からの參會者五百餘人、句を寄せるもの三萬六千餘句。明和八年に芭蕉庵を再興したる時は土地、本堂、燈籠、庭石、佛具等競つて寄進した。その勢力のいかに偉大なりしかが窺はれる。然しながらこれ等の行爲が總て芭蕉を崇敬するの餘りに出でたるものか、或は自らの名聞のためであつたかは觀る人の心まかせである。蕪村がもてはやされるに及んで蓼太の信望は大いに失墜した。その性行に俗味があり、その作に佳作が少ないにせよ、所謂天明の復興には蓼太の力の與つて大なるものあるを認めねばなるまい。著書甚だ多く、主なるものは秋の夜、雪おろし、花たんす、芭蕉句解、續其袋、七部搜、無門關、棚さがし、十三條、三物句解、髭帚、芭蕉庵再興集、天狗問答、未來記、付合小鏡、三春日記、眞砂歌、住吉千句、七柏集、筑波紀行、墨水兩岸行、採荷集、百羽掻、武藏野三歌仙、一夏百句、發句小鏡、蓼太句集一―三篇。なほ『十三條』にはこの他の著書目錄がある。天明七年九月七日歿、年七十（八十歳說は誤）。墓は東京深川要津寺にあり、東京市指定史跡となつてゐる。（伊那の俳人　高木）

オーシュー　奥州　吉原茗荷屋の名妓。和歌および書をよくした。嘗てその容色を悅んでしばしば慇懃を通ずる男があつたが、彼女はその人柄を嫌つて顧みず、一夜またその男が來て揚屋に迎へらるるや、提燈の表に貞淸美婦胎と書き、裏に「てれんいつはりなし」と誌して、客を愧死せしめたといふ。（花街漫錄）

オーシュー　奥州　元祿時代の遊女。江戸吉原三浦屋の抱娼妓。俳諧をよくした。辭世の句に「戀死なばわが塚で啼けほととぎす」がある。（俳林小傳）

シモノクニ 下ノ國 →上ノ國

シモノゴー 下之郷 愛知縣西春日井郡にありし村。明治三十九年落合村と合併し春日村を置く。

シモノショー 下庄 三重縣鈴鹿郡晝生村の大字。省線參宮線の下庄驛(明治二十四年設置)を置く。

シモノセキ 下關 【下關市】 山口縣(長門國)六市の一。縣の西南端に位し、東南西の三面は海を繞らし、東北は王司村・勝山村に、北は内日村・吉見村に界し、南は下關海峽を距てて福岡縣の門司市・小倉市に相對し三市恰も鼎立の狀をなす。面積七〇・六九方粁。南部には小丘陵起伏し平地は西北部海岸にあり。丘陵は大字長府町より壇之浦を經て日和山に至るまで海岸に沿うて連り、市街地にも丘阜あり。南部丘陵地帶の市街地と西北部平地の農村とに區分さる。なほ西南海上に彥島、その西北方に六連島あり。市内は平地少く丘陵到る處に起伏するを以て用地の不足を補ふため、之を切崩し沿岸埋立をなし、更に近郊町村を合併す。なほ下關港は彥島との間に設けられ漁港と商港を分ちて設計し其施設の完備を誇る。氣候溫和にして平均氣溫も一四・四度、最高は八月十二日の三二・三度、最低は零下八度を示し年降水量は一五四九・五粍なり(昭和十一年)。產業は近年急速なる發展を遂げ生產總額約四千萬圓に垂んとす。產額は工產最も多く約二千九百萬圓を生產し次いで水產約一千萬圓、農產四十五萬圓等あり。然し水產業、特にトロール漁業その他の遠洋漁業の根據地として、且つ位置が西日本漁場の中央を占むる爲に水產物の集散は全國第一たり。水產業者について見れば漁撈關係者は、業主本業四九九人、副業三六七人、被傭者本業四五四九人、副業二〇人、製造關係者は業主本業七六人、副業二九人、被傭者本業二五四人、副業四五〇人、養殖業主九二人なり。漁船は動力を有せざるもの四二五、蒸氣機關を有するもの一八、發動機を有するもの八二六にて發動機船その大部分を占めまた百噸以上のもの一七を算ふ。生產總額は約千百萬圓にて其うち沿岸漁獲高は約二三萬圓、遠洋漁獲高は約九百萬圓水產製造高は約百十萬圓にして八〇%は遠洋漁獲高なり。漁獲物は主として石首魚・鰈・鮃・鱶・鯛・鰺・鮸・鯖・鯨・太刀魚・河豚等にして水產製造物には蒲鉾・竹輪・鹽藏物・鹽乾・雲丹・素乾等あり。然して漁獲物は全國に送られ漁船にて直接需要地に出され、或はまた鐵道にて輪送せられるるものも多く、輪送主要驛を擧ぐれば次表の如し。なほ水產業發展のためにはよりよき漁港の施設とは不可分の關係にありて、近時彥島に好漁港を設けしを以てその將來性はますます大となる。これに伴ひ漁網製造業と製氷業はまた本市の主要工產物となり、製氷の九二%までは漁業用となり一般需要の夏季も十乃至十一月の漁期の需要に及ばず。工業は我國四大工業地域の一なる北九州とは僅に狹水道を距てるのみなるを以て其隣接刺戟により漸次工業地域化しつつあり、特に最も近き彥島は近代的工業地區を形成す。五人以上使用する工場は中央地區(舊市內)にて一一六、彥島地區四四、長府地區一〇なるもその生產額の百分比は中央地區三二%・彥島地區六〇%・長府地區八%となり生產額にては彥島地區は約千五百萬圓にて多し。生產種別は機械器具工業(二九%)・化學工業(一九%)・倉料品工業(一五%)・金屬工業(一〇%)・瓦斯及び電氣業(六%)等を

着驛	車數	瓲數	着驛	車數	瓲數
大阪市場	2854	27563	沼津	31	294
汐留	1274	11942	梅田	34	350
丹波口	1369	12523	神戸港	3	30
己斐	1244	11779	松江	43	368
熱田	1144	10815	東京市場	517	4770
神戸市場	706	6509	燒津	46	406
靜岡	616	5779	名古屋	70	614
岡山	564	5083	兵庫	281	2804
福山	483	4261	熊本	341	3177
富山	113	1022	大牟田	156	1353
濱松	138	1233	都城	187	1731
松本	88	791	鹿兒島	167	1424
金澤	196	1821	大分	274	2389
小田原	89	753	宮崎	29	256
福井	120	1072	姬路	42	387
山內町	65	569	其他	845	8140
呉	130	1174	計	14259	133182

主とし、主要工產物は漁網及び製網(約六百萬圓)・製造肥料(約四百萬圓)・工業用藥品(約二百萬圓)・造船(約二百萬圓)・鑄物鐵工業(約二百萬圓)・瓦斯及び電氣(約百十七萬圓)等あり。農業は農家及び耕地の漸減に伴ひ、生產額は多大ならざるも近代的經營により蔬菜・花卉・メロン等の名は夙に知られ、溫室經營も次第に增加しつつあり。然し最近西北部の川中村・安岡町の農村を合併せしを以て米麥その他食用農產物の生產を增加す。地理的位置の良好及び各種產業の發達と相俟ち商業取引活潑に行はれ、早くより馬關の名を以て世に知られしは商取引の盛なりしによる。然し下關港は潮流の關係上繫船に困難を來す時ありて對岸の門司にその繁榮を奪はれしも、商港の改修により回春を示しつつあり。內地商業乃至地方商業は盛にして商業人口は職業別人口中最大を占め、下關營業倉庫・米取引所ありて穀物・水產物等の取引大なり。沿岸貿易は移出約三億圓、移入約二億九千萬圓外國貿易は輸出約二千萬圓、輸入約二千萬圓を示し輸移入出とも累年增加しつつあり。外國貿易品のうち輸出の主なるものは鑛物及び同製品(約四百二十萬圓)・油脂蠟及び同製品(約三百萬圓)・飲食物及び煙草(約二百八十萬圓)・金屬(約二百萬圓)布帛及び同製品(約百七十萬圓)・藥劑化學藥(約百六十萬圓)・穀物穀粉及び種子(約四六萬圓)、

菅原（スガハラ）　今伏見村及都跡村の中にして、平城京右京三條南北の地なり、和名抄に見えず佐紀鄉に屬せしめたる歟不審なり。菅原伏見の二陵は別目あり。日本書紀「推古天皇十四年、造菅原池」續日本紀「元明天皇和銅元年、行幸菅原」などあり、菅原氏の故里にして其祖廟あり。

菅原神社（スガハラ）　延喜式、添下郡菅原神社、今伏見村大字菅原に在り、右京三條四坊にあたる、土師宿禰の祖廟なり。續日本紀、天應元年、土師宿禰古人道長等言、土師之先出自天穗日命、其十四世孫名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬禮無節、每有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、野見宿禰進奏、率土師三百餘人、自領取埴、造諸物象進之、式觀祖業、吉凶相半、若其謀辰掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、念祖業意不在此、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、勅依請許之。

いさこゝに我世は經なん菅原や伏見の里のあれもはてなし、（古今集）

菅原寺（スガハラデラ）　菅原神社の西南に接す、今荒敗して堂宇纔に存す、天平二十一年行基僧正菅原寺に入寂の事續日本紀に見ゆ。扶桑畧記、天平廿一年正月十四日、於平城中島宮、請大僧正行基、太上天皇受菩薩戒、名勝滿、中宮受戒、名德滿、皇后受戒、名萬福、即日改大僧正、名曰大菩薩、私云太上天皇者誰人哉、若是書違歟、二月二日、行基菩薩、於菅原寺東南院、右脇而臥、身心安穩、如入禪定遷化、春秋八十歲、最後遺誡云、弟子光信法師爲世眼、我之所造卅九院、悉附屬汝、又諷弟子等云、口虎破身、舌劍斷身、汝等愼口業、塞口令如鼻。行基の遺歌として新勅撰集、續後撰集に見ゆるは

法の月久しくもがなと思へども小夜ふけにけり光かくしつ、

又、假そめの宿かる我そ今更にもの思ひそほどけそなれ、

扶桑略記云、延曆四年、皇太子早良親王將薨、時馳使語寺、令修白業、諸寺拒而不納、後乃到菅原寺、爰興福寺沙門善珠、含悲出迎、灑淚禮佛訖曰、前世殘業今來成害、此生絕纏、更勿結怨、使者還報、親王憂裡爲歎云、自披忍辱之衣、不怕逆鱗之怒、其後親王亡靈、屢惱於皇太子、（平城帝）善珠乃祈請云、乞用小僧之言、勿致惱亂之苦、說無相之理、其病立除、十六年僧正善珠卒、皇太子圖其形像、置秋篠寺。

伏見（フシミ）　伏見村は今總名となり、菅原其小名となる、古に反す。此地名義は臥身の人あるを以てと爲せど附會の語なり、釋書云、伏見翁者不知何許人、或曰竺土來、翁臥平城菅原寺側崗、三年不起又不言、人呼爲啞者、天平八年、行基迎婆羅門僧菩提、歸於菅原寺設供、三人甚歡、其臥所因名臥身云々。

大和におやありてかよひける人、後におやなくなりければ（中略）伏見にて、

名に立てふしみの里といふことはもみちを床にしけばなりけり、（家集）　伊勢

菅原やふし見のくれに見わたせばかすみにまがふはつせの山、（後撰集）

菅原伏見西陵（スガハラフシミ）　安康天皇御陵なり、伏見村菅原の西六町大字寶來（ハウライ）に在り、丘に倚りて之を構ふ其形完がらす。山陵志云、垂仁陵（伏見東陵）西數町、有呼爲西蓬萊山、今已犁爲田堆、其溝未埋、若半月然、與東陵屹乎相望也、呼保天堂、安康御名穴穗、保天堂即穗天皇訛也。延喜式、菅原伏見西陵、石上穴穗宮御宇天皇、在添下郡兆域東西二町南北三町。扶桑略記云、菅原伏見西陵、高三丈方二町。

菅原伏見東陵（スガハラフシミ）　垂仁天皇の御陵なり、伏見村大字平松（ヒラマツ）の東に在り、巍々たる山陵なり、深壕高陵、長徑百五十間短徑百二十間、俗に蓬萊（ホウライ）山と云ふ。日本書紀、活目入彦五十狹茅天皇、葬於菅原伏見陵。古事記、伊久米伊理毘古伊佐知命天皇御陵、在菅原之御立野（ミタチ）中也。延喜式云、菅原伏見東陵、垂仁天皇、在添下郡兆域東西二町南北二町。續日本紀云、櫛見（フシミ）山活目入日子伊佐知天皇之陵也、靈龜元年充守陵三戶。書紀又云、活目入彦天皇崩之明年、田道間守至自常世國、不得復命、乃向天皇陵叫哭而自死之。山陵志云、蓬萊山陵、北圓墳、豈田道間守墓歟。

（蓬萊）過蓬萊島、在寶來村　藤本田居

琪樹隔池珠絮開、彩雲高擁小蓬萊、時聞天際風箏響、疑是群仙鶴鶴來、

（平松）平松は蓬萊山陵の西なる民家なり。姓氏錄云、右京諸蕃平松連、廣階同祖魏陳思王之後也。垂仁帝陵の北西三條路北側に古墳あり、上に一祠あり、山陵志には田道間守墓と疑へど、大和志には之を以て新田部親王（天武皇子）墓と爲せり、字兵庫山と曰ふ、名所圖會、安康陵と爲す。

齊音寺（サイオンジ）　大和志云、齊恩寺、在齊音寺村、延曆十一年、聽拾故入唐大使藤原清河宅爲寺、號曰齊恩院、即此、清河贈太政大臣房前第四子也、勝寶五年奉使入唐、禮畢還日、偶遇海運、漂到驩州、時州人叛、通船被害、清河僅以身免、遂不歸、後十餘年薨於唐國、寶龜十年贈從二位。齊音寺村、右京三條三坊に位置す、佐紀大路この民家を貫通す。

招提寺（セウダイジ）　唐招提寺（タウセウダイジ）とも云ふ都跡（ミアト）村大字五條に在り、右京五條三坊にあたる。天平寶字三年唐僧鑑眞の創建せる所、新田部親王の舊宅と云ふ、諸殿堂經像多く傳へて今に依然たり、戒律宗の本山にして覺盛（大悲菩薩）中興す。

（唐招提寺）

エンピツ 鉛筆は。黒鉛を木の軸の中に詰めて製したる筆なり。別に紅色。青色。赤色で綠色。紫色などのものあり。是は蠟を詰めたるものなり。西洋人の盛に渡來せし文久慶應の頃より。少しづゝありしものなるべし。初は墨筆と唱へ。明治の初ごろより石筆(參看)と唱へしが。小學校の開け盛りし明治八九年の頃より。蠟石にて石盤の上へ書く筆を石筆と唱ふるより。之と紛れんことを恐れて。鉛筆とは呼び替へられたり。【日本鉛筆製造の原始】は。明治六年。墺國博覽會へ出張せし井口直樹の創案に因れり。これより先。同五年同會出品のため。全國物品採集中に。薩摩の士族江夏千城は。黒鉛を携へ來りしかば。井口氏はこれにて鉛筆を製するの發意ありて。翌六年渡墺後。同大博覽會出品中。獨逸ヒットロイス鉛筆製造所の出品に係る鉛筆製造の器械の圖解を見て。これより工夫を凝らし。器械の一部を人工に移し。簡易に製造する案を立てしが。俄かに歸朝の命をうけしに依り。其製法なる黒鉛と合藥の分量等の調査は。これを澁山種廣に託したり。六年十月直樹は。其考案の器械と。鉛の下捺晒法を小池卯八郎に語り。翌七年種廣が歸朝後。その傳習せしところを亦卯八郎に傳へ。遂に其製品を明治十年の内國勸業博覽會に出品するに至れり。固より完全ならざりしも。是が日本にて鉛筆製造の原始とす。爾來同製造を試むるもの各所に起れり。【日本色鉛筆の原料】井口氏の説に據れば。外國製は。黒色のほかは。青。赤。黄。白など皆蠟製なれど。支那と日本には。蠟を用ひずして青。赤。黄。白の原料あり。しかも徒に他家の利とならんことを思ひ。秘して發表せずと。【色鉛筆】獨逸より輸入する色鉛筆二種あり。一は蠟の中に染料を混じたる者にして。赤藍二色あり。その軸亦同じ色を塗る。一本の鉛筆の首尾を赤と藍とに作りしものあり。用に應じてその一端を用ふべし。是は無害なり。一は細き鉛筆にして。アニリン染料を固めて詰めたるものにして。コッピー版の下書に用ふべし。色は紅。紫。藍の三種ありて。その色に從て。其軸をも同色に塗る。此乙者は頗る有害にして。之を嘗むれば苦く。其色素眼中に入れば。盲となるむ。誤つて之を入れたる時は。十倍の湯に溶したる單寧酸を以て速に之を洗ふべし。單寧と色素と化合して害を除くべし。要するに。鉛筆の製造は追々に品質を改良すれども。製造費高きを以て。なほ稍〻廉價なる外國産を用ふる者多し。

エンビフク 燕尾服は。英語エヴニングコートで。男子の夜會の服なり。その襟飾は白の蝶々形。その手袋は白皮にして。帽は絹高帽子。靴も絹の護謨革を用ふ。但し喪禮の節は黒の襟飾。黒の手袋にして。黒紗を帽及び左腕に纏ふ。明治五年十一月布告第三百三十九號を以て。日本一般の禮服となり。晝夜の別なく禮服として用ひらる。因みにいふ。纔の古製は燕尾に似たるより。又燕尾〻唱ふ。エヴニングコートにこの名あるは。その背後の樣の似たるよりなるべきか。多少纔の古名等に考へ合せし意譯なるべし。

エンブ 振舞。また振鉾とも書けり。舞樂のはじめに。左右の舞人の鉾を執つて奏する舞なり。其法は左方の舞人先づ鉾をふり。次に右方の舞人鉾をふり。次に再び左右の舞人一時に鉾をふる。これを合せ鉾といひ。又三節の振鉾といふ。歌舞品目に云く。いつの頃よりか。振鉾の字をエンブと唱ふるやうに成りたるにや。もとけ。厭舞と稱せしと見えて。延喜中務式。弘仁内裡式。本朝月令等。皆この字を用ふ。江家次第に。其音注を江牟武と見えたり。厭は蓋し厭勝の義にとりたるかと云ふ人あり。又延舞に作るものは。吉水院樂書にみえ。又延舞に作る。何れも借音なるべし。尺素往來に。大行道以後。左右延舞之伶人。左者狛氏自三南都一參上。葛榮之一黨云々。右者多氏本北京房住。久春之一類など見えたり。又殘夜抄にも。舞人ほこをふる。まづ左。次右。次左右あはせふる。これなば。延舞とも云ふ。又一切の亂聲〻もいふ。又教訓抄に曰く。周武王殷の紂を討ちし時。牧野に誓ひ。神祇を祭りし狀に象るとみゆ。傳來未詳也。今も青森邊に。エンブリ(オドリ參看)と云ふ踊新年に行はる。首をふりて舞ふ。恐くは振舞の轉ぜしなるべし。

エンマ 閻魔は。冥府十王の一にて。閻魔界の王なり。閻羅。琰魔羅。閻魔羅社。夜魔虞迦等。梵語の訛傳に依りて稱呼異れり。閻魔は雙。羅社は王と飜譯し。或は縛。遮等に譯するものあり。俱舍論に曰く。贍部洲の下五百由旬を過ぎて閻魔王の國あり。縱廣また五百由旬なり。此より輾轉して餘處に散居せり」云々。起世經に曰く。閻浮洲の南なる二の鐵圍山の外に當つて。閻魔王の宮殿あり。往處縱廣正等にして六千由旬なり。七重の牆壁。七重の欄楯。七重の鈴網あり。其外七重多羅の行樹ありて。周匝圍繞す。雜色觀るべくして。七寶の所成なり」云々。佛説樓炭經に曰く。二十四万里の城廓にて。七寶所成の七重の欄楯。七重の行樹ありて。水牛に座せり」云々。長阿含經に曰く。閻魔王宮に晝夜三時に大なる鋼鑊ありて自然に前むるあり。若し鑊宮内に入れば。王見て怖れ畏れて宮外に出づ。若し鑊宮外に出づれば。王見て怖れ捨てゝ宮内に入る。時に大なる獄卒あり。閻羅王を捉へ。熱鐵の上に臥せ。鐵鈎を以て口を劈開し。洋銅を以て之に灌ぐ。その唇舌を燒きて。咽より腹に至つて遍徹して下り廻り。焦爛せざることなし。この苦を受け已つて。また諸の衆生と共に相娯樂し。

座　ザ

座の意義は時代に依て必ずしも一樣ではない。王朝末から鎌倉時代にかけては、朝廷・貴族・社寺等の隷屬民にして一定の職務を奉行するものがその特許を得て行商出稼に從事せし人々の團體を意味し、南北朝を經、室町時代に入つては、本所によつて保障された營業獨占權を保持せる獨立の商工業者の同業組合となり、江戸時代に於ては、幕府の硬貨發行・專賣等の直營事業及び幕府の直接なる監督の下に立つ特殊の商人を指すに至つた。

(イ)座の語源に關する諸說。座の語源に就いては幾多の異說がある。就中最も有力なりと思はるゝは座席說と集團說(組說)である。同じく座席說といふも諸氏の說くところ必ずしも一樣ではない。初めて座席說を提唱された福田德三博士は、座を以て市場に於ける座席を意味するとなし、座の起源を延喜式の東西市に求められた。柴謙太郎氏は、座の語義は一般に占められた一定の場所を示すものには相違なきも座商の座ではない。卽ち市場に一定の座席を占むる爲に座の名稱が起つたのではなく、一般に古くより神祇又は朝廷の儀式に於ける座席の意味を以て用ひられ、又佛寺の儀にも使はれた所から、社寺關係の用語として座席を占むる團衆を指すに至つたと主張される。平泉澄博士は、社寺關係の座は神社に於ける氏子の座より移されたもので、氏子の座は祭場に於ける座席より起つたものであるが、市座の起源は之と系統を異にし、市の占席より來つた稱呼であるとせらる。次に銅直勇氏は、座の語源が座席にあるは疑なきも、座商の席卽ち市の廛が座となつたのでもなく、又必ずしも社寺の座席のみが座の起源ではない。座は一般に公儀に於ける座席を意味せしも、それより轉じて一定の座席に着席すべき特定の資格を持つ一部類の人を意味したものであるとされる。以上の諸說は各々異る所はあるが、座を以つて座席より來つたとする點に於ては共通である。然るに三浦周行博士は右と全く異る。博士は勿論座に普通の意味に於ける座席の義あるは認められるも、而も當時の用語例としては組の意義に用ひられし事を、座と稱せらるゝ多くの事例によつて實證し、座は組の意義なりと斷ぜられる。由是觀之、座の語源に關しては諸家の見解各々異り、未だ何れを正當なりと斷定することは出來ないが、私見によれば、座の本來の意義は一般に座席であり、それより座席を占むる人々の義に轉化し、更に轉じて現實に座席を占めないでも、一定の部署に就き一定の職務に從事する人々の集團を指すに至つたものではないかと考へる。併し語源の詮索は必ずしも其名を以て呼ばれる事物の起源を開明する所以ではない。語源とは無關係に發生した事物が、其言葉の或發展段階に於て、其名稱を冠せられることもあり得るので、今の場合座の語源が一般に座席を意味した事が明になつたとしても、それを以つて直ちに所謂座の起源を說明し得たりとすることは出來ない。所謂座なるものゝ前身はその名を以つて呼ばれる以前に既に存在してゐたが、座なる言葉が再轉して抽象的な意味に用ひられる樣になつて、初めて座を以つて呼ばれるに至つたのではなからうか。

(ロ)座の起源。從來多くの學者は「庭訓往來」に「藝才七座之店」とあるを座の初見とし、此記事を以つて或は室町時代のことなりとし、或は鎌倉時代のものなりと主張したが、其の後の研究によつて更に王朝末期にまで溯り得ることが明かとなつた。而もその起源に就いては前段述ぶるが如く未だ定說を見出し難い。座の萠芽は上古の品部にありとは既に橫井博士及三浦博士によつて認められしところであるが、それが如何なる徑路を辿つて所謂座にまで發展せしかは明かでない。思ふに上古の品部・民部は大化改新に依て廢止せられたとはいへ、其一部分殊に主として技術的勞務に從事する雜戶及び家人・奴婢等は依然朝廷・貴族・社寺等の隷屬民として平安朝時代に至る迄も存在し、主家の必要に應じて諸種の工藝品・日用品の生產、其他一定の勞務に從事してゐたのである。卽ち彼等は主家に對する勞力の奉仕に當つて一定の部署につき一定の職務に從事してゐたのであるが、この爲め部署を同じくし職務を等しくする人々の集團が何時からとはなく座なる名稱を以て呼ばれるに至つたのではなからうか。諸書に散見する座の殆んど總てが、社寺其他と隷屬關係を有し、經濟的意味を有するもの外、祭祀・舞樂等の座の存在は、かく解することによつて初めて首肯され得るのではなからうか。卽ちこの段階に於ける座は主家に提供する勞務の種類によつて編成されたが故に、祭祀の座、娛樂的の座、經濟的の座其他種々の座が存在した。就中祭祀の座、娛樂的の座は尙ほ長くそのまゝ存續したが、經濟的の座には一の變化が起つた。卽ち生產力の發展と一般社會經濟狀態の進步に伴ひ、從來單に主家のための生產にのみ從事するに過ぎなかつた工人達は、やがて主家の諒解を得て、主家以外の人々の註文に應じて生產するに至り、又は主家への奉公の餘暇に生產した物品を一般に向つて賣出すに至つた。中村直勝氏及び柴謙太郎氏所引の自筆「兵範記」仁安二年

十月七日及び八日の條の紙背文書「永曆二年十一月日殿下織手村岡兼清の解」の如きは座の名こそ無けれ正に此の過程を證明するものと思ふ。王朝末に於ける筥崎八幡宮の油座、「醍醐寺雜要」元曆元年七月の記事にある同寺所屬の御油座神人、「春日社司祐重記」養和二年四月三日、壽永二年正月二日、二月十六日、文治二年九月六日等の條に見ゆる諸座、「三長記」建久六年十二月十九日の條の掃部寮所屬の大和筵御手作新座、元久の頃松尾神社に附屬せし座衆、「吾妻鑑」承元元年二月十一日の條に見ゆる鶴岡八幡宮の座衆、承元四年の頃興福寺に附屬してゐた瓦葺祿座・鍛冶座、仁治年間に東大寺に屬してゐた大工座・鍛冶座・木工座・葺工座・繪佛師座、弘安年間に於ける石清水八幡宮の諸座等の如きは、實にかゝる意味のものと見ることが出來る。その或物は未だ前の段階に止つてゐたものもあらうし、又は既に他人のための生産へ一步踏出したものもあつたであらう。他人の爲の生産を始むるに至つた工人の中から、やがて專ら賣買のみを職とする商人の分派をも見るに至つたであらうが、併しその初期に於ては商工の區別は未だ判然たらず、工人にして自己の製品を携へて市場を訪れる如き場合が寧ろ多かつたものと思はれる。此の如く考へる時は、市の座と工人の座と何等の關係なしとする見解は肯綮に當らぬ。先づ販賣を許されたる隷民の座が存在し、其座衆は市場出入の機會が多く其處で最も多く需要者を見出したが故に、それ等のものが中心となつて茲に市の座を形成したに違ひない。從來行はれた一般の見解によれば、座は專ら商工業者が自衞の必要上新に朝廷・貴族・社寺等と特別の關係に入り込み、以て團體を結成せしものとされてゐるが、此の見解をして正當ならしむる爲には、座の存在以前に先づ獨立の職業身分たる商工業者の存在せし事を必要とする。然るに家產經濟（Oikenwirtschaft）の時代であり、宮廷工業時代たる當時に於て、果して獨立の商工業者が存在し得たか、之は俄かに首肯し得ざる問題であるが、若し存在してゐたとするも、それは極めて少數例外の場合に限られてゐたことだけは想像するに難くない。從つて商工業者が自衞の必要上、權門・勢家・社寺と特別な關係を結び以つて座を形成するに至つたとは考へられない。此の如き現象の生じたのは商工業者が既に獨立の身分として成立せし以後、恐らく南北朝時代以後のことではあるまいか。勿論かくいへばとて、從來獨立の自由民にして新に投托によつて權門・勢家・社寺と從屬關係を結び、神人・供御人其他一般に莊民等となつて自家の安全を圖らんとせしものゝ存在を否定するのではない。たゞそれが既に獨立せる商工業者の營業權擁護の目的に出でたものでないといふだけである。かくて結局、朝廷・貴族・社寺等の隷屬民がその主家への義務遂行の爲め一定の部署に就いたところから、何時とはなく座と呼ばれる樣になり、部署を同じくするものが一の團體を形成するに至つたものと思はれるが、其中技術的勞務に服する者は主家の特許を得て次第に獨自の經濟的活動を始むるに至つた。かくの如く主家以外に向つて活動を開始した座は、その行商出稼上に於て主家の保護を受け、關津稅の免除權等の特權を享受したのであるが、當初は必ずしも排他獨占的性質を有するものではなかつた。その營業獨占的傾向を有するに至りしは南北朝以後の事であらう。勿論此の如きことは地方によつて多少の遲速あるは免れないところで、それ以前に於てもかゝる性質を有するものは絕無ではなかつた。前出「三長記」建久六年の文書に見ゆる大和筵御手作本座から新座停止のことを掃部寮に訴へ出た如きは、營業獨占の目的に出づるものと思はれるが、この種のものは鎌倉末期に近づくにつれて次第に多くなる。卽ち「大谷文書」正應四年三月の越知山大谷寺下文の如き、正應五年十一月の興福寺木工兼社工等の愁狀の如き、また延慶二年二月附の文書に現れたる杜鄕麴賣買の如き、何れも營業獨占權の存在を立證するものである。（六）南北朝及び室町時代の座。この期に入るに及んで座の流布の範圍は著しく擴大し、營業獨占的傾向は其度を強めた。主家への隷屬關係は次第に消滅し、主家は只形式上の本所たるの意味しか持ち得ず、座衆は茲に一個獨立の職業階級として結成され、座の利權擁護の手段として本所を推戴するに過ぎざるに至つた。從つて本所に對する座衆の義務も其性質を變じ、一種の營業稅乃至は特許料的性質を持つに至り、勞力の奉仕若くは現物の納入から次第に貨幣の代納へと變化した。此の如く本所と座の關係の變化に伴つて從來の本所以外に更に他の新興勢力と特殊の關係を結び、之に依て營業上の利益を圖らんとするものが現れた。前期末から既にその萌芽の認められた純粹な商人の座が明瞭な姿で現れたことも注目すべき現象である。近江國得珍保の簾座・紙座の如きは其例であり、特に紙座の如きは卸賣商人の座であつたと云はれる。座の成員は座人又は座衆と呼ばれ、一定の場所に居住するを原則とし、その場所は市場たること多く、かゝる場合にはそれを市座と稱した。座商と云ひ、立賣と云ひ、又振賣と云ふも、それは何れも營業の方法であつて、座衆はその何れを選んでも差支へなかつた。座の特權の第一は營業權である。營業權の保障は通常本所の勢力圈内に限られるが、本所の勢力圈内と雖も各座の間にそれぞれの營業區域が再分される場合があり、濫りに他座の營業區域を侵すことは許されなかつた。座衆にあらざる者

にして同一營業に從事する者よりは年貢錢を徵收することが出來、外來の行商人には津料を課し、當該座の承認を得ずして其營業區域に闖入することは協賣・拔賣・盜賣と稱し固く禁止され、これを侵す者に對しては貨物の沒收(荷留)を爲すことが出來た。座の特權の第二は諸役免除權であり、第三は關稅免除權であつた。當時は大小の領主犬牙錯綜し到る處關所を設けて關津料を徵收した。從つて座は本所は勿論、それ以外の朝廷・幕府・守護其他の領主等に對しても百方策を盡して關稅免除の特典に與るべく努力した。そのため彼等の執つた手段には訴願・買收、場合によつては武力に訴へたことさへあつた。近江國に於てはかゝる商權擁護のために幾多の市座が相寄つて聯盟を形成するまでに至つた。五箇・四本と呼ばれるものが卽ち之である。座は大略以上の如き特權を有するのであるが、その保障の代償として、保護者に對して一定の課役を負擔した。課役の納入に當つては座全體が單位となつた場合と、座衆一人を以つて單位とせる場合とがあつた。かくて彼等の納むる課役は本所の重要な財源となつたので、本所は彼等を極力保護し、又新加の座をも歡迎したことゝ思はれる。座人たるの資格は原則として世襲であつたが、この時代に至つては賣買・讓渡・質入することが始まり、一種の株の如き性質を有するに至つた。從つて座なる語も從來の如く團體それ自體を意味せずして、座衆の有する營業權を指す場合も生じた。また新加の座人から加入料を徵收した例もある。この時代殊にその中期以後に至つては、商工業者は一の純然たる職業身分として獨立し、その同業組合たる座の特權は次第に伸張し、爲に商工業の發達著しきものがあつたが、反面に於ては其獨占排他的傾向の增大と共に却つて商工業の發展を阻害する結果をも生ずるに至つたので、城下の繁榮を望み領內に於ける物資の供給を豐かならしめんとする領主等は樂市・樂津・樂座の制を設け、座の獨占を排除して自由營業を奬勵するに至つた。信長によつて認められた美濃國圓德寺の樂市、安土の樂市、秀吉の博多及び京畿に於けるが如きはその例である。

(ニ)江戶時代の座。室町時代の末期に當つて樂市・樂座が現れ、自由營業の機運到來せしかの如く思はれたが、併しそれは未だ全般的に行はれたのではなく、德川時代に入つても座は依然各地に存在して排他獨占をなし、ともすれば物價賃銀の騰貴を惹起し、士民を苦しむること多かつたので、德川幕府は座禁止の政策を採つた。卽ち慶安元年四月大阪市中に令して私座を禁じてゐるが、其文中「先規より御停止たり云々」と見えてゐるから、この時以前にも既に禁令が發せられてゐたと思はれる。次で明曆三年九月及び寬文六年九月には江戶に於ても嚴禁の布令を發し、享保三年にも仲間を立て價格を協定することを禁じ「人々心次第に賣買仕、諸色直段賃銀等下直に成り候樣可致」と命じてゐる。卽ち幕府の初期の政策は座の嚴禁、自由營業の奬勵にあつたと思はれるが、この政策は餘り徹底せず所期の效果を擧ぐることが出來なかつたと見え、幕府は俄かに方策を變じて商工業の組合を奬勵し、これを監督することによつて目的の貫徹を圖らんとしたものらしい。卽ち享保六年十一月の布令には、組合加入を奬勵し、加入せざるものは越度たるべしと規定した(尤も問屋及兩替屋に對しては既に正德五年に於て前年改鑄の金銀引替の便宜上組合を組織せしめてゐる)。併し此の如き幕府の奬勵によつて成立した商工業者の組合は座と呼ばず、株仲間と稱せられた(「株仲間」の項參照)。德川時代に於て座の名稱を保持してゐたものは次の數種の特殊の場合に限られた。

(一)、幕府の硬貨發行所たる金座・銀座・錢座等。

(二)、幕府直轄の專賣所たる銅座・鐵座・眞鍮座等。

(三)、幕府監督の下にその專賣を特許された特殊の商人、卽ち樫座・秤座(度量衡統一の目的を以て)、朱座・人參座・龍腦座・唐和明礬會所(主として貿易品を取扱ふもの)、箔座(著侈禁止の目的を以て)等。

(四)、保護若くは監督の目的を有する醫座・日傭座等。

以上(一)(二)(三)は皆特惠主義に基き、幕府に因緣ある個人若くは一群の人に、特權を與へしものである(此等の詳細に就いては「金座」「銀座」「銅座」「樫座」「秤座」の項參照)。德川時代に於て座の名稱を冠するものは以上の四者に限らるゝものゝ如くであるが、併しそれは繁華な都會地乃至は天領に就いてのことであり、邊鄙な地方に於ては此時代に入つても依然中世紀的の座が殘存してゐた。紀州の田邊・新宮に於ける瀨戶物座・鹽座・鰯座・太物座・塗物座・たばこ座等の如き、越前敦賀に於ける船道座・馬借座の如き、小田原の魚座の如きが其例である。

カトウブシ　河東節　淨瑠璃の一種、十寸見河東の始めし節なる故にかく名づく○河東は小田原町天滿屋藤左衞門が男、始め藤十郎と稱し、河東と號す、壯年の頃江戸半太夫の門に入り、淨瑠璃節を學び、半太夫が節を和らげ、手品市左衞門及び廣瀨式部太夫が節を調和して、家の風を語り出す、享保十年七月二十日歿す年四十二、江戸築地本願寺境内成勝寺に葬る、門人夕丈後をついで藤十郎と改め、二代の美をなす、爾後相繼ぎて名手輩出し、其流今に絶えず（近代世事談、我衣、江戸節根元記、聲曲類纂）

カトウヨシアキ　加藤嘉明　名號　本名は茂勝、小字は孫六、左馬之助と稱す　系統　姓は藤原氏、鎭守府將軍利仁の後裔、參河の人　事蹟　幼にして孤となる、膽氣膂力ありて眼光人を射る、年少馭馬に熟練す、十五歳岐阜に至り加藤景泰に謁し、馬を馭す、爲めに拔擢せられて豐臣秀吉に仕ふ、敏捷能く秀吉の意に協ふ、從軍毎に大功あり、賤ヶ嶽の役武勇を顯はし七本槍の一人と稱せらる、天正十三年從五位下に叙せられ、正木城を受け邑六萬二千九百石を食む、秀吉親ら四征するや、九鬼嘉隆と共に軍艦を督し、薩摩に入る、小田原役、又海路より進み、下田を陷いれ秀吉に賞せらる、文祿元年征明の軍起る時、嘉明水軍の將軍として屢々力戰し、躬ら進て敵船を奪ふこと前後二十餘艘、慶長二年再征の時、また水軍を率ゐ七月陸兵と共に南京城を陷いれ、首を斬る、蔚山に加藤清正圍まるゝや諸將赴き援く、嘉明また從ひ首を斬る一千五百餘、大功を以て十萬石に封ぜらる、曾て石田三成と隙あり、慶長庚子の役、福島正則、池田輝政等と共に德川家康に黨し、八月岐阜城を拔き、大に關ヶ原に戰ふ、西軍終に敗る、嘉明衆に先ちて三成の先鋒を逐ふ、十一月軍功を賞せられ二十萬石となり松山城に治す、元和元年八月從四位下に叙せられ侍從に任ず、寬永四年二月封を會津四十萬石に轉じ、八年九月十二日卒す、年六十九、嘉明常に曰く、氣利勇なる者は、拔群の功ありと雖も遂げず、武功は質直に在り、又阿諛なる者は、絶倫の功あるも恃むべからずと（野史）

（嘉明花押）

カトク　家督　家の跡目（史記に、家有二長子一曰二家督一、とあるに據る）江戸時代、士列以上の家督相續につき、諸士法度の定を見るに、寬永九年の定に、跡目之儀、養子は、存生之內に可レ得二御意一、末期に及び忘却之刻雖レ申レ之、御もちひあるべからず」とし、寬文三年には、その父五十以下の輩は、雖レ爲二末期一依二其品一可レ立レ之、十七歳以下之者、於レ致二養子一は、吟味之上許容すべしと定め、向後は同姓の弟、甥從弟等より撰擇し、若し同姓の者なくば、入聟娘方の孫、姉妹の子、種替の弟等より、その父の人柄によりて家督相續せしめ、尙ほ是等の家督者なくば、奉行所に屆出で、差圖を受けしむ、享保五年に、年增の養子を爲すことを禁じ、七年に、一度養子せし後實子生るゝとも家督者たること能はずとなし、十二年に、金銀を以て養子の契約をなすを嚴禁す、延享四年に、出奔せし母の子は家督者たることを得ず、その母繼母ならば差支なきを令す、

カドタカツキ　角高坏　「タカツキ」を見よ、

カドノヲサ　看督長　檢非違使附屬の官人、諸國追捕の時之を遣はす、放免之に屬す、弘仁七年二月始めて看督の名見えたり、政治要略に、私祠レ廬者、宜下仰二看督長一嚴令中禁察上、とあり、又續後紀承和五年五月の條に、畿內諸國群盜橫行、放レ火殺レ人、ドニ知國司一、捕二糺海賊一、遣二左右衞門府生看督長等畿內諸國一、逐二捕奸盜一、とこと見えたり、職原抄に、當使補二看督長六十六人一、此爲レ遣二諸國一也」となす、然るに近藤芳樹氏は職原抄に、六十六を補すとは諸國檢非違使の事を思ひ誤りしなるべしと、例證を擧げて標注に辨ぜり、

カドノガハノツカヒ　葛野河使　坊河使（メウカシ）を見よ、

カドノノコホリ　葛野郡　所在　山城國　起原沿革　葛は上古葛野縣の地なり（愛宕は此分地）神武天皇紀に、二年二月乙巳、頭八咫烏亦入二賞例一、其苗裔卽葛野縣主主殿部是也」と見えたり、和名抄に、愛宕郡賀茂鄕あり、賀茂縣主は葛野縣主に出るを見れば、愛宕は葛野の分地たるを推知すべし、管鄕は、橋頭（ハシヅメ）大岡（オホヲカ）山田（ヤマダ）川邊（カハノベ）葛野（カドノ）川島（カハシマ）上林（カムツハヤシ）樫原（イチハラ）高田、下林（シモツハヤシ）歟代、田邑（タムラ）等なり、延喜式に始めて郡名見えたり、爾來變遷なし（國郡沿革考、郡名異同一覽）

カドノワウジ　葛野皇子　系統　弘文天皇の第一皇子、母は十市內親王　事蹟　器範宏遠にして風鑑秀遠たり、材幹幹に稱ふ、少にして學を好み、博く經史に涉り、頗る文を屬し、また書畫をよくす、位淨大肆に至り治部卿に拜す、高市皇子薨じて、儲貳未だ定まらず、持統天皇百官を會して、立太子の事を議せしむ、衆議決せず、皇子曰く、我國神代より子孫相繼ぎて、王位を受くるは國家の法なり、若し兄弟に及ぼさば禍亂起らんと、

史籍解題（社團法人平凡社）

ム

ムサシアブミ　武藏鎧（二巻）　淺井了意（一六四〇—一七〇九）撰と傳ふ。江戸第一の大火と稱せられる明暦三年丁酉（一六五七）正月十八日、同十九日の大火の情況を記す。文體後の戯作體に近く、挿畫は當時の風俗を見る上の參考となる。但し、その内容は直ちに信據し難し。（「近古文藝温知叢書」第十一編・「日本隨筆大成」第三期第三巻）（峰岸）

ムツワキ　陸奥話記　作者不明。一名「陸奥物語」。前九年役の戰記。安倍賴時の累代强盛にして不朝を敍し、源賴義が陸奥守兼鎭守府將軍に任ぜられてより重任の長期にわたつて安倍氏討滅に至る幾度かの苦闘を記し、天喜六年（一〇五八）の論功行賞に及んでゐる。卷末に、その殊勳をたゝへる爲に國解の文を衆口の話に抄せること、筆者は千里の外にあれば紕語なきを保せず是正されたき趣あり。筆者は中央の公家であらう。（「群書類從」合戰部）（李）

ムラサキシキブニッキ　紫式部日記　紫式部（九七五—一〇三一）著。寛弘五年秋中宮御産の前後より筆を起し、七年正月に至る日記體の記錄。後半には消息文が混入してゐるが、同僚の批評等辛辣を極めたものがある。文學的價値は勿論、宮廷を中心とせる公事・風俗・信仰等について又紫式部の人物研究資料として重要な文獻である。（「群書類從」日記部・「日本文學全書」・「有朋堂文庫」・「國文叢書」・「國文大觀」・「校註日本文學大系」・「日本古典全集」）（李）

ムロマチケゴナイショアン　室町家御内書案（一巻）　一名「京都將軍家古狀」といふ如く、室町幕府が武家及び社寺に對して發せる書狀案文を集錄せるもの。編者及編集年代不詳。「改定史籍集覽」本は、元祿丙子（九年）の奥書を有する水戸彰考館本の寫本。別に「續群書類從」本あり。前者に比すれば、最初の部分は同一なるも内容大に異同あり。又兩書を參看すべし。（「改定史籍集覽」第廿七册・「續群書類從」武家部）（大野）

メ

メイゲツキ　明月記（三巻）　藤原定家（一一六二—一二四一）の漢文の日記。一に「照光記」ともいふ。明月は住吉の靈夢に基きて名づけしもの。異本頗る多く、國書刊行會本には之等を校合して、治承四年より嘉禎元年に至る五十六年間の記事を收む。缺脫多きも、内容は朝廷内の政權爭奪、公武の關係、院宮攝家の所領問題より、公事・典章・人情風俗の微に及び、鎌倉時代研究の根本史料たり。（「國書刊行會叢書」・「明日記」抄錄は「續群書類從」和歌部にあり）（大野）

メイコーオーライ　明衡往來（三巻）　「雲州消息」とも稱し藤原明衡の著。進狀及び之に對する返狀を並擧して書簡文の模範を示したもので、上代末公卿社會の家庭教育の教材に資する目的によつて作製されたものであり、從つてその内容は宮廷生活を主とするも中に庶民の狀態等の記載に及ぶものあり。當代の社會生活を窺ふべき史料として價値を有し、且つ教育史上重要なる資料とされる。一名「雲州消息」となすは明衡が出雲守に任ぜられたからである。（「群書類從」消息部）（佐藤）

メイジイシンシンブツブンリシリョー　明治維新神佛分離史料（五巻）　正篇三巻、續編二巻。大正十五年—昭和四年刊。東方書院發行。村上專精・辻善之助・鷲尾順敬共編。序文中にも見ゆるごとく、神佛分離事件は維新における最も重要な事件の一にして、佛教渡來以後一千餘年の間にも曾つて見ざる大變化であつたと言へよう。其の點に於て本史料の史的價値又大なりとしなければならぬ。全國に亘る史料の蒐集は甚だ偉觀である。（北島）

ゴカンジョ　後漢書（百二十巻）　南朝宋范曄（三九八—四四五）撰。支那正史の一。九本紀・一后紀・八志（律曆・禮儀・祭祀・天文・五行・郡國・百官・輿服八志三十巻。但、八志は晉司馬彪の作。彪後漢光武帝より獻帝に至る約二百年間の歷史を編し、紀・志・傳八十篇とし、「續漢書」と名づく。後亡び、八志を存するのみとなる）・八十列傳より成り、後漢一代の歷史を記す。後漢研究の必讀書。本書は范曄が班固等の「世祖本紀」「光武時功臣列傳載記」崔寔等の「漢紀」馬日磾等の「東觀漢紀」謝承の「後漢書」華嶠の「漢後書」袁宏の「後漢紀」謝沈の「後漢書」等を參考したれば材料極めて豐富。但、製作年代は陳壽の「三國志」より遲れ、從て史料としての取扱ひに注意を要す。又清の趙翼は本書に疏漏の點多きを論ず（「廿二史劄記」巻四「晧餘叢考」巻五）。而て唐高宗の上元中、章懷太子諸儒を集めて本書に注し、儀鳳元年之を上る。尋で宋の眞宗の世、孫奭等建議して梁劉昭之が司馬彪の「續漢書」に補注し唯々志のみ存せるを范曄の著と合して校刊す。卽ち現行本なり。參考書　宋熊方「補後漢書表」（十巻）・清錢大昭「後漢書補表」（八巻）・同上「後漢郡國令長攷」・清惠棟「後漢書補注」（二十四巻）・清侯康「後漢書補注」（一巻）・同上「補後漢藝文志」（四巻）・清王先謙「後漢書集解」（百二十巻）・清丁謙「後漢書東夷傳・匈奴傳・西南夷傳・烏桓鮮卑傳地理攷證」（本攷證は殆ど參考とするに足らぬ）・楊樹達「漢書補注補正」（六巻）・シャヴァンヌ「後漢書を基礎とする西域研究」Chavannes, E., Les Pays d'Occident d'après le Heou Han Chou (T'oung Pao, 1907)（鈴木）

コキンチュー　古今注（三巻）　晉崔豹撰。「輿服」・「都邑」・「音樂」・「鳥獸」・「魚蟲」・「草木」・「雜注」・「問答釋義」の八篇。事物の名稱・起源・構造等を考證。「隋書經籍志」に見え、宋李昉等「太平御覽」引けど、元馬端臨「文獻通考」已に著錄せず。本書は後唐馬縞「中華古今注」と魏晉以前に關し、內容殆ど相同じ。恐らく、豹の原本亡後、縞書を割裂、僞託せるか。又上記二書は牛「永樂大典」所輯唐蘇鶚「演義」と相同じく、縞書には「演義」よりの剽竊あるべし。「後漢書天文志・五行志」梁劉昭注所引の「古今注」は「唐書藝文志」所揭の後漢優侯のそれで、豹書とは別。（漢魏叢書）（野原）

コグーホーシモク　故宮方志目（一冊）　地志の書目として「方志考稿」と並稱すべきもの。巻頭に江瀚の序、巻末に附錄として方志目索引を附す。今日殆ど悉く北平圖書館の藏する所となれる前清內閣所藏の府州縣志を基礎として作成、各省別に分類して地志名を列記す。（鈴木）

コクゴ　國語（二十一巻）　吳韋昭注。周穆王以後魯悼公迄の史的人物の言說を國別に記載す。內容「左傳」と互に補足し、文體又頗る類似す。康有爲は兩者が本來一體を成せるものと見、「漢書藝文志」の左丘明作「新國語」五十四篇が卽それであり、同じく、「左傳」と共に「同志」所揭の「國語」二十一篇こそ、今本に他ならず、前漢末劉歆が右の「新國語」より「左傳」を分離抽出せる際、その殘部に雜書を加へて造り上げたものとなし、「史記十二諸侯表」の魯君子左丘明左氏春秋を作るの句を、劉歆學派の增竄にかゝるとなす（「新學僞經考」）。錢玄同は康說を一步前進させ、「新國語」作者左丘明を戰國魏の人なりと斷ず（「重論經古今文學問題」「國學季刊」三ノ二）。されば「漢書司馬遷傳贊」に「史記」の採用せりと稱する「左傳」・「國語」は實は「新國語」を意味するか。從て「漢書律歷志」に始まり、後漢王充「論衡」・同劉熙「釋名」に敷衍せられた「春秋」の經に對し、「左傳」を內傳、「國語」を外傳となす說は否定せられ、兩者俱にもとは「春秋」の經に無關係。康氏の所謂今本には、「隋書經籍志」によれば後漢鄭司農・同賈逵・魏王肅・吳虞翻・同唐固等の注本があつたが皆亡び、韋昭注が現存最古のもの、自序により前揭諸家を參考せるを知る。猶、晉孔晁に注本あり、宋宋庠に「國語補音」（三巻）あり。（士禮居叢書）參考書　清劉逢祿「左氏春秋考證」・同洪亮吉「國語韋昭注疏」・同汪小米「國語校注本三種」。

石部琴好（いしべきんかう）　黄表紙作者。【本名】松崎仙右衛門。【閲歴】本所龜澤町に住み、幕府の御用達であつたといふ。天明四年三月二十四日、新番頭蜷川相模守組下番士、佐野善左衛門政言が、殿中に於て若年寄田沼山城守意知を殺害し、その身は獄舍で切腹を命ぜられた事件を、六年後に取扱つて「黒白水鏡」を創作したことが、當局の忌諱に觸れ、作品は絶版、作者は手鎖の後に江戸拂となり、盡工・出版元等もそれ〴〵過料に處せられた。江戸拂の後の消息は不明。【作品】黒白水鏡（別項）。比文谷噺（寛政二年版、蔓松齋長喜畫）【作風】右の二種以外の作品は知れてゐない。黄表紙的手法に於て未完成の點はあるが、目前の事實や流行物等を捉へて、率直に諷刺する辛辣さ、適切さ、勇敢さは注意すべきである。二作とも相當の出來で、以前既に、筆をこの方面に取つてゐたのでは無いかと思はれる。政演に挿繪を書かせてゐる點から見ても、相當な町人であつたらしく、作品が當局の經濟政策を根柢にしてゐるのも商人らしい。濶達な氣象で、大膽に遠慮なく、てきぱきとやつて行く性格は、平凡ではあるが小粒のうちにひりつとしたところのある比文谷噺の小咄などにも窺はれる。（小池）

石山千句（いしやませんく）　「紫野千句」を見よ。

石山寺緣起（いしやまでらえんぎ）　繪卷　七卷

【解説】石山寺草創當時の事から、その靈驗の數々を描き列ねたもの。「本朝書圖品目」等によると、繪は第一・第二・第三卷までが高階隆兼、第四卷が土佐光信、第五卷が栗田口隆光の筆である。詞は第一・第二・第三卷までが石山寺座主果守僧正、第四卷が三條西實隆、第五卷が冷泉爲重の筆と鑑せられてゐる。隆兼と果守僧正は鎌倉末延慶頃の人。光信・實隆は足利末期。隆光・爲重は慶永頃。この繪卷が斯く筆者の年代を異にする事情は、隆兼筆といふ緣起を何等かの理由で後に隆光が補つたのを、更に第四卷が散佚などした爲めにこれを光信が補ふに至つたものであらうと云はれてゐる。殊に第六・第七の兩卷は雅章の書いた詞書ばかりあつて繪がなかつたので、文化年間石山寺座主が松平樂翁に乞ひ、谷文晁をして新寫せしめた事實を見ても、この緣起は中古に大分缺逸した事があつたらしい。その大部分を描いたと云はれる高階隆兼は「春日權現驗記」（別項）の筆者として名高い人で、この「石山寺緣起」は「春日權現驗記」ほど精緻な出來ではないが、作風としては相近いものである。その他、隆光は清涼寺の「融通念佛緣起」（別項）にその作を見得るが、これ又頗る畫致を等しうしてゐる。光信もその作風から見て、正にその人の筆として宜しからう。谷文晁は德川末葉の書壇に諸流を呑吐して和漢兩派を善くした人であるが、この第六・第七兩卷の如きは、彼が土佐派の筆致をも、よく描きこなしてゐたことを證するに足るものである。近江石山寺所藏。（田中）

石山寺緣起（石山寺藏）

石山百韻（いしやまひやくゐん）　連歌　一卷【諸本】圖書寮に寫本がある。續群書類從連歌部にも收められてゐるが、字句の異同が少くない。【解説】至德二年十月十八日石山寺の岩坊で、二條良基の發句、寺主果守僧正の脇で、その他周阿・成阿・師綱・忠賴・季尹・任阿・通鄕・右大辨等十六人が卷いた百韻で、これが現存してゐる百韻中最も古いものである。

月は山風ぞ時雨に鳴の海　良基
　さゞなみ寒き夜こそ更けけれ　岩坊
松一木あらぬ落葉にあらはれて　周阿
　の如き調子で始まつてゐる。（志田）

惟肖得巖（ゐしようとくがん）　「得巖」を見よ。

何處へ（いづこへ）　小説　【作者】正宗白鳥【發表】明治四十一年一月「早稻田文學」【刊行】創作集「何處へ」中に收む。現代日本文學全集「正宗白鳥集」所收。【梗概】菅沼健治は大學を出ると、すぐ或る雜誌社に入つて、每日父母の家から通勤してゐた。だが彼にはその家庭にも、又社の仕事にも興味がなく、織田といふ同窓の友人があるが、それとてしんみりとした友情などは持てないし、恩師の某博士も、もう以前のやうに偉くは思はれない。世の中のことが何一つ生甲斐あるものとは感じられない。友人や妹達の、時には自分自身にさへ交渉のある戀愛關係などですら何等の魅力ともならないほど、彼は人生に對して、希望もなければ、滿足も持たなくなつた。それでは人生を達觀したのかと言へば、さうでもない。相當に俗氣もあれば、浮世に未練もある。彼はたゞ人生を矢鱈に否定し、虚無を感じてゐるだけである。生活にあくせくしてゐる織田を見ると、馬鹿にも思はれ、慘めにも感じられる。そして彼は無暗にたゞ家庭や友人附合が小うるさく、自然月給も小料理屋やビアホールで使つて了ひ、家へ碌々持つて歸らない。その擧句に、父の家は黴臭い臭がして息がつまりさうだから、何處かへ下宿するといつて母親を心配させたりする。恩師の博士から忠告されても、却つてそれに皮肉を言ふ。だがさうした彼でも時には救世軍の演説に熱心に耳を傾けて、その馬鹿らしい程の意氣込みに感心する事もある。而も彼は、激烈な刺戟に五體の血を湧き立たさねば、日に〳〵自分の腐り行くのを感じて堪らなく思ひ、空想の中に刺戟を求めようとするが、それは彼を疲らせるだけである。その間に織田の妹との結婚問題が起つて來たが、それも斷つて了ふ。この頃では親兄弟や友人等のすることが一々氣に食はない。そして愈々家へ歸るのが嫌で堪らなくなつて下宿することに腹をきめはしたが、やはり何處にも氣持の遣り場が見當らない。

にほんけいねどじつそく　日本經緯度實測　寫本一卷

伊能　忠敬

日本の輿地を實測したるものなり。幕府の命を受けて、北陸、蝦夷を測量し、尋で東海西海諸道の沿海を測量す。寛政十二年庚申〔一四六〇〕の作なり。其の實測圖は當年より、十數年を經て成れりといふ。

◉伊能忠敬は『大日本沿海實測錄』の下に傳す。

にほんこうき　日本後紀　寫本二十卷

藤原　冬嗣

續日本紀に續ける本朝の正史にして、いはゆる本朝六國史の一なり。桓武天皇の延曆十一年壬申〔一四五二〕正月に起りて、淳和天皇の天長十年癸丑〔一四九三〕二月に至る。四十二年間の事績を記したるものなり。卷首に承和七年庚申〔一五〇〇〕十二月、藤原緒嗣等此の書を奏進する序ありて勒して以て四十卷と成すよしを記せり。此の書全本久しく佚して傳はらず。今傳ふる所のものは僞本なりといふ。松下見林曰く「今世に傳ふる所の後紀初の十卷は中古より寫し來れるものにして、末の十卷は近世或は類聚國史等の古記より編成せるものなり」云々。また「拾芥抄」に曰く「日本後紀三十卷左大臣冬嗣等敕を奉じて撰すと又いふ右大臣繼繩撰す云々」。姑く一說として之れを揭ぐ。本書は『國史大系』の第三卷にも收めたり。該書〔四十卷〕は故文學博士小中村清矩氏の校本に據り、傍ら祕閣本、其の他二三の校本を參攷して、流布本に校訂標註を加へたるものなりといふ。

◉藤原冬嗣の傳は『弘仁式』の下にあり。

にほんこうきさん　日本後紀纂　寫本一卷

日本後紀の抄略なり。其の全部が未だ亡佚せざりし時に成りたるものゝ如し。

にほんこうきざんけつぼん　日本後紀殘闕本　一卷

藤原　冬嗣

卷五、八、十二、十三、十四、十七、二十、二十一、二十二、二十四、以上十卷なり。『日本後紀』二十卷久しく佚して傳はらず。本書は其の眞本の殘闕なりと云ふ。卷每に左大臣正二位兼行右近衞大將藤原冬嗣等奉敕撰と題せり。寛政十二年庚申〔一四六〇〕塙保己一の家に於て八卷を校刻し、享和元年辛酉〔一四六一〕に至りて、また十二、二十一の兩卷を刻したり。此の書原本は伏見宮の祕庫より、塙保己一の門人、稻山行敎の寫ししものなり。

◉藤原冬嗣の傳は『弘仁式』の下にあり。

にほんこうきるゐじ　日本後紀類字　寫本一卷

日本後紀に出でたる詞をいろは順に抄錄類纂して、其の出所を指示したるものなり。

にほんこぎ　日本古義　五卷

高木　正朝

射禮、笠懸、犬追物、射藝、太古之矢、引目鏑、誕生之引目、弦、箙、調度懸、無戸穗、鞆、鳴弦、其の他二三の故實を圖示辨說したるもの。天保四年癸巳〔一四九三〕平泰居の跋あり。同九年戊戌上梓す。著者高木正朝は紀伊國の人なり。

にほんこくげんざいしよもくろく　日本國見在書目錄　一卷

藤原　佐世

易家、尙書家、詩家、禮家等より、農家、小說家、兵家等に至る、四十類を分ちて、當時現存の書目卷數等を標記したるもの。千五百七十九部一萬六千七百九十卷の目錄なり。寛平年中の著なり。現本には嘉永四年辛亥〔一五一一〕安井衡の序あり。『續群書類從』卷八百八十四、雜部第三十四に收めたるを、別刊單行したるなり。

◉藤原佐世は民部大輔菅雄の子にして、攝政基經の家司たり、眞觀中文章得業生に擧げられ、越前大掾に補せらる。同十四年渤海使を鴻臚館に接伴し、後累進して、寛平三年陸奥守となり、大藏小輔を兼ね、從四位下右大將となり、昌泰元年戊午〔一五五八〕を以て卒す、享年未だ詳ならず。

にほんこくげんぱうぜんあくれいいき　日本國現報善惡靈異記　寫本三卷

僧　景戒

此の書は一名『日本靈異記』の下に解題せり。本書名のは『群書類從』卷四百四十七、雜部第二に收めて、狩谷望之の、文化十三年丙子〔一四七六〕二月に作りたる跋文ありて、本書の沿革、古本の由來等を記したり。

スーヘイ 鄒柄　宋末の良吏。晉陵（江蘇）の人。字は德久。弱冠にして科擧を棄てゝ當時の大儒學者楊時に從つて學び、靖康の初め權給事中となつたが、出でゝ天台の守となつた。其學ぶ所を行ひ頗る善政が多かつた。文集二十・伊川語錄一卷あり。（式守）

スーホー 鄒浩　南宋末の忠臣。吉水（江西）の人。永德に徙る。字は鳳叔。少にして慷慨大志あり、文天祥に從ひ王事に勤む。江西招諭副使となり兵を甯都に聚めて數萬を得、興國永豐二縣を復した。兵部侍郎にまで進んだが、後湖州に走り、文天祥の捕へらるゝや、遂に自殺した〔宋史四五四〕。（式守）

スーホシ 鄒補之　南宋の儒學者。字は公兗。開化（浙江）の人。業を朱呂の門に受け、孝宗の淳熙年間に進士に登第した。官は通判江寧府（江蘇省首都市）となる。著に春秋語孟註、兵書解、宋朝職畧等あり〔浙江通志一七七儒林〕。（小沼）

スーミツイン 樞密院　主として軍政・機密の事を掌る官署。唐代宗の永泰中內樞密使を置き、宦官を之に任じ天子と中書省との間に立つて表奏の承受を掌らしめたに始まる。後五代の時宦官をやめて士人を任じてより、內の字を省いて樞密使と稱せられるに至る。概ね機密に關する文書を取扱ふ爲、次第に權力を增し、其權力は已に宰相に比適し、當時宦官跋扈の弊に伴ひ、僖宗・昭宗の時に至つては、遂に公然と政治に參與し、宰相の權を奪ひ、朝政を亂すこと甚だ大であつた。五代の梁は唐世宦官の弊にこり、宦官に代ふるに士人を以て樞密使に任じ、且崇政院と改稱したが、其職掌が改革されたわけではない。後唐の時再び樞密院となる。主に腹心の大臣を之に任じ、軍國の大事を議せしめた爲、其權は愈〻重く、宰相の外に又宰相があり、三省の外に又一省があるかの如くであつた。宋に至り、武人の專橫を抑壓するため文武の別を明かにし、中書省と樞密院とに夫々文武の二柄を分掌せしめた。こゝに樞密院は全く軍政を總括することになり、中書省と相對する中央の最高官署となつた。中書省の北に位置し、其長官を樞密使、副官を樞密副使と稱した。時に長官を知樞密院事・副官を同知樞密院事とも稱した。長官は一般兵政を統べ天子を輔佐し、副官は邊防の軍務を掌つた。其後官名の改稱は屢〻行はれ、宰相が樞密使を兼ねたこともあつた。但し慶曆以後約八十餘年間は宰相の兼任は中止されたが、宋の南渡以後は概ね宰相の兼任する所となつた。遼・金・元ともに宋制を襲ひ、專ら兵甲機密の事を掌つた。遼には南樞密院・北樞密院の別があり、漢人を治むるものと契丹人を治むるものとを區別した。元初征伐に際して地方に特に行樞密院を設けて、其地方の軍政を掌らしめたが、征伐が終れば廢せられるのが例であつた。又世祖の時、太子眞金を樞密使に任じてより、以來歷代皇太子を之に任ずる慣例となつた。元末順帝の時には分院が設けられたこともある。明に至つて廢せられた〔宋史一六二・遼史四五・金史五五・元史八六・文獻通考五八・續文獻通考五六〕。（大池）

スーミツシ 樞密使 →樞密院（スーミツイン）

スーメイカク 鄒鳴鶴（一八五三）　清の政治家。無錫（江蘇）の人。字は鍾泉、號は松友。道光二年の進士、卽用（雲南）知縣となり、後請て河南の新鄭に署し、羅山に補され、惠政があつた。母の喪に遭ひ官を去り、巡撫程祖洛の斡旋によつて復た用ひられ、治河事業に功を立て、累遷して江西督糧道を授けられた。文宗卽位し詔して賢才を擧るや、薦擢されて順天府尹となり、咸豐元年廣西巡撫に擢でられ、長髮賊の亂熾となるや、よく吏治を嚴にし團練を治め被兵の災民を撫恤した。翌年賊軍桂林城を犯すに及び、諸將と共に危城に籠居力戰する事月餘。賊軍退竄するや、諸將の賊軍を追擊せんとの議に對し、堅留防賊を主張し、互に疏爭したが、賊軍遂に興安、全州を陷れ湖南に入るに及び、詔して褫職せられ、纔に治罪を免せられて回籍した。三年正月陸建瀛が九江に督師、疏請して彼を起用して沿江防務を籌辦せしめんとしたが、病の爲行く能はず、建瀛の江甯（南京）に旋退して獲罪するや、彼は將軍祥厚等と守禦を籌辦したが、病甚しく、江寧陷るや、賊の支解を被て死す。事聞し、道銜を贈られ、邮を賜る。同治中詔して巡撫の例によつて議邮され、騎都尉並に雲騎尉世職を與へられ、壯節と謚せられ、後河南名宦祠に祀られた。著に世忠堂詩文集、撫粵奏議、桂林守城日記、道齋正軌等がある〔清史稿四〇五・清史列傳四三〕。（中山）

スーメイトー 崇明島　Ts'ung-ming-tao　揚子江口にある島。江の流れにより土砂が堆積して出來た島。唐・宋の代三沙海中に鼎立して居り、後現時の如くになる。東西四十哩、南北八哩、西南、東南の風吹かば波荒く高さ一間半の隄防を築きて此を防ぐ。五代の時楊吳崇明鎭を西沙に置き通州海門縣に屬せしむ。宋の嘉定十五年天賜鹽場を此處に置き淮東制置司の管下に居る。元至元十四年鎭を州に陞せ揚河路に屬し州治を姚劉沙に置き、至正十二年東沙に治を遷す。明洪武二年州を降して縣となし同八年蘇州府に改屬し弘治十年大倉州の管下に入り淸の代に至る。現在は江蘇省崇明縣の管下にあり、縣城は本島の西南隅、四門ある土壁に圍まる。往時人口甚だ多かりしが今約六千、大豆等の農產物出廻期に賑ひを呈するのみで、市況一般に不振〔大淸一統志七一・讀史方輿紀要二四〕。（小林通）

キヘイセキキョー　熹平石經　所謂漢の石經の事で經書の文を刻した石碑。石經の初めである。卽ち後漢靈帝の熹平四年（一七五）議郎蔡邕が聖人を去る事久遠にして經書の文字に謬多く、俗儒が穿鑿して後學を誤るのを恐れ、五官中郞將堂谿典・光祿大夫楊賜・諫議大夫馬日磾・議郎張馴・韓說・太史令單颺等と共に帝に奏して經書の文字を定める事を許された。仍て蔡邕は自ら隸書を以て書き、工をして之を刻せしめ、光和六年（一八三）に洛陽の大學の門前に立てたものである。是より後儒晩學は皆正しい經文を得る事が出來た。碑が始めて立てられるや之を觀視するもの及び摹寫する者の車で街路が塡められたと云ふ。蓋、此れは許愼の說文・五經異義等と同樣、後漢になつてから古文學が隆盛となり、今古文の比較研究が盛になつて諸儒各異說を唱へたので、之に準據を與へる爲であつた。碑は毀損巳に久しいが、清朝末、光緖十八年（一八九二）以來洛陽故址より續々出土し、之に關する色々の研究も發表されてゐる。經書としては易・書・魯詩・儀禮・春秋の五經と公羊・論語とである（後漢書八靈帝紀・九〇蔡邕傳）。(参)宇野哲人「儒學史」・渡邊幸三「漢石經周易尙書底本考」（支那學八ノ四）。（板野）

ギヘキ　魏璧　明末の詩人。字は楚白。浙江慈谿の人。毅宗の崇禎年間、歸安縣學生に補せられ、後、名を畊、字を白衣と改む。彼の詩は達情を眼目とし、詩論の中にも或は「詩以達情。情貴極其所。故樂必盡樂、哀必盡哀」とか「余之於詩。初無矜飾。務達其情」とか述べてゐる。居る所に息賢といふ渡あり、其堂に名づく。息賢堂前後集あり（靜志居詩話二二）。（石原）

キホ　龜浦　朝鮮慶尙南道にあり。日本書紀卷九神功皇后四十九年條に見ゆる七國の一、南加羅（アリシヒノカラ）ならん。(参)津田左右吉「朝鮮歷史地理」一。（田村）

ギボ　魏謩（七九二―八五八）　唐文武宣三宗朝の諫臣。字は申之。鉅鹿の人。貞觀朝の名相魏徵の五代の孫。文宗太和七年の進士。尋で同州刺史楊汝士に認められ防禦判官となる。汝士入朝するや推されて右拾遺となる。時に文宗聲色に近づかんとするや此を諫めて納られ右補闕に遷る。開成三年起居舍人に轉じ、四年諫議大夫に拜され起居舍人を兼ね弘文館の事を判す。武宗卽位するや李德裕權を恣にし爲に汾州刺史に貶さる。宣宗卽位と共に郢州刺史に量移され尋で商州に遷る。大中二年內に召されて給事中となり御史中丞を拜したが此を罷め戶部侍郎に遷る。時に宣宗春秋に富み未だ皇太子を立てず。謩卒先して立太子の議を啓奏す。尋で銀光祿大夫を加へられ、集賢大學士、禮部尙書を兼ね國史を監修して文宗實錄十四卷を修成して上る。大中十年成都尹・劍南西川節度副大使に遷り、十一年又召されて吏部尙書となり、次で檢校右僕射、太子少保を拜したが十二年十二月卒。年六十六。司徒を贈らる。文集十卷あり（舊唐書一七六・唐書九七）。（吉村）

キボー　櫃坊（匱房）　櫃坊のことは唐の中期以後の文獻に先づ見えて居る。卽ち獻替記・乾䐉子・廣異記・唐大詔令集並に新舊唐書等に見えるのであるが、此等に依れば、長安城中に櫃坊といふものがあつて料金を取つて人の財物を預つたこと、多額の財を他人に支拂ふ際には豫め其れを櫃坊に預け置き、ついで名義を書換へて錢物授受の煩を省いたこと、顯官に賄して官職を買ふ場合にも櫃坊を利用したことなどが知られる。宋代の文獻に至つては、櫃坊の名はかなり多く見え、其の設けられた場處も、首府開封を始め、南北諸地方に及んで居たやうであるが、しかし其はいづれも、軍民を集めて賭博を行はしめる場處として禁止の對象とせられて居るので、唐代の櫃坊とは大に面目を異にしたもののやうである。元以後の記錄に櫃坊の名は殆ど全く見えない。此は、其が衰微滅亡した爲であらう。顧ふに櫃坊は、唐代に於いて、商業の發達するにつれ、當時の主貨幣たる銅錢を、運搬授受するの煩累―數百貫數千貫の銅錢は勿論、數貫數十貫のそれを運ぶにも車馬を要し、その煩累は今人の想像に餘りあるものであつたらう―を避けんとする要求に應じて起り來つたもので、そこには極めて堅牢な櫃が備へられ、且つ恐らく膂力の強い壯漢が幾人も居て之を守り、家屋にも偸盜を防ぐ用意が施されてあり、預入人をして十分安心せしめるに足りたのであるべく、櫃坊の名は其の堅牢な櫃を備へるところから出でたであらう。さうして必しも長安だけでなく、地方の大都市にも設けられたであらう。此營業は宋代に入つて、當初の業務を離れて、賭場に墮落してしまつたのであるが、此は其が財物を預ける處であつて賭博にも便利であり、又、警護の爲に雇はれるものが、動もすれば飮博を好む惡少無賴の徒であつた、といふやうな事情に本づいたことゝ想像せられる。櫃坊について私の學び得たところは大略右の如くである。櫃坊は銀行業の一要素たる預金―運用預金でなく管理預金ではあるが―を取扱つたものと謂つてよいので、若し健全に發達すれば支那に於ける銀行其物の淵源と爲り得たであらうが、惜しくも墮落滅亡したのである。支那には善い制度や慣習が發生しても、順當に發展せず中途で枯死するものが往々にしてあるが、櫃坊も其の一つである（加藤繁「唐宋櫃坊考」（東洋學報一二ノ四））。（加藤繁）

ギホー　儀鳳　唐の高宗の年號（六七六―八）。

キホーコー　喜峰口　Hsi-fêng-k'ou　滿支國境の要地。灤河の熱河省より流れ來つて、萬里の長城に入る邊、平泉・北平街道上にあり、長城の二關口の一。

カンハンタ　漢槃陀　↓渴槃陀（カツハンダ）

カンバン　甘盤　殷中興の王高宗武丁の時の賢臣。一に武丁の師也と云ふ。近時武丁時代のものと認められる卜辭中に師盤とあるは、甘盤のことなりと云ふ說がある。卽ち師と稱するは賢臣を尊崇する意を示すもので、卜辭に「師盤に命ず」とあるは、「竹書紀年」に「卿士甘盤に命ず」とあるに相當すると云ふ。之は未だ定說と言へぬが、參考とすべきである（尙書君奭篇・漢書古今人表）。㊂董作賓「甲骨文斷代研究例」（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集上册）。（大島）

カンピ　韓非　↓韓非子（カンピシ）

カンピシ　漢碑　↓漢（カン）＝碑文

カンピシ　韓非子（—前二三三）　韓の諸公子。刑名法術の學を喜ぶ。黃老に基づく。口吃なりし爲、道を說かず善く書を著す。嘗て李斯と共に荀子に事ふ。韓國の削弱なのを見て數〻書を以て韓王を諫めしが用ひられず。國政を憂ひ、孤憤・五蠹・內外儲・說林・說難等十餘萬言を著す。後、韓が秦に攻められるに及び、韓王は非を秦に使ひせしめしが、李斯・姚賈の計により自殺するに至る。秦王痛く悔やむ（史記・六三老莊申韓傳）。韓非の書は「漢書」藝文志の法家の部に「韓子」五十五篇と錄される。現に二十卷五十五篇が存してゐる。が其全體は韓非自身の著作ではあるまい。初秦見・存韓の二篇は「戰國策」楚策と同じ文である。恐らく遊說策士の言であらう。主道・揚權篇等には道家的言說が色濃く滲むでゐる。內外儲說・說林篇などは、古人の言語或は古人に假託した言說を列記して、それを批評したものであり、難篇も亦說話を擧げて其批判を下してゐる。解老・喩老の二篇は「老子」の解釋或は「老子」の語を故事に對する比喩に用ひたので、喩老篇は恐らく「淮南子」道應訓の後に製作されたものと思はれる。又他の諸篇に於て、儒家道家を非難しながらも、他面には儒家道家の語を取擧げ、其意味を法家的に變改したと思はれる場合もあるので、そこに全體としては、何等かの不統一は感ぜられなくもないが、概して韓非並に其後學の手になつたものであらう。主張する處は、戰國の競爭裡に在つて、國家を強大にする事である。其爲には法を嚴にせねばならぬ。法とは刑名に相當り、官守各〻其分を定めて其事に任ずることである。それには君主は所謂術が必要である。卽ち自己の心を無爲に保つて臣下に推測し得られぬ如くし、又刑德（賞罰）の實權を握り、人間は利を好み害を去る本性を有してゐるから、民臣をして其威を畏れて其利に赴かしめねばならぬ。それ故、利害を省みぬ隱士或は不令の民は殺戮されて差支なく、君主の權を弱める人物、主として儒墨の徒を斥けねばならぬ。之等の主張は結局國家の強大卽ち君主の權勢を強める事に基礎を置いてゐる。農耕を民衆に勵め商工を排するのも、君主の權力維持の爲であつた。かゝる思想は戰國の競爭時代としては、必然に生まるべきであつたと考へられる。現存せる「管子」に「韓非子」と同樣な思想が各處にみられるのが注意せられるが、韓非の先驅としては、其說は明かでないが愼到・申不害などが考へられる。又荀子を師としたことから、荀子の君臣上下の秩序を尊ぶ思想の影響もあつたらう。勿論儒家の理想とする先王の道に對しては常に反對して、其空漠たるを嘲つた。現實を力とみる法家の考からは當然であつた。道家の思想としてその處生術の一面を取入れて、君主の臣下を御する術として君主が用ひる事を說いた。㊂津田左右吉「道家の思想と其開展」・武內義雄「支那思想史」・馮友蘭「中國哲學史」・H Maspero, La Chine Antique.（小林昇）

カンヒャクケン　韓百謙（一五四七—九〇）　李朝の學者。字は明吉、久菴と號す。淸州の人。判官孝胤の子。官參議に止り、宣祖二十三年歿。退溪李滉に師事して學行あり。著に東國地理誌ありて名高く、遺稿久菴集二卷世に行はる。（旗田）

カンフ　函普　松漠紀聞には龕福に作る。金の始祖。但し完顏氏の系譜上にのみ存し、實在の人物ではない。傳說によれば彼はもと高麗の境に在り、年六十餘にして兄弟と別れ、移つて阿出虎水完顏部に至る。時に完顏部の一部人、他族の人を殺し、爲に兩族常に鬪ひ、解決を見ず。完顏部人は函普に解決を委し、成功の曉には部の賢女、年六十にして未だ嫁せざるものを與へんと約す。函普は和解に努力し、其結果、兩族の滿足する所となり、事件は玆に落着、かくて函普は完顏部の賢女を娶り、二男一女を擧げ、遂に完顏部人となつたとある。卽ち完顏部の始祖である。此說話は阿出虎水完顏部の原住地、或は當時の生女眞の生活を知る上に興味が深い（金史一）。（三上次）

カンフー　Khanfu　元の地名。↓廣東（カントン）

カンフク　漢復　後漢光武帝の世、隗囂の僭年號（二三—四）。

カンフクク　韓復榘　Han Fu-chü（一八九〇—）　現代支那の政治家、軍人。現在山東省政府委員主席。字は向方。河北省霸縣の人。夙に馮玉祥軍に入り、一兵卒より漸次昇進。民國十三年（一九二四）西北代表として陸軍大演習見學の爲渡日。此頃より俄に著名となる。十五年初、國民軍北京撤退後、國民軍の山西攻擊に西方總司令として活躍。次で西路總指揮となり、南口方面で奉直聯合軍と戰ふ。

カンシュクツーシ　甘肅通志　大略今の甘肅省の地域に於ける各般の事情を古今に亘つて敍述したる書。現存のものに二種あり。一は清の雍正七年勅を奉じて許容等監修、李迪等纂修の下に稿を起し、乾隆元年九月捧呈の運びに至つた全五十卷附一卷。內容を圖考・星野・建置・疆域・山川・城池・公署・學校・關梁・祠祀・貢賦・兵防・水利・驛遞・鋪舍・鹽法・茶馬・物產・風俗・古蹟・祥異・陵墓・封爵・職官・名宦・選擧・人物・忠節・孝義・隱逸・流寓・仙釋方伎・列女・藝文・雜記等に細分して記述する。而して編纂者は、今の甘肅省の地域が明代迄は陝西布政使司に隸屬してあまり重要視されず、清の康熙年間に至つて初めて獨立の一省となつた事情から、依據すべき資料の蒐集に苦心し、纔に陝西通志を得て之に根本的檢討を加へ、以て全般的に增補改訂をなして此書を完成した。然し陝西通志は此地域に關する限り極めて粗略な敍述をなすに過ぎず多くは未開拓の域に屬したので、編纂者の努力にも拘らず、大輅椎輪の常として其完璧的說明を求むることは出來ない。斯て其缺陷を補ふものとして、清末光緒三十四年二月十九日重修の勅旨を拜して升允等監修、安維峻等纂修の下に業を創め、宣統元年十月完成を見た全一百卷附五卷即ち「甘肅全省新通志」がある。內容を天文・輿地・建置・祠祀・學校・兵防・職官・人物・藝文・志餘の十項に大別し、更に六十餘條に細分し、其縷說する所は詳細を極め、徵引する所の網羅的なると共に前者を凌駕する事遠く、甘肅省の大觀を知悉すべき良書の第一に位する。然し同省に關して根本的考究を志す場合には兩者を照合批判すべき要あるは勿論である。尚東京では、前者は靜嘉堂文庫・東洋文庫・東京帝國大學附屬圖書館に、後者は東洋文庫に藏せられてゐる。（星）

カンジュルスメ　甘珠爾廟・甘吉廟・趕集廟　滿洲國興安北省海倫の西南一八〇粁、呼倫貝爾（Hulun Puir）南方唯一の中心地たる喇嘛教の大寺。漢名を壽寧寺と稱し、沙漠の中に壯觀を呈す。清乾隆四十九年に蒙古懷柔策として國費を以て建築さる。新巴爾虎（バルガ）族左右翼兩旗の合祀する所。每年陰曆七月末に大祭行はれ有名な定期市ありて蒙・支・露人參集す。民國政府此處に甘珠縣を置かんとせしも果さず。滿洲國建國後は此附近は外蒙との國境地帶となり有名。（橋口）

カンジュン　韓潤　李朝仁祖時代の逆臣。父明璉が李适の亂の參謀となり、仁祖二年誅に服するや、朝鮮を脫出して建州に投入し、朝鮮の事情を報告すると共に、嚮導に薩爾滸（サルホ）山の役に鮮軍を率ゐて出陣し既に金に降つてゐた姜弘立に、其父母妻子が盡く誅夷せられたと誑告し、共に金の兵を借りて仇を報ぜん事を計つた。仁祖七年金軍が朝鮮に侵入した時には、金軍に從て來征し、和約成立後も、朝鮮が違約を行ふ故再征すべき事を、金汗に說いた。朝鮮は韓賊と稱して彼を憎んだ（朝鮮史第五編一・二）。（旗田）

カンジュン　咸淳　宋の度宗の年號（一二六五—七四）。

カンジュンギョク　韓純玉　明末清初の詩人。歸安縣（浙江）の人。字は子蘧、蘧廬居士と號す。修撰韓敬の少子にして、父が黨附を以て擯せられたのを憾み、終身仕を求めず、詩文を事とした。明季兵燹を避けて山中に居し、「蘧廬詩」を作つた。康熙中葉、八十幾歲であつたといふ（明詩紀事辛二八）。（松本善）

カンジュンゲンポー　咸淳元寶　←宋＝貨幣

カンジュンリンアンシ　咸淳臨安志（百卷）　宋潛說友撰。撰者は知臨安府事、處州の人。字は君高。本書は度宗咸淳年間になり、南宋の行在臨安府の地理書。行在所錄及府志に分れ、前編には諸官司及兵等を、後編には山川より祥異・紀遺に至る迄地方の狀況を記し、體例區劃整然として宋代地理志中善本の一である。殊に前編の圖四葉、後編の圖九葉は地誌研究に貴重な史料である。（式守）

カンジョ　漢書（百二十卷）　後漢班固撰。班固の傳記は漢書敍傳・後漢書班彪班固傳に詳しい。字は孟堅。明帝の時の人。初め父班彪は史記が太初以後闕けてゐるので、之に續けて通史を作らんとする志があり、後傳數十篇を作つたが、業未だ成らずして死んだ。班固父の遺志を繼ぎ、其體を改め、漢一代二百三十年を包擧する斷代の史を作つた。然し其八表及天文志は妹班昭（曹大家）之を續成した。班固は永平年間詔を受けてより、建初年間に至る迄二十餘年を費した。漢書初めて世に出た時多く通ずる能はず、馬融は班昭に從つて讀を受けた。漢書は史記と共に後世より正史の模範とされてゐる。一は會通の書であり、一は斷代の史である。故に此兩書の得失に關し史論家の論爭が絕えぬ。劉知幾・鄭樵・章學誠等之である。然し歷代の正史は多く漢書の體制・精神を繼いでゐることは否定出來ぬ。本紀・列傳・志・表を備へ、史書として非常に整齊してゐる。藝文志・地理志は班固の創成であるが、後世の正史多く其體を襲つてゐる。漢書百篇の內容は十二帝紀・八表・十志・七十列傳で、記事精練該密、文章雄勁華麗で、歷史書としても、文學書としても價値が高い。班固は漢の朝廷を以て堯運を紹いだものとし、漢朝は此堯舜の理想を政治上に實現する大使命を享けたものとの信念を持つてゐる。班固は斯る史觀を以て漢一代の歷史を書いた。漢書百二十卷中には隨所に此情熱が溢れてゐる。

キューカン　九官　帝舜は九官を設けたと傳へられる。舜は伯禹を司空とし、棄を后稷、契を司徒、皐陶を士、垂を共工、益を虞、伯夷を秩宗、夔を典樂、龍を納言にしたといふ。以上が舜の九官と呼ばれるものである（書經舜典）。（櫻井芳）

ギューカン　牛邯　後漢初の武將。狄道（甘肅）の人。字は孺卿。隗囂の將軍として勇才を以て邊境に鳴る。屢〻王隗の軍を破り、後更に光武を惱した。聽て王遵に諭され、意を飜して光武帝に降る。大司空司直の上林や太中大夫の馬援の推薦により護羌校尉となり、來歙と共に隴右を平定した。光武十八年隗囂の子、純が賓客數十騎と俱に胡に逃亡したので、之を追ひて武威に至り、遂に捕へて誅した（後漢書四三）。（松本雅）

ギューカン　牛鑑（一八五八）　清の政治家。武威（甘肅）の人。字は鏡堂。嘉慶十九年の進士。庶吉士に選せられ、編修を歷て國史館協修を授けらる。累遷して道光十年吏科給事中に陞り、翌年出て雲南糧儲道となり、山東按察使・順天府々尹・陝西布政使に歷任し、十七年陝西巡撫と意見合はずして乞病歸鄉す。十八年江蘇布政使に起用され、巡撫を署し、翌年河南巡撫に擢でられ、吏治・理財・治河事業等に治績見るべきものあり。鴉片戰爭起り、二十一年英兵浙江を犯し、兩江總督裕謙の寧波に殉ずるや、其後任を命ぜられ、十月蘇州に至り事を受け、海口を閱し、提督陳化成と共に防備を施設す。翌年英兵乍浦を陷れ吳淞に來攻するや、陳化成と共に督戰せしも敗れて、化成は戰死し、彼は嘉定に退き、寶山・上海相繼いで陷るや、崑山に退き潰兵を收集し、更に京口より退いて江寧を保つ。而も英艦の攻擊益急にして江寧危險に瀕するや、鑑連りに疏して撫を議せん事を請ふ。斯て耆英・伊里布の先後して奉命來着し、英國の強硬要求を容れて和議を議定するや、彼等と共に兵禍を避け民命を保全せん爲に和議の必要なる所以を合疏し、八月南京條約成立す。されど後、封疆を誤るの罪により擬職逮問せられ大辟に議はれたが、二十四年釋されて、河南に赴き治河效力すべきを命ぜられ、工竣り七品頂戴を與へられ、六部主事を以て用ひられたが、尋で回籍す。咸豐三年長髮賊の北擾するや、五品頂戴を與へられ、河南按察使を署し、四年任を卸され、勸捐募勇して陳州に赴き、徐廣縉と共に捻匪を剿し、潁州の賊李士林を阜陽（安徽）に破り、其巢を焚し、按察使銜を加へられ、五年又賊を三河尖に破り、士林尋で湖北にて撫に就く。鑑の河南に在るや深く民心を得。功によつて二品頂戴を加へらる。病を以て回籍し、八年卒す（清史稿三七七・清史列傳四八）。（中山）

キューキャクティ　急脚遞　→驛傳（エキデン）

キューキョーウンドー　仇敎運動　清光緒年間に起つた支那人の基督敎排斥運動。此運動の中心となつたのは主として讀書人階級で、彼等は歐西文明の傳播により、漸次其地位に動搖を來し、又宣敎師が公使館を利用して支那人信者の曲を庇ふことに憤慨したのが其主たる原因である。斯て無知の下民を煽動して或は宣敎師、信者を暗殺せしめ、或は更に暴動を起さしむる等の事があつた。光緒十七年熱河に此仇敎暴動が起り、基督敎信徒の部落を襲ひ、住民を虐殺し、政府に對し、不平を懷く徒輩も加擔して擴大し、二ヶ月後漸く平定した。廿一年には福建に宣敎師暗殺事件あり、又四川にも仇敎暴動が勃發し、之には四川總督さへ暗々裡に援助を與へてゐた爲、鎭定に困難であつた。かの義和團の亂も仇敎運動的な一面を有してゐた。斯る運動ありし結果、列國宣敎師間に恐慌を來したが、列國は之に依て反つて清廷を脅迫、利權を獲ることもあつた。

キュークン　汲郡　晉の泰始二年に置かれた郡。今の河南省北部、衞河に臨む汲縣を去る西南二十五支里なる當時の汲縣を治所と定め、ほゞ今の汲・新鄉・獲嘉・淇・輝等の縣を含む地方を含めてゐたが、後幾もなく廢され、後魏太和十二年に至つて又置かれた。然し其地域は以前に比して大略其南半分に極限されたやうで、東魏の興和二年には伍城郡と改められた。隋朝立つや又汲郡を設けたが、其疆域は今の汲・淇・滑等の諸縣に亙つて少しく北遷したらしく、今の滑縣を距る西南五十支里なる當時の衞縣に治した。唐武德元年、衞州と改め、次で同四年治所を今の汲縣に遷徙し、元寶元年には又汲郡を復し、更に又衞州と呼んで五代に及んだが、宋が衞州汲郡と云つて河北西路に屬せしめたのを最後として再びは史上に現れぬ（大清一統志一五八）。（星）

キューケイ　九卿　中央の官。九寺の長官。夏・殷・周三代皆天子の下に三公・九卿の官ありと傳ふ。夏制九卿は司空・后稷・司徒・士・共工・虞・秩宗・典樂・納言を指し、周は三少（少師・少傅・少保）と六卿（冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空）を併せて九卿となす。但し三代の制は多く後世の假托にして、直に史實と爲し難い。秦に至り始めて奉常（宗廟禮儀を掌る）・郎中令（宮殿の掖門の戶を掌る）・衞尉（宮門衞屯の兵を掌る）・太僕（輿馬を掌る）・廷尉（刑獄を掌る）・典客（諸侯及屬國を掌る）・宗正（皇親を掌る）・治粟內史（穀貨を掌る）・少府（山海池澤の稅を掌る）の九官を置く。漢之に因つたが、國初及景帝・武帝の時、若干其名稱を改めて、太常・光祿勳・衞尉（或は中大夫令）・太僕・廷尉（或は大理）・大鴻臚

キューセイジュツ 九星術 →九星（キュウセイ）

ギューセン 牛川 山西省右玉縣北邊の牆外、卽ち大體今の綏遠省南部、歸綏縣の東、涼城縣境に近い地點の舊名。一に牛都と稱せらる。東晉太元十一年（三八六）、北魏の祖拓跋珪初めて代王卽位の宣言を發し、又義熙十三年（四一七）、北魏の長孫嵩漠北に柔然を討つての歸途、其追擊に遭つて圍まれた地として著る（讀史方輿紀要四四）。（星）

ギューセンカク 牛仙客（六七四—七四二） 唐玄宗朝の政治家。經州鶉觚の人。初め縣の小吏となつたが開元の初め河西節度使蕭嵩に認められて軍政を委ねらる。尋で蕭嵩入朝して政事を取るや其後を襲ひ代つて河西節度使に拜さる。時に仙客精勤して用度を省き倉庫に鉅萬の餘財を蓄へ更に器械を整備して非常に備へた。之より玄宗の認むる所となり工部尚書同中書門下三品を授り門下省の事を知し、更に累進して太僕卿、殿中監軍使を經て開元二十四年には朔方行軍大總管を授かる。二十五年知政の功を認められ特に豳國公に封ぜらる。天寶元年、左相尚書に拜されたが同年七月卒。年六十八。尚書左丞を贈らる（舊唐書一〇三・唐書一三三）。（吉村）

キューゼンカクデン 虯髯客傳 唐代の小說。張說（六六七—七三〇）の撰。唐の名將李靖の逸事を述べたもので、所謂劍俠類の中に數へられてゐる。隋の煬帝が江都に幸せる時、權臣の司空楊素が命ぜられて西京を留守したが、或日李靖が布衣を以て彼に謁し、奇策を獻じ大に國事を談じ、其策が彼の容れる所となつた。時に紅拂を持てる姓張なる一妓女あり、靖の大人物なるを知り、夜竊に彼の寓に投じ、「妾侍楊司空久、閱天下之人多矣、無如公者、絲蘿非獨生、願托喬木、故來奔耳」と言つて共に太原に歸ることゝなつた。途中靈石の旅舍に次し、赤髯虯の如き一異人に逢ひ、紅拂の妓女と同じく張姓なるを以て兄妹の約を結び、靖と談じて大に喜び、彼を眞の丈夫なりといひ、亦彼が太原に異人ありやと尋ねた處、靖は李世民（唐太宗）なる者歲二十であるが此こそ眞人であると答へやがて太原に至り、其虯髯客は靖によつて世民に謁し、退いて眞の天子なりと感嘆した。靖は虯髯客と再會を約して別れ、長安に至り紅拂妓と共に住み、のち彼を尋ねた處、彼は非常な財產家で、其財資を盡く靖に與へ、「自分はもと此世界に事をなさんとしてゐたが、今既に世民の如き主があるから最早用がない。太原の李氏は眞の英主なれば、三五年の中に太平を致すであらう。李郎は特出の才を以て淸平の主を輔け、心を謁し力を盡せば必ず人臣を極めよう。此後十年、東南數千里の外に異事あらば、妹（紅拂妓）と共に酒を東南に灑いで賀して吳れ」と言つて妻及一奴を從へ馬に乘つて去つた。貞觀十年李靖が左僕射平章事たりし時、適〻南蠻人が海船千艘、甲兵十萬、扶餘國に入り其主を殺して自立したと奏するや、靖は虯髯客の成功を知り、張氏と共に酒を東南に灑いで相賀した。以上が本篇の內容で、「或曰、衞公之兵法、半乃虯髯所傳也」を以て終つてゐるが、勿論扶餘國云々の如きは歷史的事實とは全然一致しない。明の六十種曲中の「紅拂記」は本篇を粉本とせるもの、尙、本篇は龍威秘書・藝苑捃華・唐人說薈の中に收められてゐる。（參）鹽谷溫「支那文學概論講話」。（鈴木俊）

ギューソージュ 牛僧孺（七七九—八四七） 唐の宰相。字は思黯。隋の僕射奇章公の後。牛李の黨爭の代表者。進士に第し、憲宗元和三年（八〇八）賢良方正の科に及第、李宗閔・皇甫湜と共に第一に擢でられた。然るに僧孺と宗閔とは同門生で、其對策に於て當時の失政を條指して憚る所がなかつたので、深く宰相李吉甫の怒を買ひ、此が爲楊於陵・鄭敬・韋貫之・李益等の試驗官は貶せられ、僧孺は伊闕尉に調せられたが、宗閔は久く調せられず、尋で吉甫の子德裕も僧孺・宗閔を恨むこと甚しく、此が所謂牛李の黨爭となつて唐室に著しい害毒を與へる結果となつた。蓋し斯る朋黨の基く所は當時の文官任用試驗たる選擧の際の試驗官と及第者との關係にあつて、試驗の及第者を實際に官に任ずるに當り、時の宰相及試驗官が其間に處して多少の手加減を施したので、自らそこに黨派の關係を生じ、一黨が勢力を得れば反對黨を悉く朝廷より排斥し、斯て德裕及僧孺が交互に宰相に任ぜられるや、其度に部下を交迭し、兩者の劇烈なる黨爭は、更に其間に宦官が之を佐けて漁夫の利を占めて一層紛亂を極めたのであつた。牛僧孺は伊闕尉に調せられてから河南に改められ、監察御史に遷、殿中に轉じて禮部員外郎を歷、元和中考功員外郎集賢殿學士となり、穆宗の長慶二年（八二二）正月戶部侍郎を拜、翌年三月本官を以て同平章事に任ぜられ初めて宰相となつた。處が此より先、穆宗立つと共に李德裕は翰林學士となり、父吉甫のことによつて恨を抱き、奏して李宗閔を朝廷より逐ひ劍州刺史に貶したが、舊唐書一七六李宗閔傳に「因是列爲朋黨、皆挾邪取權、兩相傾軋、自是紛紜排陷、垂四十年」、新唐書一七四同傳に「因是嫌忌顯結、樹黨相磨軋、凡四十年、搢紳之禍、不能解」とある如く、此より僧孺と宗閔との結合は益〻固くなつて德裕に當り、今や僧孺が宰相となるに及んで德裕は出されて浙西觀察使となつた。敬宗に至り僧孺も罷められて武昌節度使となり、裴度が宰相となつたが、太和元年（八二七）文宗卽位と共に德裕は召されて兵部侍郎となり、更に裴度の薦めにより宰相たらんとした

ジュウサイ(ヲ) 十齋

雜名 毎月十日の間、齋戒を持するの意。又十齋日と稱す。十日とは一日、八日、十四日、十五日、十八日、二十三日、二十四日、二十八日、二十九日、三十日なり。是れ六齋日に一日十八日二十四日二十八日を加へたるもの。地藏菩薩本願經卷上如來讚歎品に「若し未來世の衆生、月の一日八日十四日十五日十八日二十三二十四二十八二十九日乃至三十日に於て、是の諸の日等に諸罪を結集し其の輕重を定む。南閻浮提の衆生は、擧止動念是れ業ならざるはなく、是れ罪ならざるはなし。何に況んや情を恣にして殺害竊盜邪淫妄語し、百千の罪狀あり。能く是の十齋日に於て、佛菩薩諸賢聖の像前に對して是の經を讀むこと一徧せば、東西南北百由旬の內に諸の災難なく、當に此の居家の若しは長若しは幼は、現在未來の百千歲中永く惡趣を離るべし。能く十齋日に於て毎に轉ずること一徧せば、現世に此の居家をして諸の橫病なく、衣食豐溢ならしめん」と云へる是れなり。支那に於ては既に唐末頃より其の法行はれたりしが如く、釋門正統第四に「又世間の節令に其の中、十齋日なる者あり。本と十齋經と云ひ、一に寶積經と云ふ。毎月に齋日あり、謂はく一八十四十五十八二十三二十四二十八二十九三十なり。各佛菩薩の號を持して福を乞ひ罪を滅せしむ。國の律令に准ずるに、諸州府に十直日に遇へば刑殺を行ふことを得ざるは、亦三長月の忌む所の若きのみ」と云ひ、佛祖統紀第二十三にも亦同一の記事あり。我が國に於ても藤原時代以後此の種の信仰が行はれたることは、本朝文粹第十三所載天元五年七月十三日慶滋保胤の撰に係る齋然上人入唐時爲母修善願文に「十齋の佛菩薩、及び彌勒文殊梵天帝釋の像一幀を圖し奉る」と云ひ、榮華物語第十五にも「又十齋のほとけ、等身につくらせ給ふ」と云ふに依りて知るを得べし。十齋の佛菩薩とは、地藏菩薩發心因緣十王經に「善福の衆生は十齋日に於て十戒を受持し、當苦の悲を存ず、一日には至心に進みて定光佛を念じ、八日には至心に進みて藥師瑠璃光如來を念じ、十四日には至心に進みて賢劫千佛を念じ、十五日には至心に進みて阿彌陀佛を念じ、十八日には至心に進みて地藏菩薩を念じ、旦より食に至るまで供養稱名せば必定して四惡道の苦を受けず。二十三日には至心に進みて勢至菩薩を念じ、二十四日には至心に進みて觀世音菩薩を念じ、二十八日には至心に進みて毘盧遮那如來を念じ、二十九日には至心に進みて藥王菩薩を念じ、三十日には至心に進みて釋迦牟尼佛を念ず。是の如く十齋を修習し、一年能く十戒を持し、能く十齋を念ぜば、能く疫病五病鬼使を除き、壽百年を得、福百秋を得、命終の後は諸佛の國に生ぜん」と云ふを指すなり。然るに燉煌出土の地藏菩薩十齋日に出す所は之と稍異あり、卽ち彼の文に「一日には童子下る。定光如來を念ぜば刀鎗地獄に墜れず、齋を持すれば罪を除くこと四十劫なり。八日には太子下る。藥師瑠璃光佛を念ぜば糞屎地獄に墜れず、齋を持すれば罪を除くこと三十劫なり。十四日には察命下る。賢劫千佛を念ぜば鑊湯地獄に墜れず、齋を持すれば罪を除くこと一千劫なり。十五日には五道大將軍下る。阿彌陀佛を念ぜば寒氷地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと二百劫なり。十八日には閻羅王下る。觀世音菩薩を念ぜば劍樹地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと九十劫なり。二十三日には大將軍下る。盧舍那佛を念ぜば餓鬼地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと一千劫なり。二十四日には太山府君下る。地藏菩薩を念ぜば斬斫地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと一千劫なり。二十八日には帝釋下る。阿彌陀佛を念ぜば鐵鋸地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと九十劫なり。二十九日には四天王下る。藥師上菩薩(藥王藥上か)を念ぜば磑磨地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと七千劫なり。三十日には梵天王下る。釋迦牟尼佛を念ぜば灰河地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと八千劫なり」と云へる是れなり。燉煌出土大乘四齋日にも亦之と略ぼ同說を出せり。但し近時行はるゝ十齋の本尊は、十四日の賢劫千佛を普賢菩薩に、十八日の地藏菩薩を觀世音菩薩に、二十四日の觀世音菩薩を地藏菩薩となせり。又大明三藏法數第四十二、敎乘法數第三十一、松屋筆記第一等に出づ。

シュウサク 宗賾

人名 支那襄陽(湖北省襄陽府襄陽縣)の人。或は洛州永年(直隸省廣平府永年縣)の人とも云ふ。姓は孫氏、慈覺と號す。幼にして父を喪ひ、母に鞠養せらる。志節高邁、夙に儒業を修め、博く世典に通ず。元豐淸滿其の群に卓出せるを見て佛を奉ぜしむ。二十九歲眞州長蘆寺圓通法秀に就いて落髮受具し、尋いで廣照應夫に見えて禪旨を參叩す。一日堦を蹴み、忽然として省悟する所あり。投機の頌に曰はく、擧足上三甄塼、分明這箇法、黃楊木畔笑呵々、萬里靑天一輪月と。夫乃ち之を印可す。元祐中、長蘆寺に住するや、母を方丈の東室に迎へ、勸めて剪髮して專ら阿彌陀佛を持念せしむ。居ること七年にして母逝く。自ら謂へらく報親の心盡くせりと。乃ち勸孝文百二十篇を製して世出世の孝道を述ぶ。

ダイゾウ キャクヤク 大藏却鑰 三卷。眞言宗道契撰。大藏經中より佛弟子及び高僧の言行を摭錄せしもの。陳如投始より傳大輪藏に至る二百十餘題あり。各引文毎に卷數を註し考驗に便ぜり。勅賜海雲山黃泉等の序あり。文政十一年三月刊行す。

ダイゾウ キョウ 大藏經 支那に傳譯せられたる經・律・論等を集成せるもの。略して藏經と稱し、又一切經とも云ふ。灌頂の天台智者大師別傳に銑法師の語を引き「造寺三十六所、大藏經十五藏」とし、法苑珠林卷三十三、慧震の感應緣に「先造二藏經一請レ僧常轉」とあり。開成年間に入唐せる圓仁の記には五臺山の經藏閣にて紺碧紙金銀字の大藏經六千餘卷を見たることを敍せり。而して一切經の稱に代りて廣く使用せらるゝに至りしは北宋の初運に際し版本の經本現れし以後のこととす。又宋元代には經閣に華嚴・寶積・般若・涅槃の四大部のみを安置することありて之を小藏とも稱したり。もと經・律・論は之を合せて三藏と稱せしが天台宗の判教にては之を小乘教のこととし、一方に於ては印・支兩土に於ける高德の撰述も亦經論に附帶して經閣に安置せらるゝに至りしより遂に大藏經の名稱を附したり。【編成】經論の翻譯は多く歷朝の外護に依りて行はれしが兵亂の爲め散逸せることなきに非ず。道安・僧祐の如きは目錄を編して譯人・品類を詮次し、梁の天監十四年には僧紹に詔して華林佛殿に藏せらるゝ經本の目錄を作らしむ。隋代には開皇十四年の衆經目錄、仁壽二年の衆經目錄、大業年間の內道場經目錄の如き何れも勅撰に成り、また開皇十七年には翻經學士費長房の歷代三寶紀の作ありてその分類法には得失なきに非ざるも經本の存缺を明示するに努めたる點は揆を一にせり。開皇の衆經目錄は經・律・論・抄集・傳記・著述の六科に分ち、前三科は更に大乘・小乘に、後三科は西域賢聖・此方諸德に細別せり。仁壽の衆經目錄も亦單本・重翻の經律論以外に賢聖集傳の一科を置き西土撰述の三十一部百六十四卷を之に收めたり。後の經錄は概ね範を之に取れるものにして大唐內典錄・大周刊定衆經目錄・開元釋教錄の如き各〻入藏錄の科を設け大小乘の三藏並に雜藏とも云ふべき賢聖集傳を附隨せり。就中、開元釋教錄は大藏經編成の基礎となりしものなれば其入藏錄の概略を摘錄すべし。卽ち大小乘の經・律・論及び賢聖集傳を合せて千七十六部五千四十八卷とし、これを四百八十帙に分つ。而して之が細別は別表の如し。

開元錄分類	部	卷	帙	帙號
○大乘經	五一五	二一七三	二〇三	天—維
般若部	二一	七三六		
寶積部	三四	一六九		
大集部	二四	一四一		
華嚴部	二六	一八八		
涅槃部	六	五八		
重譯經	二七三	五八八		
單譯經	一三〇	二九三		
○大乘律	二六	五四	五	賢—聖
○大乘論	九七	五一八	五〇	德—深
釋經論	二一	一五五		
集義論	七六	三六三		
○小乘經	二四〇	六一八	四八	履—優
阿含部	一五三	四〇四		
單譯經	八七	二一四		
○小乘律	五四	四四六	四五	登—比
○小乘論	三六	六九八	七二	兒—據
○賢聖集傳	一〇八	五四一	五七	溪—英
西土撰述	六八	一七三		
此土撰述	四〇	三六八		
合計	一〇七六	五〇四八	四八〇	天—英

開元錄成るの後尙ほ善無畏・金剛智・不空等の傳譯せる經典少からずと雖、多くは是れ眞言祕密に關するものにして宋元代の譯經亦廣く依用せらるゝものなかりしかば大藏經の主要部分は開元錄所載の五千四十八卷に在りと稱するも過言に非ざるなり。明代に至りて寂曉出て大明釋教彙門標目を著して開元錄の不備を改め、天台五時の教判に基づきて諸經論已下を華嚴・阿含・方等・般若・法華・涅槃・陀羅尼・聖賢著述の八門に分ちしが、智旭は更に閱藏知津を著して新舊の分類法を折衷せり。明治十四年我國にて印行せる縮刷藏經は大略この智旭の說に從ひて編次せるものにして之を分類すること圖に示すが如く、支那撰述は更に經疏部・論疏部・懺悔部・諸宗部・傳記部・纂集部・護教部・目錄部・音義部・序讚詩歌部の十門に分ち、日本撰述は諸宗部を收めたり。開元錄に收めたる支那撰述は懺悔・傳記・纂集・護教・目錄・音義の類に過ぎざりしが經論疏・諸宗部の如きは宋代已降漸次に増加せられしものなりとす。【雕造】大藏經の開版に關しては古來之を記述せるもの稀にして萬曆版の刻藏緣起には宋元の間官私刻する所二十餘幅ありと云へど果して信用すべきや疑はざるを得ず。仍りて支那・契丹・高麗・日本の四箇國に亙りて史實の稍詳かなるものを記述すべし。(イ)蜀本。北宋の開寶五年張從信に命じ蜀の成都に於て大藏經五千四十八卷を刻せしむ。十二年を經て大平興國八年其功を終ふ。總じて十三萬版ありしと云ふ。蓋し蜀の地は刻書の術早くより行はれ、唐末・五代には各種の典籍刊行せられたりと云へば大藏經亦此地に於て刻成せられしなるべ

縮藏分類	部	卷	册	帙
華嚴部	二八	二三三	一二	天
方等部	三六五	一二三八	五三	地—宙
般若部	二九	七四七	三九	洪—月
法華部	一四	五七	四	盈
涅槃部	一六	一三一	六	盈
小乘經	三三三	七七九	三〇	昃—宿
大乘律	三〇	四九	二	列
小乘律	七一	四九六	二八	列—寒
宗經論	九三	四〇四	一七	來—暑
釋經論	二六	一八三	一〇	暑—往
諸論釋	一一	七七	四	往
小乘論	四六	七三二	三六	秋—藏
印度撰述	六三	一六七	六	藏
祕密部	五七八	九四一	三一	閏—成
支那撰述	二三二	三三八三	一三一	歲—霜
日本撰述	三一	六六	五	霜
合計	一九四五	八五六三	四一九	天—霜

し。高麗國の王使韓彦恭並に我國の商然の如き何れも之を携へて本國に歸れり。鵜飼徹定の古經題跋には"華嚴經の零本を京都大德寺に於て見たりと云ひ、南禪寺には現に佛本行集經卷十九(令字號)を藏せり。卷尾に「大宋開寶七年甲戌歲奉勅雕造」とし、別に一區劃を設けて熙寧四年八月大藏經板を顯聖寺聰壽禪院に賜ひ印造せしめしことを記せり。高麗國新雕大藏校正別錄にはこの蜀本のことを載せたり。(ロ)福州東禪寺本。北宋の元豐三年福州東禪寺等覺院の住持傳法慧空大師沖眞自ら都勸首となりて財を募り詳勘經・詳對經・都勾當等の職を置きて校刻の業を始め、崇寧三年即ち二十餘年を經て天字より勿字まで五百六十四函を刻す。後、三十餘年を經て字劃の漫滅せるもの少からざりしかば住持解空大師慧明これを修補す。時に紹興二十六年なり。乾道八年には勅を奉じて首楞嚴經義海三函を追刻し、淳熙三年には若訥、天台部章疏を加へて五百九十五函六千四百三十四卷を成せり。(ハ)福州開元寺本。政和五年より紹興廿年に至る三十六年に亙り天字より勿字まで五百六十四函を刻す。初は本悟・本明・行崇・淨慧大師法超・曦沖等之に從事し、後は慧海大師曦沖・慧通大師了一等專ら力を盡す。乾道八年に至り紹玉禪宗部を追雕して天字より寔字に至る五百六十七函六千百十七卷を成せり。この東禪・開元の二本は兩者混じて一藏を成すの例多く、宮內省圖書寮・京都知恩院等にはその完本を藏し、金澤文庫・京都三聖寺に藏せしものは散佚せり。(ニ)湖州本。南宋の紹興二年の頃湖州歸安縣松亭鄉思溪に住せる前密州觀察使王永從の一族發願して開雕せるものにして雕經作頭・印經作頭・掌經沙門・對經沙門・幹雕經沙門等の役を置き、湖州覺悟教院宗鑑の都對證、平江府大慈院淨梵・圓覺禪院懷深の勸緣に依りて天字より合字まで五百四十八函五千九百十八卷を雕造す。而して英字より合字に至る六十九函は宋本續入なりとす。經局は之を法寶資福寺に設けたりと傳へらる。或は嘉熙三年・淳祐十年の雕造とする說あるも是れ補刻の年號を見て推定せるものならん。縮刷藏經の對校に用ひたる宋本とはこの湖州本を指せるものにして東京增上寺・川越喜多院及び常陸鹿島神社に之を藏せられ、後者は近世散佚せり。鵜飼徹定の大藏構本考には「本邦諸山所藏福州版最多、其字樣刀法比於湖州版一較爲劣」と云へり。已上の四本は何れも宋版なり。(ホ)杭州本。元の世祖至元十五年の頃より杭州餘杭縣南山普寧寺に經局を置き、住持道安・如一等專ら幹緣に努め天字より感字に至る五百五十八函を刻す。即ち是れ宋版湖州本の全部に宗鏡錄一百卷を加へたるものなり。大德三年刊行の大普寧寺大藏經目錄に依れば武より遵に至る二十八函は祕密經にして別に目錄ありと云ひ、更に約字函(六卷)を加へたれば前後通じて五百八十七函ありしもの、如し。世祖は三十六藏を印して外方の歸化せる者に分賜し、高麗國王の王璋は皇慶元年五十藏を印して四方の梵刹に施入したりと云ふ。東京增上寺・淺草寺に藏する元本の藏經はこの杭州本にして縮刷藏經の對校に使用せらる。(ヘ)磧砂本。元の大德五年の頃より平江路磧砂延聖寺に經局を置きて大藏經の雕造を始め、同十年僧錄管主八更にこれが續雕に力を盡し、幹辦印經僧可海・昌吉祥、檢校海雲・義珦・克已等をして雕造の業に從事せしむ。全藏を刻せしや否や詳ならざるも大毘婆沙論の卷尾には至大三年六月日住山志明の跋語を置けり。(ト)南藏本。明の永樂十八年南北の二京に勅して大藏經版二副を造らしむ。洪武五年居敬・一如等の名德を蔣山寺に集め藏經を點校せしめしが是れ蓋し刻藏の準備たりしならん。天字より塞字に至る六百三十六函六千三百三十一卷を刻す。而して刻成の年を詳かにせず。萬歷年間に至るまで其版南京に傳へられ、金陵梵刹志卷四十九に其目錄を收めたり。(チ)北藏本。永樂十八年二京に勅して刻せしめたる大藏經二副の隨一にして正統五年十一月の御製序を冠し、「六百三十六函、通六千三百六十一卷、咸準二刊印、式遂二流布」と云へり。南藏は從來の六行十七字を墨守せしもこの北藏は每葉五行十五字とせり。永樂八年三月の御製藏經讚並に同九年の御製藏經跋尾を附せり。この南藏・北藏の兩本は宋元入藏諸大小乘經及び宋元入藏諸論の科を設けて各、經若くは論の次に之を置けり。(リ)萬歷本。密藏道開・幻余法本等、これを企て憨山德清・憒可達觀及び陸光祖・瞿汝稷の助力を得て萬歷十四年業を五臺山に起せしが、後故ありて之を徑山の楞嚴寺に移し、三四十年間を經て天字より史字に至る六百七十七函六千七百七十一卷を刻す。就中、鉅字已下の四十一函は大明續入にして萬歷十二年十一月の御製續入藏經序を冠せり。また北藏に缺けて南藏にのみ存する五部十六函をも追刻す。古來大藏經は摺帖本のみなりしが此時改めて方冊とせしかば閱讀に便なりとし、廣く世に行はる。世人の明藏と稱するは概ねこの萬歷本を指すものにして我國の黃檗本はこれを飜刻せるに過ぎず。萬歷本の後を承けて淸の康熙五年續藏九十三帙千八百三十三卷を刻し、次で又續藏四十七帙千二百四十六卷を出せり。(ヌ)龍藏本。淸の雍正十三年勅して大藏經七百三十五函七千八百三十八卷を刻せしめ、乾隆二年に至りて雕造の功成る。新に續入せるもの五十四部千百二十七卷あり。京都本派本願寺に一部を藏す。又淸朝の末年上海にて刊行せる頻伽精舍本あり。

日本の校訂縮刷本に依れるものなり。(ル)契丹本。契丹の興宗勅して大藏經を刻せしめ、道宗の清寧年中に至りて五百七十九函を雕造し訖る。鷹苑・蘊寂等專ら校勘の業に從ふ。是れ大宋官版蜀本の雕造成りてより約七十年の後なりとす。高麗國にては文宗の十七年卽ち契丹の清寧九年以降數ゝこの契丹本を輸入せること高麗史並に遂史等に見えたり。(オ)高麗初刻本。高麗の顯宗二年卽ち蜀本刻成の後約三十年崔士成に勅して大藏經雕造の業を起し、文宗の朝に至りて功成る。天字より霜字に至る五百七十函五千九百二十四卷より成り主として蜀本に依りしが如し。蓋し是れ丹兵懲伏の發願に出でたるものにして後これを符仁寺に藏めたり。然るに經板成るの後幾何もなくして文宗六年蒙兵の亂に燒失す。京都南禪寺にその零本を傳ふ。(ワ)高麗再雕本。高宗の二十三年相國李奎報等に命じて再び大藏經雕造の業を起さしめ、三十八年に至りて天字より洞字まで六百三十九函六千五百五十七卷を刻成す。宋本(蜀本)・國前本(初雕)・契丹本の三種に依りて校刻せるものにして守其の撰せる校正別錄には三本の具缺等を記述せり。王都松嶽(開城)の西門外に大藏經板堂を置きて經板を貯へしが、後これを江華島に移し、今尙ほ伽耶山海印寺に傳はれり。古來の各本中にて誤脫の少きこと此再雕本に如くはなく、京都建仁寺・相國寺・常陸清音寺・讃岐法然寺・安藝嚴島神社・對島木板神社等にこれを藏し、何れも世に重ぜられしが近世に至り次第に散佚せり。東京增上寺に藏せらるゝものは天順二年印成五十部の一にして建仁寺等に傳へられたるものに劣ると雖全部殆ど完備せるより同寺の宋・元二藏と共に國寶に指定せらる。高野山にも亦石田三成の寄附せるもの一部を藏す。(カ)寬永寺本。寬永十四年三月大僧正天海發願して東叡山寬永寺に經局を設け、活字を以て天字より最字まで六百六十五函六千三百二十三卷を印行す。一に倭藏と稱せらる。前後十二年を經て慶安元年三月に至り功漸く成る。印成する所の部數多からざりしより廣く行はれず。天和三年刊行の明藏目錄には倭藏の函號を註し、經本の出沒異同を揭げたるに關らず、後の大藏經校刻者鐵眼禪師をして進新刻大藏經表に「計ニ此藏版一、支那有ニ二十餘副一、獨本邦未レ備、非ニ國家之闕典一歟」と云はしむるに至れり。京都本國寺・本派本願寺・青蓮院・東京淨禪寺・川越喜多院・紀伊靈嶽院等に其完本を藏せり。尙ほ因に一言すべきは元亨釋書に「大日本國延文庚子六月有ニ旨入ニ毘盧大藏一(中略)與ニ大藏經印板一共、一部計三十卷、時貞治三年甲辰正月日謹題」とし、國大曆康永四年三月の條に一切經を刻せし功に依りて敍任せられし人のを見えたれば南北朝の頃既に大藏經の刊行ありしことを論ずる者あること是れなり。然るに元亨釋書の題語は漢土に於ける風儀に模せるなるべく、國大曆の記事亦單大部の經を刻せる事實に就て云ふものなるべし。又應安七年より明德四年に亙り嵯峨天龍寺に於て華嚴經合論百二十卷を刊行し雕造大藏經板云々の語を題せるが如き、又上記の理由に依りて大藏經雕造の例とすべからず。(ヨ)黃檗本。寬文九年より天和元年に至る十三年に亙り鐵眼道光禪師の刻する所にして一に鐵眼版の稱あり。初、業を黃檗山萬福寺に起し、隱元禪師に請うて別に寶藏院を創し、京都に印房を置き木版工を募りて事に從はしむ。偶ゝ饑饉に遇うて淨財を散じ、更に募緣を行うて之を大成す。萬歷方册本の全部を飜刻せるものにして後これに鐵眼禪師語錄・寶洲禪師語錄の二部を加へ、全部二百七十六帙二千百五册とせり。その大藏經を普及せる效は偉大なりと雖內容に至りては高麗本に劣れること甚しきより學者は之を遺憾なりとし、忍徵・順慧の如きは建仁寺の高麗本に就て之が對校を試みたりと云ふ。(タ)校訂縮刷本。明治十三年四月島田蕃根・福田行誡等主唱者となりて東京に弘教書院を設け宋・元・明・麗の四藏を對校して刊行せるものにして全部五號活字を用ひたり。舊法を改め閱藏知津に依りて編次し、高麗本を本文として宋・元・明三本の異同を冠註し、新に日本撰述に係る各宗の典籍を附載せり。天より霜に至る四十帙四百十九册とし、明治十八年七月業を終れり。誤植なきに非ざれども現今に於ける無比の精本と稱すべきものなり。(レ)卍字本。明治三十五年より同三十八年に亙り京都藏經書院に於て印行せるものにして全部四號活字を用ひ訓點を附せり。三十六套三百四十七册より成る。忍徵校訂の黃檗本を底本とせるものなれば編次は萬歷本に依り本文は高麗本に依れり。而して萬歷本に比するに華嚴懸談會玄記已下の大明續入を缺けり。(ソ)大日本續藏經。明治三十八年京都藏經書院にて上記大藏經刊行の後を承けてその未だ收めざりし經論を始めとし、廣く支那撰述の佛教典籍全部を叢刊せんと企て大正元年十一月に至り百五十套七百五十册を印行す。收むる所千七百五十餘部七千百四十餘卷に及べり。支那に在りて旣に萬歷已來續藏・又續藏の刊行ありしこと上記の如く、我國にても鳳潭の如きは扶桑藏外現存目錄の作ありて藏外に重要の典籍あるとを示し、諸宗の學匠にして續藏經の出現を希望する者少からざりき。乃ち藏經書院の刻藏成るに際し、前田慧雲、島田蕃根と謀りて此事を藏經書院に勸め、その容るゝ所となるや中野達慧をして之が編輯に當らしめ自ら此事業を監督せり然るに故ありて事業を中止し、豫定の一部たる寺志・

雑著乃至音義・法数・目録の九科を刊行するに至らざりしは惜むべきなり。又蔵経書院にては上記の支那撰述を続蔵経第一輯とし、日本撰述の第二輯をも刊行せんことを企てしも後これを中止せしため、東京にて大日本仏教全書及び日本大蔵経の二種を刊行するに至れり。已上述ぶる所は漢訳の大蔵経なるがその根本たる経・律・論の三蔵はサンスクリット及びパーリの両語に起原を求むべく、西域地方には曾てその幾分を都貨邏・畏兀兒・西夏等の語に訳せることありき。而して漢訳の大蔵経と比肩するに足るべきは西蔵語にて記述せられたる甘珠爾（正蔵）丹珠爾（続蔵）の二大部にしてその大半はサンスクリット語より訳し、餘は漢訳より重翻せるものなり。開板は西蔵國のデリゲ及びタシロンプに於て行はれたる二種の外にブータン版・北京版あり。北京版は康熙二十三年に甘珠爾を、雍正二年に丹珠爾を完成す。この西蔵語より訳せるものに蒙古語及び満洲語の大蔵経あり。前者は元の世祖忽必烈の帝師たりし發合思八が蒙古字を製せしより始り西蔵サキャ派の碩學チョキオーゼル已下の學匠三十人これに従事し、西暦一三一〇年の頃に至りて大成す。後、青海の塔爾寺にて刊行す。後者は雍正・乾隆の頃西蔵語並に蒙古語より重訳せるものにして、後幾何もなくして満洲語の使用次第に頽れしかば経本亦廣く行はるゝに至らず。此西蔵・蒙古・満洲の大蔵経は悉く貝葉形に斷ちたる紙片に印行せるものなり。〔一切經參照〕

トウクウ　等空　眞言宗の僧。丹後松尾寺の學僧。字は寛秀、後に本瑞に改め、淨菩提心庵と號す。俗姓は市場、丹後加佐郡の人なり。七歳同國松尾寺の寛龍に隨つて剃度し、十六歳高野山に登り功德聚院の南瑞、眞別處圓通寺の密門等に侍して宗餘乘を學習し、安永八年松尾寺を領す。天明八年寺を他に譲りて若狭普門山中の淨智提心庵に隱る。時に年五十四。後、有部律の興隆に努め、遂に松尾寺を以て高野山の圓通寺並に安藝の福王寺に併せて有部律の三戒壇となす。阿波・出雲・丹後の國守等競うて其德に歸し、各〻城中に請じて道を聞き戒を受く。後、また請に應じて比叡山に止觀を、青蓮院に天台の三大部を講じ、又安井門跡に於て事相を講傳し且つ因明並に華嚴を講ず。文化十三年江戸に至り本所彌勒寺に於て大日經を講じ、續いて唯識を講ぜんと欲し、早曉机に倚り草案を綴りしまゝ終に示寂す。壽七十二。葛城の慈雲と道交深く、雲の松尾寺に空を訪ひ禪座に相伴ふこと屢〻なりき。學徒等此兩哲を指して佛天の日月と云ひ、又顯家の雲公、密家の空公と並稱せり又曾て本居宣長も空を訪うて梵字悉曇を學び、韻鏡五音を研きたることありと云ふ。著作に大日經疏校正二十卷・二教論裨索四卷・理趣經簡要三卷・卽身義支門・發心不退章・悉曇推輪各二卷・眞言門遮表義・作持門詞句要集各一卷あり。（等空尊者略傳）

トウクウ　洞空　慈泉を見よ。

ドウクウ　道空　㊀性仙を見よ。㊁淨土宗西山派。六齋念佛の開祖。陸奥伊達氏の族なり。幼時入洛し、烏丸常行院に於て聖一國師より天台並に禪戒を學び、後、鵜木の觀智に師事して淨教を承け、山城安養ヶ谷の東善寺に住して其發を興し、且つ烏丸の常行院を兼帶す。曾て鉦鼓の功德を以て衆生濟度の緣となさんと欲し、六齋念佛を創唱して之を弟子空察に授く。文永二年龜山天皇六齋念佛の勅額を賜ひ、東善寺を以て勅願所に定めらる。正和四年六月二十五日寂す、壽八十餘。文保年中花園天皇法如の號を追諡せらる。門下に空察の外、阿道・是明・定觀・了智・戒智・圓戒あり。（六齋念佛緣起・淨土總系譜卷下）㊂曹洞宗。近江洞壽院の僧。字は眞巖、牧溪と號す、河内の人なり。幼時出家して專ら密教を學ぶ。性喧噪を厭ひ、近江菅並の山村に退隱す。應永年中如仲禪師この地に洞壽院を粗し、空と一谿を隔てゝ住するや、一日仲を訪うて宗要を叩き、遂に敬服して其門に入る。後、印可を授かり洞壽院の法席を嗣ぐ。晩年寺を川僧に譲りて養浩庵に退き、寶德元年八月十五日寂す、壽七十六。（日本洞上聯燈錄卷五）

ドウグ　カイ　道共戒　三種戒の一。無漏律儀・道生律儀とも云ふ。聖者が未至・中間・四根本の色界六地に依りて無漏定を起すとき無表色（戒體）起りて惡の身三・語四の七支を防ぐ功能あるを云ふ。七支頓得にして隨心轉なること定共戒に於けるが如し。此戒は斯く無漏道と同時に起るが故に道共戒と稱するなり。又未至定に依り九無間道の無漏律儀は特に斷律儀と稱せらる。是れ能く永く欲界の惡戒及び其能起の惑を斷ずるが故なり。近くは俱舍論卷十四等に出づ。

かしらまき 頭巻【名】㊀次條の略。㊁(建)はちまき(鉢巻)に同じ。

かしらまきくぎ 頭巻釘【名】頭の渦形(ウヅガン)に曲れる釘。上等なる物を打附くるに用ふ。かしらまき。

かしらもじ 頭文字【名】㊀文章又は字句の初めにある文字。かしらじ。おやじ。㊁『英 Capital letter』西洋にて、文章の書始め又は固有名詞の綴り始めなどに用ふる大なる文字。かしらじ。はなもじ。

かしらもつひ 頭纈【名】錨をおろす時、後に揚げ易からしむるため、錨の爪の先に碇綱(イカリヅナ)をまとひ置くこと。「品。

かしらもの 頭物【名】上等の品物。一等

かしらやく 頭役【名】頭だつ役。をさ。はやく。長官。

かしらをどし 頭繊【名】鎧の繊毛の一種。五色の啄木(ケラ)にて綴り、胸の上を革にて包みたるもの。

かじり 呪詛【名】かじること、又その人。いのり。のろひ。〔古語〕起「呪詛、カジル」

かじりつき 齧附【名】かじりつくこと、又その人。

かじりつきしゆぎ 齧附主義【名】いかにもして現在の地位を保たんとする考。

かじりつく 齧附く【動四他】㊀くひつく。かみつく。㊁取附きて、離れじとす。㊂いかなる方法を以てしても、現在の位地を保たんとす。〔俚語〕

かじる 呪る【名】神に祈る。〔古語〕起「呪、カジリテ」

かじる 齧る【動四他】㊀固き物をかむ。㊁物事の僅なる部分を知る。「聞きかじる」

かしれう 貸料【名】かしつけれう(貸附料)に同じ。

かしろたけ かしろ竹【名】〔植〕苦竹(クマダケ)の一變種。籜(カハ)に斑紋なきもの。九州に産す。かはしろだけ。

かしろまいせい 家事衛生【名】家事に關する衛生。かしろだけ。

かす 滓【名】㊀おり。をどみ。㊁多くの中にて、最も劣れるもの。くづ。えりのこり。て殘れるもの。

かす 貸す【動四他】㊀戻すべき約束にて、我が物を暫く他に用ひさす。用(ヨウ)だつ。古今「たなばたにかしつる絲のうちはへて年のを長くこひやわたらん」㊁助く。助力す。「智慧をかす」

かす 假す【動四他】㊀猶豫す。「假すに時日を以てす」㊁ゆるす。寛假す。假借す。

かす 【動四他】㊀水にひたす。漬(ツ)く。〔古語〕堀太「秋刈りしむろのをしねを思ひでてけふそたなゐに種をかしける」㊁水にて洗ふ。とぐ。〔浙す〕「米をかす」

かす 痂す【動下二自】かさぶたが乾く。腫物の面乾く。

かす 嫁す【動佐變自】㊀よめ入りす。とつぐ。㊁他にゆづる。他に及ばしむ。ふりかふ。なする。「罪禍を人に嫁す」

かす 架す【動佐變他】かけわたす。

かす 加す【動佐變他】くはふ。增す。

かす 呵す【動佐變他】㊀しかる。叱責す。㊁氣息を强く吹掛く。「筆を呵す」

かす 糟・滓【接頭】數ふるに足らぬ。つまらぬ等の意。「かす公家」「かす野郎」〔俚語〕

かず 數・員【名】㊀數多の物の集りてある數量。數ふべきもの。㊁數多きこと。いろいろ。種種。夫木「わが國のかずのこほりのうちにしもおたぎの里のおほみやどころ」㊂選出して數へ立つる價値あること。源氏「高き人は、われを、何のかずにもおぼさじ」㊃數取に用ふる物。拾遺「苦むさば拾ひもかへんさざれ石の數をみなとる齡幾世ぞ」

かず 數が多くなる【句】物をこはしたる時などに、祝ひなほしていふ語。

かず 數限りなし【句】數非常に多し。無量なり。萬葉千五「食ひつぶす六十年の米つぶのかずかぎりなきあめつちの恩」

かず 數書く【句】『涅槃(ネハン)經に「是身無レ常、念念不レ住、…如レ書レ水、隨レ書隨合」とあるに本づく』水の上に物の數を書く。はかなき譬。萬葉「水の上にかずかくごとき我が命を妹にあはむとうけひつるかも」

かず 數知らず【句】數へつくされぬほど多し。數知れず。數を知らず。「語」

かず 數知る人【句】算數に明かなる人。〔古

かず 數知れず【句】「數知らず」に同じ。

かず 數取る【句】數取をなす。數に取る。壬二「ゆくたづの鳥羽田(トバ)の早苗里つづき千代の數取る御代の民かな」

かず 數無し【句】㊀久しく續くことなし。〔古語〕萬葉「世の中は數なきものか春花の散りのまがひに死ぬべき思へば」㊁數ふる詞なきほど多し。無數なり。數も無し。〔古語〕後撰「世をうみの泡と消えぬる身にしあれば恨むることぞ數なかりける」

かず 數ならず【句】取るに足らず。物の役にも立たず。物の數にあらず。玉葉「言の葉の露ばかりだにかけよかし草のゆかりの數ならずとも」

かず 數に取る【句】「數取る」に同じ。風雅「大淀の濱の眞砂を君が代の數にとれとや波も寄すらん」

かず 數の内【句】物の數の内。かぞへのうち。員内。〔員の内〕

かず 數の外【句】㊀物の數に入らぬこと、又その物。十訓「白璧の皇子、…かずの外にて、位に即きたまふべくもなかりけるに」㊁令制(リヤウセイ)の定員外。員外(ヰンガイ)。かずよりほか。〔員の外〕〔古語〕

かず 數も無し【句】「數無し」㊁に同じ。源氏「殿の人人、數もなう仕うまつらせたまへり」

かず 數をさす【句】數差(カズサシ)をなす。著聞「雜合せ、…兩方數をさす」

かず 數を知らず【句】「數知らず」に同じ。新千載「千歲ともかぎらぬ物を鶴の子のなほ鶴の子の數を知らねば」

かず 數を盡す【句】有る限り出す。數の限り、殘るところ無からしむ。源氏「いとどしき御祈のかずをつくして、せさせたまへれど」「大臣」に同じ。

かず 員の外の大臣(オトド)【句】ないだいじん(內員の外の大納言)に同じ。

かず 員の外の大納言【句】どんだいなごん(權大納言)に同じ。

かず 員(カズ)より外【句】定め置きたる數の外。かずのほか。蓉塵「かずよりほかの大納言」

かず 物の數にあらず【句】「數ならず」に同じ。蓉花「ものの數にもあらぬ里人さへ」

がす 瓦斯(英 Gas)【名】㊀氣體の總稱。「炭酸がす」「水素がす」㊁點火用の氣體。㊂せきたんがす(石炭瓦斯)の略。㊃海上の靄(モヤ)。瀛氣。海霧(ガム)。〔北海道の方言〕㊄がすいとおり(瓦斯絲織)の略。㊅がすとう(瓦斯燈)の略。

がす 【名】『かす(滓)の訛か』石炭坑にて、無用なりとして取除くる石炭。廢炭。

がす 駕す【動佐變他】㊀車馬などに乘る。㊁他を凌ぎて、その上に出づ。

がす 賀す【動佐變他】吉事の喜を述ぶ。いはふ。ことほぐ。祝す。

かずいと 數絲【名】疊床に用ふる絲。

がすいと 瓦斯絲【名】木綿絲を急に瓦斯の燄中を通過せしめて、その表面にある微細なる散毛、卽ち毳燒(ケバ)を施して、光澤を生ぜしめたる細絲。

がすいとおり 瓦斯絲織【名】瓦斯絲にて織りたる織物。がすおり。がす。

かすう 家數【名】一家を成せること。「尋常家數の及ぶ所にあらず」

かすう 假數【名】〔數〕『英 Mantissa』對數に於ける小數部分。「片田舍。邊鄙。

かすう 遐阪【名】遙かなる國はづれ。遠き

がすえき 瓦斯液(英 Gas liquor)【名】石炭瓦斯又はコオクス製造の際に生ずるアンモニヤ鹽類の溶解したるもの。

がすえんじん 瓦斯エンジン(英 Gas engine)【名】石炭瓦斯と空氣との混合物を汽筒中に爆發せしめて生ずる壓力を利用して、活塞を動かす裝置の機關。瓦斯發動機。瓦斯機關。

がすおり 瓦斯織【名】がすいとおり(瓦斯絲織)の略。

かすか 幽・微【貌】㊀ほのか。ほんのり。うっすり。㊁さびしきさま。あはれげ。

かすが 春日【名】㊀(地)肥後國飽詫(アキタ)郡にある町。郡役所を置く。㊁かすがじんじや(春日神社)の略。

ユーケン 邑犬　村里の犬。楚辭・九章・懷沙「邑犬之羣吠兮、吠所怪也」の注「言邑里之犬、羣而吠者、怪非常之人、而噪之也」

ユーケン 勇健　㊀武勇にして強健なること。勁健。後漢書・烏桓傳「有下勇健能理決鬪訟者、雅大人、無世業相繼」太平記・三五・尾張小河東池田「其の氣、勇健なる者なりければ」㊁無事壯健なること。書簡文などに用ふ。「愈御勇健奉賀候」

ユーケン 幽顯　幽世と顯世と。幽界と顯界と。幽明。記・序「所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身」

ユーケン 郵券　郵便切手の略。

ユーケン 雄健　たけくすこやかなること。雄大にして剛健なること。隋書・列女傳・劉昶女「取公卿子弟、膂力雄健者」

ユーケン 雄劍　古、支那にて干將・莫邪が鑄造せしといふ二口の劍の一。他を雌劍といふ。前者は吳王闔閭に獻ぜしといふ。又、主なる劍。正の劍。吳地記「干將鑄成二劍一進雄劍千吳王」杜甫の夜詩「獨立親雄劍、哀歌動短衣」曾我・四・眉間尺事「過ぎにし金は、雌劍、雄劍とて劍二つ作りしが、これ夫婦なり、雄劍ばかり參らせて、雌劍を隱す故に」平家・一・殿上闇討「雄劍を帶して公宴に列し」

ユーケン 雄賢　すぐれた賢者。陳書・蔡景歷傳「海內雄賢、牢籠斯備」

ユーケン 雄縣（シユウシエン）　支那河北省中部の縣。古く燕の易邑、漢の易縣、後周の雄州、明に雄縣とす。

ユーケン 獻憲　延曆寺の學僧。智證・德圓に學び、貞觀の初め勅により南北の諸宿大極殿に最勝王經を講じ師問者となる。寬平五年延曆寺に主たり。此年示寂、壽六十八。

ユーケン 軺軒　輕き車。隋書・高祖紀「珪璋入朝、軺軒出使」

ユーケン 融縣（ロンシエン）　支那廣西省北部の縣。柳江中流流域、明代始めて置きし縣。

ユーケン 優眷　厚き恩顧。元載の相國杜鴻漸碑「雖陳乞已屢、而優眷愈深」

ユーケン 優劍　すぐれてよき劍。利劍。唐粘嘶今國性爺・上「以上三ふりの優劍なくてはかなはじと」

ユーゲン 有限　數量に一定の限度あること。時間上・空間上・事物の連續または延長に、限りあること。

ユーゲン 幽玄　㊀幽かにして奥深きこと。幽遠にして玄妙なること。㊁老莊及び禪などの哲理の深遠なること。駱賓王集・代女道士王靈妃贈道士李榮「自言少小慕幽玄、只言容易得神仙」臨濟錄「道流寔情大難、佛法幽玄、解得可々地」㊂詩歌の道の深遠幽奥なること。轉じて、藝術そのものを言ふ。本朝續文粹・藤原敦光の柿本人麿畫讚竝序「方今爲重幽玄之古篇、聊傳後素之新樣」徒然草「詩歌にたくみに、絲竹に妙なるは幽玄の道」㊃歌論用語。歌の內容及び表現に於て靜寂・幽遠または優麗・妖艶などの情調が奥深く沈潛し暗示された狀態を指す語。㊄能樂論用語。能樂の各構成要素及び全般に亙って都雅若しくは優美なる氣分・情調の瀰漫せる狀態を言ふ語。

ユーゲン 幽嚴　奥深くおごそかなること。文選・顏延之の宋文皇帝元皇后哀策文序「皇塗昭列、神路幽嚴」

ユーゲン 游言　無根の浮說。ねなしごと。流言。文選・應璩の與從弟君苗君胄書「無惑游言、以增邑邑」

ユーゲン 莠言　あしき言葉。聞きぐるしき言葉。詩經・小雅・正月「好言自口、莠言自口」

ユーゲン 融源　高僧。肥前の人、號五智。高野山に密教を修め大傳法院に住し、應驗神異聲譽藉々たり。嘉應元年崇德上皇使を遣して徵せらるるも赴かず乃ち上皇御躬ら其廬に幸し給ふと。

ユーゲン 優言　やさしき言葉。顏氏家訓「賜以優言、問所好尚」

ユーゲンイカンソク 有限維管束　植形成層發達せず、一度發育完成の後は肥大することなき維管束。單子葉植物の莖に見らる。閉鎖維管束。

ユーゲンカイシャク 有權解釋　法令解釋の一。その解釋が官廳または人民を拘束するの效力を有するもの。裁判所の判決の類。有權力解釋。強制的解釋。無權解釋の對。

ユーゲンカケキンシューシンホケン 有限掛金終身保險　一定期間中掛金を掛けて、終身保險と同一の效果を生ずる保險。

ユーゲンカジョ 有限花序　花序の一種。開花の順序が花軸の頂端より下部に及ぶもの。下行花序。

ユーゲンガッキ 有鍵樂器　鍵盤を備へた樂器。ピアノ・オルガン・ハーモニウムの類。鍵盤樂器。

ユーゲンキュースー 有限級數　限りある項數よりなる級數。無限級數の對。

ユーゲンゴ 軺軒語　書名。清の張子洞撰。軺軒とは使者の車。國々の語を廣く集む。

ユーゲンコーシ 有限公司（ユーシエンコンスー）　yu-hsien-kung-ssu　株式會社。

ユーゲンシャ 有權者　權利を有する人。

ユーゲンショースー 有限小數　小數位下が有限箇の數字よりなる小數。無限小數に對す。

ユーゲンショーロク 軺軒小錄　一卷。伊藤東涯著。草生水火井・果然・芝石・山陵・妓王堰等四十四條の隨筆。

ユーゲンショモク 軺軒書目　一卷。齋藤拙堂著。著者の藏書同錄。漢文で解題を附け、卷末に遥羅軍艦圖跋・內外地圖の跋文九篇を載せてある。

ユーゲンスー 有限數　有限なる數。

ユーゲンセキニン 有限責任　法一定の財產を限り、その限度にて債務の辨濟に充つべき責任。無限責任の對。

ユーゲンセキニンカイシャ 有限責任會社　法有限責任社員のみを以て組織する會社。

ユーゲンセキニンクミアイ 有限責任組合　法有限責任を負擔する者のみにて組織する組合。產業組合法第二條「有限責任組合にありては組合員の全員か其の出資額を限度として責任を負擔し」

ユーゲンセキニンシャイン 有限責任社員　法會社の社員にして、有限責任を負擔するもの。商法第百四條「合資會社は有限責任社員と無限責任社員とを以て之を組織す」

ユーケンタイケツ 融健大歇　禪僧。名は大歇。紀伊大慈寺の高山に參じ、貞治元年三光國師を大雄寺に拜し證明を受く。永德三年安養寺に寂す。年五十三。敕諡正眼智鑑禪師。

ユーケンダイリニン 有權代理人　法代理人の一。代理權を有するもの。法定代理人と委任代理人とあり。無權代理人の對。

ユーゲンチョクセン 有限直線　數限りある長さの直線。線分。

ユーゲンノココロ 幽玄の心　能樂用語。十體の一。幽玄の風體をいふ。

ユーゲンリョクカイシャク 有權力解釋　＝有權解釋

ユーコ 邑戶　村の戶數。後漢書・成武侯順傳「邑戶最大、租入倍宗室諸家」

ユーコ 幽戶　奥ぶかい出入口。徐照の欽上人詩「客至啓幽戶」

ユーコ 雄固　すぐれてかたい。宋史・徐徽言傳「譙壘雄固」

ユーコ 雄狐　をすのきつね。をぎつね。左傳・僖公十五年「千乘三去、三去之餘、獲其雄狐」

サクラ　方言。外観と中實との相違してゐること。長野縣東筑摩郡②『サクラを張る』

サクラ　さくら　㊀うた澤節。半井桃水作詞・作曲。本調子。唄出し「散ればこそ、いとど櫻はめでたけれ」㊁芝居樂屋通語。客に賣らぬ太郎棧敷のこと。主として幕末頃まで京阪に行はる。㊂隱語。㈠市街の繁華な場所。㈡耳をいふ。辰巳婦言㊀寛政「ムム何か、よし耳よし片公、さくらを出しなトささやく」㈢詐欺賭博の共謀者。㈣見物人に交り、客と見せかけて、露店の主人と相呼應して商賣するもの。策略の轉かともいふ。㈤木綿の衣類。㈥酒類。

サクラー　櫻　㊀イバラ科サクラ屬の落葉喬木の大部分を指す。山櫻・里櫻に二大別し、多數の園藝品種あり。古、櫻といへるは山櫻をいふ。花の散ぎはの潔よきを大和魂に比せるも山櫻なり。さくらは唉麗の約なりとも木花開耶姫のさくやの轉なりともいふ。異名、アケボノグサ・アダナグサ・イロミグサ・カザシグサ・ユメミグサ・ヨシノグサ・モヨイグサ・タムケグサ等。古名コノハナ。萬葉・一七「山かひに咲ける佐久良をただ一目君に見せてば何をか思はむ　家持」古今・春上「世の中にたえて櫻のなかりせば春の心はのどけからまし　業平」俳諧季題、春「命ふたつの中に活きたる櫻かな　芭蕉」㊁櫻色の略。㊂櫻襲の略。源氏・末摘花「無紋の櫻の細長」㊃魚の鰆の名所。㊄花骨牌の櫻花を畫いてあるもの。㊅琵琶法師が平家物語を語る時、最初に必ず語る一句の曲の名。櫻町中納言が泰山府君に祈り櫻花の盛りを遙べることの條。㊆馬肉の稱。㊇紋所の名。ささらゐ櫻・浮線櫻・三つ割裏櫻・櫻・八重櫻・山櫻・大和櫻等の種目がある。㊈天保一分銀の異名。櫻の模樣が鑄造してあるから起りし名稱。柳之横櫛・初上㊀「時に若旦那毎度まうし兼ましたが、一寸、額銀を三分ばかりお借なすって下さいませんか」㊁櫻炭の略。柳樽・一〇「吹殻は櫻の中でいぶり出し」

サクラ　櫻村　㊀宮城縣伊具郡の北部。角田町の北。㊁三重縣三重郡の中部。私線三重鐵道湯の山線の櫻村驛を置く。附近は良米を産しこれを櫻米といふ。往昔伊勢國司北畠滿雅この地の櫻樹を愛し此處に莊園を設定したと。

サクラ　佐倉　㊀町千葉縣印旛郡の中部。もと堀田氏の城下町。城址には今歩兵第五十七聯隊を置く。總武本線の佐倉驛は隣村根郷村にあり、此處より成田線を岐つ。また京成電車の便あり。人口約七千六百。【佐倉藩】元和年間土井利勝此處に新に築城せしより寛永十年石川忠總、同十二年松平家信、同十九年堀田正盛、寛文元年松平乘久、延寶六年大久保忠朝、貞享二年戸田忠昌、元祿十四年稻葉正通、享保八年松平乘邑を經て延享三年堀田正亮此處に封ぜられてより以來十一萬石を食みて子孫相承け明治維新に至る。明治四年七月藩を廢して佐倉縣を置いたが、十一月これを廢して更に印旛縣をこの地に置き下總國九郡を管す。明治六年六月千葉縣に入る。㊂村福島縣信夫郡の中部。

サクラ　作樂　隱語。‖さくら㊂㊃

サクラアサ　櫻麻　麻の異名。櫻の咲く頃時くよりいふといふ。さくらを。諺曲、通小町「花の名にある櫻麻の、生の浦梨猶もあり」

サクラアサノ　櫻麻の　枕詞　櫻麻といふより、麻苧とつづけ、通音により苧ふ・麻ふ等とつづける。萬葉・一一「櫻麻之苧原の下草露しあれば明かしてい行け母は知るとも」同・一二「櫻麻之麻原の下草早く生ひば妹が下紐とけざらましを」新古今・雜上「さくらあさのをふの浦波立返りみれどもあかず山梨の花

サクラアズマオカシュー　櫻東雄歌集　歌集。一卷。作者は佐久良東雄。憂國の志士たる作者の長歌・短歌・今樣を集めたもの。氣節ある作に富む。

サクラアメ　櫻雨　櫻の咲く頃に降る雨をいふ。和訓栞・後・さくらあめ「櫻雨也。養花の天を云ふ。櫻花の時に降るを云へり」

サクラアメ　櫻飴　飴を中を空にして圓く作り紅く彩色したもの。

サクラアラソイ　櫻　爭　狂言の曲名。主人が花見に行かうといふと、太郎冠者が、櫻を見に行くとこそいへ、花を見に行くとはいはぬといふ。そこで兩人が紀貫之・小野小町・平忠度の歌、諸曲小鹽の詞章などを引いて、爭ふといふ筋。

サクライ　櫻井　㊀町　奈良縣磯城郡の中部。交通の要路。省線櫻井線の一驛で參宮急行電車・大軌長谷線・大和鐵道等の連絡點。人口約七千四百。㊁町　愛媛縣越智郡高縄半島の東岸。燧灘に臨む。豫讃本線の伊豫櫻井驛を置く。この地古へ伊豫の國府のありし所。今大字國分に四國遍路五十九番の札所なる國分寺あり。人口約六千九百。㊂村　茨城縣猿島郡の北部。㊃村　埼玉縣北葛飾郡の東北部。㊄村　埼玉縣南埼玉郡の中部。㊅村　神奈川縣足柄上郡の南部。酒匂川の右岸。小田原急行電鐵の栢山驛を置く。大字栢山は二宮尊德の生誕地として名高い。㊆村　長野縣南佐久郡の北部。㊇村　福岡縣絲島郡の北海岸。㊈村　熊本縣鹿本郡の南部。鹿兒島本線の植木驛あり、私線鹿本鐵道の起點。㊉千葉縣君津郡眞舟村の大字。もと櫻井藩のあった所。【櫻井藩】上總國望陀郡（今君津郡の內）櫻井にあった藩。明治元年七月駿河國庵原郡小島にて食祿一萬石を食んだ瀧脇氏此處に移りて櫻井藩と改稱。明治四年七月藩を廢して櫻井縣としたが同年十一月木更津縣に入る。㊁大阪府三島郡島本村の大字。往昔西國街道の一驛。

サクライ　櫻井　文化・天保年間頃江戸日本橋芳町で流行せし料亭。契情肝粒志・三下㊀文政「凡元日から大晦日まで、一日でも休まねえのは、芳町の櫻井だ」守貞漫稿・四㊀嘉永「江戸にて名あるは……葭町櫻井」

サクライウジ　櫻井氏　㊀本姓、藤原氏。水無瀨兼俊の末子兼里より出づ。兼里の男兼俣、櫻井氏を稱し、子孫相傳へて明治に至り華族に列し子爵を授けらる。㊁三河櫻井松平氏の祖松平清定の二男信高の後より出づといふ。㊂藤原氏。冷泉爲家の男勝家、三河碧海郡櫻井に住し、因て氏となすといふ。㊃安倍氏より出で、信濃佐久郡櫻井の地名を負ふ。

サクライウジトミ　櫻井氏福　勤王家。桃園朝の朝臣。寶曆八年竹內式部と王政復古を計る。事敗れ落飾す。文化五年歿。贈正四位。

サクライエキシ　櫻井驛阯　大阪府三島郡島本村櫻井にある楠公父子訣別の阯。山崎街道に沿ひ楠公訣兒の碑あり大正十年史蹟に指定。

サクライカ　櫻烏賊　櫻花の咲くころ獲れる烏賊。花烏賊ともいふ。俳諧季題、春。「墨吹いてすべなし皿の櫻烏賊　耕一」

サクライクンセツ　櫻井君節　水戸藩士。名は安享、一字通卿、通稱彥之充、號居易堂。文化元年立原翠軒彰考館を退くや行を共にす。文化二年歿、年四十。

サクライザクラ　櫻井櫻　紋所の名。

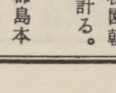
櫻井櫻

しく〔四苦〕(名)【佛】人生の四種の苦痛、卽ち生・老・病・死。**――はっく**〔四苦八苦〕(名)㊀非常な苦しみ。㊁【佛】四苦と、愛別離苦・怨憎會苦・求不得苦・五陰盛苦の四苦を合はせた八苦とをいふ。

しく〔死苦〕(名)㊀【佛】四苦の一。死の苦患。㊁死ぬ程の苦痛。

しく〔死句〕(名)【文】俳句で、言外に餘情のない句。(活句の對)

しく〔詩句〕(名)【文】詩の句。

しく〔市區〕(名)㊀市と區と。㊁市街の區劃。**――かいせい**〔市區改正〕(名)道路などをとりひろげ、又、道路をつけかへて、市街の區劃をなほすこと。

シク〔Sikhs〕(名)【宗】印度の宗教の一派。西暦一五〇〇年頃、ヒンズー敎徒ババ・ナナク(Baba Nanak)(一四六九―一五三九)が、ヒンズー敎とマホメット敎との敎理を折衷調和し、迷信的分子を除いて創始した一神敎的宗派。十六世紀の始、パンジャブ地方に發展し、十九世紀の始、ランジト・シング(Rundschit Singh)(一七八〇―一八三九)一王國に統一し、カシミルを併合した。然るに、印度がイギリスの治下に歸するに及び、之に服せずして、一八四六年シク戰爭を起こし、遂に討平せられ、パンジャブ地方もイギリスの領有となった。現在の同派信徒約二百萬人。

しく〔敷く〕(自動、カ四)㊀散らばる。一面に竝ぶ。㊁ひろがりおほふ。一面にわたる。㊂四方に及ぶ。ひろまる。

しく〔敷く〕(他動、カ四)㊀のべひろげる。表面上に平かに延べる。㊁まきちらす。㊂敷物とする。下敷にする。㊃下におさへつける。㊄一般に弘く及ぼす。

しく〔頻く〕(他動、カ四)かさなる。しきる。(古語)

しく〔如く・若く・及く〕(自動、カ四)㊀到り及ぶ。逮する。追ひつく。(古語)㊁比するに足る。くらべる。及ぶ。

しく〔領く〕(他動、カ四)領す。しろす。治める。(古語)

しぐ(自動、カ下二)しぐれる。しける。(古語)

しぐ〔至愚〕(名)極めて愚かなこと。

しぐ〔資具〕(名)使用する器具。什器。

じく〔字句〕(名)文字と語句と。

じく〔慈救〕(名)【佛】㊀慈悲心を以て救ふこと。㊁じくげ。**――げ**〔慈救偈〕(名)【佛】不動明王の呪文の一。之を誦すれば災難を避け、所願を成就すといふ。

じく〔舳〕(名)船首。へさき。

じく〔軸〕(名)㊀車の心木(しんぎ)。轂(こしき)を貫き輪を持する材。㊁卷く物の中心にする圓い棒。㊂掛物や卷物の心木の兩端に出た部分。唐木・角・象牙等を用ひる。㊃かけ物。かけぢ。ふく。㊄(卷物の軸に近い處に記す意)俳句・川柳などの卷の末に記す點者の句。㊅筆のぢく。筆管。㊆くき(莖)。㊇へた(蔕)。㊈活動、又は廻轉の中心。㊉【數】㋑一つの平面圖形を或直線の周圍に廻轉して、立體圖形を得る時のその直線。圓錐・圓壔などの軸の類。㋺解析幾何學で、點の位置を定める爲の基準とすべき二直線又は三直線。座標軸。⑪【理】物體が廻轉する時、其の物體に固定し、物體に對して靜止せる直線、卽ち物體は其の直線の周圍に廻轉する。⑫【建】㋑木造建築で、土臺と屋根との間の骨組。㋺扉などを廻轉させる爲、その一方の框(かまち)の上下に附した突起。

じく〔軸〕(接尾)卷物を數へるにいふ語。

しくう〔司空〕(名)支那三公の一。工作・營繕・水利等のことを掌ったもの。

しぐう〔四隅〕(名)㊀よすみ。㊁四方。

しぐ・う(自動、ハ四)よいぐあひに組みあふ。(古語)

じくうけ〔軸承〕(名)㊀扉などの軸をうけるところ。㊁【機】(Bearing)機械の回轉軸をうけ支へる裝置のもの。

〔軸承㊁〕

しぐうしき〔四宮職〕(名)【法】太皇太后職・皇太后職・皇后職・中宮職の總稱。

しくお・う〔爲加ふ〕(他動、ハ下二)なしくはへる。

しくかつよう〔志久活用〕(名)【文法】形容詞の「しく・しく・し・しき・しけれ」と變化する活用。くしき活用。

しくき〔宿忌〕(名)【佛】たいや(逮夜)。

じくぎ〔軸木〕(名)㊀掛物の軸に用ひる木。多くは紫檀・黒檀などを用ひる。㊁マッチの先端に藥品を附けた細い木。多く白楊(はくよう)を用ひる。

じくけつ〔衄血〕(名)(はなぢ)(鼻血)。

しぐさ〔仕種〕(名)㊀しぶり。しうち。㊁舞臺に於ける俳優の表情・動作。

しくし〔宿紙〕(名)すくし(宿紙)。

じくじ〔忸怩〕(名・副)はぢらふさま。

しくしく〔頻頻〕(名・副)うちつづいて。絶えずしきりに。(古語)

しくしく(名・副)㊀しなれて泣くさま。㊁絶えず少しく痛むさま。**――なみだ**〔しくしく涙〕(名)しくしくと泣いて流す涙。

じくじく(名・副)水分を多く含んでゐるさま。

しくじり〔失敗〕(名)しそこなひ。しっぱい。

しくじ・る(他動、ラ四)㊀しそこなふ。失敗する。㊁解雇せられる。放逐せられる。

しくず・す〔仕崩す〕(自動、サ四)やりそこれてわるくする。

しぐぜいがん〔四弘誓願〕(名)【佛】一切の佛・菩薩の發する四箇の誓願卽ち衆生無邊誓願度・煩惱無盡誓願斷・法門無量誓願知・佛道無上誓願成。

しくたび・る〔仕草臥る〕(自動、ラ下二)事をなして疲れる。

しくたび・れる〔仕草臥れる〕(自動、ラ下一)「しくたびる」の口語。

しくち〔仕口〕(名)㊀しかた。しやう。㊁木材に枘(ほぞ)をつけ、又は目違を立てるなど、木材を接合する時の接手・組手の切りきざんだ面。

しくち〔紫口〕(名)【動】あかめ。めなだ。**――ぼら**〔紫口鯔〕(名)【動】あかめ。めなだ。

じぐち〔地口〕(名)(土地の口合(くちあひ)の意)一の成語に同音、又は似通うた音の語を寄せて、他意をあらはす一種の洒落。例へば、「薔薇がいい」といって、「側が好い」の意をあらはす類。**――あんどん**〔地口行燈〕(名)地口をしるした行燈。多くは戯畫を書き加へて、祭禮などに路傍にたてるもの。寶曆・明和の頃、盛んに流行した。**――ずけ**〔地口附〕(名)享保の頃流行した前句附の類。發句の上の二句を書き、下に下の句と見なすべき適當の繪をつけ加へたもの。

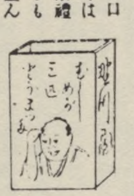

〔地口行燈〕

しくつ〔試掘〕(名)【鑛】鑛床の採掘に値するや否やを調査する爲、試みに鑛物を採掘すること。**――けん**〔試掘權〕(名)【法】鑛業權の一。特定の鑛區内で、或鑛物を試掘する權利。**――げんぼ**〔試掘原簿〕(名)【法】鑛業原簿の一。試掘に關する事項を登録するもの。**――こうく**〔試掘鑛區〕(名)【法】試掘權の登録を得た鑛區。

しくつ・く(自動、カ四)しくしく泣く。

じくつ・く(自動、カ四)じくじくする。しめってゐる。

じくつり〔軸釣〕(名)扉の框(かまち)に軸を設けて開閉の用をさせる裝置。回轉窓障子等の設計にいふ。

じくど〔竺土〕(名)(てんじく)(天竺)。

しくなみの〔頻波の〕(枕)「しくしく」「しばしば」の枕詞。

シグナル〔Signal〕(名)㊀信號。暗合。合圖。㊁信號器。㊂記號。**――ガン**〔Signal-gun〕(名)號砲。

じくね・る(自動、ラ四)すねる。執念深く恨む。

じくばり〔字配〕(名)文字の配置。

じくひ〔軸臂〕(名)車輛をはさみ入れる軸の兩端。

じくぼん〔軸盆〕(名)卷物を載せる盆。蒔繪を施したものもある。長さ三六糎、幅一四糎を普通とする。

しぐま〔羆〕(名)【動】ひぐま。

じぐま〔地隈〕(名)繪畫で、紙、又は絹の地を隈取ること。

しくみ〔仕組〕(名)㊀くみたて。こしらへ。㊁くはだて。計畫。設計。㊂演劇・小說などの趣向。脚色。

12378 【釐】 釐に同じ。12379 を見よ。

12379 【釐】 (1)※〔慣〕リン〔漢〕リ 因 (2) キ 因 (3) タイ ライ 灰 釐 小篆

(1) ヲサム(動、下二)、タダス、スザ、家ノ福、フタツ、タゲヒ・賜フ、予フ、釐ト同ジ 極小ノ數 嫠ト通ズ (2) サイハヒ ヒモロギ 祭ノ餘肉 僖ト同ジ 人ノ姓、(3) 地名、部ニ同ジ 秝ニ同ジ 萊ニ同ジ 賜フ、 **特訓** リン(名) 尺度ノ名 秤目、銀目・ **名乘** ヨシ、タダ、

字源 形聲。敊と里の合字。本義は家の福のこと。家は里にあるより里をかく、敊は音符。理・嫠・部・秝・萊等に通ず。 **注意** 我國にては略して厘とかきリンといひ ㊀尺度の名目、分を十に分てる一ツ、十毛、㊁秤目或は銀目に分を十に分てる一ツ、十毛、㊂新貨に一錢を十に分てる一ツ、十毛の義。 **同訓異義** タダス 義、正・匡・釐等の別、正(5643)參照。

【釐正】リ・セイ ただす。唐書「多レ所ニ釐正ㇾ」

【釐改】リ・カイ をさめあらたむ。

【釐金】リ・キン 支那にて、貨物運送に課する稅金。

【釐定】リ・テイ をさめさだむ 唐書「乃詔ニ有司ㇾ釐定ㇾ」

【釐革】リ・カク あらためかふること。改革。變革。北史「舊名一皆釐革。」

【釐降】リ・カウ 皇女の降嫁。釐は治、裝を治むるなり。書經「釐ニ降二女于嬀汭ニ嬪ニ于虞ㇾ」

【釐毫】リ・ガウ 極めて僅少なる數量。毫釐。秋毫。

金部

12380 【金】 〔漢〕キン〔呉〕コン 侵 金 小篆 金 大篆

カネ(名) 五行ノ一 秋氣、西方、八音ノ一 コガネ、セニ、兵器、ハモノ、カナモノ、カタシ、 **和義** カネ(名) 曲尺、眞直、 **名乘** キン、コン、カネ、

字源 形聲。說文に五色金也黃爲ニ之長一久埋不ㇾ生ㇾ衣百錬不ㇾ輕從ㇾ革不ㇾ違西方之行生ニ於土一從ㇾ土左右注象ニ金在ニ土中一今聲とあり今と土と∴の合字にて金銀銅鐵鉛等の金屬の總稱。金は礦石となりて土中に埋藏せるより土をかく。∴は其礦石の義、今は音符。轉じて金屬中の最も貴きもの黃金の義とす。五行に宛てゝ其第四位とし、時氣は秋、方位は西に配し、五星に配しては太白、五音に配しては商に方る。又八音の一とし、金屬製の樂器鐘鎛等の類及其樂器の聲の義とす。錢貨の數位としては一定せず。秦にては或は萬錢といひ、廿四兩といひ或は十兩といひ、漢にては十六兩といひ又二千五百文ともいへり。 **注意** 我國にてはカネといひ、㊀曲尺(かねざし)の略、㊁轉じて眞直(まつすぐ)の義とす。「金に渡す」。 **辨似** 全(ゼン)は別。入と王の合字。 **應用** ㊀金の義を取る字。銀・銅・鐵等金部に屬する字。㊁金(キン・コン)の音符字。欽・錦・嶔(キン)唫(ギン)銜(ガン)等。

【金人】キン・ジン 金屬にて造りたる像。過秦論「鑄爲ニ金人十二一」

【金入】キン・イリ ㊀こがねを用ひて其中を飾れること。又、その物。「金入の織物。」㊁カネ・イレ 貨幣を入るる嚢。

【金刀】キン・タウ ㊀漢代の錢貨の名。漢書「貨謂ニ衣帛可ㇾ衣、及金刀龜貝一」㊁こがねづくりのかたな。皮日休「輕裁ニ鴨綠一任ニ金刀一」

【金山】キン・ザン ㊀黃金の出る鑛山。㊁カナ・ヤマ 金屬を掘り出す山。鑛山。

〔金山寺味噌〕キンザンジミソ ひしほの一種。蒸したる大豆と大麥とに鹽を混ぜてねかしたるもの。支那、姑蘇の經(キ)山寺より創めて製せりといふ。

【金子】キン・ス 金貨に同じ。『金子十兩。』

【金巾】カナ・キン 葡萄牙語。綿布の一種。

〔金巾子〕キン・コジ 天皇の召す冠の一種。纓を巾子の丈より前へ引越し、金色の巾子紙に插込みて留む。きんのかんむり。金冠。

【金口】キン・コウ 言語の貴重なるに喩ふ。晉書「今乃金口玉音、漠然沈默。」

〔金口說〕コンクゼツ 〔佛〕佛の說法。

〔金口木舌〕キンコウ・ボクゼツ 木鐸なり。揚子法言「上略則莫ㇾ若ㇾ使ニ諸儒金口而木舌一」

【金工】キン・コウ 金屬を用ひて器物を造ること。又、その人。

【金丸】キン・グワン ㊀月の異稱。蘇軾「浮雲捲盡流ニ金丸一」㊁かねのたま。

【金女】キン・ヂョ 西王母をいふ。

【金天】キン・テン 秋の空。杜甫『爽氣金天豁。』

【金太】カナ・ブ 姓氏。

【金戈】キン・クワ 總べて戰時に用ふる兵器。金革。

【金方】キン・カタ 金主に同じ。資本主。

【金公】キン・コウ (鐵)鉛の異名。

【金戶】カナ・ト ㊀金屬にて造りたる戶。㊁鐵釘を以て固めたる戶。

【金丹】キン・タン 仙人道士などの調する藥。

【金斗】キン・ト こがねづくりのひしやく。李商隱「帶火遣ニ金斗一」

【金布】キン・プ 官の金穀にかかる命令をしるせる布告。

【金汁】キン・ジフ 人糞の異稱。くそ。

【金平】キン・ピラ 金平本の主人公の名に起り、強くして立派なる物に云ふ。

〔金平本〕キンピラ・ボン 金平と云ふ主人公の武勇を述べたる幼稚なる淨瑠璃本、德川初代に流行す。

【巫】ブ　廣

○みこ、をんなかんなぎ。舞ひて神を降し人の爲めに祈禱する者（覡は男のかんなぎ）「靈―」「淫―」○山の名、四川省に在り、楚の襄王が夢に此山の神女と會せしといふ、山下に神女廟あり。

【巫醫】ブイ　みこと、いしゃと。論、子路「人而無レ恒、不レ可三以作二―一一」

【巫峽】ブカフ　巫山の下を流るるたにがは。荊州記「信陵縣西二十里有二―一一」白居易詩「―一之水能覆レ舟、若比二君心一是安流」

【巫覡】フゲキ　かんなぎ、巫は女、覡は男〔楚語〕

【巫蠱】フコ　巫はみこ、蠱はまじなひをして人をのろふもの。連文釋義「女能以レ舞降レ神謂レ巫、執二左道一以惑レ人謂レ蠱」漢書「江充典レ治二―一一」

【巫山】ブザン　四川省夔州府―一縣の東に在る山の名。宋玉、高唐賦「昔者先王嘗游二高唐一、怠而晝寢、夢見二一婦人一、曰、妾―一之女也、爲二高唐之客一、聞君游二高唐一、願薦二枕席一、王因幸レ之、去而辭曰、妾在二―一之陽、高丘之岨、旦爲二朝雲一、暮爲二行雨一、朝朝暮暮、陽臺之下、旦朝視レ之如レ言、故爲立レ廟、號曰二朝雲一」轉じて男女の情交を結ぶを―一之夢といふ。

【巫史】シフ　かんなぎ、はふり、神事をつかさどるもの。禮記「宗祝―一」＝巫祝。

【巫呪】フシウ　まじなひ、のろひ。穆子容文「言歸二故鄉一、降二神―一一」

【巫祝】フシュク　はふり、かんぬし。杜甫詩「南有二漢王祠一、終朝走二―一一」＝巫史。

【巫術】フジュツ　かんなぎのわざ。後漢書、徐登傳「徐登者、本女子、化爲二丈夫一、善二―一一」

【巫陽】フヤウ　○古の神官の稱。陽は其の名。蘇軾、潮州韓文公廟碑「謳吟下招遣二―一一」○古の占筮を善くせし人の名〔楚辭〕

【差】七畫

㊀サ・シャ　麻　㊁シ　支　佳　㊂サイ　卦　㊃サイ　㊄サ　歌

㊀たがふ、たがひ（舛・違）「―錯」「舛―」「乖―」漢書、東方朔傳「失之毫釐、―以千里」○えらぶ（擇・簡）○ああ。＝嗟。㊁しな（等級）○そろはぬ、たがひちがひ（不齊）「參―」○つづく（次・鱗差）㊂つかひ、つかはす（使）人をやる「―遣」○けみす（閱）○わかち、けぢめ（區別）○たがふ、たがひ。㊃いゆ、病がいえる（癒）○やや（稍）すこしく。㊄こめ　あらふ（淅）しろみづ（米泔）○あやまち、あやまつ（過）○つまづく。＝蹉。○國さす、さし「―入」「―支」

同訓異義　タガフ　差・違・爽・舛○差は小なるちがひなり、毫釐有レ差、則失二其中正一の如し。○違は大いなるちがひなり。又、うらはらに、ゆきちがふ義。○爽は差の字に近し、常と相違するをいふ。○舛はあやまるとも訓す、まちがひ、錯誤なり。莊子「惠子多レ方、其書五車、其道舛駁」

○ヤ差・稍・較・莧・旋の別は稍（禾部七畫）の條を見よ。

【差異】サイ　ちがひ、等差をつけて異にする。魏志、齊王紀「子弟宜レ有二―一一」

【差違】サキ　ちがひ、たがひ。＝相違・差異。

【差役】サエキ　課役の一法、民家を九等に分ち、上の四等より公用の人夫を徵發し、下の五等は之を免除するもの〔宋史〕

【差訛】サクワ　あやまり、ちがひ。韓愈文「毫髮盡備、無二―一一」

【差劇】サゲキ　病のいゆると劇しくなると。南史、庾黔婁傳「欲レ知二―一一、但嘗二蜜甜苦一」

【差遣】サケン　使をさしつかはす、官吏を地方に出張させる。魏書、于烈傳「可レ爲二―一一」＝派遣・役使。

【差錯】サクサク　たがふ。爾雅、疏「謂二用レ心―一不二專一一」

【差次】サジ　さべづ。史、商君傳「明二尊卑爵秩等級一、各以二―一一」＝等差。

【差等】サトウ　しな、等級。舊唐書「國家班列、自有二―一一」＝等差・差次。

【差忒】サトク　たがふ、たがひ。顏延之文「衡石日陳、猶恐二―一一」

【差配】サイ　國所有主に代りて、貸家又貸地の事をとりしまる。又、其の人。

【差謬】サビウ　あやまりたがふ。後漢書「無レ有二―一一」＝差訛。

【差品】サヒン　さべつ、等級。漢書、貨殖傳「各有二―一一」

【差別】サベツ　わかち、けぢめ、同等ならず。陳書、劉師知傳「有二何―一一」＝分別・區別。

【差戾】サイ　たがひそむく。晉書、參星―一、王臣貳」

【差池】シチ　燕の高く低く飛び交ふ貌。詩、邶風「燕燕于飛、―一其羽」

【差押】サシオサヘ　裁判所の許可を受けて債權者が債務者の財產處分權を禁ずる行爲。

【差紙】サシがみ　國昔時よびだしじゃうをいふ。＝召喚狀。

【差障】サシサハリ　國差支に同じ。＝故障。

【差支】サシツカヘ　國都合わるし、さしさは

【歷代史表】li-tai-shih-piao 書名、清・萬斯同撰、五十三卷、十七史後漢以下ハ惟タ新唐書ニ表アルノミナルヲ以テ之レガ補撰ヲナシ、列朝ノ掌故ヲシテ、端緒瞭然タラシメタリ

【歷代名畫記】li-tai-ming-hua-chi 書名、唐・張彥遠撰十卷、前三卷ハ畫ヲ論ジ、四卷以下ハ畫家小傳、逸文軼事ヲ逸ブ考證ニ資スベキモノ多シ

【歷代兵制】li-tai-ping-chih 書名、宋・陳傅良撰八卷、上ハ成周鄉遂ノ法ニ溯リ、下ハ宋ニ迄ブ、而シテ宋ノ事ニ於テハ利病ヲ指陳シ、之レヲ冒フ尤モ詳ラカナリ

【歷代詩話】li-tai-shih-hua 書名、清・吳景旭撰、三百篇ヨリ明代ニ至ル、十集八十卷、取材繁富、能ク衆說ヲ鉤貫シ、其得失ヲ參考セリ

【歷生】li-shêng 天文ヲ司ルノ官

【歷次】li-tz'ŭ 屢々、幾度モ

【歷年】li-nien 年ヲ經ル、又例年 例歷年辦法(毎年ノ取扱ヒ方)

【歷年草記總帳】li-nien-ts'ao-chi-tsung-chang 商家備付帳簿ノ一種、各種當座控帳、及ビ日記帳ヲイフ

【歷年賬】li-nien-chang 年代會計帳

【歷劫】li-chieh 幾多ノ年代ノ意

【歷來】li-lai 原來、從來

【歷屆】li-chieh 數回、數次、屢次、毎度

【歷法】li-fa 曆法、天文學

【歷門】li-mên カドナミ、戶毎ニ

【歷城】li-ch'êng 今ノ縣名、漢ニ置キ、清山東省ノ治トナシ、濟南府亦タ此ニ治ス、民國府ヲ廢シテ縣ヲ留ム、清ノ光緒三十年膠濟鐵道成ルヲ以テ開キテ商埠トス

【歷時】li-shih 時ヲ經過シタル、時久シク

【歷草】li-ts'ao ソホキ、ソフキ(馬ノ)

【歷問】li-wên 詰問スル、ソレカラソレヘト問ヒ詰ムル、ナジル

【歷鹿車】li-lu-ch'ê 絲車(イトグルマ)

【歷陳】li-ch'ên 順序ヲ正シテ陳述スル

【歷階】li-chieh 進歩ノ階段

【歷亂】li-luan 亂雜ニシテ次第ナキ、混亂セル、惡亂セル、雜然タル形容

【歷塊】li-k'uai 甚ダ疾速ナル意

【歷落】li-lo ㊀清矯俗ヲ拔クノ形容 ㊁參差トシテ排列スル形容、錯落ノ意 ㊂聲音ノ斷絕セザル意

【歷節】li-tsieh フシ〳〵、毎節

【歷練】li-lien 經驗スル、熟練スル

【歷齒】li-ch'ih 疎ナル齒、亂杭齒

【歷歷】li-li ㊀分明ナルノ意、明晰ナル ㊁順次ニ、漸々ニ、次第ニ

【歷錄】li-lu 飾リ模樣アル形容

十四畫

4102 【歸】ｷ kuei ㊀ ㊀還ヘル、モドル、入ル ㊁カヘス、取ル所ノ物ヲ還ヘス、モドス ㊂贈ル、物ヲ贈リ與ヘル ㊃從フ、服從スル、歸附スル、クミスル、ヨル ㊄嫁ニユク、トツグ ㊅罪アリテ自首スル、マカス、ユダネル ㊆終ル、チサマル、歸宿スル、チハリ、物事ノ結局 ㊇算術ノ名、九歸法即チ除法、亦珠算ニテ除法ノ第一步チイフ ㊈愧ブル、ハヂ ㊉合ハス、アフ、併合スル ㊊姓、胡子國ハ歸姓、楚ニ滅サル、後以テ氏トセリ

【歸化】kuei-hua ㊀臣服スル意、今他國ノ國籍ニ入リテ其臣民トナルチイフ ㊁縣ノ名 ❶今ノ縣、明置ク、福建汀州府ニ屬シ清之レニ因ル民國初メ福建汀漳道ニ屬ス ❷本土默特ノ地、山西殺虎口ノ北二百支里ニ在リ、明俺答ヲ封ジ、其城ヲ歸化ト名ヅク、清廳ヲ置キ、山西歸綏道ノ駐所トナス、民國縣ニ改メ、尋デ又改メテ歸綏縣トナス ㊂屬名、清置キ貴州安順府ニ屬ス、民國改メテ紫雲縣トナス

【歸公丈放】kuei-kung-chang-fang 土地ヲ一般ノ用トシテ開放スルコト

【歸天】kuei-t'ien 死去スル、浮ム

【歸市】kuei-shih 歸附スルモノ多キコト

【歸心】kuei-sin 中心ヨリ悅服シテ歸附スル、歸順スル

【歸宗】kuei-tsung 分家支流ノ嗣子ガ其本家ニ還ヘルチイフ

【歸官】kuei-kuan 政府ヘ沒收スル(不正品ナドヲ)

【歸岱】kuei-tai 死去スルコト

【歸昌】kuei-ch'ang 鳳凰ノ集マリテ鳴クコトチイフ

【歸服】kuei-fu 歸順スル、降服スル

【歸林】kuei-lin 退隱スル(官吏ナドガ)

【歸法】kuei-fa 戾スコト(算術ノ)

【歸俗】kuei-su 僧侶ガ還俗(ゲンゾク)スルコトチイフ

【歸降】kuei-ch'iang 投降スル、降服スル

【歸要】kuei-yao 歸著スル點ト結局ノ要點トチイフ

【歸首】kuei-shou 行イテ自首スルノ意、自ラ出デ、罪ニ服スルコト

【歸飛】kuei-fei 比翼鳥ノ異名

【歸併】kuei-ping 合併スル、一緒ニスル

【歸原】kuei-yüan 產婆ガ死ノコトチイフ專門隱語

【歸孫】kuei-sun 姪ノ生ミタル子、再甥(マタヒト)

【歸家】kuei-chia ㊀家ニ歸ルコト ㊁死去スルノ意

【歸案】kuei-an 事件ノ結末、事件ノ歸着點、事ノ解決スル

【歸根】kuei-kên 歸スル所、結局、最後ニ

【歸班】kuei-pan 科擧時代ノ舊制、進士ハ知縣ニ登用スルチ本班トナスガ故ニ他ノ官職チ授ケズシテ直チニ知縣ニ任用スルチイフ、本班ニ歸スルノ意ナリ

【歸眞】kuei-chên ㊀其本來ニ還ヘル意 ㊁佛敎ニ死チイフ

【歸耕】kuei-kêng ㊀琴曲ノ名、曾子ガ兩親ノ年衰チ念フテ作レルモノ ㊁致仕スル、辭任スルノ意

【歸除】kuei-ch'ü 算術ノ割ル、除法

【歸骨】kuei-ku 他鄉ニテ死セル者ガ其遺骨チ鄉里ニ葬ラル、コトチイフ

朝日新聞

東京

發行所
朝日新聞東京本社
東京市麹町区有楽町二丁目三番地
電話代表番号 丸之内(23)一三一一番 一一四一番
振替貯金口座 東京一七三〇番
編輯印刷發行人 藤本尚則

新聞定價(前金)
一部 金六銭
一ケ月 金一円二十銭
同内地郵税共 金一円三十五銭
同上外国 金四円

廣告掲載料
五号十五字詰一行 金一円七十銭
指定料一行 三十銭ヨリ八十銭

本社定期刊行物
週刊朝日
アサヒグラフ
同海外版
アサヒスポーツ
航空朝日
婦人朝日
コドモアサヒ
アサヒカメラ
縮刷版(東京)

大角大將等の殉職確認

黄揚山で壯烈な最期

須賀少將以下進級 近く海軍葬執行

支那方面作戰地の軍狀視察中に、去る五日、南支の空で搭乘飛行機事故のため遭難した軍事參議官海軍大將大角岑生男はじめ同乘してゐた同少將須賀彦次郎、同中佐角田隆雄、白濱榮一、同主計中佐立見忠五郎、同大尉松田英夫の六氏はつひに殉職死亡と確認せられ、同時に須賀少將以下の五氏は五日付で官位階をそれぞれ一級づつ進級せしめられた旨、九日海軍省から公表された

近く遺骨が空輸、着京の上、海軍葬がとり行はれることになつてゐる

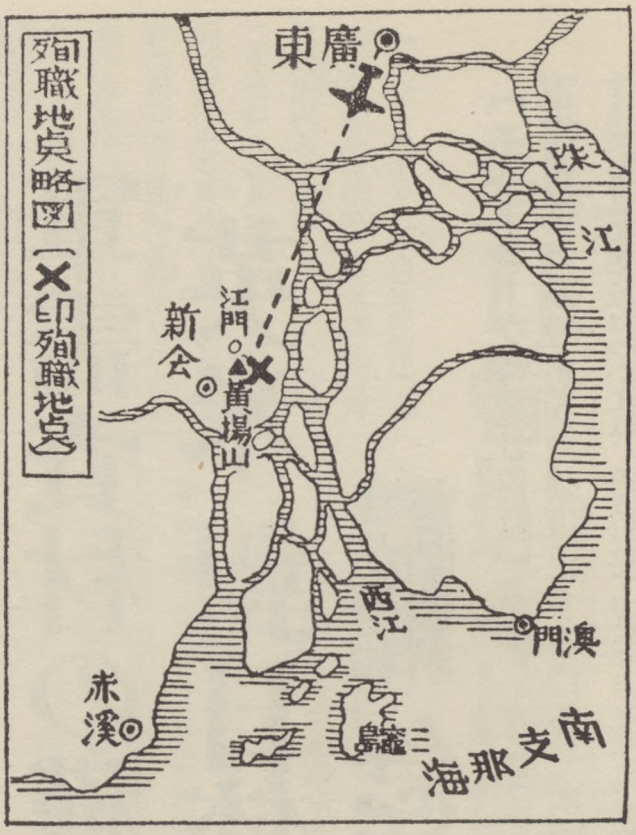

海軍省公表

【二月九日】大角海軍大將搭乘機に關する詳報左の如し

大角大將（松田副官隨行）は作戰地實狀視察の任務を帶び、去る一月十六日東京發、北支中支を經て廣東に至り、二月五日午後零時十五分海軍徵傭機に搭乘海南島に向ひたり、同機は海軍々屬たる四名の大日本航空株式會社職員により運航せられしが廣東發後午後零時三十分に無線連絡をなしたる以後消息不明となりたるを以て、現地海軍部隊は海陸軍航空兵力の協力を得て同機の捜索に着手し、六日午前十時五十分に至り一飛行機の黄揚山に大破せるを空中より發見せり、よつて海軍陸戰隊は白焦附近に上陸七日早朝より海陸軍航空兵力及び陸軍部隊支援の下に敵の抵抗を排除して進擊、同日午後該機所在地に到着し同機は大角大將搭乘機なることを確認せしが、機体は黄揚山山頂附近に激突大破して尾部以外は大部分燒損しあり、大角大將及立見主計中佐は即死せる儘、その他須賀少將以下は即死後一部火傷せる情況においてその遺骸を發見せられ、全員共激突の瞬時に殉職せるものなることを確認せられたり、陸戰隊は右遺骸及び機体、遺品等を收容し海軍基地に復歸しつゝあり、遺骸は該基地において荼毘に附したる後、東京に空輸し海軍葬儀執行の豫定、須賀少將、角田、白濱兩中佐、立見主計中佐及び松田大尉は二月五日附官位階を夫々一級宛進級せしめられたり、遺骨の東京着及び葬儀の日取等に關しては追つて決定の上公表す

夕刊
朝日新聞
東京
発行所 朝日新聞東京本社
東京市麹町区有楽町二丁目三番地
編輯印刷発行人 藤本尚則
新聞定價 ㊖ 夕刊一部 金二錢

軍需資材の獲得防止に 英米、對日禁壓を策す

我が平和意圖曲解 急速具體化を圖る

【ニューヨーク特電廿日發】廿日ロンドン発のＵＰ電によれば、英政府は日本が民主々義國に對する戰爭に用ふべき軍需資材を獲得するのを防止するため、米國と新しき對策につき協議中といはれる、この日本に對する新しき禁壓手段については、英政府はすでにワシントンで米國側と交渉中であつたが、今回急速に具体化されることになつたのは、日本政府が欧州戰爭調停に關し提議するとの說が傳へられ、これが却て日本の一部に太平洋戰爭参加のため、直接行動を要求せしめる口實を與へて戰爭の脅威を増大したと英米側で見てゐるからである、英米共同對日制裁手段については、先般英國に赴いたルーズ

ヴエルト大統領の特使たるハリー・ホプキンス氏が出発前すでに立案され、彼は歸米するやたゞちにルーズヴエルト大統領に英國側の提案をもたらしたと傳へられてゐる、とにかく英國としては、日本の民主々義國にたいする戰爭力の增大を防ぐ手段をこの際とるべきことを痛感してゐるやうである

對日輸出を極限 (英提案の內容)

【ニューヨーク二十日發同盟】過般來英國政府は頻に英米共同の對日經濟攻勢を畫策しつゝあつたが二十日のロンドン電によれば、英國政府はその具体的手段として重要物資の對日輸出を阻止せんとし目下米國側の意向を打診中といはれる、英國側の提案は次の諸項を包含するものと信ぜられる

一、米國、比島、英本國およびその自治領、植民地は對日輸出を平時通商水準或はそれ以下に制限する

一、米國はその統制下にある船舶、ことに油槽船の對日チヤーターを平時或はそれ以下に制限することにより、日本の輸出貿易に對する間接的妨害をさらに強化する

一、米國は南米の重要物資を大量購入することにより日本の南米における物資買付を阻止する

一、英國がカリブ海に船舶臨檢基地を設置することを米國が容認するならば、南米東海岸よりパナマ運河經由極東への輸出貿易に對する英國の統制を強化せしめることにならう

英國側としては依然直接に日本を刺戟して實力行動に走らせることは希望せず、今回の提案はこの見地より立案されたものであるが、同時に日本が戰爭行爲に出る可能性を強めることを阻止する手段をとらねばならぬとして、例へば米國が日本航路の米國船の配船を縮少すれば、それは取りも直さず日本の輸入貿易を制限することになるらうと稱してゐる、しかしてかゝる措置による方が直接對日石油禁輸を強行して日本の蘭印に對する壓迫を強めさせるよりは、實質的に日本の石油輸入を阻止するに一層有効な手段であるとなしてゐる

米國務當局は一應否定

【ワシントン二十日發同盟】二十日のロンドン電報によれば英國政府は英米共同對日經濟壓迫の手段として重要物資の對日輸出制限につき米國側の意向を打診中と傳へられるが、國務省當局は二十日記者團の質問に對し國務省は未だ何等この問題について聞いてゐないと答へた、もつともロンドン電報の傳へるやうにホプキンス特使が直接ルーズヴエルト大統領にもたらしたものとすれば、この國務省當局の言明は全的否定とはとれないが、大統領がかゝる提案をいまだハル國務長官にも、またその他の國務省首腦に對しても相談してゐないことは明かになつたわけである、いづれにしても英國側が最近極東問題の危機を叫んでゐるところから見て、この種の對米提案を行ふことは別に不思議でないと消息筋でも觀測してゐる

太平洋の共同防備問題

華府（ワシントン）で英・米・濠・蘭會談

和蘭（オランダ）公使 蘭印防備を豪語

【ニューヨーク特電十六日發】ハリファックス駐米英大使およびケーシー濠洲公使は十五日ハル國務長官と極東情勢その他について重要協議を遂げ、つづいてルードン・オランダ公使も同じくハル長官と會見し協議をとげた、故ロシアン前駐米英大使の在任時代、ハル、ロシアン、ケーシーの三人は、太平洋の共同防備問題についてしばしば協議したことがあり、ロシアン卿の死後この會談は中絶となつてゐたので、ハリファックス卿の着任をまつて英米濠の三者會談が復活したものと見られてゐる、ハリファックス大使はハル長官と會見後ウエルズ國務次官と會見し、ウエルズ次官は直ちにルーズヴエルト大統領を訪れて會談の内容を報告したが、ハリファックス大使ならびにルードン公使は會談後左のごとく語つた

ハリファックス英大使　われわれ三人は利害を同じくする共同の問題について語りあつた、英國は極東において十分に軍備を擴充してゐる

ルードン和蘭公使　本日の會談は一般情勢について協議し、情報の交換を行つたのである、蘭印は一日緩急ある場合、いかなる國の攻撃に對しても應戰するであらう

潜艦攻撃と空襲で
獨、春季大攻勢へ
冬季工作既に完し

【ベルリンにて茂木特派員二十三日發】豫想される獨の春季大攻勢が先づどの方面において開始されるかは、今世界が固唾を呑んで待つてゐる問題であり、したがつてこれに關する觀測又は流説もおびただしく横行してゐる、殊に問題の英本土上陸作戦を中心に論議されてゐるが、いづれも觀測の範圍を出ない、これに關聯し最近のドイツ側の情報

茂木特派員

が、豫想される新行動は次の三つに要約されるとしてゐるのは、すこぶる興味がある

一、潜水艦攻撃の熾烈化　「春と共に潜水艦戦は開始されるであらう」とは去る一月三十日のヒットラー總統の宣言であつた、つまり潜水艦戦は未だ本格的活動を開始してゐないといふのである、二月初めから廿日間の英船撃沈總トン數は、二十九万六千トン、そのうち潜水艦による撃沈は僅か七万八千五百トンに過ぎぬのは獨潜水艦が、春季攻勢に備へて目下準備に忙しいためで、やがて空軍、艦隊の大部隊と協力のもとに本格的活動を開始され、英本土を封鎖に窒息させるは必至であるといつてゐる

二、對英空襲の強化　對英空襲は間断なく行はれてをり、軍需工場、交通路、防衛陣地の被害甚大に上つてゐることは否定しがたく、ドイツが今後も加速度的に空襲を強化して行くことは容易に想像される

三、地中海問題の急速な軍事的解決　ドイツは英國に對する直接的攻撃のあらゆる機會をあます所なく利用し同時に地中海問題の急速な軍事的解決をはかるであらう、其場合英國はドイツの多角的行動を前にして、危機濃化に怯えドイツの新行動の眞意を捕捉するに苦しむであらう

春季攻勢第一歩

以上がドイツ側の觀測であるが、むしろ春季攻勢は現實に既に第一歩を踏出し、その中心舞台こそバルカン、地中海であると思はれるバルカンにおいては旧冬ハンガリー、ルーマニア、スロヴアキアの三國同盟加入、ハンガリー、ユーゴーの友好條約、過般のトルコ、ブルガリアの友好宣言、いづれも結局ドイツの周到な外交工作の勝利の記念塔といふ印象を與へる、ドイツはいはゆる冬眠状態を決して無駄に過したわけではなく對英決戦の前提としてのバルカン安定に邁進し最近にいたつて一應の地固めを完了したのである

ハンガリーはもとより對獨親善を絶對方針としその点は現在も變りない、ルーマニアは一月來

の内亂鎭定後英國と正面衝突し遂に相互の公使の引揚げから事實上外交關係斷絕の形となり、アントネスコ首相は、對獨協力の方針で內亂後の安定に努力してゐる

獨の對勃進駐說

問題はブルガリア、トルコ、ユーゴーの三國にある、地中海のイタリアの立場はたとひ決定的戰局そのものに影響せずとも獨伊としては無論速かに片づけたいところであり、それはドイツ空軍の積極的協力によつて着々戰果を收めてゐるが、最近の情勢はいはゆる「急速な軍事的解決」を要望するだけに止つてゐる、この場合政治的戰略的にみて、ブルガリア、ユーゴー兩國は是非とも獨伊側の陣營に確保しておかねばならぬ、ブルガリアに關しては從來中立國筋の情報として、ドイツ軍が續々國境に集結し、最近には既に二、三十万の大軍がはいつてゐるとの噂が流布されてゐるが、ドイツ側は頭から否定してゐる

しかしブルガリアが對獨親善の線に添つてゐることは、過般チヤーチル英首相の警告的抗議を一蹴し、二十二日ソフイアの英國文化團体が全部閉鎖された事實、および最近對トルコ友好宣言により、間接にトルコを樞軸側に誘引した事實などによつてもみられるところで、もしドイツ軍進入が事實となつて現れても、あへて一般に奇異の印象は與へまい、しかしてドイツが地中海問題解決の強硬決意をもつて、兵をブルガリアにすすめる場合は、おそらくギリシアは外交工作のみによりドイツに屈服する可能性が多いといふ觀測が有力である

獨ソ間の諒解

いづれにしてもドイツとしては和戰兩樣の見透しの下にギリシアをにらみつゝその前提としてのブルガリア工作に成功してゐると思はれる、問題はソ聯との關係であり、現在獨ソ間にはブルガリアを挾んで確たる諒解はなほ成立してゐないと見られるが、ソ聯は目下のところ力の關係から大体ドイツのなすところにまかせるといふ情勢で、ドイツもこの点を見透した上、積極的工作に乘出したものであらう、次にユーゴースラヴイアはハンガリーとの友好條約、さらに過般のヒットラー總統とツヴエトコヴイツチ首相の會見により、いよいよ對獨接近の色彩を濃厚にしてゐる、右會談內容は同じくギリシア壓制策の一環たる軍隊通過

月末上陸作戰說

【ニューヨーク二十四日發同盟】二十四日のニューヨーク・タイムス紙ヴイシー電は獨軍の英本土上陸作戰は英佛海峽の潮流が一年中で最も穩かな二月末もしくは三月初めを選んで決行されるであらうと豫想し次の如く報じてゐる

一、獨軍占領下の海峽諸港から得た情報によると、獨軍は英本土上陸作戰に備へて左のごとき準備を急いでゐる

一、飛行機を飛ばすためのカタペルト裝置を有する地下飛行場を數箇所に建造してゐる

一、數千隻の敵前上陸用輕舟を集結中である

一、この方面に多くの軍隊の移動が行はれてゐる

一、フランスの工場で多數の救命具を製作してゐる

以上の諸事實の外にドイツは海峽に沿ふダンケルク、ブレスト附近地域に約二十マイル幅で立入禁止區域を設定せんとしてゐる噂がある

問題が議せられたとの觀測が有力であるが、これはまだ表面化してゐない、第三にトルコの關係も今回のブルガリア、トルコ友好宣言により著るしくドイツに有利となつて來た、それは同宣言が英國に著るしく失望感を與へ、ドイツの新聞が筆をそろへてバルカン安定を讃へてゐる点からみても明かである、その意味において同宣言はバルカンの地固めに最後の楔を打込んだ感がある

スペインの立場

最後に地中海問題の軍事的解決を斷行する場合スペインの立場がもつとも重視される、スペインは昨年の對英金融協定および對米借款から、經濟的に英米の影響壓力を受けてゐるが、一方ドイツとは離るべからざる關係にあり、その立場はすこぶる微妙である、これまた過般のムッソリーニ、フランコ會談以來、樞軸への協力態度を漸次明確にしつゝあるものとみられる、最近の颱風被害を契機としてドイツは積極的にスペインの物資不足に救助の手を差延べてゐる、ムッソリーニ、フランコ會談はそのコンミュニケに「現在の歷史的時期における兩國共通の問題を協議」したとある如く、地中海對策が中心題目となつたことは疑ひない、しかしてもしドイツが前記のごとく英本土作戰との關聯において地中海作戰を考へる場合英艦隊を地中海に釘付けするためジブラルタル攻撃は必至で、またそれがためにはドイツ軍のスペイン領通過といふ問題も起つてくるであらう、しかしこれに關してはドイツ官邊は無論、強く否定してゐる

以上ドイツのバルカン工作と地中海對策はこの冬の季節を通し押すべきは自ら押し、押すべからざるは各國相互間を斡旋しつゝ樞軸に絶對有利なる礎石を築きあげ、春季大攻勢をいかなる点より開始するかのイニシアチブを完全に握つてゐる情勢である

新嘉坡（シンガポール）に機雷敷設

今後無警告で實施

英海軍省發表

【ロンドン特電十六日發】英海軍省は十六日シンガポール海峽東入口に機雷を敷設する旨發表した、機雷敷設は今後何等警告なしに行はれるべく、その區域は北方限界は北緯二度四十四分、東方限界は東經百四度三十分、南方限界は北緯一度三十五分、西方限界はマレー半島海岸線と指定され、同區域を航行せんと欲する船舶はシンガポール英海軍當局にその航路につき指示を仰ぐべしとされてゐる

東台に肉薄す

わが各部隊、完全に包圍

【〇〇基地にて兼元特派員二十一日發】蘇北の山野に去る十六日來果敢な戰鬪を繰返して、猛進をつゞけてゐるわが南部、石井、野田、林田、高橋らの諸部隊は、連日の荒天ももののかは着々所期の包圍態勢を整へつゝあるが、二十一日午後六時わが小野部隊の偵察によると、興化を陷れた南部、石井、野田の各快速部隊は、ぬかるみの惡路を猛進し、海安鎭附近の敵を輕く一蹴して新四軍の據點東台に肉薄してゐる

東台には約四千の敵がうごめいてゐるが、西北方より迂回した覆面部隊によりすでに退路を完全に遮斷されてをり、敵は全く袋のなかの鼠と化した、一方この日朝來の曇天をかし、小野森玉、竹下、町田の各荒鷲軍は興化を発てゝ敗走した敵を捕捉し鹽城東北方南洋岸、林梁附近を數次にわたつて猛爆し、多大の戰果ををさめた

【蘇北前線にて信太特派員二十一日発】興化確保に第一期作戰を終了したわが蘇北進擊部隊は、息つく間もなく二十日午後より夜半にかけ鋒を轉し、遠く西方に向ひ怒濤の如く進攻、二十一日木戸、石井の各部隊は相並んで分路進擊、敵軍覆滅の跡をうけいよ〳〵新四軍殘敵の蟠踞の地帶に攻擊の鋒を轉じ、今や完全に東台(興化西方五〇キロ)包圍の態勢を整へるに至つた

陸鷲、雲南敵據點爆擊

【佛印〇〇基地二十一日発同盟】久方振りの快晴に惠まれた二十一日、佛印進駐陸鷲部隊の精鋭は雲南省敵軍事據点を痛爆甚大なる戰果を收めた、すなはち鈴木部隊は蒙自東方約八十キロ文山を急襲軍需品倉庫數棟を爆破炎上せしめ松村部隊は文山南方四十キロの馬關を爆擊油倉庫に巨彈命中大火災を起さしめ、さらに後藤部隊は文山東北方六十キロの西疇を攻擊敵倉庫群五ケ所から大火災を起さしめ全機悠々歸還した

東台城を越えて隊列は更に進む

水路に點々・舟艇の影

蘇北戰線を空から觀る

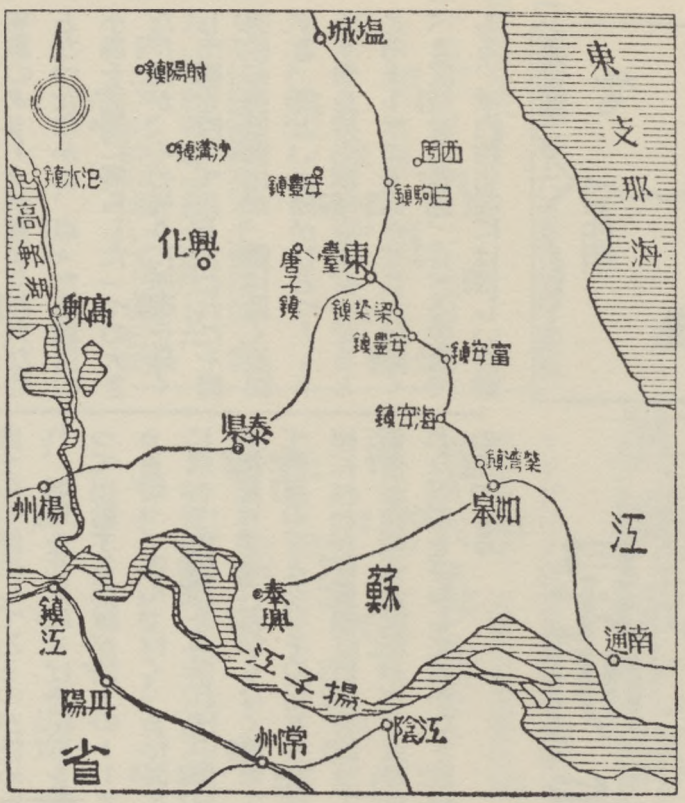

【○○基地にて信太特派員二十三日發】興化から東台へ、蘇北新戰場に連日降りしきつた膚を刺す氷雨は漸くあがつたが、空には雲なほ低い二十三日朝、記者は特に許されて陸軍○○機に同乘、皇軍勇士ら勞苦の進擊と奮戰の跡を空からつぶさに見極める機會に惠まれた、膚寒い風を双翼一杯にうけて○○基地を離陸すれば、たちまち眼下にひろがる江北の大平原は、蜘蛛の巢を張りめぐらしたやうな縱橫無盡のクリーク地帶、機の搖れるたびにチカ〳〵と反射するクリークの水の鋭い冷たい輝き、その中に一本太く大動脈のごとく北に走る大運河に沿つて北上すれば、たちまち點滿たる高郵湖のほとり、高郵の城壁が眼下に現れる、街の中央部にひときは目立つ敎會の尖塔、高郵から東への水路には點々と舟艇の影、クリーク沿ひの小路にはところどころに白雪さへ見られ、寒風に曝され氷雨に打たれ、泥濘の道なき道を進擊して行つた勇士らの軍靴の凄きさへ機上に傳つて來るやうだ

高度は百メートルから百五十メートル、泥と雪の道は人と砲車の辛苦さはまりなき進擊の跡を偲ばせてでこぼこに東へ東へと興化へ通じてゐる、既にわが勇士らの姿は見當らぬが三垛鎭（興化西南方二十キロ）あたりの田園はすでに畑に働く農民の姿が見られて、戰雲は遠く去つたとでもいひたげな眺めである

昆明、滇緬公路爆撃

海鷲、大編隊で活躍

【佛印〇〇基地特電二十一日發】南支艦隊報道部二十一日午後五時発表―佛印〇〇基地におけるわが海軍航空隊は、二十一日昆明および滇緬公路攻撃を實施せり

一、武田指揮官の率ゐる菅原、吉本、花本、蝶野各部隊は、雲南省昆明附近の大倉庫群に對し熾烈なる地上砲火を冒して爆撃を敢行、多大の戦果を收めたり

二、吉岡指揮官の率ゐる足立、瀬戸、鈴木、横瀬の各部隊は、大編隊をもつてサルウイン河上流に進出、滇緬公路の要衝惠通橋に對し、濃雲を冒して再度爆撃を敢行、多大の損害と脅威を與へたり

無數のクリークが集まり巨大な池となつたなかに、点々たる數百の小島を周圍に續らした一つの大きな浮島が、その周りに城壁を高くし市街を持つてゐる、これこそ韓德勤の居城興化だ、機は低く旋回する、島といふ島がひとつ〳〵トーチカを持ち城壁もまたいたるところトーチカを備へてこれは驚くべき武裝せる孤島、浮べる要塞である、城内西北端には懐しい皇軍勇士らの集結してゐるのが眺められ、城壁を北に越せば舟艇群を曝つて出動する部隊が湖上のトーチカを縫つて進んで行く、また眞北に飛んで興公湖を過ぎれば中堡鎭の街衢はすでに跡形もなく焼果てて廢墟のごとく、その北方大縱湖岸にはわが荒鷲の直撃彈を被つて顚覆した敵の舟艇群が四、五艘哀れな殘骸をさらしてはかなき敗殘の姿である

機首を東方に轉じ白駒鎭（東台北方廿五キロ）上空に差しかかる、蜿蜒と東台に通ずる一本道を一路南に急ぐ後續輜重部隊の隊列が手にとる如く見える

機の前に東台の城壁がぐつと迫る飜へる日の丸の旗がそこ〳〵の屋根に点々と眺に迫る、感激に見おろす東台城には引續く激戰によくもこれだけ遙な道を攻め進んだ勇士らの姿がどの通りにも鬻めき、旋回する機にどの姿も精一杯の合圖を送つてくれてゐるのだ、戰ひはまだ續けられてゐる、東台西南方にはさらに〇〇方面に向つて進撃する地上部隊の縱隊が長く〳〵續いてゐた、泥んこの兵隊さんの動き、軍靴の縺き、馬の嘶き、砲車の轍の軋きは聞取る術もないが、この新たな戰闘部隊の隊列を追越して行く遙な機上から〝確りやれ〟と眺のつぶやきに聲援を送つて一路コースを西方にとり、〇〇基地に歸還したのであつた

獨軍機械化部隊
北阿(アフリカ)に初登場
英機械化部隊を撃滅

【ベルリン二十六日発同盟】獨軍司令部発表＝

一、獨潜水艦一隻は二十五日八千トン級の英商船一隻を、他の一潜水艦は英沿岸防備艇一隻をそれぞれ撃沈した

一、一快速艇は英本土東南海上において駆逐艦一隻を撃沈した

一、リビア沿岸において廿四日朝アゲダビア東南で獨英兩機械化部隊が衝突、英軍自動車隊は撃滅された、獨側に損害なし

一、獨戰闘機隊は同日午後キレナイカの某港を攻撃、敵武裝商船二隻に火災を生ぜしめ、また港湾施設を爆撃した

一、獨爆撃隊は二十五日夜ハルハリツヂ、グレート・ヤーマス各港の重要目標ならびに英本土東部の飛行場イプスウイツチおよびノリツヂの武器工場にたいし有効なる爆撃を加へた

【ローマ二十六日発同盟】伊軍司令部発表＝

一、獨空軍は二十五日マルタ島上空で敵機を撃墜したほか、二十四日午前アゲダビア南方の北阿戰線で獨機械化部隊は、はじめて英軍を猛攻、裝甲自動車、タンク多數を破壞した

一、獨空軍はキレナイカ海岸において碇泊中の英商船および港湾施設を攻撃、八千トン級の商船二隻に大損傷を與へた

一、ダヤラブおよびケフラ戰線において伊軍は敵の壓迫に對し果敢に抵抗中

一、東阿戰線において伊軍は目下チユバ河を渡河進撃せる英軍に對し果敢なる反撃を行つてゐるを兼ねてゐるカナダ財界の第一人者であるだけに、今後の米加經濟協力は愈〻強化を見るものと各方面の注目を惹いてゐる

空襲

避難せよ小學校へ

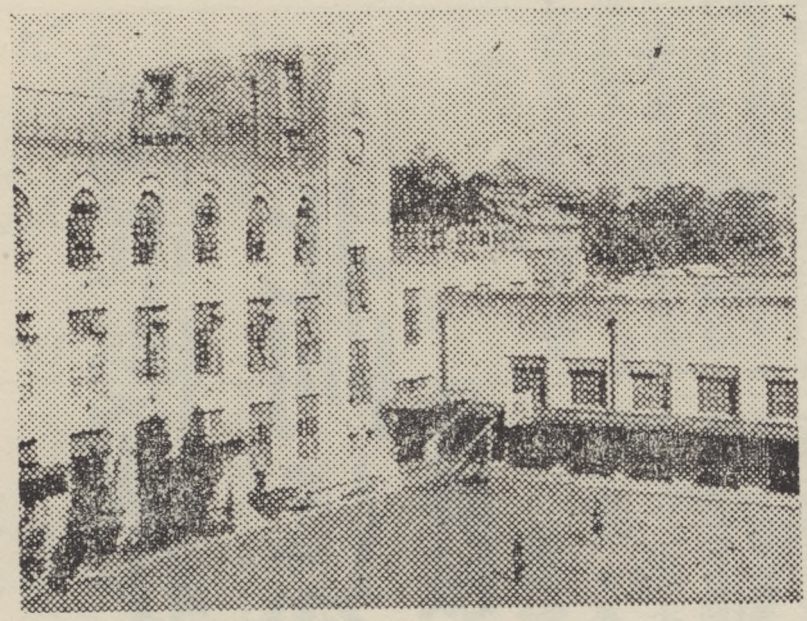

學園も空襲下では重要な防空據点として立ち上る——空爆に對して鉄筋な大都市の耐震耐火建築物のうち最も大きな割合を占めるものは小學校から大學までの教育機関であるが、そのうち市民に最も親しまれ且人口の密度に正確に比例して点在する小學校は若干の防空施設を加へれば一番適當な防護防空機関として利用出來るであらうといふ見地から都市防空委員會では東京市小野建築課長以下防空建築專門の各委員が昭和十二年秋以來支那事變の教訓に從つて各種の實驗調査を重ねて來たが、その後更に各種の空爆想定によつて六大都市の小學校の防空利用方法を研究、その結果をこのほど公表すると同時に新にロンドン猛爆の教訓に從つて老幼婦女子の地方分散後に於ける小學校の利用方法について鋭意調査を進め一應の見透しを得た【寫眞は東京市東郷小學校】

これによれば六大都市の小學校うち鉄筋コンクリート建築の占める比率の最も多いのは神戸市の五十六%、次に大阪の三十六%、横濱の三十二%、東京の三十%、京都の二十一%の順

いま

東京について見ると五百六十九校（昭和十二年調）のうち鉄筋コンクリート造は百六十八校で、この耐震耐火の小學校は普通の大建築物よりも更に空爆に對して強度があり、また廣い教室を澤山持つてゐる上に、雨天体操場や講堂など多人數を收容することの出來る設備を有することも大きな特長である

また運動場として相當の空地を持つてをり醫療、消火の設備も既に施されてゐる等空襲下の市民の防護基地としては全く恰好

である、これを積極的に利用するために屋上の床に鉄筋コンクリートの補強を施して中型爆彈の貫通を防ぎ窓から彈片や爆風が飛込まぬやうに砂詰めの二重壁を設けるか、砂嚢を積上げ出入口には防護壁を造れば二階の部屋は最も安全な防護室となる、こゝへ管内の警防團（現在警察署單位）の分團本部を置きまた旅行不可能の重病人や母の手を離せぬ赤ちやんの避難場所とするのである

また區域内の傷我人の應急手當を行ふ臨時病院としても廣い教室は相當利用出來るし一階及び地階は警防團員や罹災者の炊出し又は食物、薪炭、寢具等の救護配給物資の集積に運動場を使用しても便利であり、更に空襲によつて住居を失つた者を一時的に收容するのにこのやうな小學校に勝るところはない、では木造の小學校は空襲に對してどれほどの抵抗力があるかといへば一番厄介なのは燒夷彈であるがそれも通常用ひられる一キロや二キロのものであれば

挺身消火も困難でなくそれより大型のものに對しては發火と同時に消火彈で壓倒することが最も効果があり更に延燒した時は防火壁を用ひて防ぐのである、鉄筋コンクリートよりはぐつと劣るが普通よりも消火設備を強化し手を盡せば少量の燒夷彈で直ちに發火するものでなく防空據点として十分使用出來ることが立證されたのである」に違ひない、六ケ月前はタイムス紙の社説をまつまでもなく確に英國にとつてエヂプトの運命すら不安であつた、そこで英國はスエズ以東と英本土との聯絡が杜絶する場合に備へてデリー會議を開きスエズ以東の英帝國の軍需品自給自足に焦慮したのであつた

英、極東軍略急ぐ

エヂプト戰局の小康狀態で余裕

〝第二の心臟〟新嘉坡へ兵力增遣

【ロンドン特電二十日發】極東危機説を前ふれとして英國は陸海軍を續々シンガポールに集結、マレー、蘭印の防備を固めつゝある、こゝに集結された英軍兵力が果してどの程度のものであるか、英國新聞が書き立てゝゐるほどの大兵團、大空軍であるかどうか疑はしいが、十九日揚陸された濠洲軍は英國新聞の報道より推測すれば混成旅團、或は一個師團弱程度のものであらう、たゞ現下のわが國として注目すべき点は現在の兵力數如何よりも英國が極東に兵力を增派し得るだけの余裕を生ずるに至つた事實である、二十日のタイムス紙が社説で「六ケ月前、エヂプト、近東方面にさへ十分な兵力を派遣するのは困難であつた」と述べたことを顧みれば英國としては「誠に心強い變りか

然るに事實は豫想に反し伊希開戰は英軍に東地中海の要衝クレータ島を提供したのみならず伊希戰線は膠着狀態に陷り、他方エヂプト戰線においては伊軍當局も發表せる如く伊軍はエヂプト進擊の作戰を一時放棄してリビア國境內に後退してをり、更にエチオピア、ソマリランド、エリトレア戰線においても英國はエチオピア土民軍、南阿軍などを動員して頽勢挽回を期してゐる狀態にある

最近ドイツ空軍の活躍により英帝國の輸送路はシチリア海峽において脅威を受くるに至つたがエヂプト以東、以南における英國の地位は當分余裕を生じて來たことは否めない、無論ドイツ軍がブルガリアに軍事據點を確立し更にギリシアに侵入することによつて東地中海に多大の脅威が加へられる形勢が次第に熟しつゝあるが、英國と相互援助條約關係にあるトルコの斷然たる中立嚴守、シリアの動向不明の今日ではあり且又氣候の關係や特に冬季作戰の困難なトルコの地勢からいつても獨軍が東から陸路或は空路をもつてエヂプトに迫ることは早急な實現性がないと英國側では見てゐるやうである

從つて英國が英本土に次ぐ重大地點としたエヂプトに現在一時的安全感を抱いてゐることは事實で

かくして英國はエヂプト戰局の目下の小康狀態により英國の東英帝國における兵力に幾分余裕を生じたのを好機として第二の心臟をなすシンガポールに兵力增進の擧に出たものである、しかし英國が極東においてにはかに對日攻勢を開始するだけの十分な陸海空軍を急員し得るとは見られないが、兎に角エヂプト方面に赴くはずであつた濠洲、ニュージーランド兵が極東方面に振り向けられるやうになつたとは事實で、エヂプト方面で主力となつた同じ濠洲軍が今またシンガポールに上陸したのもその一例であらう、英帝國はその最大の據點英本土に對し依然獨軍侵入作戰の脅威を受けてゐるものゝ一方東地中海方面における目下の有利な地位を利用し、さらに米國の對英援助方針の確立、英米の外交提携緊密化などにより出來るだけ中立國を英米側に抱き込み、まづ樞軸側に對し歐洲ならびに極東をも加へて全面的に對抗し得る戰略的布陣の完成を急いでゐるものと見られる、この空氣を反映して英外交が漸次強硬の度を加へつゝあり、ことに旗幟鮮明なイーデン外相の手によつてそれが推進されんとしつゝあることは注意を要するであらう、たゞしいまのところ極東の事態は英國で騷がれてゐるほど切迫した情勢にありとは思へないが、佛印、泰、蘭印の動向如何では、英國が以上のごとき軍略をめぐらしてゐる以上いつ、いかなることによつて不測の事態が發生するかも知れず、わが國の警戒を要する點であらう

比島に援軍到着

【マニラ特電廿日發】廿日當地に入港した米陸軍運送船グラント號で五百名以上にのぼる米陸軍兵が米國から到着した、右兵力が比島駐屯軍增強のためか、或ひは單に交替のためであるかについては官邊では言明を避けてゐる、しかし他方州知事および市長會議に對して、國防長官テオフイロ・シソン氏の名において、太平洋に戰爭の危險ある旨の警告とともに、國防準備につき一般市民の協力を要望したことが注目された

米の兩洋作戰

大西洋に陸海軍基地

【ニューヨーク十四日發同盟】十四日付のニューヨーク・タイムス紙ワシントン電は陸海軍省の言明するところとして過般老齢駆逐艦五十隻譲渡の代償に英國より貸與又は割讓せられた大西洋各基地の建設費用を總計三千四百六十一万八千ドルと査定してゐると左の如く基地建設費用の内容を報道してゐる

一、トリニダットならびにギアナの海空軍基地建設費　一千百四十八万七千弗

一、アルゼンチンならびにニュー・ファウンドランドの空軍基地建設費　九百四十二万五千弗

一方パターソン陸軍次官の言明によれば陸軍側の基地建設契約は十二會社に對し總額千三百七十万六千弗に達しバーミューダ、セントルシア、英領ギアナ、トリニダッドアンチグワを含む大西洋上の六基地建設工事を直ちに開始することとなつた、而してこれ等の基地の要塞化に要する基本經費は一億二百二十八万弗と見積られて居るがこの中にはジャマイカ島並にバハマ島の基地建設費用は含まれて居ない、又この六基地の守備兵は將兵共一万乃至一万五千と言はれ基地には要塞、兵營、飛行場が建設される筈で陸軍は海軍と協同して先づ最初に船渠並にその附屬設備を建設することになつてゐる

米、異常の關心

英と併行・對日牽制へ

【ニューヨーク特電二十日發】マーシャル參謀總長が二十日米上院陸軍委員會秘密會で太平洋の米國空軍を急增強の計畫を漏らしたとの報道は最初APワシントン電報により傳へられその後UPとインターナショナル・ニュース兩通信社が同樣の報道をした結果、非常なセンセーションを捲起してゐるが、某委員が語つたところとしてAPが報道するところによると、トイツは日本に對し參戰を慫慂し、それによつて米國の關心を對英援助計畫から極東へと轉換せしめんと企圖してゐるものと、米軍部當局では觀測し、かゝる觀測にもとづいて極東情勢重大なりとの結論に到達してゐるのだとのことである

これが武器貸與法案の議會通過を促進せんとする對內政治的意味を含んでゐるか否かは問題としても、ともかく最近連日米國が太平洋問題に關し何等かの話題を提供して米國人の關心をこゝに集中すると共に、日本を牽制しつつあることが注目される

六割は軍用機

練習機の不足・發動機生産不調

米、飛行機生産狀況

【ニューヨーク特電十五日發】十五日附ニューヨーク・タイムス紙ワシントン電は最近の米國飛行機生産狀態につき一、本年一月における飛行機生産の著増一、昨年度における對英佛飛行機讓渡數一、練習機の不足一、發動機生産の不調の四点を中心として興味ある報道を行つてゐるが、その内容は次の通りである

一、本年一月の飛行機生産數＝本年一月の米國飛行機生産數は合計一、〇〇二台に達したが、これは昨年同月生産數の約二倍である、しかしいかなる型の飛行機が生産されたかは不明であるが、權威ある筋の間では一月中生産數のうち六割は各種軍用機で殘りの四割は練習機であるといはれてゐる、しかして一、〇〇二台といふ生産數は昨年十二月の七九九台に比べ約二割の増加で、國防生産管理局ではこの成績は期待以上のものなる旨非公式に認めてゐる、事實本年初頭クヌードセン同局長官は「自分の希望として年初において月一、五〇〇台、後半年には月二、〇〇〇台に到達することを期する」と述べた氏の期待をもほゞ滿足せしめることゝなつたわけである國防管理局首腦部では、飛行機生産が現在のまゝ推移すれば月一、五〇〇台に達することも難事ではないと強氣の口ぶりを洩らしてゐるものの月二、〇〇〇台を生産し得るに至るか否かには確信を抱き得ぬやうであり、わづかに本年末までにはなんとか二、〇〇〇台に達するであらうと樂觀的意見を述べてゐるに過ぎない

一、昨年度對英佛飛行機讓渡數＝英國に讓渡した飛行機數については當局は固く沈默を守つてをり明かでないが、英國は欲しいだけの飛行機數を毎月獲得してゐるといはれ、昨年一年間の米國の飛行機生産數二、九〇〇台のうち二、三〇〇台以上が英佛兩國に供給されたやうである（そのうち佛國は敗戰前約九〇〇台を米國より受取つた）

一、練習機の不足＝國内用としては國防計畫の實施から米國内に飛行隊が增設され、そのため漸次多數の練習機および軍用機が飛行隊用に引渡されつゝあるので、士官候補生用の最新型練習機の供給が軍用機以上に要求されてゐるとのことである

一、發動機生産不調＝一方、飛行機生産に比較して飛行機の發動機生産はそれほど華々しくなく最初千二百馬力の豫定であつたアリソン型水冷式發動機は、最近工學上の困難から九百五十馬力へと縮小を余儀なくされた、なほ米國の最快速追擊機エアー・コブラ（空の毒蛇）にはこのアリソン型發動機を取付けるはずであると、とまれ上述の飛行機生産數の向上にもかゝはらず發動機生産は一九四二年度にならなければ高潮に達しない狀態にある

新嘉坡（シンガポール）重視

米紙論調

【ワシントン廿日発同盟】シンガポールを中心とする英米濠三國の共同動作は漸次具体化しつゝあるが、廿日附のニューヨーク・タイムス紙シンガポール電は、米國に對するシンガポールの軍事的、經濟的意義を強調、シンガポール防衛のために米國はあらゆる手段を講ぜねばならぬを次の如く報じてゐる

シンガポールが敵性國家の手に落ちれば極東からゴム、錫等の重要物資が米國に輸入出來なくなる惧れがある、隨つて米國としては日本のシンガポール攻略に無関心たり得ない、單に通商上のみならず軍事上からいつても米國は比島に對して責任があり、かつ英國がシンガポールを失ふとハワイ、蘭印、濠洲、ニユージーランドに對する日本の脅威は太平洋のバランスを完全に覆し太平、大西兩洋における英國の海軍力に大打撃を與へるであらう、しかし現在の眞の戰場は英佛海峽であつて蘭印でもまたシンガポールでもない、英國が獨伊に勝てば極東問題は自然に片づく、米國は對英援助に急なるあまり、日本の太平洋侵略阻止につき有効な手段を採り得ないと思ふのは誤りである、米國は太平洋に有力な海軍を擁し、かつ大なる經濟力といふ武器をもつてゐる、今日まで反撃を考慮して對日經濟制裁は小規模の範圍で行はれてきたが、日本がシンガポールを中心とする侵略に出でんとするならば、米國はたゞちに對日全面的禁輸を斷行し、日本の經濟、工業、通商に致命傷を與へるであらう

獨水上艦艇の英船撃沈數

前大戰四ケ年の總計を凌駕

【ベルリン十五日発同盟】ドイツ軍司令部は十四日午後開戰十八箇月間のドイツ水上艦艇による英船舶撃沈總トン數を六十七万トンと発表したが獨軍當局はこの數字は前大戰における四箇年の獨水上艦艇による英船撃沈總數を凌駕してゐる旨強調してゐる

ドイツ水上艦艇は開戰以來十八箇月間にイギリス船舶及びイギリスが所有して居る船舶合計六十七万トンを洋上において撃沈した、これは前大戰四年間を通じての同種數字五十七万トンを遙に凌駕してゐる

英、上陸作戰基地爆撃

【ロンドン十五日発同盟】英空軍省発表――

一、英空軍は十四日夜ルール地方の軍需工業地帶を猛爆した

一、十四日午後英空軍は佛海岸の獨軍の上陸作戰基地を空襲した數々たる爆聲は海峽を越えて數時間に亙つて英本土まで聞え且つカレー及びグリネ岬方面は濛濛たる火煙に覆はれてゐるのが見えた

一、獨空軍は十四日夜英本土に來襲、イングランド東部、ロンドンその他に爆撃を行つたが損害は僅少

落下傘部隊は英軍

【ロンドン十五日発同盟】南イタリアに英落下傘部隊降下の報道を英側はロイター通信を通じて確認次の如く発表してゐる

南イタリアに落下傘をもつて降下した正規兵は同方面諸港に關係ある或種の目的物を破壞する指令を帶びてゐたものである、ただし詳細発表は目下のところできない、たゞ數人の兵士は未だ基地に歸還してゐない

東人西人

米國務省の支那通

新駐支・駐濠兩大使

ルーズヴエルトの三選以來全く軌道に乘つた米國の援英援蔣政策の結果、太平洋の形勢ます〳〵微妙化しつゝある時、米國の駐支大使と駐濠公使が入替となり、現駐支大使ネルソン・ジョンソン氏が濠洲に行き、現駐濠公使クラーレンス・ガウス氏が支那に還る

二人とも米國務省切つての支那通外交官生活の大部分を支那で過した人である、今回の入替のもつ政治的意義は輕視できない、當然米國の援蔣積極化が豫想されるからである

ガウス、ジョンソン兩氏とも當年五十四歳、ガウス氏は一九〇六年國務省に入り、翌年上海總領事館勤務となつて以來天津、廈門、洛南、奉天、北京などに駐在、一九三三年駐支大使館參事官、一九三五年から昨年一月駐濠公使に轉出するまで上海總領事をしてゐた、一方ジョンソン氏も一九〇七年通譯生として支那に來て以來、奉天、哈爾濱、上海、重慶、長沙などを廻り、一九二九年駐支公使一九三五年大使に昇格した、兩氏とも今日までほとんど支那以外に出たことがない

ガウス大使　ジョンソン大使

ジョンソン氏が支那文化、東洋文化の愛好者であることは周知の事實だが駐支大使館の仕事は實際上むしろ上海總領事のガウス氏が切盛りしてゐたのである

ガウス氏は現在まではジョンソン氏の影にかくれた形で、あまり名前を知られてゐないが、事務家肌、宋子文、陳光甫らの支那財界人とも親しく、また上海のサッスーン財閥も永年の知己である、從來本國の政策より以上に強硬氣勢をあげてゐた上海在留米國人間にもてはやされてゐた、今度は名實とにに駐支米國大使館の主となつたのだから積極的にいよ〳〵立廻るものと見られ、わが國としても注視する必要があらう

獨機、英艦隊襲撃

大型艦一隻撃沈す

【ローマ二十四日發同盟】伊軍司令部發表

一、伊軍に協力する獨空軍はリビアの英空軍基地を攻撃、地上の英機ならびに自動車を爆碎したほか獨機は英海軍基地を攻撃、多大の損害を與へた、さらに他の獨編隊は東地中海において全速力航行中の英艦隊を爆撃、うち大型艦一隻に爆彈を命中せしめた、同艦は撃沈したものと信ぜられる

獨潜水艦活躍

【ベルリン二十四日發同盟】獨軍司令部發表＝

一、メーレ中佐指揮の獨潜水艦は英商船四隻三万三千トンを撃沈これにより同艦が撃沈した英商

船は計十九隻、十一万一千九百四十三トンに達した、また他の一潜水艦も二商船七千トンを撃沈した旨報告があつた

一、地中海に活躍中の獨空軍は英商船一隻、一方トンを撃沈、またアイルランド東方海上においても大型商船一隻に大損害を與へ、同船は甚だしく傾斜したまま航行を停止した

一、強力なる獨武裝偵察機編隊はイングランド南部海岸を攻撃したが、英空軍の邀撃を見ず、爆撃編隊は二十三日夜再度ハルの軍事目標およびイングランド南部海岸の飛行機工場、ロンドンの造船所、武器工場などを爆撃した

總動員法改正案

けふ次官會議で調整

今議會に戰時色を投影する最重要法案となつた國家總動員法改正法律案は企畫院及び法制局を中心に各省と連絡して案文を調整中であつたが、漸く成案を得るに至つたので、二十五日正午院内に臨時次官會議を開催、同改正案の最後的調整を行ひ、大体二十七日の院内閣議に附議、正式決定の上直に衆議院に提出することとなつた、改正原案の主要点は大要左の如くである

第五條　總動員業務に對する協力命令條項

國または地方團体のみならず經濟團体の業務にも協力せしむることゝした

第六條　從業者の統制條項

從業者の使用、雇入、解雇等のみならず移動をも統制して、從業者統制の完璧を期した

第八條　總動員物資の生産、修理配給、讓渡に對する命令條項

總動員物資の總動員を削除して一般物資に及ぼすことゝした

第十條　總動員物資の使用收用條項

總動員の三字を削除した

第十一條　經理統制條項

現行法では會社の設立、增資、合併等を「制限」又は「禁止」し得ることとなつてゐるのを、會社の設立、增資、合併、解散を「命令」し得ることとした

第十四條　權利の使用收用條項

現行法では權利を鑛業權、砂鑛權および水の使用に關する權利の三つに限つてゐるが、これを更に廣汎となし、工業所有權その他をも追加した

第十七條　統制協定條項

「總動員」を削除

第十八條　統制組合條項

「組合」を「團体」に改正し、範圍を擴大した

第十九條　價格統制條項

範圍を擴大、修繕料の如き給付に對する對價の統制をも行ふこととした

第三十二―四十九條　罰則規定

議員の定數は四百名

推薦協議會制を採用

選擧法、劃期的な改正

衆議院議員選擧法改正法案は十九日午後七時半開會の臨時閣議に上程、平沼内相の原案説明にもとづいて審議の結果、二十日早曉に至り左の通り正式決定、兩三日中に樞密院に御諮詢奏請の手續をとり、來月中旬までには議會に提出することゝなつた、最後まで決定を保留した議員定數は結局四百名と決定した、今次改正法案は實に大正十四年改正の普選法案以來の大改正で、新体制に即應する翼贊議會建設を目指し大選擧區制の採用、議員定數の減少による眞摯なる翼贊体制の確立、假同開票、選擧公營の擴大、罰則における連坐制の強化、選擧運動の簡易明朗化等の特色の中に家族制度尊重の理念を主眼とする選擧資格における戸主選擧制、自由立候補制排撃を企圖する推薦協議會制の採用によつて我國議會制度の運用に劃期的な革新を圖さうとするものである、改正要綱の内容左の如くである

改正要旨

第一　議員定數及び選擧區

一、議員定數は四百人とす

一、一府縣一選擧區とす但し東京府、大阪府、兵庫縣、愛知縣、福岡縣及び北海道に付ては二乃至四の選擧區に分つ

第二　選擧權及び被選擧權

一、選擧權者は滿二十五歳以上の男子たる戸主とす

二、治安維持法違反の罪を法第六條第六號の特殊犯罪中に加ふ

三、法第六條第七號の犯罪者に付被選擧權の缺格期間を延長す

四、選擧犯罪に基く選擧權及び被選擧權の制限に付裁判所の宣告に依り之を緩和し得る規定を削除す

五、政務官を廢止し參政官を置くこととす

第三　選擧手續

一、選擧運動期間を十日間延長す

二、混同開票の制度を採用す

三、當選承諾屆出期限後の一般次点者繰上制度を廢止す

四、補缺選擧及び特種のものを除く再選擧は當該選擧區の議員定數の三分の一（其の數二人より少きときは二人）に達する迄は之を行はず

第四　議員候補者制度

一、自薦立候補の制を改め議員候補者は推薦協議會に於て銓衡し三十人以上の連署を以て選擧長に屆出ありたる者に限る

二、議員候補者屆出の供託金を廢止す

三、推薦協議會は左の如き制限に依らしむ

（イ）推薦協議會を開かんとするときは其の發起人は豫め警察官署に屆出づることを要す

（ロ）推薦協議會は選擧の期日の公布又は告示ありたる後に非ざれば之を發起し得ず

（ハ）推薦協議會の發起人は五人以內とし五十人以內に對し文書を以てするの外之に參加を勸誘し得ず

（ニ）同一人は二以上の推薦協議會を發起し得ず

（ホ）推薦協議會の發起人及び之に參加の勸誘を受けたる者に非ざれば推薦協議會に參加することを得ず

（ヘ）推薦協議會を發起し又は之に參加し得るものは選擧權を有する者に限る

四、特定人をして議員候補者たらしめ又は議員候補者たらしめざらんが爲に爲す協議、依頼等は推薦協議會に於て議員候補者の銓衡を爲し又は其の銓衡せられたる議員候補者の屆出を爲す場合の外は之を爲し得ず

五、議員候補者たらんが爲に爲す依頼行爲は之を禁止す

第五　選擧運動

一、組織的に選擧運動を爲さんとする場合（選擧事務長を選任せんとする場合）には供託金二千円を要す

二、法定選擧運動者

（イ）選擧事務長の選任は之を任意と爲す

（ロ）選擧事務長も亦選擧事務長の承諾を得て勞務者を選任することを得

（ハ）選擧事務長に對し日當を供與することを得

三、所謂第二者選擧運動

（イ）演說又は推薦狀に依る選擧運動には其の依頼及び出演者の派遣を含む

（ロ）議員候補者又は法定選擧運動者の開催する演說會に出演する場合の外所謂第三者は一切實費の弁償を受くることを得ず

（ハ）議員候補者又は法定選擧運動者の開催する演說會に出演する者に對し日當を供與することを得

（ニ）所謂第三者にして演說に依る選擧運動を爲す者は一演說會に付三人以內の勞務者を選任することを得

（ホ）所謂第三者の爲す選擧運動

の爲其の者と同居する親族、家族及び常傭の使用人は勞務の提供を爲すことを得

第六　選擧運動費用

一、選擧事務長の選任なき場合は議員候補者も選擧運動費用を支出することを得

二、議員候補者の休泊、飮食等の爲に要したる費用は選擧運動の費用に非ざるものとす

第七　選擧罰則

一、議員候補者たるべき者の銓衡又は推薦に關する買收行爲及びその自由公正を妨害する行爲を處罰する規定を設く

二、選擧運動費用不法支出の罪に付罰金刑を加へ禁錮刑との選擇刑と爲す

三、或範圍の形式的犯罪（第百卅條及び第百卅二條の罪）は假令當選人之に因り處刑せらるることあるも之を當選無效の原因と爲さず

定數の府縣割當

東京（六名）大阪（四名）のみ增加

今回の改正選擧法案による議員定數は四百名に決定、六十六名の減少にともなひこれが各府縣の選擧區と定數割當てに如何に影響するかは、現在の衆議院議員及び有權者層の大きな關心の的となつてをり、內務當局でも別表作成を急いでゐるが、四百名をもつて昭和十年十月一日國勢調査の內地總人口六千九百二十五万人を除し、その數を以て各府縣の人口を除し定數を定め、端數大なる府縣から順次一名宛總定數まで移讓する方法で算定した各府縣定數は左の通りである、この結果大都市を擁して人口增加率大なる東京府は現在の三十一名から三十七名に六名增加し大阪府は二十一名から二十五名に四名增加するの奇現象を呈し、その他の府縣は現狀維持（靑森、愛知、宮崎）及び新潟の四名を最大とする減員である、內定員割當ては左の通りである

	現行定數	改正定數		現行定數	改正定數
北海道	二〇	一八	靑森	六	六
岩手	七	六	宮城	八	七
秋田	七	六	山形	八	六
福島	一一	九	茨城	一一	九
栃木	九	七	群馬	九	七
埼玉	一一	九	千葉	一一	九
東京	三一	三七	神奈川	一一	一〇
新潟	一五	一一	富山	六	五
石川	六	四	福井	五	四
山梨	五	四	長野	一三	一〇
岐阜	九	七	靜岡	一三	一一
愛知	一七	一七	三重	九	七
滋賀	五	四	京都	一一	一〇
大阪	二一	二五	兵庫	一九	一七
奈良	五	四	和歌山	六	五
鳥取	四	三	島根	六	四
岡山	一〇	八	廣島	一三	一〇
山口	九	七	德島	六	四
香川	六	四	愛媛	九	七
高知	六	四	福岡	一八	一六
佐賀	六	四	長崎	九	七
熊本	一〇	八	大分	七	六
宮崎	五	五	鹿兒島	一二	九
沖繩	五	三	合計	四〇〇	四〇〇

東京は四區制

大府縣選擧區數

一府縣一選擧區の大選擧區制の原則を破つて大府縣には二乃至四選擧區が設置されるが、東京府は四、大阪府、北海道は三、兵庫、愛知、福岡各縣は二選擧區に分たれることに內定した

臨時軍事費可決

衆議院の審議進捗

衆議院豫算總會における近衞首相の悲壯な責任感の吐露は議員の腦中に深き感銘を與へ、戰時議會色を一入濃厚にした、廿八日衆議院では午前議員倶樂部の總會を開き、十億に達する臨時軍事費豫算追加案に對する態度を協議した上、午後の豫算總會再開劈頭に即決可決したので直に本會議に上程、同樣に即決可決の上貴族院へ送付した、尚政府から漸く法案が出初めたので委員會の開催は議長の裁量に一任することゝし、當時委員會を開催し議事の促進を圖ることとなつた、豫算總會は午前十時より續行、堤康次郎氏につづき午後は助川啓四郎氏、平川松太郎氏、三善信房氏等が質問をなし、同夜もひき續いて行ふといふ熱心な審議振りで、二十九日を以て豫算總會を一旦終了し三十日より分科會に入る豫定となつた、二十八日衆議院より臨時軍事費豫算追加案送付のため貴院では同日豫算總會で井上匡四郎子（研究）千秋季隆男（公正）の正副委員長を互選し二十九日より豫算案審議の態勢を整へた、かくして貴族院では臨時軍事費豫算追加案の審議は二十九日一日だけを充て同日中に審議の上可決し、三十日の本會議に上程可決する段取であるから、十億の臨時軍事費豫算追加案は三十日成立する筈で、如何にも戰時議會らしいスピード振りである

農林團體の活動

時局に卽し指導　農相答弁

衆議院豫算總會

衆議院豫算總會第六日は二十八日午前十時十二分開會堤康次郎氏と松岡外相の間に日蘭會商を續つて別項の如き問答があり、次いで

堤康次郎氏　米國が生糸を輸入するかどうかは、生糸に對するわが斷然たる對策の有無如何にかゝつてゐる、はつきりした對策を示してほしい

石黒農相　生糸は重要なものだが米國に輸出することだけに依存するのはよくないと思つてゐたのである、輸出先を變へるとか新用途研究開拓に相當苦心した、東洋のやうに濕度の多いところでは羊毛と纖維を混織した下着が最も適當してゐることが實驗の結果現はれてきた、それで今後は大衆の實用方面に向つて行くべきだと考へたのである、アメリカの難しい注文に應じて行くよりも、簡易にできる纖維を研究して今日では羊毛と變らない樣な纖維もできるやうになつた

堤氏　米國の對日重要物資輸出許可制擴張に對する對策如何、また商工會議所を廢止するのか

小林商相　アメリカの重要物資の對日禁輸に對してはすでに十分手を講じて對策は講じてあるから御安心願ひたい、商工會議所

は産業團体法の線に沿うて改革するやうに考へてゐたが廢止は手續考へてゐない

堤氏　現在の株價の低落は二千五百万円位の證券會社を設立した位で防げるものではない、株價の下落は財界の不安から出て來てゐるのである、銀行の合同が促進される結果銀行手持の株が賣り出されてゐるのも原因だと思ふが如何

河田藏相　銀行の合同は信用を增すために各府縣内で合同せしめるといふ方針をとつたが強制してゐるのではない、政府は決して一縣一行主義をもつてゐるものでなくその地方の經濟事情に應じて合同を進めて行きたい

星野企畫院總裁　株價下落は財界の不安によるといはれてゐるが、政府としては眞に官民一体となつて進めて行きたいといふ考へから經濟新体制を實現したいのである、株價下落についてはできるだけの注意を拂つて民間企業の活動を期待して行きたい

堤氏　資本と經營分離につき何か具体的なものを考へてゐるか

企畫院總裁　例へば會社の經營を熱心にしてゐても株の關の授受のためにその企業者が退ひ出される如き實例があるかも知れぬが、自分としては資本と經營の分離の如き言葉を用ひることを嚴に戒しめてゐる

堤氏　會社經理統制令は第二條に會社企業は國民經濟の責任を分擔すべき旨の指導精神を示してゐるが、この條文は財界に非常な不安を與へてゐる、努力して利益を擧げることは國家目的に反するといふことを感ぜしめ、企業心を萎微させるものであると思ふが如何

藏相　利益を擧げることを認めないのでは決してない、會社經營の本義を條文に示したもので條文の文句で事業家に暗い氣持を與へるといふのであれば、機會ある毎に説明して明朗に動いて貰ふやう勞めたい

助川啓四郎氏　農村では政府の計畫してゐる農業新体制が公にされてゐないため不安の念をもつてゐるが、農村を現狀のまゝでは農業新体制はできぬと思ふ、産業團体事務を町村事務の中に包含せしめた方がよいといふ意見があり、兒玉元内相は前議會で産業活動は産業團体に委せるべきだと答へたことがあつたが、政府の意見はどうか

農相　産業團体は産業者の團体であり、町村民は産業者に限られてゐない、町村は地方行政團体の基礎をなすもので、綜合團体である、町村長は各種産業團体の連絡協調を圖るべきだといふ意見には同感である

内相　町村行政は町村長がこれに當るのであるが、住民の經濟生活はこれと密接な關係があるから町村が大いなる關心をもたねばならぬ、しかし一切の經濟活動について町村が實行に當ることは不可能である、産業團体との間に密接な連絡をとるべきで反目を生じることはあるまじきことゝ考へてゐる

助川氏　町村が産業團体の仕事まで吸收するといふ考へ方は適當でないと思ふが如何

内相　すべて町村の行政をもつて産業活動の一切に當ることはできないのであるから今述べられたやうな意見は尤もだと思ふ

助川氏　農村問題については内務農林兩省の密接な協力が必要であるが連絡機關を設けては如何

内相　農林大臣と十分連絡をとつて協議することは勿論のことである、その具体案については未だ申上げられない

助川氏　農業團体統合案は議會提出を見合せたが、農業團体の指導精神に再檢討を加へ團体間の摩擦を防止し連絡を密にすることを圖ることが今日の要務である農相の所見如何

農相　農林関係團体の整理組合の法案を提出する積りであつたが、團体が統合するには面倒な問題で日を決ることが多いと思はれる、現在相當國家に貢獻してゐるものであるから團体はその儘にしておいて時局に即した指導精神でもつて活動して貰つた方がよいと考へて提出を見合せた、時局に即した指導精神で今後農林團体の活動を期待したい

助川氏　農業新体制に關聯して土地制度を強化徹底することが最も必要なことで農地の保全改良、人口との調和を考慮すべきである

農相　農業新体制は決して不安を起すやうなものではない、自作農を本位とする堅實な農家をつくつて行くことは現内閣でも歴代内閣の方針通り踏襲してゐるわが農業は古來國家と農民が協力して發達せしめて來てゐるのである、新体制といつても國家の農業政策に從ひこれと共に發展して行くべきものである、助川氏の意見以外に農家の規模を稍々擴大して適正な農家をつくつて行くことに考へを進めて行きたい

ヒ總統重大演説

伊首相と呼應決意闡明

【ベルリン特電二十四日發】ヒツトラー總統はナチス黨綱領宣言記念日たる二十四日午後五時（日本時間二十五日午前一時）より某所において演説を行ふこととなつた、去る一月三十日以來二度目の演説であるが、歐洲戰局新段階の展開いよいよ近づきドイツがいかなるイニシアチヴをとるかが世界の注目の的となつてゐるので、非常に重大視されてゐる

【ベルリン二十四日發同盟】ヒツトラー總統の演説は黨發祥の地たるミュンヘンが選ばれることとならう、ムッソリーニ首相が二十三日英國打倒の鐵の決意を披瀝し樞軸の軍事的政治的強靭性を強調した直後のことであり、總統もまたムッソリーニ首相に呼應して英米の策動を粉砕し最後の決戰への斷乎たる決意を闡明して樞軸兩國の示威を行ふものと見られる【寫眞はヒツトラー總統】

大東亞共榮圈の確立へ
泰・佛印調停會議開く
帝國外交の歴史的巨歩

東亞共榮圈における日本の指導的地位を名實ともに確立する泰・佛印紛爭調停會議は七日午後四時より日・佛・泰三國委員、隨員の全員出席の下に首相官邸において開催され、歴史的會議の幕を切つて落した、すなはち足かけ二年越しの泰、佛印の國境紛爭に終止符を打ち、調停會議を契機に新たに東亞共榮圈の一員として更生せんとする佛・泰兩國委員、隨員は松岡外相の案内で首相官邸大廣間の指定の席につき、松岡外相の調停會議開催に關する挨拶あつた後、佛・泰兩國全權の答辭あつて會議に入つた

これに先だち、齋藤育次南洋局長、ゴーチエ理事長官、ナイ・タウイ・タウエチクン外務書記官の日・佛・泰三國事務總長は午前十時より外相官邸に參集し、佛・泰兩國全權委員の委任狀を審査した結果、委任狀の良好妥當なことを確認し、次いで今後の會議の順序、進行方法ならびに構成等について協議を遂げ、日・佛・泰三國委員隨員の名簿を交換し劃期的東京調停會議に臨む万般の準備を完了したのであつた

しかして今次の調停會議の成否如何は東亞共榮圈の前途はもとより、南方諸國に與へる影響も甚大で、その成行については文字通り世界各國の注視を浴びてゐるので、會議の進捗に支障なからしめるため三國の事務總長は今後も頻繁に會合して打合せを遂げる筈であるが、帝國政府としては泰・佛印兩國をして各々その所を得しめると共に兩國の禍根を速かに除去する既定の方針で邁進するのみであるとなしてゐる、尚會議には法律問題の起ることも豫想されるので万全を期する意味で松本俊一條約局長を帝國委員の隨員として追加したが、日・佛・泰三國政府の正式決定せる委員隨員は次の通りである

政府、議會が緊密一體
翼贊會の育成に努力
四參議、首相の要請諒承

大政翼贊會問題に對する政府の態度は、六日の近衞首相と議會關係閣僚との協議によつて最後的打合せを了するに至つたので、政府は七日正午から首相官邸に近衞首相始め平沼、河田、秋田、小川、金光の關係六相並に富田書記官長、村瀨法制局長官、森山法制局參事官が參集、衆議院において留保した翼贊會の性格に對する政府の統一答弁の内容ならびに翼贊會豫算の査定につき、細目の打合せを遂げ、こゝに今議會再開以來論議の的となり、議會内部に種々の政治的波紋を描いた翼贊會問題に對する政府の方針は正式に本極りとなつた、よつて近衞首相は同一時半官邸に議會關係の内閣參議たる町田忠治、中島知久平、久原房之助、安達謙藏の四舊政黨々首の來邸を求め、關係閣僚會議に引續き午後二時十五分より右四參議と合同、政府側から首相の外平沼、秋田、小川、金光の四閣僚列席の上翼贊會の性格と豫算の兩問題にわたつて政府の方針を詳細説明し、これに對する四參議の忌憚のない意見を聽取して懇談を重ねた後

現下の危局に對應して万民翼贊の擧國体制を整備強化すべき翼贊運動の本質に鑑み、この際政府と議會が緊密一体となつて翼贊會の育成に努めるやう協力を願ひ度いと極力政府方を懇請したに對し、四參議は首相の要請を諒として政府の意圖を傳達斡旋することゝなつた

一方衆議院内においても、政府のこの政治的工作に對應して七日午前舊民政黨は院内役員が中心となつて同問題についての態度決定に関して正午虎の門晩翠軒に會同し、また各舊黨派についてもそれぞれ関係方面が態度決定について會合してゐる狀態で、同問題はいはゆる政治的解決の最後的段階に到達したしかして政府としては議會の意向を十分採り入れて愼重に方針を檢討したのち、この政治的措置に出たので、十日頃議會提出豫定の明年度一般會計追加豫算案に計上する翼贊會に對する政府補助金は滿場一致で議會を通過するものと期待してゐる

町田氏、政府鞭撻の演説
戰時體制強化を決議
翼賛の空氣衆院に漲る

再開議會第二日の二十二日は戰時議會の新面目を發揮して政府、議會とも渾然一体化して擧國一致時艱克服に邁進せんとする態勢を着着具体化しつゝあり、これをめぐつて朝來政府、議會双方の重大な動きがみられた、すなはち衆議院側は午前十時から院内に議員倶樂部役員會、總會を開き協議の結果、衆議院全員賛成のもとに『戰時體制強化に關する決議案』を同日午後の本會議劈頭緊急上程し、これが提案理由の説明には全員代表にふさはしく舊民政黨總裁町田忠治氏がこれに當つた、しかも衆議院のかゝる翼賛体制の氣魄を一段と強調表明するため、政府の施政方針演説に對する本會議での質疑はこれを取止めることに決定といふ劃期的英斷に出た、かゝる衆議院の態度に應し、政府側でも午前十時から首相官邸に臨時閣議を開き重要協議を遂げたが、これに先だち河田藏相、小川鉄相、小林商相は經濟關係法案の取扱ひについて下打合せを行つた、政府としては衆議院の決議案上程可決に際しては近衛首相から確固たる決意を表明してこれに答へたが、さらに對議會策の重点を明年度豫算案の通過におき、苟くも國内の相剋摩擦を印象せしめるが如き措置は極力回避する方針で、從つて選擧法改正法律案の如きは提出せざることに決定し、唯その具体的決定は決議案可決後の議會情勢をみた上改めて臨時閣議を開き正式決定となすことになつた、從つて今議會の相貌は質的にも相當の變化を呈し、豫算案の審議に中心論

議が集中されることになり、廿四日から豫算總會が開かれ、衆議院の中心は早くもそこに移され審議は著るしく進捗をみることになつた、一方この日の貴族院は午前十時から本會議を開いたが、閣議のため全閣僚とも出席しなかつたゝめ施政方針演説に對する質疑は次回に讓り、日程を變更して兵役法中改正法律案を上程した

衆院早くも豫算總會

審議極めて急速調

今議會は再開第二日にしてすでに大勢を見通した感あり、第三日の二十三日衆議院は早くも豫算總會を開き、審議は極めて急速調を示した、すなはち前日の戰時体制強化決議を中心として本會議に於ける國務大臣演説に對する質疑は一切取止め、政府又同日の臨時閣議で提出法案の半減、議員任期一ケ年の延長等を決定したため政府、議會の一体化はこゝに結實し、二十三日の院内は、議員倶樂部の動きもなく極めて平靜なる空氣に包まれてゐる、午前十時十七分衆議院豫算總會はまづ第一日を開いたが、野頭増田委員長から審議期間の短縮繰上げ、すなはち來る卅一日を以つて豫算總會の質疑を打切り二月十日本會議上程の豫定をはかりこれを承認、從つて衆議院のやまも紀元節を劃して越す見込みとなり、豫算總會も二十四日から論戰を開始するが、從來にみられたごとき白熱的展開といつた緊張感は第一日の空氣にもみられなかつた、なほ午後一時六分からは本會議が開かれたが、赤字公債発行法案他一件を上程、委員付託としたのみで散會、貴族院は本會議も委員會も開かれず休み、第三日の議會にしては誠に閑散といつたところだ、一方貴族院でも戰時議會に相應せんとする動きが漸く表面化し、午前院内において今後の議事運行について政府貴族院の連絡會議を開き、さらに非公式各派交渉會で衆議院同樣政府鞭撻の決議案を上程することに方針を決定、出來れば二十五日の本會議に實現の運びとなつた、一方午前十一時からは首相官邸に政府、統帥部の連絡懇談會が開かれる等戰時色の緊張感を深めた

衆院、翼賛會豫算可決

重要案件議了、問題は貴院へ

議會月末に終了せん

大政翼賛會豫算を含む明年度追加豫算案に對する最後的態度を決すべき二十二日の衆議院は今議會掉尾の波瀾を起し、豫算總會においては諸氏の質疑終了後討論に入るや突如江藤源九郎氏より翼賛會豫算削減の動議を提出し、石坂豊一氏これに賛成したが、採決の結果少數をもつて否決された、かくて右追加豫算各案は多數をもつて豫算總會において可決され、直ちに同夜七時十二分再開の衆議院本會議に緊急上程、増田委員長の經過報告後川崎克氏より豫算總會と同樣翼賛會豫算削減の緊急動議を提出、同氏より一時間余にわたり提案趣旨の説明後修正動議の採決に入り記名投票をもつて今議會最初の堂々巡りを行つた結果、右修正動議は少數をもつて否決された、かくて今議會劈頭より揉みに揉んだ翼賛會問題は豫算案の可決とともに衆議院の關門を通過し、貴族院に移つた、翼賛會豫算に對する貴族院の態度は、翼賛會の法理的性格に對し、あるひは政治的動向に對しまだ釋然たらざる空氣が濃厚であるから、相當突込んだ質問が行はれるものとみられるが、翼賛會豫算そのものについてはすでに衆議院において可決せられた以上、貴族院としてもこれを修正することは不可能であるから、結局多少の議論はあつても原案通り成立することとならう、かくて同日をもつて衆議院における重要案件は悉く議了され、舞台は一轉貴族院に移り、第七十六議會は戰時議會にふさはしく二月一杯をもつて閉幕する見込が立つに至つた

修正の動議否決

堂々廻り・掉尾の緊張

衆議院本會議

二十二日の衆議院本會議は午後四時五分再開、日程を變更
一、人造石油製造事業法中改正法律案
一、帝國燃料興業株式會社法中改正法律案
一、帝國石油株式會社法案（以上政府提出）
一、農地開發法案（政府提出）
村上委員長の經過報告可決
一、木材統制法案（政府提出）につき馬岡委員長經過報告、委員會の決定どほり修正可決
一、民法中改正法律案
一、非訟事件手續法中改正法律案
一、戸籍法中改正法律案
一、民事訴訟法中改正法律案
一、陪審法中改正法律案
一、大正二年法律第九號中改正法律案（裁判所管轄區域に關する件）（以上政府提出、貴族院送付）
一、大正十二年法律第五十二號中改正法律案（司法官試補及辯護士の資格に關する件）（議員提出）につき飯村委員長の經過報告あり可決、政府提出六法案については兩院通過成立した、同四時五十六分休憩、午後七時十二分三たび開會いよ〳〵
一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案（第二號）
一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案（特第二號）
一、昭和十五年度特別會計歳入歳出豫算追加案（特第三號）
一、昭和十六年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）
一、昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）
一、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件（追第一號）
一、臨時陸軍材料資金豫算追加案（臨材第一號）

を一括上程、增田豫算委員長は豫算總會の經過報告のため登壇議場はほとんど全員出席政府側も近衞首相、松岡外相、小林商相を除き各閣僚、席につき緊張のうちに報告を傾聽、增田委員長の報告は翼贊會問題におよぶや特に詳細を極めた、ついで翼贊會補助費を含む本明年度豫算追加案（第三號、第一號）修正の趣旨説明のため

川崎克氏　本年度歳入歳出追加豫算案（第三號）中大政翼贊會豫算六十五万円を二十五万円に明年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）中大政翼贊會豫算八百万円を三百万円に修正せんとするものである、大政翼贊の機關はひとり議會によるべきであり、これを紛更させるのは戰時体制の強化を困難ならしめる、憲法は濫りに改正さるべきものでなく憲法の條章に照らして國政の運營は行はるべきである、翼贊會の機構はドイツのナチスにならひまたロシアの共産主義にならつたかのごとき感を覺えるので政府の外に政府あるがごとく見らるるのである、憲法の條章に反せりとの疑ひを抱くは當然のことである

獨ソ新協定の効用

獨ソ間には今回經濟、國境劃定住民交換等の一聯の新協定が成立を見るに至つたが、この二大強國獨ソの新たなる諒解とその協力關係の新たなる發展は、それ自体極めて重大なる出來事ではあるが、特に最近の國際的新情勢に照し合せる時、その政治的意義の極めて大なるを思はせるのである。

獨ソ三協定のうち、バルト海よりイゴルカ河に達する獨ソ新國境の劃定、バルト三國のドイツ住民交換の二協定は、獨ソ兩國の將來可能なる紛爭の種を除き去つたことであり、また經濟協定は、更に進んで兩國の協力關係を意味するものである。獨ソ間にはすでに一九三九年に經濟協定が妥結されてゐるが、今次の新協定は、右に基いて更にこれを著るしく擴充強化したもので、かつて獨ソ間に結ばれたいかなる經濟協定よりも、重要にして大規模なものである。なるほどドイツは、その瞠目すべき迅速さをもつて、歐洲に指導性を獲得することによつて、その經濟能力を増大し、對ソ經濟的依存度の多分に減少せるものありとはいへ、なほかつソ聯の諸原料、石油、穀物の演じ得る役割は大きいのである。特に戰爭遂行時に隨伴され勝ちなる食糧困難の問題の起り得る時、ソ聯昨年度の豊作による大量の余剰穀物の對獨供給の持つ意義は決して小さくはないのである。

かゝる獨ソ經濟の擴充が、次に述べるやうな國際政局の只中に成立したことは、單なる偶然ではないであらう。

すちはち最近バルカンの微妙なる情勢に關聯して、獨ソの緊迫關係が喧傳され、その間隙を縫つて英米筋の獨ソ離間の策動が行はれてゐたのであるが、今次の新協定はこれらの宣傳、策謀を事實をもつて霧消せしめたのであり、ソ聯プラヴダ紙も獨ソ新協定をもつて「獨ソ離間の各種の策謀に對する回答」なりと評してゐるのである。更に看過してはならないことは、この獨ソ協定が米國の對英援助が最近極度に強化されつゝある情勢の下に行はれたことである。ソ聯が對英戰爭遂行中のドイツにとつて、資材的背後地としての重大なる役割を演ずるといふことは、それ自体重大なる政治的意味を持つてゐることである。

米國の挑戰的意圖

米國の排發的攻勢の結果、日米兩國の關係は、一觸即發の狀態に置かれんとしてゐる。いはゆる米國海軍の北方、中央、南方よりする進攻の問題と關聯して、わが東亞共榮圈水域における米國の攻勢的意圖を、この際一應考察しておく必要があると思ふ。

この問題はもちろん輕々に判斷を下すべからざる事柄に屬するが、第一に最近の米國海軍の政策全般がさうである如く、わが東亞共榮圈に對する最近の米國の態勢は、從前米國海軍部内で唱へられてゐた主張に輪に輪をかけて、急速果敢に實行に移しつゝあること、第二に東亞共榮圈における米國の基地なるものは、本質的に我國に對する攻撃的性格を持つてゐるが、米國海軍は昨今頓にこれを増強すべく、その準備に狂奔しつつあること、第三にその準備は、主として潜水艦と航空機とにより、東亞共榮圈水域は勿論、我が通商路を攪亂して、帝國を經濟封鎖に陷れんため、海上と空中におけるゲリラ戰を目指してゐるや

うに受け取られるのである。

わが東亞共榮圈に於ける米國の軍事基地は、いふまでもなくグアム及びフイリッピンであらう。グアムは米國海軍省直轄の統治を行ひ、同島には砲台設備や飛行場のある外、西海岸の良港アプラが、主として潛水艦基地として使用される軍港でもあり、孰太平洋航空の水上機發着施設をも持つてゐるのである。米國の公表によれば、現に五百の海兵を同島に駐屯させてゐるといふ。また本年の豫算教書において、同島の道路施設と水上機發着施設擴張の經費を計上したことは、潛水艦と航空機の攻撃的基地として、グアムを強化せんとするものといつてよからう。

フイリッピンでは、マニラ湾内のカヴイテ、南支那海岸のオロンガポが陸海軍の基地である。殊にオロンガポはマニラから近距離の良港にして、現に一万トン級までの艦船を入渠し得べき浮ドックを持ち、巡洋艦の修理が可能である。米國の非公式報告によれば、フイリッピンには四千五百の正規兵を存し、マニラを一ケ月防禦するに足るが、長期に堪ふべき火藥工場を持たないとのことである。またマニラにあるアジア艦隊は、昨年は一万トン及び七千トン巡洋艦各一隻、驅逐艦及び潛水艦各十二隻、補助艇數隻であつたといふが、最近では驅逐艦三十余隻、潛水艦三十隻近くに增加されたと傳へられてゐる。尙オロンガポ海軍基地修築費を本年の豫算教書に加へたことは、フイリッピンの獨立問題と併せ考へるべきものであらう。即ち、從前から米國海軍部内には、タイデイングス・マクダフイー法により、フイリッピンが一九四六年に獨立した以後と雖も、ドユマンクイラス湾等の數箇所を、軍事基地として、米本國の手に保持すべしとの主張があつたが、今回オロンガポ修築を取りあげたことは、米國最近の政策が、右の主張に符合しつゝあることを示すものである。

フイリッピンには、目下約百五十機の航空機を配置し、その半數近くは爆撃機であり、殊に四発長距離爆撃機二個中隊を置してをり、航空機製造工場も、目下建設中だといふ。換言すれば、フイリッピンも亦潛水艦と航空機を主とする攻撃的前進基地の相を備へてゐるのである。

米國は、從前米國海軍部内と輿論とで論議されてゐた作戰、即ちグアムとフイリッピンとを、潛水艦及び航空機の前進基地となし、わが東亞共榮圈に向つて經濟封鎖を行はんとする作戰を、逐次實行に移さんとすると共に、これと表裏一体をなして、シンガポール、香港、ダーウイン等の英國根據地及び蘭領印度を背景にせんとしてゐることが看取される。何となれば、本年一月より米國側の開始せるマニラ、蘭印間の定期航空の如きも、米國が有事に備へて、蘭印を飛行基地として利用せんとする意圖を、一歩實行に移したものと思はれるからである。また香港には、既に米國潛水艦用の部分品を貯藏すべき倉庫を建設中だとの說がある。シンガポール等の英國根據地に關し、英米共用の諒解がついたか否かを穿鑿するのは、野暮であらうと思ふ。米國海軍が何處までもこの共用の諒解をひたしにすることは必然で、この事實は、米國海軍が現實に使用することを俟つて、初めて明白にされる外はない。

グアムもフイリッピンもいはゞ帝國の鼻先きにある。この關係は今に始まつたことでなく、米國がこれらの防備を增強するのは無論勝手であるが、西太平洋、西南太平洋まで、否全太平洋を自己の縄張と心得た傍若無人の振舞は、いよ

いよ明白となり露骨となりつゝあるのである。米國が進んで我が死命を制すべく、着々積極的行動を取りつゝある以上、我方としても、最悪の場合に處すべき覺悟と用意とに於いて、遺算無からんことを特に切望せざるを得ない。

米國最近の態度

三選後の米國ルーズヴェルト大統領の動息が動息であるだけに、米國々務省の言動も、必要以上に挑戰的となり、いまや參戰を辭せざらんとする露骨な積極的態度を示してゐるのである。

ルーズヴェルト大統領は三選後最初の談話の形式で意見を發表し、日獨伊三國同盟に當り散らし、援英援蔣の決意を無遠慮に放送したが、さらに本年正月新議會に臨み、一般教書をもつて、重ねて前日の爐邊談話を敷衍し、公々然日獨伊に對する憤懣と敵意を強調したのである。大統領がさうであるごとく、ハル國務長官またこれに劣らず、日獨伊を誹謗して得々たるものがあり、反日家として定評のあるスチムソン陸軍長官、ノックス海軍長官等が競つて豪語し、放言を敢てするに不思議は無い。最近責任ある米國首腦者が暴言に近いこの種の言動を敢てするのは、單に強がりのための強がりからでなく、その背後にある海軍力を恃むからで、これは無論國内消費の意味もあるであらうが、自らその恃むところに瞞つて、知らず識らず暴慢なる言葉を吐くのであらう。

スチムソン陸軍長官は十七日下院の外交委員會に臨み、最大の危機がこゝ二、三ケ月を出でないことを前提とし、米艦の危險水域派遣を仄かしたとあるが、その二、三ケ月内に起るべき最大危機といふのは、果して何を指すのか明白でない。或はドイツの對英上陸作戰が、その頃に決行されるとの見透しを付けてゐるのか、或は對英武器貸與案に基く米國艦船の輸送による對英援助が、交戰國水域において問題を發生せしめる場合、米國は愈〻最後の決意を示すといふのか。思ふに、今春獨英間の交戰狀態が切迫すれば、從つてまた米獨の關係も、勢ひ危機の絶頂に立つこととならう。歐洲情勢の緊迫がまた東亞に波及すべきことは明らかである。米國はこの間の情勢を看取し、將來に備ふるため、未曾有の大海軍擴張案を計畫し、直ちにその促進に努めつゝあるが、同時に當面の戰備充實に腐心し、太平洋における積極的、攻撃的作戰企圖のため、英國と腹を合はせて、濠洲・海峽植民地・蘭印等を聯ねた日本攻圍の態形を整備すべく、着々先手を打たんとしてゐるのである。かくの如く、米國は一方において、海軍力に物をいはせ、日本にのしかゝるとともに、他方許可制による經濟的壓迫を強化して、兩面から日本を威嚇してゐるのである。スチムソン陸軍長官の重大危機到來説は、これこそ米國自身の思ひ上りから、不必要にそれに拍車をかけてゐるのであつて、見すゝ日米間を一觸即發の危險まで追込みつゝある責任は、一つに最近の米國の態度にありといはねばならぬ。

獨伊經濟會議の開催

二十日よりローマに於て獨伊兩國間の經濟會議が開かれることゝなつたが、これに參加する兩國代表數は合せて三百三十五名の多きに上り、議題は兩國間の通商金融に關するのみならず、兩國とその占領地區との間の貿易關係にも及ぶ見込である旨發表せられてをり、それが相當重大なる効果をもつべきものであることが察せられ

るのである。その提唱が獨伊いづれの側からなされたものであるとしても、恰も米大統領による對伊親近政策が噂せられてゐる事實と思ひ合せて、時が時だけに見落してはならない出來事であらう。

目下のところドイツは冬空に阻まれて暫くその英本土攻略を差控へねばならぬ狀態におかれてゐるとはいへ、否むしろそれだから尚更ら、國内の充實とバルカン並びに地中海方面への工作を怠つてゐないのである。すなはち、過日も獨ソ新經濟協定を結んで、對ソ善隣と國内經濟力の補給との途を計るとゝもに、長期戰伊水道に於て獨伊空軍協力の下に英艦隊との一戰を試みたのみならず、いま重ねてローマにこの兩國經濟會議を開くに至つたのは、一つには兩國經濟力の擴充を計り、二つには兩國關係を緊密化するために外ならないものと思はれる。詳細なる會議の内容、經過及び成果については今後にまつの外ないが、それが所期の目的を達成し、歐大陸における樞軸の強化に貢獻すべきことは疑ひなきところである。

それにしても、英米側がさきに獨ソ離間の謀略を試みた結果として、却て獨ソ新協定が生れ、いま又、獨伊の足並を亂さんと企てたことが徒勞に歸して、兩國經濟提携の增強を圖すに至れるは、英米にとつて頂門の一針たることを、この際、指摘しておきたいと思ふ。そして次に來るべきものが伊ソ兩國間の經濟關係の改善であらうことは、すでに一部に傳へらるゝところであり、更にまたやがて日ソ關係調整の機運も解決せられるに到るものと信ぜられる。かくて世界秩序の變貌が刻一刻、促進せられつつあるのは否定し難き事實であり、強ひてこの事實に眼を閉さんとするものはたゞ悔を後世に殘すの外ないのである。

國家總動員法の高次化

經濟新體制に關する各種法案の議會提出を取り止めて、國家總動員法の擴充高次化の裡に、新しい當面的手法を發見しようとした措置は、緊迫せる對外情勢からみて十分うなづける。

しかしながら、昨年以來、立案せられ、特に新經濟體制樹立の要項に盛られた綜合計畫經濟が、これによつて支障なく、健全な展開過程を示すか否かについては、多くの研究を要すべき点があり、警戒すべき政治勢力の動きも考へられる。

從來總動員法業務および物資として、戰時統制の對象となつてゐたものを、廣範圍に擴大してゆくことによつて、政府の統制權はあらゆる方面に、しかも直截端的に觸手を延ばすことは可能であらう。たとへば、一般會社の設立、合併、解散に關する強制命令や、勞務者の就業についての徹底的命令權にまでおよび得るとゝもに、産業團體法案の中に盛られてゐた産業再組織の方式を、統制組合、統制團體乃至統制會社の設立運用に關する命令權の獲得によつて、迅速に時局の要請に應じて對處することも法的には可能であらう。しかしながら、微妙な有機的聯關の上に立つ現實の經濟各部門が、円滑に新體制に追從してゆくためには、豫め方向を示し準備期を與へるを賢明とし、この点よりみれば、精密なる個々單行法による方が、本格的であることはいふまでもない。かゝる手法をさへも、見合さゞるべからざるに至つた諸情勢の切迫といふ、より切實な視角において、この新なる方式が認められるべきであること勿論である

が、政府は、かゝる事情に万全の注意を拂ひ、民を疲れる經濟再編成の方向については、別に不動のものを堅持し、財界をして向ふところを知らしめる用意において缺けるべきでなく、もししからずして、何がどの方向に現はれるや豫想もつかぬといふやうな不安定感を抱かしめたならば、生産力への逆作用は、けだし昨年經理令や指導者原理問題で惹起されたもの〻比でないことを十分注意すべきである。

今回の改正において、從來總動員法の弱点とされた豫算上の權限の缺如を救ふべく考慮されてゐると傳へられるが、かゝる場合は、全く經濟全權の委任法としての色彩を帶びて來るのは必至であるし、議會提出取止めを傳へられるいくつかの經濟統制法案は、いづれも多大なる政府出資または補助金を前提とする會社、團体の設立の上に立案されたものであり、現在の總動員法の建前よりすればかゝる多大な豫算は議會の協賛を求むべきであるが、この委任が行はれたとすれば、あらゆる經濟政策に對して殆ど無限大に積極的施設を行ひ得るわけである。かゝる場合は、豫算外契約の條項を援用するか否かのごとき技術的問題は抑も末であり、この強力無限大の委任法を運用すべき更新陣營と、總動員審議會等の中に、高度純粹の政治力が、すでに顯現され終つてゐるか、いふところの官界新體勢は、かゝる強烈なる權限を驅使して、わが經濟再編の基本命令を達成しつゝ、迫り來る外的情勢に對處し得るまでに、整へられてゐるか否かに、この強權法の公營性と効果の大部分がかゝつてゐるのであり、更に新体制の完成こそ、何物を措いても急がなければならぬ必須條件であらう。

かゝる強權法の發動も、時局段階の要請として必然の動きといふべきであるが、強烈廣汎な實行力を含む最高次の戰時姿勢であるだけに、局にあるものは、政治的取引や、反動的勢力の便乘のごとき低調子の雰圍氣の加はることを嚴に警戒して、純粹にその性格を發揮せしめることを、國民とゝもに切望したい。

選擧法改正案の決定

いろんな波瀾を生んだ衆議院議員選擧法改正案は、やうやく十九日夜を徹した閣議で決定し、直ちに樞密院に御諮詢を仰ぐことになつた。

この改正案の眼目は、いふまでもなく從來の普選的選擧資格を、滿二十五歳以上の男子たる戶主に制限したところにある。大正十四年以來實施された現行の選擧法の結果、選擧權が父子別々に行使せられ、爲に一家の政治に關する意見が分裂して家族制度の淳風美俗が破られた實例が、果してどれだけあつたかは疑問であるが、それとは關りなく、憲法義解のいはゆる君民の分義を明確にするの趣旨を擴充して、選擧權を家に賦與するといふのは、たしかに國體理念に發足した議會翼賛体制といへるのである。この点からは、戶主に代ふるに世帶主でもよいといふ翼協論では意味をなさないのであつて、政府が戶主說を固執したのは當然である。はじめ傳へられた兵役終了者を陸海軍部の英斷によつて削除したのも、右趣旨の徹底を避ける上から良い。

しかしながら、選擧資格を戶主に制限することゝ、議會の内容議員の素質を善くすることゝは、おのづから別問題である。議會翼賛体制の確立には、參政理念を改めることも一つの要件に相違ないが、議員の資質を向上することによつて議會の翼賛機能を活發なら

しむることは、それと相譲らざる大なる目標でなければならぬ。一たびこの見地よりすると、選擧權の制限が直ちに何等の効果をも齎さぬのみならず、議員定數を減少することによつて、少くも新進有爲の士の進出を阻止する傾向にあることだけは爭へない。いはゆる翼賛議會とは、わが欽定憲法に規定された議會本然の姿で、議會翼賛体制の確立とは、議會を骨拔にすることでもあり、議會の内容を改善することによつて議會の機能を一層發揮せしむることでなければならぬ。戰時選擧權を規定して議會翼賛の体制を一新するのはよいとして、改正選擧法によつて選出された議會が、その内容において翼賛において、國民の信賴を裏切ることになつては一大事である。

今回の選擧法改正は、從來の國民能力に基いた參政理念を根本的に改める意味において劃期的といへるのであるが、しかもこれによつて議會の面目を一新せしむるといふ政府の確信は、どうもまだ十分に示されないのである。もちろん法のみによつて議會の一新を期するは不可能かつ不當であらうが、それが政治新体制の一大眼目であるだけ、ひとり定員數の問題のみでなく、推薦協議會制その他についても、政府議會ともに、飽くまで法の完璧を期し、この劃期的改正が徒らに体制を整ふるだけに終らざらんことを望んでやまないのである。

人口增強と人間性

人口問題は國家存立の根本問題であり、隨つて人口政策に誤りなからしむることは、國力發展の一大要件であるから、あるひはこれをたゞ目先きの事象のみによつて左右したり、あるひはこれを食糧問題その他の經濟的要因と引離して、考察したりなどすべきものでないことは、すでにしば〳〵論じた通りである。

しかるに過ぐる二十二日の閣議において決定した企畫院起案の人口政策要綱なるものは、問題の核心に觸るゝところ乏しく、例によつてお座なりの机上案に過ぎぬ恨みのあるのは、遺憾千万といふのほかはない。

本來、過剩人口の處分といふ点に出發したわが國人口政策が、滿洲事變後十年を出でずして過少人口を憂ふる狀態に轉じたといふことは、一つには從前の平和的手段をもつて大陸に移民を送るといふ既定方針が、支那事變後の戰時下においても、依然としてそのまゝ繼續せられてゐる結果として、和戰兩樣の大陸進出方法が並行せられざるを得ない特殊事情によるものであり、更に二つには、その歸結として、多數の壯丁が大陸に常駐することから、最近におけるわが國出生率の激減が來てゐるものなること、疑ひを容れないところである。この二点について、人口政策要綱は何等か特別の考慮を拂はんとしてゐるものであるかどうかについて、明かならざるものがあるが、少くもそれが企畫院の立案に基づく以上、この点に若干の見解を披瀝してもよいのではなかつたか。

さて進んで實際政策として、提案されてゐるところを見るに、頗る觀念的たるの嫌ひなしとしないのである。すなはち、要綱の主眼は、まづ出生の增加そのものに注がれてゐるのであつて、生れたものをいかに丈夫に育て上げて、國家のために有用の國民たらしむるかといふ方面は、二の次に廻されてゐる觀がある。いはんや現に生

を享けてゐながら、健康と生活資料とに惠まれないために、列強と比べものにならぬ死亡率を示してゐるわが國乳幼兒を、いかに救濟するか、そしてまたこれをいかに哺育してゆくかといふ問題に至つては、これを等閑に附してゐるといはれても辯解の余地があらうか。三つ兒の奬勵の如き、それによつて三つ兒が生れるものではないにしても、今までとかく隱され勝ちであつたものが、大びらにせられるといふ効果はあがるに相違ないが、問題は折角多く生れても、立派に育つてゆかなければ、勞多くして效なき結果となるだけの話であつて、國民をして生産、育兒、敎育、醫療、給養その他について、後顧の憂ひなからしむることが、人口增強奬勵の先決問題でなければならない。これを一言にして盡せば、政行景氣の是正と社會政策の徹底とに一層の苦心を拂はずして、人口增強政策を說くは、徒勞とはいへないにしても果してどこまで効果があるか、疑問符を附せざるを得ないのである。

近衞首相は國民に暖衣飽食は許さないが、少くも最低の生活は保證すると公約した。人口政策にたづさはる當局は、必ずやこの首相の公約に立脚して、この度の要綱を決定したに相違なきものと信じたいのであるが、しからば、この要綱の實現に對しては、いま一段と經濟的考慮が拂はれて然るべきではなかつたか。獨身稅や婚資貸付によつて、早婚奬勵の目的が達せられるやうに思ふのは、あまり世間知らずの誹りをまぬかれないであらう。國民はつねに君國に生命を捧げて悔ゆるところないのであるから、當局としても、國民の生活に十分の意を致すべきであり、そこに問題の根本が橫はつてゐるといふも、不可なかるべく、この根本が確立した時、人口問題の如きは自ら解決するのである。

育てるよりも生むを主とする考へ方は、やゝもすれば、忠良なる國民を手段と見たり、これを物扱ひをしたりする唯物論の主張に利用せられる危險少からず、同胞を呼ぶに、物的資材と同樣、人的資材の名をもつてし、人間自らを冒瀆して、毫も怪しまざる結果ともなるのであつて、最近にも饗賞會の一部において、新女性美の制定に關する研究なるものが行はれつつあるが如きも、多分にこの傾きなしとしない。新時代に卽して新なる女性美の發見せらるべきものであることいふまでもないにしても、わが同胞の半數を占むる婦人をたゞ「人口增殖」の觀點のみより批判し、これを出產の道具視するが如きは、あまりに婦人に對する冒瀆ではあるまいか。新しい日本の女性美が強壯なる健康を基礎とすべきことはいふまでもないが、非常時下においてもなほそれはできるだけ十分なる榮養と運動とを出發点とすべきものであり、發剌明朗なる日常生活が結局において、多くの身神健康なる子女を設け、育て、これをして國力の發展に貢獻せしむることとなるのである。百貨店の意匠を決めるやうな方法で、いはゆる新美人の標準なるものを列擧するなど、一寸思ひつきではあるが、果してどうかと思ふ。近頃の風潮はやゝもすれば、調子に乘り過ぎて常軌を逸するやうなことが少くない。人口增殖政策も、新女性美の創造も、すべては同胞全体の人間的向上を目指す結果として、達成せらるべきものでなければならぬ。

食糧政策強化の急務

食糧問題は時局策の最前線へ押し出されて來た。それはむろん、わが食糧問題が、戰時的危機にま

で行きついたといふ意味においてではない。事變現段階と、對米情勢の緊迫が、戰時狀態の高度化と長期持續を覺悟せざるべからずとするならば、かゝる食糧危局に迫ひ込まぬ以前に、飛躍果敢な食糧政策が遂行せられねばならぬといふ意味である。

さきに發表せられた農業新體制要綱に盛られた基本方式や、豫算總會ならびに各委員會で表示せられた農林當局の意向、さらに議會提出を取止められた農村關係法案、近く提出せらるべき諸法案の性格などを綜合的に觀察する時、全体を通じて看取されるのは、石黑農相の着實な漸進改良主義であり、しかも均整のとれた漸進主義である。これら一聯の政策は、その根本的、大局的な農業再建性において、議會のみならず、すでに各方面から指摘せられてゐるごとく、徹底を缺いたものであり、極めて當面的、應急的政策としての面が強化されたものであることは爭はれない。

しかも時局の逼迫と万一の場合豫想される食糧問題の重大さから考へるならば、この程度の政策をもつて、當面的、應急的にも万全を期し得るか否かは問題である。けだし、近衞首相がいふごとく、〝未曾有の國難〟といふ戰爭段階においては、この一聯の漸進改良政策を基調とする當面的重点主義の食糧政策をもつて乘り切り得ないと考へて、いまにしてより強力な政策と具体的對策を準備することがより安全であらう。

政府の食糧政策が、極めて當面的、應急的な方面に重点をおかれて來たといふことは、一部にはとかくの批判があるが、時局現段階に對處する方式としては、決して方向を誤つてゐない。一部の根本論者の非難は、日本農業改組に向つて、なすべきをなさなかつたかつての農政當局者に向けらるべきであり、今日明らかに農業生產力の大きな桎梏となつてゐる不合理小作料、農地統制不備などの改正に對して、強制的勢力をなし、今日食糧增產の決議をなさんとする議會人の一部にも向けらるべきである。しかも事の急なる今日、これらの責任者を追及することも完全に無意義であり、要はかゝる遲れたるわが農業機構を素材としていかにして時局の要請に應ずるかにある。

かくて食糧政策の當面的段階は米穀管理、消費規正、配給などを含む一聯の消費部門に極めて高い當面的重要性が加はり來るのであり、政府は米の割當通帳制の實施にまで突進んで來たのである。農相の議會における說明によれば、三月末日までに實上げるべき政府保有米千五百万石に對して、千六百万石可能の情勢である。問題は爾後のものゝうち、最後の數百万石にあるが、おそらくこの劃期的制度の遂行は、供出米の面においては可能であらう。配給消費の面においても、一年間の試煉と、町會、隣組などの組織網の充實は、絕對量さへ確保されゝば昨年以上の成績を期待できよう。これらを貫いて絕對に必要なのは、政府の不動の方針と思ひ切つて押し通す強力嚴正なる態度であり、さらに綿密な準備である。

同時にまた、當面的、增產政策にしても、外地、滿支を通ずる食糧の組み合せ、外米輸入手當、肥料資材の增加などにおいても、現在までに提示せられたものでは、豫想され得る超非常時に處し得る強力適切なものとはいへない。遙に大きな規模において、食糧政策を文字通り、時局策の先頭に押し出すべきであり、これがため、必要ならば、國民生活の他の部門に、更に一段の規正を要求するだけの氣魄を持つべきだらう。

かくて當面策に重点をおくべきことは、この段階においては議論の余地はないのであるが、一方、根本策と目されるもの、例へば、小作料の是正、農地統制などにいたつても、現狀のまゝにおいては、增産への當面政策を強力に發足せしめることは困難である。すでに明瞭に來るべき農業新体制の必然の基本條件として、認められてゐる一聯の政策は、この際にこそ一定の方向と發足の機會を與へておくべきであらう。

さらに喫緊戰時食糧政策の内容は、單に米麥などを中心とする生産分配に限るものでなく、一般食料品のそれとも、綜合的に結ばるべきであり、この点においては、わが食糧政策は、戰時最高段階には遙に遠いものがある。

事變三年余を經た今日として、わが食糧政策は、國内のみならず、各國からも指摘されてゐた通り、世界に類例のない弾力を發揮し、今後においても、その可能性の十分あることは疑ふべくもない。しかしながら、この食糧上の潜在力をもつてしても、假定し得る對外最大危機に對しては、現在の食糧政策の規模と内容は、明らかに不十分であり、今日において滯なく、果敢強力な綜合的食糧政策、むしろ對策を樹立強行することが急務である。

純粹科學を尊重せよ

我國の歴史において、いまだかつて今日ほど科學の重要性の痛感されることはないが、しかも殘念ながら我國科學の現狀は、全体としてまだ一流先進國の水準には達してゐないのである。もちろん個個の研究に眼を向けて見れば、かかる水準を拔いてゐるものも多數あり、中にはその方面において世界に先んじてゐるものもないではないが、全体として調子の揃つた發達がなければ、現實問題として後れをとるの外はない。假に或る部分品について、世界一のものがあるとしても、その他の部分品が全部それに揃つてゐなければ、その裝置全体としての機能は、悪い部分品の水準にまで引下げられて了ふわけである。

しかしこのことは、必ずしも悲觀するには及ばないのであつて、後から立ち上つたものが、何時までも劣るものとは、歴史は證明してゐないのである。現在世界において、科學の指導的役割を演じてゐると信ぜられるドイツの如きも、かつてはイギリスの後塵を拜してゐたことはいふまでもない。それがいかにして短日月の裡に、イギリスの水準に達し、そしてまたそれを拔くに到つたのであらうか、それこそ實に純科學と實際工業との見事なる連繫の結果にほかならないのである。

思ふにイギリスにおいては、科學の勃興期に達する以前、すでに一國としての工業の体系が出來上つてゐたといへるのであり、隨つてその後、純科學の發達が顯著となつた時代となつても、工業家は進んでその方面の人々の意見を聞かうとはしなかつた。恐らく當時の工業家にとつて、學者の所論はあまりにも辻遠に見えたに相違ない。しかるにドイツにおける事情は、全くこれと異つてをり、科學の勃興期に工業はいまだ全体としての体系を整へてはゐなかつた。それ故に工業家は喜んで純科學者の意見を聞き、純科學者はまた工場の現場において、學術上極めて貴重なる題材を見出したのであつて、かゝる純學術と實際工業との完全な連繫がとげられ、兩者相倚り相扶けた結果、双方ともに驚異的速度をもつて、進歩を能くすることが出來たと見てよからう。

明年度追加豫算案

臨時閣議、大綱を決定

政府は明年度追加豫算案決定のため三日午後八時半より首相官邸に臨時閣議を開催、同夜十一時にいたるまで各省提出の要求費目につき愼重協議を重ねたが同豫算案件には翼賛會補助金その他の政治的考慮を要するものあり、且つ豫算案決定の手順を急ぐため同日は極く大綱的な決定に止め、具體的計數査定は大藏省に一任することを申合せ、午後十一時閣議散會とともに別項の如き情報局總裁談を發表した、即ち今回の豫算閣議は從來のやうに大藏省の査定の結果に對して最後の裁定を與へる形をとらず逆に閣議では大綱的決定にとどめ具体的な計數査定を大藏當局に一任したわけであるが、各費目については其概數は大体決定を見てゐる模様である、そのうち特に注目されてゐる翼賛會補助金も過般來の議會情勢に基いて各閣僚から隔意なき発言があり、翼賛會の性格問題並に今後の運營方針とも關聯して討議が重ねられその概數についても各閣僚間に意見の一致を見た、しかし何分にも翼賛會補助金の問題は議會で八釜しい政治問題となつてをりその決定額の取扱ひについても、今後の微妙な對議會工作とも睨み合せて考慮しなければならないので、他の追加豫算案とも併せその議會提案の時期も愼重を期する必要があるのでこれが取扱ひは同日の閣議では格別の取極めをなさず、今後近衞首相を中心に議會關係その他有力閣僚の間で諸般の情勢と睨み合せて最後の斷を下すこととなつた

伊藤情報局總裁談

本日午後八時半より臨時閣議を開き十六年度追加豫算に關し各項目につき討議し主義上の決定をなし金額については大藏省の査定に一任することとせり

農相・藏相より說明
議員俱代表諒承す

衆議院議員俱樂部では食糧增産問題に關する三億円追加豫算支出の問題に關し三十五名の實行委員中より砂田重政、助川啓四郎、三善信房、島田耘平、村上國吉、福井甚三の六氏を代表として小委員にあげたが、十八日本會議終了後右の小委員は院內政務調査室に小委員會を開き、本問題に對する議員側の態度を決定、午後五時半政府側石黑農相、河田藏相、井野農林次官、廣瀨大藏次官と約四十分にわたつて會見、まづ石黑農相よりかねて議員俱樂部の決議に基き食糧增産計畫には出來るだけ努力して來たが、御要求のあつた各項目については政府はその必要を認めてゐるので出來る限り努力したい、たゞ御要求の主要農產物生產增進のための生產奬勵金を二億五千万円交付することについては米價の問題その他波及するところが相當大きなものであるのでこれ等の点を愼重考慮して最善をつくしたいと思ふから御諒承を願ふ、このことは今日の閣議においても私から意見を報告しておいた、次の部落團體の總動員に要する經費ならびに農業技術員充實、篤農家動員等に對してはことゝくく必要なることを痛感するので大体三千万円程度のものをこれに充當したい、この程度をもつて御諒承を願ふ

また大藏大臣から「只今農相から說明あつた点については具体的にその內容を定めた上で必要ありと決定すれば第二豫備金から支出する決心である」と述べたが、議員俱樂部代表もこれをもつて大体諒承し、十九日豫算總會における高田耘平氏からの質問に對し兩大臣は右のごとく言明することゝなつた

三千萬圓の內譯

議員俱樂部の食糧增産決議は第二豫備金より三千万円を支出することにより落着を見ることになつたが、右三千万円の內容は大体左の如きものである

一、部落總動員に要する經費、部落總動員により部落內荒廢の防止、休閑地利用、低位收穫農家の向上等を行ふため部落に對し助成を行ふもので、大体一部落あたり百五十円、總額約二千万円

二、技術員待遇改善、農會等の技術員一人あたり約十円の臨時手當支給として總額約五百万円

三、篤農家動員費、一町村十人の篤農家を增産達成のため動員し一人あたり約五十円を支給し總額約五百万円

なほこの內容については今後農林大藏兩省間において折衝を行ふが大体右のごとく落着くものと見られる

三千萬圓の支出を決定

食糧增産問題解決す

政府、衆院の要望に應ふ

政府の食糧增産施設を不徹底なりとし衆議院農政研究會が、食糧增産確保のため二億九千三百八十万円計上を決議したのに端を発し、衆議院議員倶樂部も問題を重視して十五日倶樂部一致の決議としてこれをとりあげ、直ちに倶樂部代表は石黒農相、河田藏相等を訪ひ、倶樂部決議文を手交するに至つたが、政府としてもかゝる多大な金額を追加豫算から支出することは困難であり、一般低物價政策遂行の上からも三億円の支出は不可能と見られた、しかしながら右決議はこと食糧の重大問題であり、倶樂部一致の要望でもある上に、さきに衆議院の要望により實現を見た小學校教員手當增額問題とも關聯を有し、ことに倶樂部は陸海兩相に協力方を要請する等多大の政治性を孕んでその推移は頗る注目されるに至つた、かゝる情勢に對處して政府も極めて愼重なる態度をとり十八日閣議を開いて第二豫備金より約三千萬圓を支出し議員側の要望に應へることに態度を決し、同日午後五時半石黒、河田兩相は院内政務調査室に議員側代表砂田重政氏等と會見したが、議員側も大体政府側の意見を諒とし、こゝに重大化せんとした本問題も急轉し、三千万円支出をもつて解決を見るに至つた

滿洲國産業の開發狀況

四年間に顯著な成果

陸相誤解一掃に見解披瀝

東條陸相は廿八日の衆議院豫算總會で三善信房氏の質疑に答へて、事變が勃發した昭和十二年以來の滿洲國における産業開發の成果について説明をなし、銑鉄、石炭、電力の生産量、對日供給量について昭和十二年度と十五年度との比較數量を具体的に數字をあげて説明し、この四ケ年間に相當な成果をあげ得たことを説明した、これに對し津雲國利氏は

二十七日の杉浦武雄氏の言論にもある通り、滿洲産業開發の現狀に對して世上やゝもすれば誤解が流布され、滿洲開發の國策會社が單に無配當の故を以てその經營が全面的に失敗したとの批判がある

とて陸相並びにかゝる論議の及ぼす惡影響に對する内務當局の取締方針を質した、これに對し、東條陸相は、かくの如き言説は滿洲政策の基本に惡影響ありとの觀点から特にその見解を披瀝し、滿洲の産業開發は支那事變と歐洲戰爭の勃發のため豫定計畫に比し若干の減少を見たが、相當の成績はあげ得た、殊に外地における帝國兵備の充實と相俟つて北邊の守りを固めるに役立つてゐる、從つて配當の有無によつて滿洲開發政策の成否を云々するは當らない、とて左の如く説明した

東條陸相（本社速記）滿洲の石炭の問題に一寸お觸れになつたが、それに關聯して一般の模様を申上げる、重要基礎産業である鉄、石炭について、銑鉄の生産高は今日においては昭和十二年當時に比較すると約二倍に達してゐる又銑鉄の對日供給量は約八割を增加してゐる、米國の屑鉄禁輸の折から我が國鉄工業に寄與する所重大なるものがある、これだけでも滿洲生産擴充の効果を認め得ると考へてゐる、數字的にいふと生産設備の点についてはこの席上では差控へるが、生産高について申すと銑鉄生産高は昭和十二年に比較して昭和十五年度は約四十六パーセントの增である、對日供給は昭和十二年度に比較して昭和十五年度は約七十八パーセントの增になつてゐる、石炭の生産もまた飛躍的に增加を示してゐる、昭和十五年度においては昭和十二年度の生

産高の約五割程度の増加を示してゐる、石炭の對日供給については これはやゝ減少してゐるが、これは滿洲國内の産業に利用せられた結果で、これが製鉄生産高の増加等に寄與せらるゝ事實等を見た場合に於てこれらは間接の對日供給とも見ることが出來る、數字的に申すと生産高において昭和十五年度は十二年に比較して四十七パーセントの増である、對日供給は昭和十五年度においては十二年度に比し四十五パーセント減になつてゐる、電力設備においては昭和十二年度の設備に對して約八割の設備を増加した、右の外硫安、パルプ、アルミニウム、鉛、亜鉛、人造石油等の増産についても着々相當の成果をあげつつある

轉失業は全くなし
今月中に合同を完了

三百年の傳統と年産三億円を誇る大阪府下泉州路の機業は、他の機業地と同樣にはじめ農村の副業から出發した、そして漸次環境に惠まれつゝ發達しその一小部分に、なほ昔の副業的色彩を殘しながらも大部分は完全に近代産業化し、今日では各種機業別に強力な工業組合を組織し絹・スフ工聯絲下のもの二十五組合、その他併せて二十九組合に達したが、事變勃發後間もなく實施された輸出入リンク制によつて、生産、配給、消費の各部門において

合同 統制が加へられた、そして昨年十一月二十七日の商工次官通牒が發せられるや、間もなく各種織物工組二十九組合を解体吸收し、舊臘早くも大阪府織物工業組合（出資金百六十万円）の單一組合が組織されたのである

右の如く二十九組合それ自身の解散と一元化は頗る容易に行はれ得たが、その組合下にある幾百千の單位工場の合同は、各種の事情で一部において合同への歩みも遲々たるものもあるが、大勢は合同氣運が着々とすゝみすでにタオル機業界の如きは先頭を切つて舊臘合同を完了させつゝいて紋羽も新春早々合同が完了した、その他一般絹織物（廣幅物）は大部分近代的工場設備の大規模のものが多いので、合同問題は順調に進んでゐるが小幅物の白木綿界は農村副業的色彩の濃厚なだけに合同には相當の日を要するといはれてゐる

工場 が地域的に廣範圍で

合同上の難關といはれるものは、小規模な副業的なものほどあり、從業員が家族でその余剰勞力を使用するのと、祖父傳來の業に對する愛着心の發露とさらに機械の各種雜多で能率の差から來る評價難などに由來してゐる、合同の形態は一般の公式通り大工場は資本合同による株式會社、中小機業は有限會社、家内工業的のものは工業小組合の形式において協議が進められてゐる、泉州機業の合同途上に現れた特徴は、轉業者の全然ないことである

現在各工場における操業率は輸出物の五割、内地向約七割であるが工賃が確保されてゐるため過去における利潤蓄積から機業經營に強靱な粘着力を有することで、殊に全泉機業界にわたり七・七禁令下の奢侈品のごときは藥にしたくもなく、その生産品の悉くは、生活必需品であ

る關係上、機業の大小の規模を問はず經營をつゞけ得るので、この大轉換期において他にみる如き大量轉失業といふ社會的悲劇は全くない、しかも原材料の配給率は今日まで基準台數に對し大工場に對し逓減法がとられてゐるので、小規模で副業的なものほど配給率はよく、したがつて機業合同は小規模、副業的なものほど成立しがたいこれを要するに全泉州機業界の合同問題は

順調

にすゝみ、小幅白木綿の如きもののほかは、大体二月中には合同を完了するものとみられ、目下各組合で鋭意盡力中である、左に各種機業別にその合同進捗狀態について記してみよう

一、大阪タオル工業組合では逸早くも織機百五十台内外を基準とし、繊維工業の先頭を切つて舊態中に左の如く合同編成を完備した△工業小組合、十二（織機千八百六十台）△有限會社、二（織機二百台）

一、大阪紋羽工業組合では新春早早廿三業者がそれ〴〵地區的に合同、三ツの工業小組合を組織一、八十名の業者から成る泉南郡輸出縞綿布工業組合では地區的に有限會社四工場（織機台數合計千三百六十九台）を編成、ほか四有限會社を設立中である

次に廣幅物のうちで、泉州第一の大團体泉北郡織物工組聯合會は組合員の資格として織機二百台以上綿布捺染機一台以上の所有者といふ大物ぞろひとてその合同速度は速い、全工場七十五のうち合同基準織機台數以下の合同を要するもの五十工場で、これを八地區に分ちこれを資本金二十万円以下の有限會社としての合同を計畫中で來る三月中には全部合同が出來上るこのほか泉南郡中央綿織物工業組合では三十六業者で有限會社二、工業小組合五を地區的に設立せんと準備中であり、泉州南部綿織物工業組合だけが目下のところ合同案が樹立されてゐず近く業者が寄つて組織案を樹立、二月中旬までには合同する泉南郡葛城綿織物工業組合では三十二工場中、十七工場が葛城綿布有限會社を結成、その他三百台以上の織機台數を持つ九工場は

單獨

經營、三百台以下の六工場では二有限會社を組織すべく手續中である、また泉南郡北部綿織物工業組合、岸和田織物工業組合、大阪府綿ネル工業組合などは目下企業合同につき、寄々協議準備中である

要するに廣幅綿織物は全体からみて、その半分まで合同の緒につき殘る半分は今後の問題として殘されてゐる、綿織物のうちで合同の最も困難視せられるものは小幅物の白木綿で操業は好況時代に比し五分の一に短縮されたが大部分はいはゆる農山村の家内工業的に發展して來たものである、全組合員百三十八名織機三万台で合同基準台數三百台により全組合員の八割までは合同を要するもその大部分は家内工業的で、しかも各工場とも小さいながらも設備が完備し、原材料も細々ながらも配給され、農業の傍ら一家族の協力で生活を維持し得られるので、合同問題は一般に馬耳東風の觀があり、これを實際上にみても各工場が地域的に遠く離れ〴〵の有樣であることと、農山村人特有の祖先傳來の家業への強い愛着心から合同が最も困難視され、組合幹部の苦心を拂ふところである

かゝる事情に加へて、昨年末商工省で通達した工業小組合の結成

資格

の引上げ、すなはち從來の同資格は資本金二万円以

下とあつたのを改めて、織機評價價格の昂騰により、これを十万円にくり上げ、もつて合同方を刺戟促進する措置が採られたのであるが、この地方では、いまだに右の改正事實を全く知らぬ業者も相當あるらしく、合同の困難さはこゝにも伏在してゐる、特殊品たる綴通、絨氈關係では大阪府平織綴通と大阪綴通絨氈の兩組合があるも、業者の所有織機台數は最高百台、最低三台平均十台内外にすぎない關係上、合同問題は最も緊急事とされ、商工省の指示が發表されて以來、兩組合とも協議の結果、次の如く合同することに決定、遲くとも二月中には合同を完了することになつてゐる

輸出もの〻平織、綴通の合同は織機八百六十台を最高、百四十五台を最低の六ブロックに結成され

内地

向の綴通、絨氈は株式會社（資本金十九万五千円）と有限會社（資本金十万円）の二會社に合同される、同じく純毛布の西日本毛布工業組合では從來、大阪府と兵庫、奈良兩縣の業者をもつて組織し、組合員二百名を數へたが、機業合同により兵庫縣の業者は同縣で合同を行ふ、奈良縣の業者は少數であるため、大阪府の一ブロックに加入することになつた、府下に十四ブロック（泉北郡に十一ブロック、そのうち大津町に十ブロック）一ブロックは織機數百台以上で組織するが、綴織中結成をなし登記を終つたものは泉北郡の四ブロックで大洋、昭洋、東亞、共榮各毛織有限會社として成立、ほかに一月中合同したものなく、手續中なるも二月末までには全ブロックの合同成立が完了する見込である

日本人繊綿毛布工業組合では機業合同に關して組合總會、並びに委員會をたび〳〵開催してゐるが、現在合同は行はれてゐず合同の時期及び、有限會社となるか、工業小組合とするかの組織についても未定で、從前通り製造を續けてゐる、最後に大阪府人絹織物工組（岸和田市）は合同成立したものなく目下寄寄協議中である（堺通信部田淵義一）

石炭買收補償金

一億二千萬圓に達す

かねて商工、大藏兩省間で折衝中であつた原料炭および高級炭增產に要する經費、すなはち當初要求額たる十六年度本豫算五千八百十万円、同追加豫算五千六百三十三万円のうち、本豫算全額ならびに追加豫算中の四千三百三十三万余円、豫算外契約として八百六十万円が七日大藏當局の承認をえた、しかして鐵鋼增產に關聯する製鐵用輸入石炭買取補償金については、ほゞ二千万円程度に落着するものとみられるので、結局十六年度における日炭に對する石炭買取補償金は合計一億二千万円に達することになるわけである、右によつて近く日炭の買上價格も當然引上げられるはずであるが、商工省としては豫算本來の趣旨にもとづいて、できる限り高級炭の買上に振り向けるべく考慮を拂ふことになつてゐる

帝國石油會社法案

三改正案とともに 今議會に提出

商工省では天然石油ならびに人造石油の增産確保をはかるべく、人造石油製造事業法中改正法律案、帝國燃料興業株式會社法中改正法律案ならびに帝國石油株式會社法案、石油業法中改正法律案を今議會に提出することゝなつてゐるがその要綱は大要左の如くである

人造石油事業法中改正法律案

一、奬勵金交付制度の改正および關係條項＝從來同法第九條の規定にもとづいて、政府は直接人造石油製造業者に對して奬勵金を交付してゐたのを改めて、石油共販を通じて交付するやうにする、これは將來人造石油事業が增大せる場合に、奬勵金は買取補償金として石油共販へ交付されることゝなるためで、右に要する奬勵金の經費は十五年度分百十八万円、十六年度は百二十万円となつてゐる

二、公益上、必要ありと認めるとき命令しうる事項中に、生產に關し必要なる事項の追加＝人造石油の需要は、最近高オクタン價の高級品が頓に要求せられるに至り、政府はこれが生產を人造石油會社に對ししばゝ命令するの必要が起つてゐるにかんがみ、從來政府に右の命令をなしうる權限のなかつたことを改め、同法十六條中に命令をなしうる條項を追加、もつて高級燃料の生產品目乃至數量などについての生產命令、製造設備改善命令などをなしうる途を開いたものである

三、液体燃料委員會廢止に伴ふ關係條文（同法第九條）の削除

帝國燃料興業株式會社法中改正法律案

一、理事選任方法の改正＝同社理事は第十條の規定にもとづき、あらかじめ株主總會で定員數の二倍に相當する候補者を豫選したる上で、政府が定員數だけの理事をその內から決定してゐた今回は第九條を改めて、株主總會で規定の定員數を選任、政府は、これを任命するの形式を採ることになる

二、燃料興業債券の發行限度の引上げ＝從來は同社の社債發行限度を、資本總額の三倍までと決定されてゐたのを改めて、五倍までと擴張し、右に伴ふ第十三條の改正をなす

帝國石油株式會社法案

同社は石油資源の開發を促進し石油事業の振興をはかる目的で提出される法案である

なほ石油業法中改正法律案は液体燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除するものである

鐵鋼新體制確立へ

けふ民間準備委員が初會合

官民懇談會で決定

經濟新体制の先驅となるべき鉄鋼業部門の新体制については昨秋アメリカの屑鉄禁輸以來實際上の必要から各方面より可及的速かに確立すべく要望され、過般平生日鉄社長は小林商相を訪問、鉄鋼新体制確立促進方について重要進言を行つた、これに對して商工當局でも同意を表し、先づ民間業者側の意向を徴すべく、二十七日午後五時半から丸ノ内鉄鋼會館において商工當局と民間業者との間に鉄鋼新体制に関する懇談會を開催

【商工省側】小島次官をはじめ小金鉄鋼局長、椎名總務局長、その他関係官

【民間業者側】平生釟三郎（日鉄社長）中松眞卿（鉄鋼聯合會々長）白石元治郎（日本鋼管社長）川崎芳熊（川崎重工業）諸氏をはじめ業界代表者多數出席

小金局長より商工省側の鉄鋼新体制に関する概略の説明を行ひ、兩者の間に隔意なき質疑應答を行ひ一刻も速かに鉄鋼新体制を確立すべく邁進することとなつた、而して當局の説明に對して業者側でも更に研究する必要ありとして左の二十一名の準備委員を擧げ檢討を重ねることゝなり第一回會合を二十八日午後四時より鉄鋼會館において開くことゝなつた、準備委員は次の通りである

平生釟三郎、中松眞卿、渡邊義介、澁澤正雄、白石元治郎、淺野良三、末兼敏、淺田長平、中山悦二、桑山貞治郎、石津武彦、川崎芳熊、井上長太夫、古井保太郎、小泉澄、大屋幾久雄、渡邊政人、山縣恒介、久保親夫、保倉熊三郎、阿部雅雄

生産、配給に指導的立場

鐵鋼統制會への方針

二十七日の官民懇談會に示された商工當局の鉄鋼統制會に関する方針の主なるものは次の通りである

一、統制會は鉄鋼の生産、配給、原料、調査、技術の向上、消費經營の合理化等について指導的立場にたち東亞における鉄鋼業の自主的確立を圖る

一、統制會内に生産原料、配給等の評議委員會を組織し業者の意向を取纏める

一、會長は評議委員會の意向を聽取しこれを事務局において立案せしめる、統制會には陸海軍、商工省企畫院その他関係各省関係官が參與として加はり官民一体となつて立案し會長がこれを實行に移す

一、事務局は會長に直屬し總務、生産、配給、原料、監理、企畫、消費、調査等の諸部に分つ

日鐵法、製鐵法改正

鐵鋼の增產完遂へ

國際情勢の變轉に對處するわが鐵鋼國策の基本方針についてはすでに舊臘の閣議において決定確立を見たが、商工省では鐵鋼一貫作業の確立により日滿支を一体とする鐵鋼の劃期的增產計畫の完遂をめざして日本製鐵株式會社法及び製鐵事業法の改正案並に日鐵の倍額增資を行ふため政府出資金を十六年度追加豫算に計上それ〴〵今議會に提案することゝなつた、今回の改正法律案の目標は

一、日鐵にわが鐵鋼生產の指導的地位を實質的に附與する

二、日鐵の資金強化

三、日鐵と昭和製鋼所の資金交流

の三点にあるが改正案の要旨は左の如し

【日鐵法改正】第一、日本製鐵株式會社法第三條の規定に該當せざる法人と雖も主務大臣の許可を受けたる時は日本製鐵株式會社の株主となり得ること（第三條改正）、現行法では日鐵株式は政府、公共團体、帝國臣民又は帝國法令によつて設立された法人でその議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬せない者に限り所有し得ることになつてゐるが、右によれば滿洲國法人たる昭和製鋼所は日鐵株式を所有することが出來ないので今回の改正によつて外國人及び外國法人に對する日鐵株式所有を主務大臣の許可制とすることになつたもので、昭和製鋼所との株式交流は可能となり、重役の交換等によつて經營の一体化を期し、日滿を通じての一元的增產計畫の円滑なる實施を目指してゐる

第二、日本製鐵株式會社は拂込みたる株金額の數倍に達するまでは社債を募集し得ることとすること（第五條の二追加）現行商法によれば社債の發行は拂込金額を限度としてゐるが、日鐵については特例を設け國策會社として資金の潤澤なる融通をはからうといふのだが、社債總額の限度を三倍とするか五倍とするかについては目下大藏當局と折衝中である

第三、日本製鐵株式會社の社債權者は同會社の財產につき他の債權者に先立ちて自己の債權の弁濟を受くる權利を有することとすること（第五條の三追加）社債權者に對する優先弁濟の規定は數年來起債市場から要望されてゐたものであるが、今回の改正でこれを認めんとするもので巨額の社債募集の促進を期してゐる

第四、主務大臣公益上必要ありと認むる時は日本製鐵株式會社に對し他の製鐵事業者の工場の經營を管理し、製鐵事業の全部若は一部を讓受け又は製鐵事業者たる會社を合併すべきことを命じ得ることとしこの場合の讓受價格又は合併比率については製鐵事業評價審査委員會の議を經るを要することとすること（第九條の二追加）日鐵をして鐵鋼生產部門における事實上の最高指導地位に立たしめるわけで鐵鋼生產增加の至上命令遂行途上において製鐵業者の自治的團体たるカルテルによつては解決し得ない問題を日鐵にこれだけの廣汎なる權限を與へることによつて解決せんとするものである、從つてそのめざすところは弱小會社の救濟に非ずあくまで增產

第一主義の建前をとることになつてゐる

【製鐵法改正】　第一、政府公益上必要なりと認める時は、製鉄事業者に對しその事業の全部若は一部の譲渡又は他の製鉄事業者の製鉄事業の全部若は一部の譲り受け又は製鉄事業者たる會社の合併を命じ又は譲渡、譲受若は合併に関し協議をなすべきことを命じ得ることとし、譲渡價格合併比率は製鉄事業評價委員會の議を經るを要することとすること（第二十條の二追加）日鉄法改正案第四項に從つての附隨的改正であり日鉄と民間會社相互間の事業譲渡、會社合併に對する政府の命令權を規定したものである、從來第二十條に規定されてゐる鉄鋼の供給、數量、販賣價格、條件、生産設備の擴張、改良等に對する政府の命令權が更に擴張されるわけである

第二、製鉄法第十二條及第十三條の委員會規定の廢止

木炭生産目標
八億五千萬貫
買入價格引上げず

山林局長答辯

七日の衆議院木炭需給調節特別會計法特別委員會において、農林省井出山林局長は、樋口善右衛門氏の質問に答へ、左のごとく十六年度木炭生産目標は八億五千万貫、うち三億貫を政府で買上げるむねを説明、十六年度木炭買入價格の引上げは行はぬと言明した

一、木炭の生産費等よりして現在の公定價格は十六年度も變更する意思はない、增産奬勵のためには、本年度と同樣三百二十万円程度の增産施設費補助を計上してゐるが、林道方面の豫算もできるだけ增産に効果のあるやう振り向ける

二、木炭の集荷配給系統については十六年度も現在の産組、商人兩系統による

三、十六年度木炭生産目標は八億五千万貫とし、うち三億貫を政府で買上げる豫定である

なほ本年度の木炭生産高は、三月末日までに大体七億五千万貫に達する豫定である

木材統制法案も
提出に決す
木材會社（資本金五千万圓）を新設

軍需用材の需要はもちろんのこと大陸建設用材、パルプ、坑木、枕木その他の生擴用材、新炭用材等々木材の需要は最近激増の一途を辿りつゝあるが、生産配給機構が頗る複雑なためその需給は円滑を缺いてゐた、かゝる事情に對應して農林省はさきに輸出入品等臨時措置法にもとづく用材配給統制規則を公布し、配給統制の中樞機關として過般設立された日本木材統制株式會社（資本金一千万円）を指定したが、さらに一層生産配給を統制すべく、近く木材統制法案を今議會に提出することゝなつた、本法案の主内容は

一、木材の生産、配給、消費の計畫的統制

蠶糸業統制法案

一兩日中に議會へ

國際情勢對處策成る

國際情勢の變化に對處し、内外の需要に應じ蠶糸業機構を再編成しその安定發達を圖るとともに、蠶糸業に對する國民經濟上の要求を充足するため、政府は一兩日中に蠶糸業統制法案を今議會に提出することゝなつたが、本法の根幹をなす主内容は左の如くである

一、**生産計畫**　農林大臣は新設の蠶糸委員會に諮り蠶種、繭、生糸等の生産計畫を定め、これにもとづき蠶糸業團体をしてその團体員の生産數量、品種その他に關する統制を行はしめる

一、**日本蚕糸統制株式會社**　蠶糸の價格の安定、需給の調整をはかるため資本金八千万円（四千万円政府出資）をもつて統制會社を設立し、蠶種、繭、生糸の買入れ、賣渡しを行ふ

一、**蚕糸配給統制**　蠶種、繭または生糸の生産、輸入または移入を業とするものは、その生産、輸移入せる蠶種、繭、生糸を統制會社に賣渡すべきこと、蠶糸業者はその生産に供する蠶種、繭を統制會社以外から買入れ得ざること

一、**輸出生糸の自由販賣**　前項からの除外は命令をもつて定められるが、輸出生糸は原則として會社が買入れを行はず、一定の値幅の下に自由輸出が許される

一、**價格制度**　農林大臣は統制會社が買入または賣渡す蠶種、繭、生糸の價格を定める、價格は生産費を規準とし、蠶糸の需給狀況、物價その他の經濟事情を參酌して定める

一、**政府の生糸買入、賣渡**　統制會社の所有生糸が一定量以上になつた場合、政府は生糸の價格數量の調整を圖るため統制會社の買入價格に準據した價格で買上げを行ふ、また政府は會社に對し價格調節上必要な場合は手持生糸の賣渡しを行ふ、この政府の生糸買入、賣渡は糸價安定施設特別會計で行ふ

一、蠶糸業者の許可制を行ふ

一、桑園新設擴張許可制を行ふ

一、**生糸檢查制度**　輸出生糸以外についても價格決定のため檢查を行ふこととし、從來の輸出生糸檢查法を廢止し、新に輸出用國内用につき檢查を行ふ

一、**統制會社の積立金制度**　繭生糸の價格を安定させるため統制會社をして繭糸價格安定資金を積立てさせる

以上の如くであるが、この法案が通過すれば從來の蚕繭處理統制法および輸出生糸檢查法は廢止され糸價安定施設法中糸價安定施設組合に關する條項は削除されるわけである

なほ政府は現在の糸價十三百五十円をあくまでも堅持し、帝蠶等の損失を補償し、これに肩替るとともに、新統制機構下においても、糸價維持を行ふため、糸價安定施設特別會計法の買入れ資金限度七千万円を二億五千万円に變更することとなり、その規定を蠶糸業統制法案中に挿入する

製糸聯評議員會協議

全國製糸業組合聯合會では六日評議員會を開催、製糸業新体制にともなふ釜數整理について協議、三割六分整理の具体的實行方法について同夜深更まで檢討した

なほ中央製糸會では十五日評議員會ならびに臨時總會を開催して本問題を審議する

日鐵、倍額を增資

日鉄增資案は目下商工、大藏兩省の間で折衝を行つてゐるが倍額增資として政府出資分については政府出資特別會計十六年度追加豫算に計上提出すべく意見の一致を見た

右增資に関しては現行日鉄株式配當率が七分であり、これに對し四分の社債をもつて右資金を賄ふこととなれば、日鉄の負擔を輕減するとの建前から增資反對論もあつたが、商工省としては熔鑛爐の建設等製鉄事業の基本施設に投ぜられるべき資金はあくまで自己資金であることが絶對必要なりとの見解を持し、倍額增資の方針を決定したものである

政府出資の比率に関しては日鉄資本（全額拂込）五億円が政府出資二億八千万円、民間出資二億二千万円となつてゐるのを商工省としてはそのまゝ增資分に及ぼし、政府二・八に對し民間二・二の比率を維持したい意向であるが大藏省は特別會計の膨大化するとの理由により難色を示してゐるので、政府民間出資差額六千万円をそのまま据置き增資分に對しては半分の比率となる見込である

なほ增資株の拂込を全額とするか否かも考慮中である

石油の對日輸出

米政府事實上禁止す

【ニューヨーク特電六日發】米政府は來る十五日、石油の對日輸出を著るしく困難ならしめる如き措置を講ずることゝなつた、すなはち十二月十日發布の銑鉄、鋼材の輸出許可制に関する大統領布告は十二月三十日より實施されたが右に伴ふ各種の疑義を一掃し商品の定義をはつきりさせるため、米政府は五日施行細則を發し六日これが業者に通告された

それによれば百四十八種類の商品をあげ、それに對し輸出許可制を布く旨を明かにし、それぞれの商品につき説明を附してゐるが、そのなかに稅番六二〇五として「密封し、又は密封せざる金屬ドラム罐、及び容器」といふ一項がある、これに該當するものとしては、第一に石油を容れて輸送する罐があり、次いで醫品、雜貨の類の入つた罐が悉く輸出許可を必要とするわけで

石油その他なかみそのものゝ輸出は法律的には自由であるが、容れ物の輸出が、米政府の統制下に入れられる結果、事實上なかみそのものに對して、輸出許可制を實施するのと同じことゝなる、これが對策としては、石油に関しては、油槽船をもつて來るか、それとも

鐵、石炭の增産へ
近く具體案作成
きのふ官民懇談會

鐵鋼および石炭の增産に関する商工省首脳部と民間業界代表者との會合は十八日午後六時から麹町錦水別館において開かれ

商工省側から小林商相病氣のため缺席のほか小島次官、東燃料局長官、小金鉄鋼局長、民間側から平生日鉄社長、畑同企畫部長、鮎川滿洲重工業總裁、高崎同副總裁、松本日本石炭社長、茂野石炭鑛業聯合會常務理事らの諸氏出席

小林商相にかはつて小島次官から國防経済強化の必要に迫られてゐる折柄、鉄鋼および石炭の增産は最も喫緊の要務とされてゐるので政府はさきの閣議に於て鉄鋼增産對策を決定したが、民間側においても官民一体の實を擧げて政府の方針に協力せられたい、ついては政府の方針に基き民間側に於ても鉄鋼およびこれと併行する石炭の增産について取りあへず十六年度に對する具体案を作成して提示されたいまた急を要すべき二、三年後の增産對策を樹立すると同時にこれが實施に對する民間側の希望も十分に織り込まれたい、政府としても出來るだけ民間側の希望に副ふ考へである旨の挨拶をなし隔意なき懇談を遂げた、業界側としてはこの趣旨に基き出來るだけ速かに鉄鋼及び石炭の增産についての具体案を作成するが、内地については平生日鉄社長が、滿洲方面については鮎川滿業總裁がそれぞれ擔當し今後兩者間に緊密な連絡をとつて適材適所主義に則り高能率高生産の會社に多量の製鉄資材を供給するなど重点主義による日滿一体の鉄鋼增産具体案が作成されることゝなつたが、同案は大体三月中旬頃までに取纏められ商相の手許に提出される筈である、しかして石炭の增産具体案については鉄鋼增産案とにらみ合せて併行的に作成されるはずである

引揚命令に斷乎〝否〟

踏止まる米人宣教師

ニューヨーク市五番街にある米國メソヂスト教會布教本部が去る二十一日わが國内地、朝鮮及び支那における皇軍占據地の全宣教師百八十余名（家族を含む）に發した引揚命令は、わが國キリスト教界に異常な衝撃を與へてゐるが、これら宣教師の中には本國の指令を斷乎としてしりぞけ、飽まで日本に踏み止らうとする者が現れ、右すべきか左すべきか岐点に立つ米人宣教師に大きな波紋を投げてゐる――【寫眞は絶對に歸國せぬ宣教師バット氏】

今度の引揚命令が出るまでには次のやうないきさつがある、かねてアメリカの布教本部から現下の國際情勢に鑑み在日本宣教師のとるべき態度について意見を求められてゐた日本メソヂスト教會本部では各方面の意向を打診した結果、去る十五日監督阿部義宗氏の名をもつて

日本　本部では翌二十二日以來阿部監督を中心に對策を練り米人宣教師達も連日協議を重ねてゐるが、全員一致の方針を決定するに至らず、結局來る一日本部に宣教師代表より成る實務委員會を開きそれ〴〵の意思によつて各自の態度を決定することになつた

權威ある觀察者の見解によれば、在日本宣教師は決して引揚の必要がない

と打電した、二十一日の米國側の引揚指令はこの日本側の返答に對する返答であり、しかもそれは單なる忠告や勸告でなく米國政府の懲戒にもとづく問答無用の「命令」だつたのである

彼ら宣教師は米國布教本部から日本における傳道を命ぜられ生活費を給與されて居り、歸るべきか留まるべきか、深刻な惱みに陷りつゝも大勢は引揚げに傾いてゐるが、愛隣團その他の社會事業團体を指導してゐるカナダ生れジー・イー・バット氏はあくまで日本に滯在する決意を示し、また足立區本木町一ノ一〇三五に愛惠學園を營むミルドレッド・エー・ペイン女史ら約十名も日本に留まることを頑強に主張してゐるといはれる

しかし本國の「命令」にそむくことは直ちに生活費の支給を絶たれ今後本國へ歸り得ないやうなことになる可能性もある、これらの

犧牲　をも省みずして敢然としてわが國にとどまらうとする人々のある事實こそ、あの引揚命令に對する再度の絶好の「返答」であるが、それと同時に「キリスト」と「ルーズヴエルト」に板挟

みされた米人宣教師大半の去就は單なる興味以上に注目すべきものがあらう、なほ青山、關西兩學院をはじめメソヂスト教會關係の中等學校以上の十六校は財團法人組織になつて居りその他の社會事業團体もたとひ米人宣教師が引揚げても何ら支障なく經營される模樣である

◇

引揚反對のバット氏は二十四日夜小石川區富坂二ノ一七の自宅で語る

太平洋には絕對に戰爭が起らぬと信じますから私は日本に踏みとどまります、日本に來てまる二十年、私は一度も不愉快な思ひをしたことがありませんそもそもこちらへ來る時に私は何らの政治的意圖をも持つてゐなかつたのですから今更政治的なことで歸國するわけはないのですいや、こんな時にこそ宗教家は平和の使徒として活躍すべきです、私が万一歸國することがあるとすればそれは不幸にして戰爭が始まり日本の親しい友人から「お前がゐるのは邪魔だ」といはれる時だけです、そんなことは決して訪れないと信じ、かつ祈つてゐます

東京開港は國策

横濱に死活的影響なし

藏相、政府の方針明示

東京開港問題は横濱市民の猛反對に對し、政府はその円滿納得を圖るため横濱代表者を兩三度に亙り招致、國策的見地より協力を要望したが、横濱側は依然諒解点に到達するにいたらずその間政府は着着開港の準備を進め議會開會中右の東京開港案を閣議に附議する方針を堅持、横濱市並に輿論の成行を注視しつゝあつたが、二十八日衆議院豫算總會に於て平川松太郎氏（神奈川縣選出）より東京開港が横濱市の死活問題なる所以を說いて政府の善處方を要望したに對し、河田藏相より東京開港が横濱市に死活的影響を與へるものでなく、東京開港は國策的見地に立つものである旨を強調し、政府の開港方針を明にしたことは注目される、しかし政府としては藏相の答弁にある如く、極力横濱市民の納得を求めた上で實現せしめる肚なので、當分はなほ横濱市との折衝並に議會の動向觀望が續けられるであらう、藏相答弁左の如し

河田藏相　一朝東京を開港すれば横濱の貿易は、全部廢つてしまふ——かういふ話のやうであるが、東京開港といふことは横濱港の貿易全体を東京港に移すといふことでは決してないのである、東京港は千數百万トンの貨物を呑吐してをり、我國の開港場の中で貿易港としては今でも上位に位するだけの貨物を呑吐してゐる、それだけの貨

物を呑吐するところの設備を完備してゐるのである、それが開港になつてゐないのは横濱の反對を深く考慮に入れてゐたことは確に事實である、しかしその設備が完備して居り、又千數百万トンの貨物を呑吐してゐる東京港をかりに開いたところで、それが横濱港に出入する貨物、船舶の一部であり、その多くのものは矢張り横濱港から東京へ來るもので、その貨物は矢張り横濱港を經て入つて來る通過貨物である、從つて成程このためには横濱港には立寄るが、多くの場合通過するものは東京港へ直接入つて來るといふことの差に過ぎないのではないかと思ふ、こゝは意見の相違であつて政府の見解としては、東京港を開港して横濱港を通過した貨物が直接東京港に入つて來たところで横濱港に大した影響なし——かうみてゐる、そこに非常に見解の相違があるので

ある、しからば此機會においてさういふことをせんでもよいではないかといふお話であつた、これは誠に御尤な話であるけれども、又一方から考へて見ると、いづれは東京へ來る貨物としたならば、運輸交通、ガソリンその他の消費といふものは相當な量に上る、成程横濱東京間の運輸交通のために費すところの資材材料といふものは全國から見れば比較的小さいかも知れぬが、たとへ小さいとしても、今日この場合はみすゝ節約の出來るものを默つてみてゐるといふことは帝國一丸となつてからなければならぬこの時勢においては、考へなければならぬ、かう考へて私はこの際は東京を開港することはいゝのではないかと考へてゐるのである、しかしながら私としては横濱の人が非常に憂慮される心持はわかるから、出來るだけその氣持を理解して摩擦が起らないやうに善處したいとひたすら苦慮してゐる次第である、横濱市の反對せられる方々に對しては十分その道を盡して理解していたゞきたいと思つてゐる

米の極東向け 船腹不足深刻

【ニューヨーク六日發同盟】最近アメリカ太平洋岸の極東向船腹は逼迫を加へ支那向アメリカ小麥粉輸出商ひは大西洋岸に振り替へられつゝあると傳へられる、此結果最近支那筋はニューヨーク市場で百七十トンの小麥を買付け、これをパナマ運河經由で輸送することになつたといはれ追加買付もニューヨーク市場で行はれてゐると傳へられる、なほ前週中にオレゴンの製粉工場筋は二万五千乃至三万ブッシエルの小麥粉を香港向に賣却したが、今後はたとへ賣約が成立したとしても船腹不足狀態に鑑み輸送は困難であるといはれてゐる

綿、人絹織物等 濠洲政府徵發

七日外務省入電によれば、濠洲政府は國家保全法に基き去る二月三日六十一種に亙る物資を徵發および貯藏する權能を軍需省に賦與した旨發表した、これと同時に軍需大臣に對し軍需工業の利潤を制限乃至管理する權力が與へられた、右物資のうち主なるものは左の通りである

棉花、綿および人絹織物、化學藥品、工作機械、非鉄金屬類、醫療器械および藥品、ゴム等

明大輝く三連覇

早大の反撃既に遲し

【小樽にて富永特派員発】最終日を迎へた全日本學生スキー選手權大會は十九日午前九時から小樽飛躍台で複合飛躍、細飛躍及び三十二キロ繼走を擧行、この日朝から快晴無風で、飛躍台のコンデイシヨンも前日暖氣のためやゝとけた雪が凍つて物凄いスピードを出す上乘な飛躍競技會となつたこの日早大選手は果敢な反撃態勢を展開、複合競技に山田（早大）が先づ第一位を得て氣勢をあげ、細飛躍にも西（早大）が明大の新鋭森を退けて、優勝万丈の氣をはいた、最後の繼走では明大が前日の距離レースの優勝をそのまゝに持ちこし早大の反撃をしりぞけ、四年振りに第一位を得て總得点六十二点をあげ堂々たる三連覇を成就、第二部では盛岡高農の優勝するところとなつた

山田（早大）複合に優勝

坂田（慶大）豫想外の不振

◇…複合飛躍で前日の長距離に滿点を得た上に二位以下に大きな差をつけた山田（早大）は、不得意な飛躍競技に當つてひどく自重した試合振りを示したのは作戰から云つても當然であつた、明大逸見は飛躍で山田を相當追擊したけれども前日の三十七点といふ大差はどうにもならず、複合競技の一位は久し振りに早大の頭上に輝いた、山田の勝因の全部は前日の長距離の快走にあつた

◇…今日の飛躍で最も目ざましい進出振りを見せたのは聞宮（北大）で彼の飛躍振りは円熟味には缺けてゐるが勇敢な点において隨一のものであり、西、龍田、龜ケ森の錚々たる細飛躍選手を押へて最高点を獲得したのは賞讃されてよい

日大の新人佐野は長距離でもよい得点を得てゐたので優勝を期待されてゐたが、この日のジヤンプは昨年の大館中學時代よりはるかに惡くその上轉倒してしまつた、複合の雄として自他共に許した坂田（慶大）は今日も全然元氣なく十四位といふ下位に落ちたのは全く豫想外のことであつた

稻田嬢優勢

全關西型滑

第一日成績

【大阪電話】第十六回全關西型滑選手權大會第一日は十九日午前九時大阪朝日ビルスケート場において擧行、先づ女子選手權のスクール競技から始められ稻田、月岡兩嬢の演技は期待された如く見事なものであつた、男子選手權は午後一時より引續き開始されたが女子に比し多少低調であつた

◇スクール得点　稻田八九四・六〇、月岡七七五・九〇、生田六四五・〇〇、加藤五八七・八〇

小豆島七二一・九〇、伊賀六一二・五〇、小杉五〇七・一〇、佐藤四九八・六〇

17276

STATE LIBRARY

LIB.-4040-3/75

SIMON FRASER UNIVERSITY LIBRARY

Unless recalled, all materials due
last day of exams each semester.

~~STORAGE~~

REC'D DEC 14 1990

1228 APR 17 1991

REC'D APR 20 1991

~~STORAGE~~

PT

3 9345 00254186 4

STACKS PL 537 E4
v. 2
c. 1

[redacted]

NOUS SOMMES PRÊTS

SIMON FRASER UNIVERSITY
LIBRARY